同王の半面像を印し、授は濃青色である（此の外一八九七年にチュラロンコーン王により創設せられた同名の徽章がある。同章には同王の半面像を彫み、赤綬に附して佩用せられる）。

(ト) ラーチャニヨム徽章（Rajaniyom Medal）―生命救助者に與へられるもので、一九一二年九月二十九日ラーマ六世の制定に係る。銀製にて王の半面像を帶び、綬は黃黑半々である。

三、記念徽章　(イ) 百年記念徽章―盤谷市百年記念の爲一八八一年創定された。

(ロ) ホー戰役徽章―ホー（Haw 南部の支那人）匪賊征討に參加したる者に報賞として一八八四年創設せるものである。

(ハ) 二十五年記念徽章―チュラロンコーン王御即位二十五年記念の爲一八九三年十月創設された。

(ニ) プラバート・マーラー徽章（Prabas Mala Medal）―チュラロンコーン王最初の御渡歐を記念して、一八九七年創設。

(ホ) 皇后徽章―チュラロンコーン王御渡歐中皇太后陛下の御攝政を記念する爲、一八九七年に創設された。

(ヘ) ドウウイタビセク徽章（Dvidhabhisek Medal）―チュラロンコーン王の治世年數がモンクツト王の治世年數に倍加したるを記念する爲、一九〇三年十月創設。

(ト) 治世レコード徽章―チュラロンコーン王の治世年數が、各先王の治世年數を突破したるを記念する爲、一九〇七年十一月創設。

(チ) 治世四十年徽章―チュラロンコーン王の治世四十年に達したるを記念する爲、一九〇八年創設。

(リ) ラーマ六世戴冠式記念章―一九一一年創設。

(ヌ) 佛曆二四六一年戰役記念章―歐洲大戰に勤務したる者の爲、ラーマ六世陛下が特に創設されたるもの。

(ル) プラチャテイポツク王戴冠式記念章―一九二六年創設。

(ヲ) 佛曆二四七六年護憲章―一九三三年に創定され、十月兵亂鎭壓を援助した者に與へられた。

國旗制度　一九一七年の國旗に關する法律に依り、國王・皇后・皇太子・皇太子妃・親王及內親王の各旗及長旒が規定された。

國王旗―黃色地の中央に王室御紋章クルツト（佛典に見る迦樓羅天の事にてガルダとも稱す）を赤色に染出したる長方形旗である。

一九一七年九月二十八日の國旗に關する法律改正に依れば次の如く規定されてある。

國旗―縱橫各三及二の割合なる長方形にて、其の中央に旗の全長に亘りて旗幅の三分の一を有する濃紺の橫線を劃し、其の兩側に旗幅の六分の一なる白線を平行に、更にこの白線の兩側に旗幅の六分の一の赤橫線を劃する。該旗はトライロン（Trairanga）旗即ち三色旗と稱する。

海軍旗―他は暹羅國旗と同樣であるが、中央に兩側の赤線に接する赤地の圓があり、圓內には飾を施し旗竿に向ひ臺の上に立つた白象の像を染拔いてある。該旗は同國海軍所屬の全船艦の艦及所屬地全部に揭揚し得る。

政府旗―暹羅國旗と同樣であるが、其の中央部に之を使用する局を示す表章を附してある。

水先案內旗―暹羅國旗と同樣であるが、唯白色の緣をとつてある。該旗は水先案內用であつて、前檣頭に之を揭揚する時は、水先案內を求めつゝあることを示すものである。

七　宮內事務

往時は軍事に當る大臣と一般行政を司る大臣とがあつて玉座の左右に侍り、宮內事務をも併掌したもので、宮內及府內の區別稍判然するに至つたのは前世紀の末葉の事である。爾後官府の一省として宮內省が設置されてゐたが、一九三二年の革命後はその機構が著しく縮少され、宮內大臣は之を宮內長官（Governor of the Royal Household）と改稱した。一九三四年末世情に鑑みて宮內省を復活したが、翌年先帝が退位され、御留學中の幼帝が御卽位になつたので、同年八月一日再び之を廢して、院（ダアン）（省と局との中間）の地位を有する宮內事務室（サムナクガラーヤカン）（Bureau of Royal Household）とし、國務總理の管下に置いた。その人事は國王の御裁可を得て總理之を行ふ。

宮內事務室には最高機關として宮內事務委員會（ナアカンヤカラーンガラーチャカン）（The Board of Royal Household）があり、宮內事務長官（Grand Master of R. H.：陸軍中將 Phya Ujittwongs Vuddhikrai）、內藏頭（Grand Master of H. M.'s Privy：Phya Manavaraj Sevi）、式部長官（Grand Master of Ceremonies：Phya Devsr Vongsvivadhana）、王宮長官Grand Master of the Palace：Phya Prajakij Korachakra）、近習長（Chief of the Royal Pages：Phya Isaraluiraj Sevi）、內大臣（H. M.'s Private Secretary：代理 Khun Niranlarajya）及宮內事務次官を委員として委員會秘書を置き、其の下に宮內事務室・秘書官室・近習課・王宮及式部課・內藏寮の五課を設けてゐる。

政治

總說―國王―立法―行政（中央行政：內務行政：地方行政：警察…外務行政）―司法―（附）文官官制及恩給制度

一　總說

暹羅は現今立憲君主政體である。暹羅には元君臣父子主義政治が行はれたが、後小乘佛教、婆羅門教の影響等による王位神聖が極端なる專制政治を生み、國土及國民は總て國王の所有となし、代々威壓政策を以て人民を統御するに至つた。にも拘らず下に不平不滿の聲なく、內政上何等の困難に遭會しなかつたのは、國民が佛教により好く精神統一され、且つ久しきに亘る恐怖政策と絕對服從の强制に慣れて本能的に從順となつてゐたのと、一般國民は無智にして、有識者は悉く官途にあつたのみならず、熱帶的氣溫と富源による衣食住の容易は革新の氣力を奪つたのと、一方叛亂に對する恐怖、佛教精神、ダサラーチタムマ等極端な王權の濫用を制限する要素が加味されてあつた事實に歸因する。然るにラーマ四世以降は、暹羅太古の父子主義觀念を多少復活した一方、外國文明を採入れて諸般の改革をなしたが、憲法も議會もなく、司法及行政機關は置くが、總理大臣なく、閣議其他の會議は國王が親裁するとと共に、官吏の任免、大赦、榮譽及恩給授與等の諸權に至る迄悉くその專斷下にあり、名實共に君主專制政治を形成してゐた。

斯くの如く宮府官府の區別の劃然しない政體が一九三二年六月二十四日迄持續されたが、澎湃たる民主思潮の浸潤は終に同日の立憲革命となり、數日後臨時憲法が、次いで同年十二月十日恒久憲法が公布され、革命と同時に設置されたる第一期人民代表議會は一九三三年十二月十日に民選議員を交へて第二期に入り、一九三五年刑法の改正により司法權の獨立を完成した結果・現今殆ど完全な立憲政體を形成するに至つた。（「王室の項」及「歷史の部」參照）

政綱と憲法　一九三二年立憲革命を成就した人民黨は、擧事と同時に(一)法權・財政・經濟の獨立擁護　(二)治安の維持及犯罪の防止　(三)堅實な經濟政

策の樹立實施に依り各人に職業を與へて國民生活の安定を期し、以て國民の福祉增進を圖ること　(四)國民平等權の確立（國民に對する王族の權力を認めず）　(五)上記四項に牴觸せざる範圍内に於て國民の自由確保　(六)國民教育の完全なる普及よりなる六大政綱を宣言したが、右は今日も勿論施政の指針として忠實に遵守されつゝある。

一九三二年六月二十七日施行の臨時憲法は全編三九箇條、總則・國王・人民代表議會・人民委員會・裁判所の五編に分割されてゐたが、國民の兵役及納稅の義務、身體居住の安全、信書の秘密・言論及信教の自由、所有權の保障に關する規定を設けない等甚だ不完全であつた上、國王の權能を著しく制限してゐる點があつたが、同年十二月十日實施の恒久憲法は著しく右缺點を補足した。恒久憲法は總則（二箇條）、第一章國王（九箇條）、第二章國民の權利及義務（四箇條）、第三章人民代表議會（三〇箇條）、第四章國務院（一二箇條）、第五章司法（三箇條）、第六章補則（三箇條）、第七章憲法の施行及經過規則（五箇條）、總計六八箇條より成り、簡潔なる點、其他本邦の憲法に酷似してゐる。右の中第一章、第三―五章、第七章は其の大意を後述するから、茲にはその總則、第二章及第六章に付て略述する。先づ劈頭に暹羅王國は一體不可分なること及人民は人種又は宗教の如何を問はず平等に憲法の保護を享受する權利を有する旨（一條）を規定してゐるが、最も注目されるのは本憲法の根本精神である第二條にして、主權の淵源は暹民にあり、國家の元首たる國王は本憲法の條規に遵由して之を行ふと定めて居り、極端な議會中心主義を示してゐる。又王族の尊嚴と榮與とを保持する爲モーム・チヤオ（「王室の項」參照）以上の王族の政治關與を禁止せる點（一一條）も前前の國情に徵して注目される。人民は本憲法に定める場合を除き、凡て平等に法律の適用を受け、尊稱により何等の特權も賦與されることなく（一二條）、又人民は國民の義務に背き又は秩序風紀を紊さざる限り信教及禮拜形式の自由を有し（一三條）、合法的な身體・居住・所有・言論・著作・印行・教育・集會・結社・職業の自由を有するが（一四條）、法律を尊重し國家を防衞し、納稅其の他法律の定むる條件及方法にて政府を支持する義務を有する（一五條）。第六章補則に於ては憲法と他の法規、憲法の解釋及改正を規定してゐる。憲法に違背する法律は無效とし（六一條）、憲法解釋の絕對權は人民代表議會にある（六二條）。憲法改正の動議は、國務院若しくは人民代表議會總議員數の四分の一を下らぬ議員の贊成を得たる場合にのみ之を提出し得、右動議が議會を通過するも一箇月間は未決とし、同期間を經て之を議會に提出再議に附し、氏名點呼による表決により議員總數の四分の三を超ゆる票數を以て再び通過した時初めて普通法通りの手續を行ふ。

二　國王

暹羅國憲法を見るに國王の人格は神聖不可侵とし（三條）、國王は軍の總帥であり（五條）、法律により正當に設立された裁判所を經て司法權を行ひ（八條）、人民代表議會の召集・開會・閉會（三〇條、三一條）、解散（三五條）、會期延長及停會（二九條）を命じ、正副議長を任命（二二條）し、同議會の勸告に依り及協贊を經て立法權を行ひ（六條）、國務院（內閣）を任命し（四六條）、之を經て行政權を行ひ（七條）、戒嚴を宣し（五三條）宣戰・媾和をなし、條約を結び（五四條）、大赦を行ひ（五五條）、法律に矛盾せぬ勅令を發する（五六條）點等は吾が國憲法と大同小異であるが、前記の如く統治權は暹羅國民より發出することゝして、その中心を人民代表議會に置く點は、日本憲法と根本的相異がある。故に國王は立法權を行ふが、議會が再審議に附した法案に對しては拒否權なく、議會は裁可がなくとも之を法律として發布する權利があり（三九條）、國王は國務院を任命するが、國務院は議會の信任を要し（五〇條）、王位繼承は佛曆二四六七年王位繼承法によつて行はれるが、人民代表議會の承認を要し（九條）、國王が國を離れ又はその職權を行ひ得ない場合は攝政又は攝政會議を置くが、その任命にも議會の承諾を要するのみならず、國王自ら之を任命しないか又は任命し得ない場合は議會がその任命の手續をする（一〇條）。尙人民には信教の自由を許すが、國王は三寶の擁護者であるとの暹羅古來の傳統觀念から國王には佛教の信奉を强制して居り（四條）、宣戰は國際聯盟規約に悖らざる場合に於てのみ之をなすこと（五四條）としてゐる點も異例である。

國王　「王室の項」參照。

攝政會議　ラーマ七世は御渡歐（一九三四年一月）に當り大叔父ナリスラ（Narisra）親王を攝政に任ぜられたが、翌年三月七日同王御退位、幼帝アナンダ陛下の御登極を見るに及び、一八九七年ラーマ五世が最初の御渡歐の際攝政會議を置かれた故事に倣ひ、且つ時局柄强力な攝政會議を置くの必要を認め、アヌワタナ親王（H. R. H. Prince Anuvratana Chatturonta―陸軍大佐、ラーマ五世の御正兄弟ソムデット・クロム・プラ・チャカポン親王の御令息）、アーティット・テープ・アーパー殿下（H. H. Prince Aditya Dhibha Abha―海軍少佐、故チュムポーン親王の御長男、故パヌランシー親王の長女モム・チヤオ・テープ・サーパンを御母として一九〇四年七月二十四日御誕生、一九〇八年プラ・オン・チヤオに御昇格、英國で御勉學、立憲革命當時はデコーン・パトムの縣知事であられた）、チヤオ・プラヤー・ヨマラート（Chao Phya Yomaraj, Pan Sukhum 一九二六年迄幾何大臣及內務大臣を勤めた重臣）より成る攝政會議を置いた。後（同年八月十二日）右首座の宮アヌワタナ親王は御自害になり、アーティット殿下が首座に御就任、新に陸軍大將チヤオ・プラヤー・ビチヤイエン（Chao Phya Bijayendra Yodhin―プラヤー・テープ・アラチュンの息、元侍從武官長）が攝政に任ぜられ今日に及んでゐる。

三　立法

沿革　一八九五年ラーマ五世は盤谷にて最も識見卓絕した人士七五〇名を指名議員として立法會議を置いたが、議員に議政能力が殆どないのを認めて間もなく廢止され、重要政務は王族及閣議に諮詢されるに至つた。爾來革命迄右立法會議は再開されることなく、法令は最高顧問會議・閣議・樞密院に諮詢して發布され、主管事務に就ては各關係省又は特別の委員等が法案を作成し、右諸會議の審議を經た後國王の裁可を仰いで公布した。然し右立法會議も帝親ら司裁され、甚だ不完全なものであつたが、一九三二年の立憲革命と共に第一期（後期）人民代表議會が置かれ、一九三三年末其の第二期に入り、立法議會として略完成するに至つた。

人民代表議會　組織―暹羅の立法機關は一院制で、人民代表議會（Assembly of People's Representatives）を置く。憲法の經過規則によると三期に分割第一期は官選議員七〇名より成り（憲法第六八條）、第二期は官選・民選半々の議員を以て（同六五―六七條）、第三期は民選議員のみを以て組成される（同六五條）。一九三三年十二月十日以來第二期に入り、官選（第二種議員）、民選（第一種議員）各七八名計一五六名の議員を以て組織されてゐる。右官選議員は形式上は勅選であるが、事實は閣議が選任する。然し選舉有權者の過半數が初等教育試驗に合格する時期、但し臨時憲法實施（一九三二年六月二十七日）の時より十年以內に第三期に入ることゝし、現今政府は初等教育の普及に努力してゐる。

一九三二年十二月十六日裁可の「佛曆二四七五年暹羅憲法經過規則實施期間中に於ける人民代表議會議員選舉法」即ち「佛曆二四七五年選舉法」及其の後の勅令によると、民選議員は二重選舉制で一村內の選舉權者は各村一名の村代表を選出し、一縣內の村代表は縣內の人口二〇萬又はその端數每に一名の人民代表即ち人民代表議會の議員を選舉する。村代表選舉資格は㈠暹羅國籍を有する者　㈡父が外國人であれば、父母が法律上結婚せると否とを問はず、中等教育三年を修了するか、兵役を服了するか、又は五箇年以上官吏として有給書記以上の地位に常備された者　㈢滿二〇歲に達した者　㈣精神病に非ざる者　㈤選舉の時拘留中に非ざる者　㈥僧侶其他の聖職に在らざる者　㈦裁判所により選舉權を剝奪されざる者とされて居り、村代表及人民代表の被選舉資格は右の外　(1)滿二五歲に達した者　(2)常習的放蕩者又は麻醉劑常用者に非ざる者　(3)小學校卒業程度の知識を有する者　(4)憲法により政治關與を禁ぜられざる者等の資格を要す。故に女子も完全な選舉及被選舉權を有す。因に現今人民代表選舉を直選制に改めよとの輿論が高い。

議員の任期は四箇年で、補缺議員の任期は前任議員の殘餘任期間で（同一八條）、任期の滿了、議會の解散、死亡、辭任、被選舉資格の喪失、議會がその利益を害する者として、出席議員の三分の二以上の贊成を得て除名の決議

とをなしたる時は議員の資格を失ふ(同二一條)。

議會には議長一名、副議長一名(現在は二名)を置く。正・副議長は互選により皇帝之を任命する(同二二條)。議長及副議長缺席の際は假議長を互選する(同二四條)。

議會の定足數は總議員の三分の一以上とし(同二五條)、議決は多數決による。可否同數なる時は會議の司會者の決定するところに依る(同次條)。會議中に於ける議員の發言に對しては院外に於て起訴することを得ない(同次條)。

國王は毎年一回以上常議會を召集し(同二八條)、又國利の爲必要あれば臨時議會を召集する(同三一條)。通常議會の會期は九〇日間で、回數は現今毎年一回、八月一日に開始され、其の他必要時には臨時會を召集する。國王は會期を延長し又は會期中停會を命じ、解散を行ふが、この場合新選擧は九〇日以内に行ふ(同二八—三二條及三五條)。

議會はその任務の範圍内の事項を處理し調査せしめる爲議員よりなる常任委員會又は議員及議員にあらざる者よりなる特別委員會を設くることを得(同四三條、四四條)。

權能—凡て法律は議會の勸告と協贊を經て發布される(同三六條)。國家の豫算は法律の形式に依り編成されるから勿論議會の協贊を要し、豫算が新年度開始前に成立せぬ時は政府は一時前年度豫算を踏襲する(同次條)。通過した法案は國務總理を經て國王の裁可を仰ぎ、官報に公布したる後實施するが(同次條)、不裁可の際は、一定期間内に右法案が議會に返付されると否とに拘らず、國務總理が之を捧呈した日より一箇月の後議會は無記名投票によつて之を再議し、之を可決した時は再び之を皇帝に捧呈、國王が一五日以内に該法律案に親署せぬ時は議會は之を法律として發布することを得る(同次條)。その他議會は國事を監理し、國務參議にその職務に關する一切の事項に關し質問する權利を有し、又國務參議の全體又は個人に付信任又は不信任を議決する。但し參議は公安及國利を害すと認めた時は答辯を拒むことを得る(同四〇條)。不信任の動議は之を討議した日と同一の日に表決することを得ない(同次條)。

議場及議員の現狀—議場には盤谷の舊王宮大理石宮殿を使用し、未だ政黨分野がないから議員連は氏名順に議席を有し議長席は一段高く、閣員及政務官席は議員席の一隅にあり、議席五に一箇の擴聲器(爆彈三勇士を彫刻してゐると云ふ)を備付けてゐる。討議には邏語を使用し、極めて靜肅に議事が進められると云ふ。一九三六年八月一日開院の通常會にて改選の結果、議長はプラヤー・マナワラート(Phya Manavaraj Sevi)、第一副議長はプラ・プラチョン大佐(Phra Prachon Pachanuk)、第二副議長はプラヤー・テワーステイン中將(Phya Devahastin)、因に議員の現職業は次の如くである。

人民代表議會職業別議員數表

出所=訪暹親善使節報告

第一種議員(民選)		第二種議員(官選)	
退役軍人	四	現役陸軍々人	三四
前官吏	一二	同　海軍々人	一四
恩給受給者	八	文官々吏	二一
辯護士	二〇	警察官吏	三
商業者	一八	恩給受給者	四
農業者	九	辯護士	一
其他	八	商人	一
計	七八	計	七八

(備考) (1)前官吏とは當選直前の職業　(2)第二種議員の七割は陸海軍將校　(3)第一種議員の多くは立憲革命關係者　(4)年齡は三、四十臺が最多　(5)議員月俸は第一種議員は開會中二五〇銖、其他二〇〇銖、第二種議員開會中二〇〇銖、其他一〇〇銖、議長は參議と同額の一、五〇〇銖

四　行　政

1　中央行政

沿革—往昔最高官としては、副王とも稱すべきウパラート又はワンナー(Uparat or Wangna)、內大臣の短縮たるワン・ラン(Wang Lang)及チャクリー(Chakri)、ワン又はトラマ(Wang or Thorama)、ボンラテープ(Boladeb)、プラ・クラン(Phra Klang)、カラーホーム(Kalahom)、ヨマラート(Yomarat)なる稱號を有する六大臣があり、最前の二者は常に王族を以て、其の他は通常臣下を以て之に任じ、軍部關係と行政關係とに分れて各々玉座の左右を占めたと云ふ。其の後變多の變改を見、革命前は中央に外務・內務・國防・大藏・農務・商務遞信・司法・文部・宮內の九省を置き、國王親ら之を統御し、各省大臣其他の重要官吏を任命して政務を分掌せしめ、政治に老練な皇族五人より成る最高顧問會議、閣議、樞密院等を置いて重要政務を諮詢し、大臣は所管事務に付責任を有し、省令發布の權を賦與されてゐた。

人民代表議會—議會書記官室には秘書官の下に秘書官室(總務係・議事係・決議官間訴願係・登錄係・會計係)、維持課(維持及守衞係・俱樂部係)、圖書及委員會課(圖書係・普通委員會係・特別委員會係)を置く。

現制—憲法上中央行政機關としては國務院(State Council)を置く。國務院は國務總理一名、國務參議一四—二四名より組織され、國王が之を任命し、議會が之を信任して成立する。總理及參議一四名は人民代表議會の議員中より選任され、其他の參議には特種の知識及經驗を有し政治に關與する權利ある者(モーム・チヤオ以上の王族以外の者)を選任する。但し議員にあらざる參議は議會に於て意見を述べ得るも投票權を有せず、參議に任ぜられた議員は議員の地位を併有する(憲法第四六—四九條)。

國務院は國務を處理するに當り人民代表議會の信任を要す。從て國務院はその職權行使に當り憲法上人民代表議會に對して責任を負ひ、參議は、省務を擔當すると否とに拘らず政府の一般政策に對して連帶責任を負ふ。又臨時議會召集及國務院の任命に關せざる法律・詔書・國務に關する勅命等には副書してその責に任ず。議會が不信任案を可決し、又は信任投票をなした議會が消滅した時は國務院は總辭職する。但し總辭職の際は新國務院の成立を見る迄留任する。其の他國務院の各員は(1)死亡(2)辭職(3)被選擧資格の喪失(4)議會の不信任決議等によつてその地位を失ふ。

現今國務院には國務總理官房の他に國防・大藏・文部・內務・司法・經濟・農務・外務の八省を置き、國務總理の他一六名の省擔任及無任所國務參議がある。

各省(Ministry)は各一名の國務參議が擔當し、省務の全責任を負ひ、必要あれば一名の國務參議補を任命し得る。又數種の重要公務を有する省には補佐機關として國務參議一名が擔當する院(Dabuang)を設置し得る。省には(1)國務參議秘書官室(Office of the Secretary to the State Councillor—但し國務總理官房には國務總理秘書官室—Office of the Secretary to the President of the State Council)(2)省務次官室(Office of the Under-Secretary of State)(同上國務院書記官室—Department of the Secretary General of the State Council)、(3)局(Department)又は院を置く。

國務參議秘書官室は政務を管掌し、國務參議秘書官(吾が政務次官に相當す)は直接國務參議の監督下にその責任を負ふ。省次官室は一般省務を管掌し、正當に任命されたる課長(Chief)を有する課(Division)に分割される。局は法人の地位に置かれ、局長(Director General)の監督下に省務を分掌する。院には(1)國務參議秘書官室、(2)局(但し局の必要なき院は別である)を置き、省務次官室は院務次官室の職務を兼掌する。但し必要あれば院務次官室(Deputy Dabuang Office)を置く。

各局は(1)局秘書官室(Office of the Secretary to the Dep't.)(2)課(Division)に分割される。省・院・局の設置は法律により、省務次官室又は局內の公務分割は勅令で行ふ。

尙一般行政に關し檢查・監督又は提案をなさしめる爲、高等委員を任命することがあり、同委員は國務院の直接監督下に置く。省・院・局も必要に應じ所轄公務を檢查する委員を任命する事が出來、同委員は法規に從て其の代表せる省・院又は局に關し檢查・監督及勸告をなす權能を有す。

各省の職務は次の如くである。

國務總理官房—國務院の職掌に關する一般國務及特に他省の權能及義務に屬せざる公務に關し權能及義務を有す。

國防省—國防の權能及義務を有し、國防に關する現行法規に從て省務を處

理する。
大藏省—財政・稅關・倉庫に關する國務を遂行する。
外務省—外國との關係に關する權能及義務を有す。
文部省—教育・美術・宗教に關する權能及義務を有す。
內務省—國內に於ける平和及秩序の維持、保健・土木・地方行政に關する權能及義務を有す。
司法省—司法に關する權能及義務を有す。
逓信省—商業・交通・通信に關する國務を司掌する。
農務省—農業・水產・土地・鑛業・林業に關する國務を管掌する。
人民代表議會書記官室—議會の非務に關し權能及義務を有す。

官署名—— （一九三七年一月現在）

國務院
　國務總理秘書官室
　國務院書記官長局—會計檢查會議、立法及司法會議、文官登庸委員會、宣傳局(Publicity Bureau)は本局に屬す。
國防省 (Ministry of Defence)
　總務部 (Central Administration)
　省務次官室 (Office of the Under-Secretary of State)
　主計局 (Accountant Dep't.)
陸軍 (The Army)
　參謀本部 (General Staff Dep't.)
　陸軍經理部 (Quarter Master General's Dep't.)
　測量局 (Royal Survey Dep't.)
　第一—五陸軍管區 (クルンテープ・バーチンプリー・ナコーン・ラーチシマー・ナコーン・サトゥン・ラーチブリー (1st—5th Command & Military Districts)
海軍 (Royal Navy)
　軍令部 (Naval General Staff Dep't.)

艦隊 (The Royal Fleet)
艦船鎭守府
海軍ランチ部 (Naval Launches Section)
海軍兵器局 (The Naval Ordnance)
工場及船渠局 (Workshop & Dockyard Dep't.)
水路部 (Hydrographic Section)
航空部 (Royal Aeronautical Service)
大藏省 (Ministry of Finance)
　國務參議秘書官室 (Office of the Secretary to the State Councillor in Charge)
　省務次官室 (Office of the Under-Secretary of State for Finance)
　會計檢查官長室 (Office of the Comptroller-General of Finance)
　倉庫局 (Store Dep't.)
　金融局 (Finance Dep't.)
　酒類稅局 (Excise Dep't.)
　主稅局 (Revenue Dep't.)
　關稅局 (Dep't. of Customs)
外務省 (Ministry of Foreign Affairs)
　國務參議秘書官室 (Office of the Secretary to the State Councillor in Charge)
　省務次官室 (Office of the Under-Secretary of State for Foreign Affairs)
　政務局 (Dep't. of Political Affairs)
文部省 (Ministry of Public Instruction)
　國務參議秘書官室 (Office of the Secretary to the State Councillor in Charge)
　省務次官室 (Office of the Under-Secretary of State for Public Instruction)
　宗務局 (Ecclesiastical Dep't.)
　體育局 (Physical Education Dep't.)
　美術局 (Dep't. of Fine Arts)
　教育局 (Education Dep't.)

內務省 (Ministry of Interior)
　國務參議秘書官室 (Office of the Secretary to the State Councillor in Charge)
　省務次官室 (Office of the Under-Secretary of State for Interior)
　警務局 (Police Dep't.)
　內務局 (Mahathai Dep't.)
　土木局 (Dep't. of Public and Municipal Works)
　刑務局 (Penitentiary Dep't.)
　衛生局 (Public Health Dep't.)
　檢事局 (Dep't. of Public Prosecution)
司法省 (Ministry of Justice)
　國務參議秘書官室 (Office of the Secretary to the State Councillor for Justice)
　省務次官室 (Office of the Under-Secretary of State for Justice)
　裁判所
經濟省 (Ministry of Economic Affairs)
　國務參議秘書官室 (Office of the Secretary to the State Councillor in Charge)
　省務次官室 (Ofiice of the Under-Secretary of State for Economic Affairs)
　商業登錄局 (Dep't. of Commercial Registration)
　港務局 (Harbour Dep't.)
　郵便電信局 (Post and Telegraph Dep't.)
　商務局 (Dep't. of Commerce)
　鐵道局 (Royal State Railway Dep't.)
　科學局 (Dep't. of Science)
農務省 (Ministry of Agriculture)
　國務參議秘書官室 (Office of the Secretary to the State Councillor in Charge)
　省務次官室 (Office of the Under-Secretary of State for Agriculture)
　農務水產局 (Dep't. of Agriculture and Fisheries)
　產業組合局 (Co-operative Dep't.)

灌漑局 (Irrigation Dep't.)
土地鑛務局 (Land aud Mines Dep't.)
山林局 (Forest Dep't.)

現國務參議名——下記の如く參議の職務には軍人が著しく多數を占めてゐるのみならず、省下局課長・地方官等にも軍部出身者が顯著で、政府の各部門に亘り軍部は確固たる實力を有す。蓋し現政體が主として軍部によつて樹立され、現今尙完全に政權の過渡期を脫却せぬに因るものと想はれる。而も四十臺にて大佐の國務總理を長老視する程にて、政府主腦部は三十歲臺以下の靑年に占められてゐるから、當政府時代に比して施政が著しく活潑且つ積極的にて一政革命の理想に邁進しつゝある。（一九三七年一月現在）

國務總理　プラヤー・パホン・ポーンパユハ・セーナー陸軍大佐 (Phya Bahol Balabayuha Sena)
國防參議　ルアン・ビブン・ソンクラム陸軍大佐 (Luang Bibul Songgram)
大藏參議　プラヤー・チャイヨ・ソムバト (Phya Jayos Sombat)
右府參議　クン・チャマハーン・ヒダガデー (Khun Samaharn Hidagadi)
外務參議　ルアン・プラディット・マヌダーン (Luang Pradit Mauudharm)
農務參議　プラヤー・リッド・アカネイ陸軍大佐 (Phya Riddhi Aganey)
文部參議　ルアン・シン・ソンクラムチャイ海軍大佐 (Luang Sindhu Songgramjaya)
內務參議　ルアン・ダムロン・ナワー・スワースティー海軍少佐 (Luang Dhamrong Nava Svasti)
司法參議　チャオ・プラヤー・マヒドーン (Chao Phya Mahidhorn)
經濟參議　プラ・ボリバン・ユッタキト陸軍大佐 (Phra Boribhand Yuddhakich)
無任所參議　ルアン・コウキト・アバイウオン (Luang Kovit Abhaiwongse)
同　ルアン・チャムナン・ユタスラバ陸軍大佐 (Luang Jamnan Yuddhasilpa)
同　プラ・トゥーンヤダーン・プラチャタイ (Phra Dulyadharn Prajavaida)

同　ルアン・ナート・ニティターダー(Luang Nath Nitidhada)
同　プラヤー・ウキチヤーン・チヤクラキチ海軍大佐(Phya Vichrarn Chakrakich)
同　プラヤー・シー・セーナー(Phya Sri Sena)
同　ルアン・スープ・チヤラーサイ海軍中佐(Luang Subha Jalasaya)
同　プラヤー・サマン・ラタブリン(Phya Samanta Rathaburiu-dr)
同　クン・スコンタウキツト・スクサーコーン(Khun Sukhondhavidhaya Suksakorn)
同　ルアン・アトウーラデツト・チヤラス警察大佐(Luang Adhuladej Charas)
同　プラヤー・アバイ・ソンクラム(Phya Abhaiya Songkram)

(註)　一九三六年末國務院關係の外國語譯を改正し、國務參議を Minister of State(國務大臣)、國務院を Council of Ministers(閣議)としたが、本年盛に是前譯を使用した。

2　内務行政

概要　暹羅王國は往時約六〇の縣(ムアン)(Muaug 現今はチャンワット—Changwat—と改稱)に分割され各縣は盤谷に隷屬してゐたが、之に世襲の領主(Chao Muang)を置きて、行・財政權は勿論兵權等をも掌らしめ、政治上殆ど獨立してゐた。而して北部及東部諸縣は内務省に、西部は陸軍省に、沿海諸縣は外務省に屬し、盤谷縣のみは幾甸省(Krom Muang)の管下に置いた。然るに一八九二年に從來の地方豪族政治を廢して中央集權制度を設定し、四乃至五縣を合して州(Monthon—英譯 Circle)とし、盤谷州(又はクルンテープ州)のみを幾甸省に管轄せしめ、其の他諸州の地方行政は悉く内務省に移管した。同時にこの變革に對する人心の動搖に備へて憲兵隊を創設した。當時内務省にはラーマ五世の功臣ダムロン(Damrong)親王が大臣の椅子にあり、省内には官界の重要人物を集めて殆ど總理大臣に等しき實權を有し、收稅・警察・犯罪調査・森林・鑛務等の諸局を置いて尨大なる省をなすと共に農務・遞信・外務の諸省も同省の庇護を受ける所大であつた。後一八九六年衞生局を新設し、一九〇六年には鑛務局を農務省に移管したが、越えて一九一五年同親王の引退と共に、各省に所管事務を擴大統一する目的にて幾多の重要なる改變を行ひ、憲兵部及刑務局を内務省より幾甸省に、犯罪調査局を司法省に、土木事業を遞信省に、幾甸・内務兩省の財政事務を大藏省に移管し、降つて一九二一年には、森林局を農務省に移置した結果、内務省には衞生局を殘すのみとなつた。次いで一九二二年八月には更に改革を重ね、幾甸省を内務省に合併して、盤谷州も内務省の管下に置き、檢事局を内務省に移管した結果、全國の地方行政は内務省の管下に統制されることゝなつた。最後に一九二六年には大改革が行はれ、州及縣數を減少して全國一八州を一四州とし、三州乃至四州を監督した地方最高官たる統監(Uparat)の官位を廢し、州總督をして直接陛下に對し責任を負はしめる勅令を廢止して之を内務大臣の監督の下に移したが、立憲革命と共に全國を一〇州とし、後更に州なる行政區劃を廢止した。翌一九二七年末移民法の實施と共に移民局を内務省内に設置し、遂に現今の同省組織を見るに至つた。一九三三—三四年には暹羅王國行政方法に關する法令を發布し行政制度の根幹を定め地方自治體構成法を公布して、地方自治行政の基礎を置き、一九三五年末より漸次に地方自治體を許可しつゝあり、地方自治の發達を助成する爲に補助金の下付、富籤の公營、電氣水道等公益事業に關する地方債の募集を認可した。

内務省　現今内務省には國務參議秘書官室・省務次官室(庶務・會計・顧問の三課)、警務局(後記)、内務局(秘書室・バラムバン・外事・登錄・地方自治の諸課)、土木局(會計・倉庫・道路・建築・電氣・水道・技師の諸課)、刑務局、衞生局(後記)、檢事局(秘書室・法務官・檢事の諸課)を置く。

3　地方行政

現今最大地方行政管區は縣(チャンワット)(Changvad—英譯 Province)で、全國を五九縣(キンアムパー)に分ち、各縣は郡(アムパー)(Ampur—英譯 District)に、重要な郡は更に之を小郡(King Ampur—英譯 Sub-District)に分つ。郡は現今四〇六、小郡は五九ある。

縣　縣の行政は縣委員會(クロマカーン・チャンワット)(Kromakarn Changvad—英譯 Provincial Committee)によつて行はれる。縣委員會は縣長官(クア・ルアン・プラチャム・チャンワット)(Klia Luang Prachan Changvad—英譯 Commissioner)副長官(パラ・ナイ・ルアン)(Palat Changvad—英譯 Deputy Commissioner)及縣の行政當局たる諸文官課長を委員とし、縣長官を委員長とする。縣長官は内務省の監督下に縣行政を監督し、縣下の治安を維持する。自己の職務を遂行し得ず、且その代理者を任命せぬ時は先任委員が委員長を務める。縣委員會の任務は次の如くである。

a. 現行法規に從て國務行政を行ふ。
b. 省・院及局の命令に從て國務行政を行ふ。
c. 各自縣の諸當局の公務を監督する。之に就ては省・院・及局の法規に反せざる限り、縣委員會は命令を執行する爲自縣當局に說明・提案、命令をなす權能を有す。
d. 法律に從て縣下の自治を監督する。

上記の國務行政に就ては縣委員會の委員(即ち各課長)は自己の職務に關し各々所屬の省・院・又は局に對して個人的に責任を有すると共に、縣の一般行政に關しては他の委員と連帶して政府に對し責任を負ふ。

縣委員會の職務は次の如く分割されてゐる。

a. 庶務課—一般縣務を管掌し縣長官が之を監督する。
b. 其他の諸課—省・院・局によつて設置され、省・院・局の事務を分掌し、各課長之を監督する。

縣には縣長官及副長官の他に次の官吏を置く。

イ　檢　事(Ayakarn Changvad: Public Prosecution)
ロ　縣憲兵官(Changvad Gendarmerie Officer)
ハ　副長官補(Cha Changvad: Assistant Palat Changvad)
ニ　長官秘書(Akeharalekh: Secretary to Commissioner)
ホ　縣稅務官(Glang Changvad: Revenue Officer)
ヘ　縣掌璽(Samien Tra Changrad: Seal-Keeper)
ト　鑛務官(Tidin & Lohakich Changvad: Land & Mines Officer)
チ　縣視學(Dharmakarn Changvad: Education Officer)
リ　縣徵募官(Susti Changvad: Recruiting Officer)
ヌ　縣保健官(Sadharanasukh Changvad: Health Officer)
ル　縣刑務官(Rajadhan Changvad: Prison Officer)
ヲ　縣稅關吏(Sulkakara Changvad: Customs Officer)
ワ　縣醫務官(Baedya Pracham Changvad: Medical Officer)

各縣には一九三五年三月以來縣議會が置かれた。議員數は縣に依て異り、九名乃至六三名全國合計一、二二七人で、地方自治の方法を指導する爲内務省は各縣會に一名の顧問を派遣してゐる。右制度は地方自治を行ふ過渡的機關に過ぎず、縣民が自治方法を理解する迄、同會議の監督及議員の選任は内務省が行つた。然し翌年三月迄には、人民代表議會と同樣、官選及民選二種の議員を置き、選擧人の半數以上が普通初等程度の教育を有する地方にては全部民選議員を置くことにしたが、終に同年七月之が實現を見るに至つた。因に縣會議員の資格は暹語を讀み書きし得、憲法を理解し、品行善良なる者とされてゐる。

佛曆二四七六年地方自治體構成法に依れば、縣議會は人民の選擧する各郡一名(人口一萬以上を有する郡は一萬又は其の端數五千以上毎に一名)の代表(最少限度一〇名)より成り、下記町議會の諸規定が之に準用される。但し町議會に於ける縣知事の權能は縣議會に於ては内務省に移されてゐる。

郡　郡には郡委員會(クロマカーン・アムパー)(Kromakarn Ampur)を設置し、次の如き郡行政を管掌せしめてゐる。

a. 現行法規に從て國務行政を行ふ。
b. 法律に擔當者を定めてゐない政務は、郡委員會が之を管掌する。
c. 省・院・及局の法規に影響なき場合は、縣委員會の指令及勸告に依り國務行政を行ふ。
d. 法律により郡下の自治を監督擔任する。

上記の國務行政に關し、郡委員會の各委員は自己の所屬する省・院・又は局に對し、一般郡務に就ては全委員は連帶的に縣委員會に對して夫々責任を負ふ。

郡委員會の組成は、郡長（Nai-Ampur：District Officer）を議長とし、副議長（Palat Ampur：Sub-District Officer）及官吏として郡に常屬される諸課の文官課長を委員とするもので、郡長は内務省の管下に郡務を監督し、治安を維持する。郡長が自己の職務を行ひ得ず、且その代理者を任命せぬ時は先任委員が之を代行する。

郡委員會の任務は次の如く分割される。

a. 庶務課―郡長の監督下に庶務を擔當する。

b. 省・院・局により設置された課には夫々擔任官吏を置く。

郡以下の行政　郡は更に村（Tambol：Commune）に、村は更に區（Mu Ban：Village）に分割され、區には人民の選擧する區長（Phu Yai Ban）を置き、村には區長の選擧する村長（Kamnan）及村長が任命する助役（Sarabat）の他村醫務官（Baedya Pradham Tambol）を置く。村長・區長・醫務官の權能及義務に關する國務は、地方行政に關する法律に從て行ふが、其他の國務は法律に依り地方に委任される。

一九三三年一月發布の佛曆二四七六年地方自治體構成法に據る地方自治體（Tesabal）は前述の如く一九三五年十二月十日以來漸次に設定しつゝあり、チェンマイ、盤谷、トンブリーには市自治體が設定された他多數の町自治體及村自治體が設定されてゐる。右方法によると區民の選擧する區代表（各區一名、人口二百を超える區では二百又はその端數百以上毎に一名）よりなる村議會（Sabha Tambol：Tambol Assembly）正・副議長の任命は、同議會の議決に從ひ、縣長官之を行ひその召集は村務會議又は必要あれば郡長が之を行ふ）を置いて村自治政を監理し、行政機關としては議長一名、參事二乃至四名よりなる村務會議（Khana Montri Tambol：Tambol Council）―縣長官が選任）を置き村の自治政を處理せしめることになつてゐる。

尚右によれば、將來縣廳の所在地たる村又はその一部、或は人口三千以上を有し、人口密度方粁當り一千を下らぬ地方を町とし、縣廳の所在地たる村又はその一部、或は人口三萬以上を有し密度方粁當り一千を下らぬ地方は市として、之に町自治制又は市自治制を布き、町議會（Sabha Muang：Muang Assembly）又は市議會（Sabha Nakorn：Nakorn Assembly）及町務會議（Khana Montri Muang：Muang Council）又は市務會議（Khana Montri Nakorn：Nakorn Council）を置く。町會議は必要ある際召集權が郡長になく縣長官にある他は村議會に準ずるが、市議會は市内各村民が選擧する各村一名の代表（人口二千以上の村は二千又は端數一千以上毎に一名）よりなり、町議會の諸規定が之に準用される。尚町務會議及市務會議の制度は村務會議に準ず。

行政區劃表

出所＝暹羅統計年鑑

年度	州	縣	郡及小郡	村	區
一九一一―一二	一八	七八	四〇九	五〇四二	…
一九一八―一九	一四	七九	四〇九	五〇四二	…
一九二一―二二	一八	八〇	四〇九	五〇四二	…
一九二二―二三	一八	八〇	四〇九	五〇四二	…
一九二五―二六	一八	八〇	四一二	五〇五一	…
一九二六―二七	一四	七九	四一三	五一〇九	…
一九二七―二八	一四	七九	四一三	四九九四	…
一九二八―二九	一四	八〇	四一三	五〇三四	…
一九二九―三〇	一四	七九	四〇七	五〇三六	四八四四八
一九三〇―三一	一四	七九	四〇六	四九八三	四八四四八
一九三一―三二	一四	七九	四〇六	四九八六	…
一九三二―三三	一四	七九	四〇七	四九五四	…
一九三五―三六	一四	七九	四〇七	四九五四	…

4 警察

概要　暹羅は盤谷のみには警察を置き地方には憲兵を配置してゐる。盤谷警察は一八六二年に創設され、最初は主として馬來人及印度人よりなる五五名にて、英人司令官の指揮下に置いたが、一八九二年迄には主として暹羅人よりなる一、五〇〇名に達した。然し巡査は恰も無頼漢に類する烏合の衆にて不規律極まり、外人に對する事故が頻發した。

茲に一八九六年緬甸より斯道に經驗ある英人 Eric St. J. Lawson 氏等を聘して根本的に改組したる結果、内容外形共に充實せる約三、五〇〇名の志願巡査よりなる警察が出現するに至つた。超えて一九〇九年陸・海軍に倣つて從來の志願制度を廢し、廣く壯丁中より徴收することゝした。

憲兵隊は、從來の文官による犯罪防制手段が無價値なるに鑑み、且つ當時行はれてゐる中央集權の大改革に對する民心の動搖に備へて、一八九二年に創設された。其の組織に與りたるは丁抹人 G. Tolaw 陸軍大佐にて、先づ試驗的にパーチンブリー州に施し、其の成績を以て全國に普設したが、間もなく憲兵隊は八、〇〇〇人を算するに至り、將校は軍隊より拔擢し又は隊内にて訓練し、六名の丁抹人將校を背景としてナコーン・パトム（Nakorn Pathom）には下士官學校の設置を見るに至つた。既に一九〇二年のシャン人の暴動には能く其の任務を果し、一九〇九年には東部國境にて偉功を建てた。一九一五年憲兵部は畿甸省に移管されるや警察部とを合併して一局となり、更に畿甸・内務兩省の合併に依り内務省に移り、今日に及んでゐる。

現制　内務省に警務局を置き移民及警察事務を行ふ。前述の如く、盤谷市には警察を置き、地方には憲兵を置く。警察はプラ・ナコーン北署（三分署一八派出所）プラ・ナコーン南署（三分署一一派出所）トンブリー署（三分署二〇派出所）の三署に分ち、大佐級を署長に置く。盤谷以外には全國二〇箇所に憲兵隊を置き、大尉乃至中佐を配置する。土官以外の憲兵及警官は凡て徴兵適齡者中軍隊の所要人員を選拔した殘餘中より選拔し、其の生活・配置・組織等は悉く軍隊に準じてゐる。

5 外務行政

概要　暹羅の政治機構に大改組を加へたるラーマ五世時代には、外人商人の渡來益々增加して、之等外人の條約上の權利に關し諸外國と複雜なる關係を生じ、一方佛國は植民地擴張の魔手を湄公河に進出して、暹羅を興廢の危機に立たしめた。斯かる外事錯綜の眞只中に改組された外務省には、大臣としてラーマ五世の異母弟にて英明なるデワウオン（Devawongse）親王を置き、著名なる國際法學者たる白耳義人顧問ローラン・デヤクミン氏の輔佐を以てこの危機に當り、纔に間一髪の避脫をなした。爾後ラーマ五世の西歐巡幸により、外交網は著しく擴延され、暹羅の公使館は、倫敦・巴里・伯林・華府に加へてペトログラードにも開設された。日本とも公使を交換し、稻垣滿次郎氏が初代公使として赴任（明治三十年）したのも此の時代である。右白國人顧問は在任約十箇年にて歸國し、後繼者として聘せられた外交に經驗深き米國顧問は、從來の軟弱外交の弱點排除に力めたが、纔に英佛との條約改正により兩國の治外法權を制限せしめたのみで逝去した。次いで米國は自ら平等條約を締結したが、一九二三年右大臣は在任三十二年にして薨去された。次いで其の子トライトス（Traidos）親王が大臣になるに及び、米國に倣つて諸外國も相次いで條約を改締し、略完全な立法・司法・財政の自主權を獲得するに至つた。然し尚裁判の領事移審權（「司法の項」參照）を存し、各種商品輸入稅の制限を受けてゐる。現政府は對外條約が目下殆ど滿期となれるを機として、完全な平等條約を締結すべく準備中である。

革命以後の外交には著しい轉換を見つゝある。即ち從來の英・佛依存外交の清算と自主積極外交の樹立で、新政府の指導精神たる民族の獨立自主精神に基くものである。國際聯盟總會に於ける棄權、外人顧問の減少、親日傾向の增進等はその顯著な表れである。

外務省には次官室（庶務・外交儀禮・會計・顧問の諸課）、政務局（政務・條約・國際聯盟及國際會議の諸課）を置き、北歐・南歐・米國・日本へ公使を派し、世界五〇箇所に領事館（又は總領事館）を設置してゐる。

條約國及通商條約　暹羅の通商條約國及當該國との通商修好條約締結年次を示せば次の如くである（但し左記諸條約は悉く滿期中である）。

條約國	締結期日
米合衆國	一九二〇年十二月十六日調印、翌年九月一日批准交換
日本	一九二四年三月調印、同年十二月二十二日批准交換
獨逸	一九二八年四月七日調印
丁抹	一九二五年新條約調印、翌年三月十四日批准交換
伊太利	一九二六年新條約調印、翌年三月十八日批准交換
和蘭	一九二五年六月八日新條約調印、翌年批准交換
瑞典	一九二五年調印、翌年十月二十五日批准交換

白耳義　一九二六年調印、翌年三月二十三日批准交換
西班牙　一九二五年八月三日調印
葡萄牙　一九二五年八月十四日調印
英吉利　新條約は一九二五年七月十四日調印、翌年三月十六日批准交換、但し、一九〇九年三月十日調印の英遷國境に關する條約中の一・二・三・四條及附屬條文のⅠ・Ⅱ其の他本條約調印の時施行中であつた諸條約中國境定立に關する條項、一八九九年の英緬民登錄に關する協約中四五條を除く全文は存續
佛蘭西　對佛新條約は一九二五年二月十四日調印、翌年一月十二日批准を交換され、其の條項に據り締結された對佛領印度支那關係の協約は一九二六年八月二十五日盤谷で調印（翌年六月二十九日批准交換）
但し一八九三年十月の條約、一九〇四年二月の協約、一九〇七年三月の條約及之等の議定書中國境定立に關する條項、一九〇四年協約中の在遷佛國保護民の權利行使に關する條項、佛領印度支那に關し又は現條約に一致する全條項は廢止せず
瑞西　一九三一年三月二十八日調印

駐外使臣

駐外遷羅使臣表　出所＝遷羅及盤谷デイレクトリー

公使―

駐在國名	人名	種別
日本	プラ・ミトラカム（Phra Mitrakhm Raksha）（東京市赤阪區臺町二）	公使
米合衆國	プラヤー・アビバーン（Phya Abhibal Rajamaitri）	同
英吉利・獨逸・丁抹・瑞典・諾威	プラヤー・ラーチャワンサン（Phya Rajawangsan）	同
佛蘭西・白耳義・伊太利・西班牙・葡萄牙・瑞西	プラ・リエム（Phra Rhem Virajbhakya）	同

總領事・領事・副領事―

國名	駐在地名	人名	種別
日本	神戸	廈並充造（神戸市林田區明和町二ノ一）	領事
	大阪	安住伊三郎（大阪市西淀川區大仁西町一ノ四六） 安住悅太郎	同副領事
	名古屋	加藤勝太郎（名古屋市西區木挽町八ノ二二）	領事
	横濱	倉田猛郎（横濱市中區山下町四六）	同

國名	駐在地名	種別	國名	駐在地名	種別
白耳義	ブラッセル	總領事	英吉利	シドニー	總領事
	アントワープ	領事		バンクーヴア	總領事
	リエーヂ	同			副領事
丁抹	コペンハーゲン	總領事		伊太利	フローレンス	總領事
佛蘭西	海防	副領事			ミラン	同
	マルセイユ	領事			ネープルス	總領事
	西貢	總領事代理		羅馬		總領事
獨逸	伯林	總領事		トウリン		領事
	ブレーメン	領事		ボストン		同
	コロンネ	同		米國	市俄古	總領事
	ハムブルク、ミューニツヒ	總領事			マニラ	領事
		領事		紐育		總領事
孟買		同		フイラデルフイア		領事
英吉利	カルカツタ	總領事		桑港		領事
	カーデイフ	領事		シアトル		總領事
	グラスゴー	同		和蘭	ヘーグ	總領事
	ハル	副領事			アムステルダム	領事
	香港	總領事			バタビア	同
	ヂブラルタル	領事	諾威		オスロー	總領事
	リヴアプール	同	葡萄牙		リスボン	副領事
	マルタ	同	澳門			總領事
彼南		副領事		オポルト		領事
蘭貢		領事	瑞典		ストツクホルム	總領事
新嘉坡・海峽植民地・馬來聯邦（新嘉坡駐在）		同				

五　司法

概要　現今の裁判制度は比較的近來の設定に係り、其の以前は何等の統一なく、事件・貴賤・僧俗・人種・官廳に依り各別の裁判所が雜然と存し、各々獨立に審理判決をなして、其の運用も動もすれば權勢の威壓を蒙ること多く、又手數料の收得を許されゐた爲、金力權力に左右されることが夥しかつたが、一八九二年（明治二十五年）初めて司法省を設け、各種裁判所の統一をなし、先づ盤谷より初めて漸次地方に及ぼして、一九〇七年に至り遂に整然たる司法制度を見るに至つた。一八九五―九六年には法律學校を設立して西洋法學を敎へたが、一九〇八年には新たに裁判所構成法及民事訴訟法を發布し、施行上の缺點を除いた。

併し大臣は司法行政と共に全司法事項に關する監督、矯正權をも併有してゐたが、一九一二年四月勅令により行政上及司法上の職務を分割し、司法官の首長として大審院長を任命し、司法大臣に一般監督權を與へ、司法事項に關しては兩者協議するを要し、若し兩者の間に意見の相異ある場合は、同事項は國王の指令を受けることゝした。越えて一九二九年二月佛曆二四七一年司法省官制に關する勅令が發布され、前勅令を廢止して司法省の組織を改善し、茲に初めて裁判權の獨立を見るに至つた。更に三月二十八日には佛曆二四七二年司法官に關する法律を發布して、判事の任免・進級・任命の資格・違反・罰則等を規定した。次いで同年十一月二十七日佛曆二四七二年刑事訴訟法修正法を發布し、盤谷市内及地方に於て、逮捕・搜索・證人としての召喚に關する令狀の發行又は逮捕の權を有する官吏を指定し、同年十二月十五日には佛曆二四七二年犯罪人引渡法を發布して、犯罪人引渡條約の存否に拘らず、外國政府の請求により一定の犯罪人を引渡すことゝした。一九三一年一月九日には佛曆二四七三年裁判所構成法改正法を發布して州及縣裁判所の權能を擴大し、同日更に佛曆二四七三年控訴法を發布し、共に同年四月一日より實施した。

一九三二年憲法の發布により司法權の完全な獨立を認められ、一九三五年五月には、從來死刑執行に要した國王の裁可を不要として他の立憲國同樣の司法形體を完備し、一九三五年十月一日には全法典を完成して領事裁判權の排除に備へ、更に同日より佛曆二四七七年裁判所構成法を實施して裁判所の現制を布くに至つた。

現行制度　司法權は裁判所が法律により皇帝の名に於て行使し、裁判官は法律に遵ひ獨立して審理判決をなすもので、裁判所は法律によつてのみ構成される（憲法第五八―六〇條）。

一九三五年十月一日實施の佛曆二四七七年裁判所構成法によると裁判所の構成は次の如くである。

クエーン裁判所（Kwaeng Court）――係爭財產價額又は要求額二〇〇銖を超えざる民事々件、身分及親族權に關せざる貨幣價値を含まざる事件を審理すると共に、刑期三箇年以下又は罰金二、〇〇〇銖以下又はその双方を課せらるべき刑事々件を取扱ふ權能を有す。然し六箇月を超える刑期又は二〇〇銖を超える罰金を課することを得ない。本裁判所にて右限度以上の刑罰に適すると思考する事件は之を縣裁判所又は刑事裁判所に移廻する。

縣裁判所（Changvad Court）――同じく一審廷とし、本裁判所の管區は行政管區たる縣と一致し各自管區内の民・刑兩事件を審理判決する。以前は縣裁判所を二審廷として州裁判所を重要な四州に置いたが、一九三四年四月より之を廢止し、中部・北部・南部・東部に司法委員を置き、之に裁判長の權能を有たせた。

民事裁判所及刑事裁判所――盤谷市（ブラ・ナコーン及トンブリー縣）内を管區とし、同管區内の全事件を取扱ふ外に、隨意に他の地方に起つた事件を受理する。

控訴院――盤谷にあり、右諸裁判所よりの控訴を扱ふが、控訴の權利は事實上特定の事件に限られてゐる。

大審院（Dika Court）――最高法廷で主として法律問題に關する上告を判る。

國際裁判所――一八八三年の對英條約により北部在住英籍民に關する事件を取扱ふ目的で設置され、其の後一九〇七年の對佛條約、一九〇九年の對英條約、一九二三年の對丁條約によつて範圍を擴大されたが、諸法典完成の今日は現存しない。尙現行諸條約は法典の完成及その發布後五箇年間の期限付で、控訴院の所轄事件に對し領事移審權を保留してゐる。然し所要の法典は一九三五年十月一日に完全に發布されたので、今後數年にして自然消滅する譯である。

諸法典――一九三五年三月の人民代表議會の會期中に通過した法典は、(イ)民商法の第五編（親族編）及第六編（相續法）以上で完結）(ロ)刑事訴訟法(ハ)民事訴訟法(ニ)裁判所構成法にて、刑法及民商法第一、二、三、四編は既に實施中であつたから、之を以て對外條約に定められた法典は完成された。右四法典は前述の如く一九三五年十月一日に發布された。

司法省　國務參議秘書官室、省務次官室（庶務・會計・雜務・破産・郡保安吏・顧問の諮詢）を置き、事件審理の實際行爲及判決の性質を除く行政上及司法上の全事項を管掌してゐる。

刑事第一審取扱事件數表

A 州別取扱事件數（一九二八―二九五箇年平均）

出所＝遐羅統計年鑑

州別	舊受理	新受理	有罪	免訴	裁判所外にて處理	卽下	上訴	計	未濟
クルンテープ	二、二九八	二、四九一	九、三八一	八三九	四	三五九	一、八九一	二、四七四	二、一五五
アユタヤー	一、三二〇	六、九二五	五、八九九	大〇九	一	三六	九三	二、〇一一	二、〇七〇
チヤンタブリー	(※) 七七	一、四二五	一、一六〇	二九	一	一	一	一、一九八	六〇
ナコーン・チヤイシー	(※) 一三三	三、三五五	四、〇七四	一、一三〇	一	七一	一、一三一	三、四〇五	一、四八
ナコーンラーチシマー	一三〇	大、五五七	大、五五五	三七	一	一	九	大、五五五	一、一三一
ナコーン・サワン	(※) 二一八	三、四二八	三、八五九	九	一	一、一三	四四	三、四二八	一七
ナコーン・シータムマラート	二〇九	大、〇七七	四、七三九	一五	一	三三〇	四四	大、〇七六	二一〇
パーチンブリー	一七七	三、三五八	四、〇〇一	一二三	一	一一三	四四	四、〇〇一	一二八
バーヤップ	一四〇	三、八四〇	四、三四七	一九六	七	二四	二四	四、三五五	一一三
ピサヌローク	一〇三	四、四九八	四、五一七	二一〇	二	四〇	四六	四、五一七	八四
バターニー	(※) 二一	三、八九九	三、八九九	九三一	一	四七	一七	三、八九九	一、二〇〇
プーケツト	五五	一、二〇七	一、二〇八	北三五	一	八二	二四三	一、二〇〇	五三
ラーチブリー	二三一	四、五一七	五、三六六	二一八	四五	四五	五四〇	五、三六六	五九
ウドーン	二七	一、一〇四	一、一六四	五四	七四	九	一四九	一、一六四	二八

全國

一九二八―二九年	二、二七六	四七、一九六	五八、三二一	二、四〇八	一、九六二	一、九六二	一、九六二	一、九六二	一、九六二
一九二九―三〇	二、四〇七	五一、七七六	六二、八五一	二、五四七	一、九六二	一、九六二	一、九六二	一、九六二	一、九六二
一九三〇―三一	一、九六二	五三、七四三	六四、一三一	二、五二一	一、九六二	一、九六二	一、九六二	一、九六二	一、九六二
一九三一―三二	一、六一六	五六、七一〇	六六、九二二	二、三五二	一、九六二	一、九六二	一、九六二	一、九六二	一、九六二
一九三二―三三	一、五四四	五三、九六五	六二、九六五	二、七二八	一、九六二	一、九六二	一、九六二	一、九六二	一、九六二
右五箇年平均	一、九四一	五三、〇三八	六三、一三二	二、五二三	一、九六二	一、九六二	一、九六二	一、九六二	一、九六二

（註）※一九三二―三三年以降他州へ包括されしを以て、四箇年平均である

B 州別民事第一審取扱事件數（一九二八―二九五箇年平均）

州別	舊受理	新受理	裁判所外にて處理	卽下	上訴	計	未濟	原告勝訴	被告勝訴
クルンテープ	三、三五	三、二三三	一、〇八一	六三九	一八四	三、二三〇	三、二七	一、一一一	一、八六
アユタヤー	二〇二	一、三八〇	一、一〇八	四一四	一七	一、一四〇	一八四	五一七	一、一四
チヤンタブリー	(※) 二四	(※) 二三一	(※) 九二	一三	一三	一三四	一八四	七四	九二
ナコーン・チヤイシー	一〇二	一、一二四三	一、一三九	七四四	一三	一、一三八	二一二	一、一二八	一一三
ナコーン・ラーチシマー	三五五	五八三	一一三	三三	一三	一一三	五八六	五一三	六三
ナコーン・サワン	(※) 一〇九	七七九	一一三	三三	一三	一一三	七九七	三九六	九二
ナコーン・シータムマラート	二二四	一、四三七	一、四三三	九八	一四	一、四三一	一、九一	一、四三一	一五六
パーチンブリー	八九	一、一六一	一、一七五	六七	一三	一、一九五	七五	一、一七五	一〇〇
バーヤップ	七一	五七一	五八三	一三	一三	五八六	二三〇	五八六	五八
ピサヌローク	五三	七四九	七五四	二八	一三	四〇七	四六	四〇七	三六
バターニー	(※) 一三	二九一	一九七	一三	一三	一三八	一六	一九二	一三
プーケツト	三五	四五七	四五四	二八	四	四〇	一六	四〇	五三
ラーチブリー	一三八	一、五二一	一、五二一	一三	一三	一三八	一六	一三八	一七
ウドーン	五	三〇	一三〇	一三	一三	一三〇	一六	三九	一八
計	一、三九六	一、四二八	一、四五六	一、四二四	一、四二四	一、四二四	一、四二四	一、四二四	一、四二四
未濟	一、三八〇	一、三〇四	一、三〇四	一、三〇四	一、三〇四	一、三〇四	一、三〇四	一、三〇四	一、三〇四

全國

一九二八―二九年	一、三九六	一、四二八	一、四五六	一、四二四	一、四二四	一、四二四	一、四二四	一、四二四	一、四二四
一九二九―三〇	一、三八〇	一、三〇四	一、三〇四	一、三〇四	一、三〇四	一、三〇四	一、三〇四	一、三〇四	一、三〇四
一九三〇―三一	一、三七四	一、三〇四	一、三〇四	一、三〇四	一、三〇四	一、三〇四	一、三〇四	一、三〇四	一、三〇四
一九三一―三二	一、三〇〇	一、三〇四	一、三〇四	一、三〇四	一、三〇四	一、三〇四	一、三〇四	一、三〇四	一、三〇四
一九三二―三三	一、三〇〇	一、三〇四	一、三〇四	一、三〇四	一、三〇四	一、三〇四	一、三〇四	一、三〇四	一、三〇四
右五箇年平均	一、三〇〇	一、三〇四	一、三〇四	一、三〇四	一、三〇四	一、三〇四	一、三〇四	一、三〇四	一、三〇四

（註）※ 同前表

C 種類別有罪者數及率

種別	一九二八—二九 數	一九二八—二九 百分比	一九二八—二九 人口一萬に對する割合	一九二九—三〇 數	一九二九—三〇 百分比	一九二九—三〇 人口一萬に對する割合
政治に關する犯罪	一、二五一	一・八四	一・〇九	一、四〇七	一・八九	一・二二
公正に關する犯罪	七二三	一・〇六	〇・六三	七一九	〇・九五	〇・六二
人財の公安に對する犯罪	三七九	〇・五〇	〇・三〇	三九八	〇・五三	〇・三五
道德に關する犯罪	四〇四	〇・五九	〇・三五	四七二	〇・六二	〇・四一
人體生命に對する犯罪	七、九五五	一一・七五	六・九九	八、四〇六	一一・一〇	七・三一
自由名譽に對する犯罪	三五三	〇・五一	〇・三一	四五八	〇・六〇	〇・四〇
財產に對する犯罪	一五、六〇九	二三・五五	一三・九五	一六、一〇二	二二・七一	一四・九五
微	二、七二九	四・〇一	二・三九	三、三七一	四・五五	三・九三
計	二九、四〇四	四三・二一	二五・七一	三二、四三三	四二・八二	二八・一九
阿片法及消費稅法違反	一、九〇八	二・八二	一・六八	一、八九一	二・四五	一・五四
諸免許法規則違反	一、一二六	一・六六	一・〇〇	一、二一四	一・六二	一・〇五
狩獵法違反	一五、九一五	二三・四〇	一四・〇八	一八、五八〇	二四・五三	一六・〇九
浮浪法違反	四四七	〇・六六	〇・三九	四四〇	〇・五八	〇・三八
航海規則違反	九八	〇・一四	〇・〇九	一〇六	〇・一四	〇・〇九
其他の犯罪	八、〇五五	一一・八四	七・〇四	八、五五一	一一・二九	七・四三
總計	三八、六二三	五六・七八	四三・二八	四二、〇九九	五九・四九	三七・二八
	六八、〇一七	100・00	五九・四九	七五、七二九	100・00	六五・八三

在監者數表	既決 男	既決 女	既決 計	未決 男	未決 女	未決 計	人口一萬に對する割合 既決	人口一萬に對する割合 未決
一九二八—二九	二三、四二六	六〇九	二四、〇三七	三、〇九〇	九七	三、一八七	二・二三	一・九
一九二九—三〇	二四、四八二	六八四	二五、一六六	一、九〇〇	六五	一、九六五	二・一五	一・七
一九三〇—三一	二五、四四〇	五二六	二五、九六六	一、六三三	九七	一、七三〇	二・一一	一・四
一九三一—三二	二四、一八八	四一〇	二四、五九八	一、三八七	一〇二	一、四八九	二・〇二	一・二

出所‖同前表

(附) 文官官制及恩給制度

階級及登庸 一九二九年二月二十三日文官登庸法が發布された。本法に據れば文官は分つて (一)普通文官 (二)特別文官 (三)其他の下級文官の三種とする。

普通文官は更に分つて下記の諸階級とする。

(a) Sunyapatra

一等參議官(1st Grand Councillor) 大臣級　月 三〇〇
二等參議官(2nd　〃　〃) 局長一等級 (Director-General, 1st class)月 一、二〇〇
三等參議官(3rd　〃　〃) 局長二等級 (　〃　) 2nd class)月 一、〇〇〇
一等參事官(1st Councillor) 課長一等級 (Director, 1st class) 月 四〇〇
二等參事官(2nd　〃　) 課長二等級 (　〃　) 2nd class) 月 三〇〇
三等參事官(3rd　〃　) 課長補一等級 (Deputy Director, 1st class)月 二〇〇
一等參事官補(1st Deputy Councillor) 課長補二等級 (　〃　) 2nd class)月 一〇〇
二等參事官補(2nd　〃　) Nai Wehn 一等級　月 七〇
三等參事官補(3rd　〃　) Nai Wehn 二等級　月 五〇
(b) Rajapurut Rong Wehn　月五—一〇

特別文官とは技術其他の認定資格を有する者で、其他の下級文官とは大臣により任意に雇傭される下級官吏を指す。

上記特別文官は無試驗にて採用し、其他の下級官吏の登庸には試驗の施否は大臣の任意とされてゐるが、普通文官は凡て採用試驗に合格したる者より採用される。受驗者は一八—四〇歲の暹羅籍民にて、最低中學五年修了又は之と同等以上の資格を有する者たるを要す。本試驗の合格者にて既に文官に採用されたる者も、Sunyapatra (三等參事官補以上) に昇給するには更に今一度受驗する必要がある。受驗料は一〇銖にて、右兩試驗共五〇點を及第點とし、右第二部の試驗を受けるには第一部の試驗(問題は暹羅語)にて七五點以上を採る必要がある。又外國語は英・獨・佛・支・巴梨語の中三者を選擇して受驗する。

文官恩給制度 右文官登庸法と同時に新文官恩給法が發布され、ラタナコーシン曆(盤谷王朝紀元)一二〇(一九〇一—〇二)年の舊法は茲に廢止された。同法に據れば、文官の停年は五五歲にて、更に五箇年間在任することを得る。恩給を支給される最少勤務年限は一〇箇年にて、右期間にては慰勞金を下附される。恩給の最高額は九、六〇〇銖であるが、大臣は三箇年服務する時は五、〇〇〇銖を支給され、最高額を一八、〇〇〇銖としてゐる。

統計

官吏數及俸給・恩給表

A 官吏數及俸給

摘要	一九二八—二九	一九二九—三〇	一九三〇—三一	一九三一—三二	一九三二—三三
常傭員 人員	四六、四一九	四五、五四四	四四、一四〇	四三、一四四	四二、七五一
常傭員 俸給年額	三、三〇一、三六一	三、四八八、八五六	三、四一〇、四三三	三、四〇〇、四二六	三、四一八、三〇八
臨時傭員 人員	三〇、四〇三	三一、七四九	三一、四二四	三四、一四四	三四、一四四
臨時傭員 俸給年額	二、四二〇、一五六	二、六三〇、一五六	二、四〇〇、四二六	二、四〇〇、四二六	二、四〇〇、四二六
計 人員	七六、四二三	七七、二九三	七五、五六四	七七、二八〇	七六、八五七
計 俸給年額	五、七二一、五一七	六、一一九、〇一四	五、九一〇、四五九	六、一〇〇、四五二	六、一一九、三一四
男子人口に對する百分比(%)	一・三四	一・三三	一・二七	一・二四	一・二〇
俸給年額全歲入に對する百分比(%)	三五、七七五、〇七七	三六、九一九、〇一四	三六、〇九〇、八四九	三六、〇〇〇、四二六	三六、〇〇〇、四二六
一人當り平均俸給年額	三四、四五五	三四、一四七	三八、五一一	四〇、一四七	四〇、一四七
(備考) 臨時職員を除く。	四六、三一八	四七、三一五	四七、三一五	四七、三一五	四七、三一五

B　各省別官吏數及俸給・給料（一九三二・三三年）

単位＝錢

省別	常傭員 人員	常傭員 俸給年額	計 人員	計 俸給年額	一人當り平均俸給年額
内務省	一二、二八	八、二六、六〇七	一二、二八	八、二六、六〇七	三九、七〇九
國防省	一〇、六一九	九、九六五、二一〇	一〇、六一九	九、九六五、二一〇	二六〇、八二
外務省	一三四	四四九、一四四	一三四	四四九、一四四	三、三五一、八二
大藏省	六、四七七	四、三八七、七八	六、四七七	四、三八七、七八	六七六、九一
司法省	一、四二八	一、四二八	一、四二八	一、四二八	九、四八、八二
文部省	三、〇一八	二、五〇九、八三五	三、〇一八	二、五〇九、八三五	八三一、六二
農商務省	七、五九〇	五、九〇三、八九五	七、五九〇	五、九〇三、八九五	七八五、八二
其他官廳	一、九八	一、七四五、二七	一、九八	一、七四五、二七	一、七四三、五二
計	四一、七五一	三一、二八三、四〇八	七二、三五一	三三、三六一、二〇六	四六〇、七六

（備考）本表の省別は施行政機構に依るものなるも、新資料なき爲、參考迄に揭出することゝした。

C　俸給高別官吏數（一九三二・三三年）

単位＝錢

摘要	常傭員	臨時傭員	計
九二〇錢以下	三、三九、二三四	五、七二、二三	三、四四、九五七
九二〇―一、四〇〇錢	三、〇、四七二	八七	三、〇、五五九
一、四〇〇―一、八〇〇錢	大四、三九六	二一	大四、四一七
一、八〇〇―二、六〇〇錢	八九、〇一	五、六〇〇	九九、七〇一
二、六〇〇―三、六〇〇錢	四、八〇〇	九七、六	四、九七、六
三、六〇〇―四、八〇〇錢	一、三八	四三二	一、四二、〇
四、八〇〇―七、二〇〇錢	四一〇	一四一	五五一
七、二〇〇―九、六〇〇錢	一三五	七二	二〇七
九、六〇〇―一二、〇〇〇錢	六	四一	一〇、七
一二、〇〇―一六、八〇〇錢	四〇	二九	四九
一六、八〇〇―二四、〇〇〇錢	一	二	三
二四、〇〇錢以上	二	一	三
計	三四、五八五	二、一六〇	三六、七四五

単位＝錢

D　各省別年金及恩給（一九三二・三三年）

摘要	内務省	國防省	外務省	大藏省	司法省	文部省	農商務省	其他官廳	計
普通恩給―									
老齡 人員	二六九	三〇五	九	一三二	五七	三大	九二	九一三	一、四六三、六八八
老齡 額	四四九、二六一	四一六、五一九	二四、七五一	一八四、六〇九	二〇〇、四七八	四二、五四五	一二七、八一	一四四、六五一	一、四六三、六八八
長期勤務 人員	二二六	九四	一五	四八	一五	一五	一七	一五	六七一
長期勤務 額	三三、二七三	一六五、三五〇	一、七〇七	八八、〇九	二八、三五	二八、七三九	二四、八〇九	二六、五六一	一、七一、八二四
計 人員	七五五	五九五	四五	一五五	四七	一七三	四七九	五一	二、六一七
計 額	七二六、八九四	五九五	四五	一五五	四七	一七三	四七九	五一	二、六一七
特別恩給―									
傷疾による永久不能 人員	二	七							九
傷疾による永久不能 額	一八三	一〇五三							一、二三六
死亡 人員	四一	三八、一四三	二	一、四三	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	四、四〇〇
死亡 額	一四、六五八	一四、六五八	八〇	三九、一九六	四七	四七	四七	四七	一二八
計 人員	四三	三九、一九六	二	一、四三	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	大、一九〇
計 額	一四、八四一	大七五	四七	一八三	一五八	四七	四七	四七	二、七四五
恩給計 人員	七九八	一、七四	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	五二
恩給計 額	七五六、〇九四	大四八、五〇四	四七	一五八	一五八	四七	四七	四七	三、六七、二一六
一時賜金 人員	一六	一	一	四	一	六	一	二	五四
一時賜金 額	二七、六一九	三、一三五	一、四〇〇	一〇九、一八八	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	二、一〇〇	二、七九九
總計 人員	八一四	三六七	一、四〇〇	一六二	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	五二
總計 額	七五六、七五九	三四〇、〇九四	四七	四六二、一七三	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	二七、九九

（備考）本表の省別は施行機構に依るものなるも、新資料なき爲參考迄に揭出することゝした。

國防

總說—陸軍—海軍—航空部

一 總說

政府は、近年國運の消長は國内軍備の整備にありとの見地から陸・海・空軍兵力の擴充に鋭意努力しつゝあつて、飛行機其の他新鋭武器購入の外、一九三五年三月末人民代表議會に於ては六箇年繼續(計一千八百萬銖)の海軍整備豫算を協賛する等着々國防の充實を計つてゐる。

國防豫算額表

單位=銖
出所=暹羅統計年鑑及盤谷タイムズ紙

年度	國防豫算額	經常歲出豫算總額	%
一九三二—三三	二二、七五二、八九九	一四四、四五五、一六〇	一五·二
一九三三—三四	一五、〇五一、一七八	七二、四二一、四四一五	二〇·七八
一九三四—三五	一五、三六一、七〇八	七四四、四五三、二三五	二〇·六三
一九三五—三六	二二、九七二、三八二	八五、九四八、九二八	二五·二
一九三六—三七	二六、〇〇〇、〇〇〇	一〇四、八八二、六五五	二四·七八

國防省 一九三二年從來の陸海軍省を合せて國防省となり、其後内部機構に關する數次の改組を見、一九三五年四月次の如く改組された。

一、官房
- イ 總務部
- ロ 次官室(祕書課、徵募課、法務課、醫務課)
- ハ 主計局

二、陸軍
- イ 參謀本部
- ロ 陸軍經理部
- ハ 測量局
- ニ 第一—五軍管區

三、海軍
- イ 軍令部
- ロ 艦隊部
- ハ 盤谷鎭守府
- ニ 海軍造兵局
- ホ 工場及船渠局
- ヘ 水路部

四、航空部
- イ 總務課
- ロ 航空機工廠
- ハ 第一—第五航空支隊

二 陸軍

概要 暹羅は外敵を周圍に控へたると、國内に複雜なる人種的構成を有せるとに依り古來交戰をこれ事としたが、之に使用した軍兵は殆ど臨時徵募兵にて、平時は少數の常備兵を置くに過ぎなかつた。アユタヤー王朝時代の近衞隊は馬來人其他の回敎徒・日本人・白人等の外人商人を以て組織されたこともあるが、通常常備隊の主體は諸戰役に拉致した捕虜及其の子孫より編成した。該制度は爾後漸變して捕虜及其の子孫は勿論、在暹馬來人・モーン人・安南人は悉く兵役に服する定則となり、毎年四箇月間輕少の賃銀を受けて服役した。政府は爾來永くこの差別的賦役制度を固執し、時代の要求に適應せる軍隊を樹立せんと努力したが、一九〇二年の東部及北部に於けるシャン人の暴動に際して之が全く實戰に無價値なるを立證されるに及び、終に軍制の根本的改組を痛感するに至つた。恰も當時歐洲にて軍事見學中なりし青年皇族の引續き歸朝を見るに及び、一九〇四年初めて徵兵令を發布して國民皆兵の太古法を復活し、後一九一七年之を改正した。該法は全國を陸軍區(現今は五軍管區)に分ちて先づ其の一區に實施し、其の經驗を以て之を全國に延及實施したが、既に一九一八年には飛行隊及輜重隊は歐洲大戰に參加して偉勳を樹てた。此の軍制の創設發達は殆ど暹民獨自の偉業にて、其の創設者とも稱すべき故ナコンチヤイシー親王及故ビサヌローク親王竝に御兄弟の後を承けて總司令官たりしナコンサワン親王の力に與る所大であると云ふ。斯くて最近迄全國三箇軍團(一〇箇師團)を置いたが、其の團隊の編成は近世各國の編成と相違し、一箇大隊よりなる聯隊等も多き有樣であつたから、其後實力を減退することなく唯團隊の改編充實及首腦部の人員淘汰のみによる軍縮を企畫し、終に一九二八年四月之を完成し更に一九三三年三月新徵兵法の發布を見た。

徵兵制度 二一歲又は二二歲に達したる壯丁は、悉く召集されて兵役に

服するの義務を有し、其の中より所要人員を選拔して現役に服務せしめ、殘餘は豫備として保留する。選拔されたる者は、(一)最初二年間は現役に服し(二)爾後七年間は第一期豫備役(年々最長二箇月の召集を受けて服務する)、(三)爾後十年間は第二期豫備役(年々最長三十日の召集を受ける)、(四)更に其の後六年間は第三期豫備役に編入される。

敎育 盤谷に士官學校があり、本校は諸兵科の將校を養成する目的にて、本世紀初の軍制改革と共に根本的に改組されたもので、彼の東印度の考古學者として著名なる伊人 Carini 大佐は、爾來約十年間校長として盡瘁したと云ふ。其の他飛行學校・軍醫學校及獸醫學校があり、各聯隊には下士養成の爲敎導團を置く。共に體育に重きを置き、新式武器及裝具を採用してゐる。

軍制 暹羅國軍は皇帝之が總帥として統率し給ふところにして、陸軍兵力としては公表(一九三六年現在)せられ居る處に依れば、近衞歩兵の外に歩兵二一大隊、近衞騎兵の外に騎兵三大隊、砲兵八分隊、工兵二大隊、野戰衞生隊五隊から成り、全國を第一—五陸軍管區(クルンテープ、バーチンブリー、ナコーン・ラーチシマー、ナコーン・サワン、ラーチブリー)に分つてゐる。

三 海軍

概要 十八世紀及十九世紀の初には、國王は數多の帆船を有してゐたが、主として貿易に、時に軍事輸送用に使用したのみで、尙海軍と云ふを得なかつた。十九世紀の後葉に、砲術練習の爲招聘した英人ブッシュ(Bush)大佐に代つて、丁抹人リシェリュー(Richelieu)大佐招聘されるに及び、巡洋艦一、砲艦六隻の艦隊を見るに至つた。當時海軍は軍務局の一局として存し、右丁抹人は局長として權勢があり、將校は主として丁抹及諾威人により組織されたが、同局長隱退し(一九〇九年)翌年同局は獨立して海軍省となり、ナコーン・サワン殿下が大臣として就任されるに及び、漸次將校は外國海軍又は盤谷海軍兵學校にて敎育された暹民に代へ、艦隊は日本製の王室ヨット竝に驅逐艦及水雷艇を以て舊艦隊に代へられた。爾後新船又は獵逸捕獲船(大戰時捕獲)を加へたが、更に前述の如く一九三五—三六年度以降六箇年計畫を以て、艦船の充實に努力しつゝあり、日本を初め諸外國に於て續々建造中であるから、近き將來に於てその面目を一新するに至るであらう。

敎育 一九〇四年盤谷(Plura Rajwongdern)に海軍兵學校が創設され、機關科及航海科を置いて多數の卒業生を出し、又盤谷鎭守府海兵團に於て初年兵の敎育に備へてゐる。

艦船 五百噸以上の艦船十隻中千噸二隻、千噸を超ゆるもの一隻、百噸以上の艦船約十隻を有するも、一九三六年現在艦齡十年以内のものは僅かに三隻に過ぎない有樣である。今主要なるものを表示すれば次の如くである。(但し一九三六年現在)

艦名	艦種	噸數	速力	裝備
Malai Chakri	王室用ヨット	二、四〇〇	一二節	
Phra Ruang	驅逐艦	一七〇	三五	約	四吋砲四、三吋高射砲一、水雷發射管二
Sua Tayarn Chol	同	一七〇	三五		七六粍砲一、マクシミ砲二、水雷發射管二
Sua Kamron Sindhu	同	一七〇	三五		七六粍砲一、マクシミ砲二、水雷發射管二
Trat	水雷艇	一〇〇	二七		(一九三六年伊太利に於て竣工)
Bllooket	水雷艇第二、第三、第四	一〇〇	二七		五七粍砲一、二吋半砲一、水雷發射管二
Rataanakosindr	砲艦	一、〇〇〇	一二		六吋砲二、三吋砲四、二·五吋砲一、五射砲一(一九二五年英國にて建造)
Sukhodhaya	砲艦	一、〇〇〇	一二		六吋砲一、三吋速射砲四、(一九二九年竣工)
Bhali	同	五〇〇	一〇		一二糎速射砲一、五七粍速射砲五
Sukrib	同	五〇〇	一〇		一二糎速射砲一、五七粍速射砲四
Makut	練習艦	七五〇	一六		(一九一七年竣工)
Chao Phya	練習艦	一、〇〇〇	一六		(一九一七年竣工)

尙、右の他に海岸及河川警備用の五〇—六〇隻の小汽艇及三〇〇—五〇〇噸の運送船三隻を有し、又驅逐艦・砲艦・練習艦及一隻の運送船には無線裝置を有してゐる。

工廠　長さ船臺四七四呎二吋、全長五一三呎、入口の幅五六呎九吋、高潮時の水深一五呎―一六呎の乾船渠を有し、全艦種の修繕に差支へなき新式機械設備を有してゐる。

四　航空部

一九一三年佛國西に派遣せし留學生の歸朝と共に、飛行機五基を購入し飛行隊設立され、前述の如く世界大戰に參加し、歐洲に遠征して以來、發達顯著なるものがあつたが、一九二一年末以來一部を一般行政竝に商業上の目的にも使用することゝなつた(「交通の部」參照)。機數は Neuport(Rhone―八〇馬力附)一八機、同Hispana―三〇〇馬力附三〇機、Avroe(Rhone―八〇馬力附)約二〇機、一九三五年以後は米國より Curtiss Hawk機約二五、Corsair機一五機を新調した。一九三六年現在に於てはドーン・ムアンに約一〇〇機、コーラートに約六〇機、其他を合せて合計約二〇〇機と推定されてゐる。操縱士は總て邏羅人で、外人教官は無い。航空隊の編成はドーン・ムアンに第一、第二大隊があり、コーラートに第三大隊がある。ロプリー近郊のコーカチヤムに元の野戰砲兵學校を飛行學校に改正し、第四大隊とする爲に擴張施設中であるほか、南方のプラチュアプ・キーリーカンに射撃練習中隊程度の勢力を有してゐるが、之も將來第五大隊として擴張さるゝものゝやうである。尙、ドーンムアンに航空機工廠がある。

財政

總說―歲計(概要…主要歲入項目…阿片專賣…官有財產收入…官業收入…主要歲出項目)―公債―資本的支出―國庫

一　總說

概要　往時は財政主腦機關としてプラ・クラン(Phra Klang)があり、十九世紀の末葉迄宮中府中の區別なく財務を司掌したが、國王の收入は大部分物品より成り國王が外國貿易を獨占してゐた時代には、丁度重要商品獨占業者の支配人格の地位にあり、外國貿易を司掌すると共に大いに內政にも關與し、最も權勢を有した。併し十九世紀に入り外國貿易が漸次國王の掌中より離れ、一方國內には各種の請負制度が行はれるに及んで、右プラ・クランの地位は漸落して終に一箇の內務管理局に過ぎざるに至つたが、一八九二年內閣制度の創設を見ると共に改與されて大藏省となり、收支一切の監理に當る事となつた。併し當時、同省直轄の租稅としては唯關稅及請負制度の二、三稅を見るのみにて、一般租稅の徵收は寧ろ內務及幾何兩省が管掌する有樣であつた。故に同省の權限は尙單に形式に止まり、財政機關としては極く微弱なる官廳に過ぎなかつたが、西曆一八九六年英人顧問ミッチェル・インネス(M. Innes)氏の招聘と共に會計檢查局が創設され、各省獨立の會計を廢して歲出入の監督權及徵稅權を大藏省に集中するに及び、同省は初めて財政上の實權を掌握し、一九〇一年以降は豫算の編成及國庫歲出入の公表を見るに至つた。

英人財政顧問傭聘に就て―總顧問たりし Roin Jaquemyns 氏の勸說により、有效なる財政組織の建設に財務顧問の緊要なるを認め、一八九六年埃及政府の大藏次官たりし A. Michelle Innes(前出)を招聘したるを嚆矢とする。同氏は在職四年上記の如く略財政組織を整へて辭任し、其の後緬甸會計檢查局長たりし C. Rivett Carnac(一九〇四年辭任)、印度政府財政局に奉職してゐた W. J. F. Williamson 氏が相次いで就職した。後者は紙幣局設立に當り其の局長として招聘されたが、當時退任中に財政に堪能なる適任者なく、自然財政の實權を掌握するに至つた。一九二四年同氏の後任として印度大藏省より Sir Edward Cook 氏來任し、新王を援けて行財政の大整理を成就し、當國財政を今日の基礎に樹て直したが、一九三〇年に歸國、一九三六年現在に於ては William Alfred Milner Doll 氏外二名である。

財務行政　大藏省は國務參議秘書官室、省務次官室、會計檢查官長室、倉庫局、金融局(通貨・地方及造幣の各課)、主稅局(各種稅務課及地方稅務監督課)、消費稅局(酒精・阿片其他の各種消費稅主管課等)、關稅局(盤谷、プーケット、ナコーン・シータムマラート稅關等)の諸局より成つてゐる。

二　歲計

概要　當國政府の財政が近代的統制を得て以來の歲計を見るに、一九〇〇年度に於て初めて各々三千萬銖を超えた歲出入は、一九一〇年度には六千萬銖となり、一九二〇年度には共に八千萬銖を超え、更に一九二六年度以降は一億銖を突破し、最高記錄を示した。一九二七―二八年度の如きは三〇年前(一八九七年度)に比し、輸出入各五倍內外に膨脹してゐる。尤も留意すべきは當國は、一九三四年地方自治體擔成法を公布して、同三五年末より漸く地方自治體構成の實施に當りつゝある狀態にある爲、今迄中央政府の財政以外に地方財政なるものゝない點である。顧て歲計の均衡を見るに大體順調を辿り、殊に一九一九年度に至る十數箇年間は年々勘からぬ決算剩餘金を示し、一八九七年度以降の剩餘金累計は九千百萬銖に達した。然るに爾後先帝の卽位迄の五、六箇年は、農作・貿易等順調なりしに拘らず、連年歲出超過を來して財政頗る困難となつた。而も費目の多くは國家を裨益せざる項目にて、國庫剩餘金の累計は漸減し、開發其の他事業の繼續には外債募集の必要を生じ、海外に於ける邏羅の財政的信用も亦失墜の傾向を示した。茲に先帝は、卽位と共に行政及財政の大整理を斷行し、親ら範を垂れて王室費を半減する等、只管經費節減に據りて收支の均衡を計り、多少の餘剩金さへ出すに至り、其の後財政は益々堅實なる基礎に置かれ、國債償還の方針も確立して海外の信用も恢復し、諸種の開發事業の資金も一般歲計の餘裕を以て支辨し得るに至り、歲出入決算は革命勃發の一九三一―三二年度及一九三四―三五年度を除き常に剩餘金を出し、當國の財政狀態は現今甚だ鞏固なる基礎の上に樹立されてゐるやうであるが、一面多少の弱點もある。卽ち(一)當國は米作を以て殆ど唯一無二の產業とするを以て、當國經濟力從て歲入は天候に支配される米作の豐凶に依りて伸縮するが、當國の米輸出は最近苦境にあるのみならず、今後も亦樂觀を許さぬ狀態にあり、從て國民の擔稅力は減退しつゝあること(二)歲入の重要項目たる阿片・鑛山・森林等の收入及米の輸出稅は現狀の維持困難なるに反し(三)革命後交通・通信・灌漑等諸種の開發事業費、敎育及農事の改良、地方警察等の施設費竝に國防費等歲出は將來益々增大すべき傾向にあり、收支の均衡を計る上に可なりの困難が生ずるに至り、一九三二年以後に於て關稅・マッチ稅が引上げられ、所得稅・營業稅・銀行保險稅・印紙稅等の新稅が設定せらるゝに至つてゐる。然し外債の募集は、之に伴ふ財政上及政治上の影響を考慮してか努めて之を避ける方針なるもの如く、唯歲計の餘裕を以て國內の開發費に當てつゝある。

歲出入決算額表

單位=圓　出所=邏羅及盤谷デイレクトリー及盤谷タイムズ

年度	歲入	歲出	過・不足
一八九七―九八	二四、八〇八、〇〇一	二三、九九六、六二五	(十)八一二、三七六
一九一一―一二	六一、四九五、九一八	六一、四九二、一四〇	(十)二、五二三、二三二
一九一六―一七	八二、九一二、二四九	八〇、九五九、四二九	(十)一一、九五一、七二〇
一九二一―二二	八五、五九五、八四三	八五、三六〇、五四五	(十)二三、七三五、二九八
一九二六―二七	一〇〇、五九〇、七六五	一〇〇、三九〇、九二九	(十)一九九、八三六
一九二七―二八	一一七、四四二、五二〇	一一七、三九〇、九二九	—
一九三一―三二	八〇、五四四、八四六七	八九、五三五、八九〇	(一)八、五三五、八九〇
一九三二―三三	九八、六五一、三六九	九四、一八四、八〇〇	(十)四、四六七、一六九
一九三三―三四	八三、九八四、一九五	八二、〇二四、三八九	(十)一、九六〇、一九六
一九三四―三五	九三、二〇一、二六〇	九七、三三五、九四四	(十)四、一三四、七八四

一九三五－三六	※	九四、一四七、四九一	※	八四、五八五、〇〇八	(十) 九、五六一、二四八、三
一九三六－三七	※	一〇〇、七一〇、〇〇〇	※	九六、〇〇〇、〇〇〇	(十) 四、七一〇、〇〇〇
一九三七－三八	×	一〇四、八八一、六六五	×	一〇四、八九一、一一四	(一) 九、四七、九九

(註) ※概算 × 豫算。

主要歳入項目　歳入財源の主要なるものは (一)森林・鑛山等の官有財産收入 (二)郵便・電信・鐵道其他の官營事業收入 (三)直接及間接稅であるが、近來稅制改革實施の爲各項目に可なりの改變が行はれつゝある爲細目に亘る連年比較が出來難い事情にあるので、茲には參考の爲一九三五－三六年度歳入豫算の內譯及一九三四－三五年度に至る五箇年間の經常歳入決算及豫算表を示すことゝする。

項目別歳入豫算表　單位＝百萬錄
出所＝Siam To-day, I. 及邏羅財政顧問報告

A　歳入豫算內譯（一九三五－三六年度）

(一)直接稅收入	營業稅	〇・二七一		
地租	家屋稅	〇・九八一		
人頭稅	銀行及保險業稅	〇・〇五〇		
所得稅	財產及相續稅	〇・一〇〇		
計		一・四九六	%	一七・四〇
(二)間接稅收入				
關稅		二・三六〇	%	二七・三六〇
阿片專賣收入		八〇七		九・三三
酒類消費稅		五・二三五		
其他消費稅		一・九四〇		
屠殺稅		〇・七四〇		
漁業稅		〇・二五〇		
印紙稅		四四・一五八		
計		五一・二七	%	五九・四
(三)官有財產收入				
林		二・八一三		
山		四・三〇八		
鐵		〇・八九〇		
其他		八〇一		
計		九・三二	%	一〇・八
(四)官營事業收入				
鐵道		一・四〇〇		
郵便局		一・七〇〇		
給電及給水		一・九二九		
計		四・〇二四	%	四・六
(五)手數料及罰金				
司法手數料及罰金		一・五〇〇		
賭博特許料		〇・九六一		
車輛免許料		〇・七四七		
土地登記料		〇・六八〇		
船舶及關門料		〇・六六一		
入國稅		〇・九九八		
其他		六・八一三		
計		七・九四	%	九・二
(六)其他		三・九七九		
		四・六三		
總計		八五、九六一、四六二		

單位＝錄

一九三一－三二	一九三二－三三	一九三三－三四（豫算）	一九三四－三五（豫算）	
三二、五八二、二八二	二四、九四〇、〇六一	三〇、五六〇、〇〇〇	三一、二〇〇、〇〇〇	
一、八三二、七七九	一、九五四、六〇三	一、八一三、〇〇〇	一、九二九、〇〇〇	
一、八九、九二四	一、六七、六五三	一、六〇、一九三	一、七四、九三八	
三四二、九七三	四四五、一八一	三六、一一二九	四二、八六九	
五、六二〇、六五九	五、〇六一、五九九	五、一四九、三一三	五、四二〇、五五四	
九一九、八四六	八九七、一九七	八九〇、〇〇〇	九〇五、〇〇〇	
八、八二八、一九五	七、七四三、一八〇	七、三〇〇、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	
九、〇八四、八三三	八、五八八、九五六	九、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇	
一〇、四一六、〇八六	九、五九九、二〇九	九、九〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	
一、三〇六、一六五	一、二四一、九〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	
九、七〇八、四四二	九、〇五四、九九九	八、八〇〇、〇〇〇	八、八〇〇、〇〇〇	
一一、一一〇、九三一	一〇、二九六、一四九	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	
一、一七、四九九	一、一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
一二、二四八、四三二	一一、四〇六、一四九	一一、〇〇〇、〇〇〇	一一、〇〇〇、〇〇〇	
一、一七、七五四、五	一、一三、四五四、五	一、一〇、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇、〇〇〇	
一〇、二一七、九五	一〇、三四一、〇九五	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	
九、〇〇三、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇	
一一、二四一、九八〇	一一、二四四、五一〇	一一、〇〇〇、〇〇〇	一一、〇〇〇、〇〇〇	
一四、七五四、一三一	一二、三二〇、六四一	一二、〇〇〇、〇〇〇	一二、〇〇〇、〇〇〇	
二、〇〇四、四一二	九八〇、九〇四	九〇〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	
一〇、三〇六、一六五	九、五九九、二〇九	九、九〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	
九、〇八四、八三三	八、五八八、九五六	九、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇	
一〇、四一六、〇八六	九、五九九、二〇九	九、九〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	
八、八二八、一九五	七、七四三、一八〇	七、三〇〇、〇〇〇	七、五

土地登錄及地券發行手數料			一、〇三九、四三五	九二五、八〇八
入國手數料			六四五、四一六	六〇七、〇九九
車輛登記料			六一四、二六〇	一、一三五、五一一
其他			九四三、四九七	七三七、四五三
	計		九、三五一、六九五	八、一八四、〇七三
三、雜入	牧入		四四一、三、八一五	八、一四四、五六八
歲入總計			一〇七、一七九、三三	九六、三一二、一九

（註）※一九三三・三四年以降所得稅中に編入

阿片專賣　當國民は古くより阿片吸煙の弊習があり、既に前世紀の前半に之が禁遏を講じたことがあつた。併し其の後阿片が重要なる財源なるを認め之が供給を官營とするに至つた。尤も最初は原料を政府が輸入するのみで、煙膏の製造販賣は之を請負制度としたが、一九〇七年大藏省内に阿片局を新設して製造販賣をも直營とし、最初小範圍より施行して漸次に施行範圍を擴張し、一九〇九年遂に請負制度を全廢した。併し今世紀に入り阿片問題に關する世界の趨向に顧みて吸煙漸禁政策の必要を認め、一九〇九年の上海阿片會議及一九一一年度の海牙阿片會議等にも參加すると共に、國内に於ける取締及專賣制度にも幾多の改正を加へ、終に一九二九年十一月の阿片法を見るに至つた（「衞生の部」參照）。斯くの如き政策を採りつゝある爲、阿片收入も漸減しつゝあるは當然にて、一九一九年度の如きは二千三百萬銖に達して總收入の殆ど二割半に當り、財源中主位を占めて居た該收入は、漸減して最近は七、八百萬銖内外となつた。兎に角阿片收入が當國の如く財政上重要性を有する國は恐らく他に類例がなく、地理上密輸入の取締り困難なる點もあり、急激なる禁遏は困難であるが、一方教育の普及に伴ふ阿片に對する嗜慾の變化も考慮する時、將來阿片の消費は漸減を免かれぬ所で、新財源發見の緊要なるを感じつゝあるものゝ如くである。最近の專賣狀態を示すに次の如くである。

阿片專賣事業成績表　出所＝邏羅統計年鑑

A 原料阿片購入高

摘要		一九二八―二九	一九二九―三〇	一九三〇―三一	一九三一―三二
外國阿片	瓩	八三、四六〇	七三、九三八	六二、六四〇	五二、四〇〇
ベナレス	銖	四、六六〇、一六四	四、〇五三、六九五	三、四八六、一三〇	二、八八八、一三二
	瓩	—	—	—	—
イラン	銖	—	七四八、五四九	一四四、四〇〇	六三〇
	瓩	—	—	—	—
計	銖	八三、四六〇	一〇五、四三八	三四〇、八四四	一〇、二一九
其他阿片	瓩	四、八〇二、二四四	七六〇	七七〇、四四〇	五二、七七〇
總計	瓩	八三、七二六	一〇五、六四五	七七、三九六	五二、九三九

B 州別調製阿片販賣量及煙館數

州別		阿片販賣量（瓩） 一九二八―二九	一九二九―三〇	一九三〇―三一	一九三一―三二	煙館數 一九二八―二九	一九二九―三〇	一九三〇―三一	一九三一―三二
クルンテープ		二〇、七八四	一八、七八一	一六、九七〇	一四、二四一	二二五	二二五	二二五	一二六
アユタヤー		六、九一六	四、五五一	三、二七九	二、五二一	九六	九六	九七	一二七
パーチンブリー		四、七七八	三、二七九	二、二九六	二、二二九	七二	七二	七〇	一〇七
ナコーン・チャイシー		一、三二五	一、〇三七	八一九	五六二	四一	三九	三八	三八
ラーチブリー		六三八	七六〇	七四五	五一一	三一	三一	三一	三一
ナコーン・サワン		九三〇	九三六	七六八	五四三	二八	二八	二九	二四
ピサヌローク		九六六	八九六	八〇六	八六三	二九	二七	二七	二四
バーヤップ		一、八九五	一、三一七	九四三	七二九	—	—	—	—
ウドーン		四、八三六	四、四五四	三、六〇七	二、六五八	—	—	—	—
ナコーン・ラーチシマー		三、三五三	二、九八七	二、四五〇八	一、七二六四	三一	三一	三一	三一
チャンタブリー		五、〇一六	四、九一六	三、五八三	二、九〇三	六八	六三	六三	六一
ナコーン・シータムマラート		四、二三九	四、三三三	三、三七二	二、三六〇	一二五	一二五	一一三	一一二
プーケット		一、五四六	一、三〇六	九八八	八二九	八三	八一	八一	八一
バターニー		五、三〇五	五、一〇六	三、二九六	二、一三六	七一	七一	六〇	五〇
計		六〇、九一七	五六、四三九	四六、一四三	三四、四一六	二三五	二三五	二二五	一九六

（註）※一九二七年免許滿期となつたものの内若干を政府直營に移すことゝなつた。一九三三年現在政府直營煙館は一〇六館、中三五館はクルンテープ州にある。

「阿片專賣事業業績」に關しては新たなる資料なき爲省略す（尙詳細は本年鑑第三回版「專賣事業の項」及「稅制の部」參照）。

官有財産收入　主要なるものはチーク林及錫鑛の特許稅にて、此の他官有財産拂下げ、賃貸料收入、チーク及錫以外の林産物及鑛物に係る特許稅等がある。林政及其の財政に就ては「林業」の項に詳說する所であるが、要するに山林收入の殆ど全額を提供せるチーク林は、過去に於ける管理の失敗により、將來伐採すべき幼樹の樹數甚だ少く、將來現收入を維持する事は困難なる狀態にある。當國の鑛業は卽ち錫鑛業であるが、「鑛業の部」に說述する如く、錫は市價の變動甚だしく、從て政府收入も著しく不安定である。一九三五―三六年度に至る最近三箇年間の政府收入は夫々一、八一三千銖、三、六一二千銖、四、三〇八千銖であつた。

官業收入　現今官業としては鐵道・郵便・電信・電話・盤谷水道・サムセン發電所がある。

「鐵道」は唯に財政上のみならず、行政上及經濟上に於ても官業中最重要なるもので、新線の建設進捗と共に總收入は逐年增大しつゝあり、一九二七年度に終る一〇年間に總收入は二倍餘、純收入は三倍に增加したが、同年を峠とし、一般經濟界不況に崇られ漸減の傾向を辿り、一九三五―三六年度に至る最近三箇年の政府收入は三、〇〇〇千銖、二、六三三千銖、二、九九五千銖となつてゐる（詳細「交通の部」參照）。

「郵便電信電話」等の通信事業は常に相當の純益を擧げつゝあるが、電話・電信・郵便事業の擴張及改善、無線電信設備の完備等の資本的支出が逐年增大しつゝあり、一九三五―三六年度に至る最近三箇年の政府收入としては一、一八〇千銖、一、一三〇千銖、一、一一〇千銖となつてゐる。

「盤谷水道」は一九一四年に創設され、爾來衞生上多大の貢獻をなしつゝある。一九一六年度より收入があり、總收入及純益共に漸增し一九三五―三六年度に至る最近三箇年の純益は九〇〇千銖、九〇〇千銖、九二〇千銖となつて

ゐる。

サムセン官營發電所は一九八六年より給電を開始せるもので、一九三五―三六年度に至る最近三箇年の政府收入として擧げられてゐるのは夫々一一九六千銖、一、〇六二千銖、一、〇〇九千銖である。

主要歲出項目　歲出項目を大別すれば、行政費・國防費・社會政策費・負債支辨費・開發費・恩給費・歲入徵收費・王室費・其他とすることが出來る。一九三五―三六年度に於ける以上の種目別歲出豫算額及一九三三―三四年度に至る五箇年間の費目別經常歲出決算を示せば次の如くである。

B項目別歲出決算

項目	一九二九―三〇	一九三〇―三一	一九三一―三二	一九三二―三三	一九三三―三四（豫算）
一、歲入徵收官廳費（大藏）	七〇五、五五四	七〇六、九六九	七〇四、七七五	七〇六、八六二	七〇五、〇〇〇
關税	二九二、六二五	一六四、九七一	一六〇、三七八	一五六、〇七八	一五五、〇〇〇
阿片（同）	四九六、四〇六	八四、四四五	八四、九三八	九九、八五二	九五、〇〇〇
消費税局（同）	二、八七四、三三一	二、九五〇、五二七	二、五〇三、六〇四	二、五三〇、五二七	二、七〇八、〇〇〇
主稅局（同）	一二二、二二	八八、九二八	八八、一〇一	八八、二八二	四〇、〇〇〇
國有財産及寺領局（同）	九五八、七五六	五、四〇九、二八九	五、一二五、〇四二	五、四三五、四五三	五、五〇〇、〇〇〇
森林（經濟）	五、四〇九、二八九	一、〇〇二、八八九	一、〇〇一、一四四	一、〇〇一、一四四	一、〇〇一、一四四
二、官營事業	(2)(1)	(2)(1)	(2)(1)	(2)(1)	
郵便電信（經濟）	二、四二六、七二三	二、三〇二、九四四	二、三〇三、五九〇	二、三〇三、五九〇	二、一〇〇、〇〇〇
	六五二、二九一	八四、八一八	八五一	八五一	—
サムセン發電所（同）	七九九、九四七	七七八、三四〇	七二一、五九九	七〇八、五〇〇	七〇八、五〇〇
	一七一、一六二	二〇〇、〇〇〇	三九、六〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇
チエンマイ發電所（同）	—	—	三四、六四四	三五、〇〇〇	三五、〇〇〇
	—	—	一五、四〇九	一五、四〇五	一五、〇〇〇
水道（內務）	四二四、七六四	四二四、七六四	四一四、〇三一	四一四、〇三一	四一四、〇三一
	三〇三、七六八	三〇三、七六八	三〇三、七六八	三〇三、七六八	三〇〇、〇〇〇
計	四、七一四、五八一	四、七一四、五八一	四、三三三、九四九	四、三五五、〇三三	四、三四三、〇〇〇
發費	一、七二一、九七一	一、七二一、九七一	一、七二一、九七一	一、七二一、九七一	一、七二一、九七一
灌漑（資本的支出を除く）（經濟）	九二二、四五一	九七五、二四一	九三〇、五八四	九三〇、五八四	九三〇、五八四

項目別歲出豫算表

A　項目別歲出豫算額（一九三五―三六年度）

出所＝盤谷タイムズ紙

項目	額（百萬銖）	百分比（%）	項目	額（百萬銖）	百分比（%）
行政費	二四・一九七	二八・五五	恩給費	五・六〇〇	六・五二
國防費	二一・六七一	二五・二一	歲入徵收費	四・五八八	五・三四
社會政策費	二〇・六六五	二二・四一	王室費	〇・四五〇	〇・五二
公債支辨費	八・九五〇	一〇・四一	其他	三・八六八	四・五〇
開發費	五・九五七	六・九三			

單位＝銖

水道（同）	一〇五、九〇二	一〇三、一五一	七九、〇〇〇	一二三、一六八	一〇三、一四八
道路局（同）	四、五五八、九五七	四、八九五、一五七	一、三四八、二六六	四、八四九、八五八	四、八四八、九五五
計	六、三八一、六三一	六、一一三、一一五	二、三六五、三六六	六、一一三、一一五	六、一一三、一一五
四、公債償還及利子（大藏）	九、四〇五、三一九	九、六九九、四七四	九、六九九、四七四	九、六九九、四七四	九、六九九、四七四
外債償還及利子	—	—	—	—	—
內債償還及利子	九、四〇五、三一〇	九、六九九、四七四	九、六九九、四七四	九、六九九、四七四	九、六九九、四七四
計	三五九、一〇五	三七四、八一八	三七四、八一八	三七四、八一八	四二六、九八七
五、行政費	三三二、六九七	三四五、一二〇	三四五、一二〇	三四五、一二〇	三五六、〇二〇
(イ)中央行政費	二七〇、九二二	二七七、四二五	二七七、四二五	二七七、四二五	一五五、〇五〇
內務省	一四六、一〇〇	一四六、一〇〇	一四六、一〇〇	一四六、一〇〇	九七六、九〇四
外務省	八六七、九六四	八六七、九六四	八六七、九六四	八六七、九六四	五、〇七五、九九八
大藏省	五、二三一、三八五	五、二三一、三八五	五、二三一、三八五	五、二三一、三八五	一、三四六、〇四六
司法省	四四、八一一、八九四	四四、八一一、八九四	四四、八一一、八九四	四四、八一一、八九四	五、三六八、五三七
文部省	一、三六九、七二四	一、三六九、七二四	一、三六九、七二四	一、三六九、七二四	三五、一一〇五
經濟省	五、三六八、五三七	五、三六八、五三七	五、三六八、五三七	五、三六八、五三七	一、六三八、八二五
(ロ)地方行政（內務）	三五、一一〇五	三五、一一〇五	三五、一一〇五	三五、一一〇五	八七七、二四七
(ハ)保健（同）	一、六三八、八二五	一、六三八、八二五	一、六三八、八二五	一、六三八、八二五	二一四、四七九
(ニ)警務（同）	八七七、二四七	八七七、二四七	八七七、二四七	八七七、二四七	二、七九七、〇六六
(ホ)港務局（同）	二一四、四七九	二一四、四七九	二一四、四七九	二一四、四七九	二一、八七四、三四〇
(ヘ)盤谷市廳（同）	二、七九七、〇六六	二、七九七、〇六六	二、七九七、〇六六	二、七九七、〇六六	一、二四四、六六六
(ト)檢事局（同）	二一、八七四、三四〇	二一、八七四、三四〇	二一、八七四、三四〇	二一、八七四、三四〇	一、二四四、六六六
(チ)刑務所（同）	一、二四四、六六六	一、二四四、六六六	一、二四四、六六六	一、二四四、六六六	一、二四四、六六六
(リ)移民局（同）	一、二四四、六六六	一、二四四、六六六	一、二四四、六六六	一、二四四、六六六	一、二四四、六六六
(ヌ)譽務會（同）	一、二四四、六六六	一、二四四、六六六	一、二四四、六六六	一、二四四、六六六	一、二四四、六六六
(ル)領事館及公使館（外務）	一、二四四、六六六	一、二四四、六六六	一、二四四、六六六	一、二四四、六六六	一、二四四、六六六
(ヲ)會計檢査（大藏）	一、二四四、六六六	一、二四四、六六六	一、二四四、六六六	一、二四四、六六六	一、二四四、六六六
(ワ)裁判所（司法）	一、二四四、六六六	一、二四四、六六六	一、二四四、六六六	一、二四四、六六六	一、二四四、六六六
(カ)司法省所屬諸官廳（司法）	一、二四四、六六六	一、二四四、六六六	一、二四四、六六六	一、二四四、六六六	一、二四四、六六六
(ヨ)教育（文部）	一、二四四、六六六	一、二四四、六六六	一、二四四、六六六	一、二四四、六六六	一、二四四、六六六
(タ)土地局（內務）	一、二四四、六六六	一、二四四、六六六	一、二四四、六六六	一、二四四、六六六	一、二四四、六六六
(レ)鑛山（同）	一、二四四、六六六	一、二四四、六六六	一、二四四、六六六	一、二四四、六六六	一、二四四、六六六
(ソ)農業調査（經濟）	一、二四四、六六六	一、二四四、六六六	一、二四四、六六六	一、二四四、六六六	一、二四四、六六六

(ッ)土地測量(內務)	四八三七八	四五五〇九七
(ネ)地方農業助成委員會(經濟)	二三九五二六	二四二四四四
(ナ)陸軍測量局(國防)	五五〇七〇〇	五二三四九八
(ラ)燈臺局(同)	一四〇二九八	一九九三九九
(ム)宗務局(文部)	二五三八五二	二四〇二七三二
(ウ)倉庫局(大藏)	—	—
(キ)國務院	三一二五七一	三〇八三九八
書記官長官房	—	—
會計檢查會議	—	—
法制審議會	—	—
計	三一二五七一三	三〇八三九八
六、國防		
陸軍	一二六二六〇〇〇	一二六二六〇〇〇
海軍	四、五四五〇〇〇	四、五四五〇〇〇
空軍	四、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇
計	二一、七二一、〇〇〇	二一、七二一、〇〇〇
七、王室		
一般費	六、一四二、六四六	六、一四二、六四六
王城護衞費	一、五八、三〇〇	一、五八、三〇〇
電燈水道	一、七九、九九九	一、七九、九九九
宮內官吏恩給	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
計	大、八八〇、九四六	大、八八〇、九四六
八、通貨	二八〇、五五五	二八〇、五五五
九、恩給		
文武官恩給	三、二〇八、〇八八	三、二〇八、〇八八
皇族給與	二一〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇
ラオ王族給與	二四九、二〇〇	二四九、二〇〇
計	三、五七七、二八八	三、五七七、二八八
一〇、雜費	四五、四九三	四五、四九三
伐木稅割當	三六、四三七	三六、四三七
歲入雜種割當	四八三七八七	三五八、二一〇

赤十字社寄附	二四〇、〇〇〇	二四〇、〇〇〇
國際聯盟費	一〇七、八二一	一〇七、八二一
王立美術院費	二七、一五〇	二七、一五〇
最高顧問官俸給	一六九、二〇〇	一六九、二〇〇
初等教育補助費	—	—
起債同避資金	七四〇、五六五、三	七四〇、五六五、三
公債償還準備金	八、〇〇〇、〇〇〇	八、〇〇〇、〇〇〇
人民代表議會費	—	—
王室禮拜堂修繕費	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
紀念橋建設費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
假勘定決濟	七〇、八〇六	七〇、八〇六
雜支出	八、二一八	八、二一八
計	一七、六六九、〇七五	一〇七、一〇三、四八七

(備考) 本表は施行政機構に於ける費目である。

(註) (1)事業費 (2)經常費として記入された資本的支出

以上の各費目の詳細に就ては夫々當該項に於て言及してあるから、茲には公債費のみに付說明することゝする。

三 公債

暹羅の有せる國債は大別して三種に分つことが出來る。第一は馬來聯邦公債、第二は純然たる外債、第三は內國債である。

(一) 四百六十三萬磅四分利馬來聯邦公債　盤谷より新嘉坡に至る國際鐵道の暹羅國內に於ける部分の建設費としての公債で、關係鐵道を擔保として一九〇九年直接馬來聯邦との間に契約が締結され、一九一一年より一九二二年の間に數回に亘り發行されたもので、一九二四年以後四十年間に毎年分割償還契約。

(二) (イ)百萬磅四・五分利公債　一九〇五年時價九五・五の割にて半額宛倫敦及巴里にて發行。

(ロ)三百萬磅四・五利公債　一九〇七年時價九八の割にて、四分の一を伯林、殘餘を巴里及倫敦にて半額宛發行。

(ハ)二百萬磅七分利公債　一九二二年パーにて全額を倫敦にて發行。

(ニ)三百萬磅六分利公債　一九二四年時價九五・五にて全額を倫敦にて發行。

以上四回の第二種公債は一九〇七年募債額中の九十萬磅を金本位準備として差引いた他悉く生產事業(鐵道及灌漑工事)に支出したもので、擔保としては一般資源を當てられて居り、何れも五箇年後から四十年間に年賦にて償還することゝなつて居る。但し政府は十箇年を滿了した後は三箇月の豫告を以て隨時公債の全部又は一部を償還し得る契約である。

(三) 一千萬銖四分五厘內國債　一九三三年以來資本的支出を賄ふ爲に暹羅最初の內國債として發行されたもので、一九三五年現在一千萬銖に上つて居り償還期は一九四三年九月十五日となつてゐる。

以上の諸公債に對して邏羅は好景氣時代、卽ち一九二六―二七年度以後に於ける多額の豫算剩餘金を亂費することなく公債償却基金に充用し、一九三五年九月三十日現在の未償還額は次の如くである。

㈠三、〇五九、九九九磅　㈡の(イ)四五三、一八〇磅、　㈡の(ロ)一、五六六、六四〇磅、㈢の(ニ)(※)二、八四八、二五〇磅　㈢―一千萬銖

(註)　※一九三六年一月四日四分利公債に借換へられた。

卽ち一磅＝十一銖として右國債は九七、二〇八、七五九銖となる。之を人口一二五百萬に割當れば、一人當り僅かに七七八銖にして、尙、償還基金三〇、六六三、一六二銖を有する堅實な狀態（一九三五年現在）であり、而も年々堅實な方針に基いて前記の如く公債償却費を歲計に計上して積立てゐる。尙一九三六年二月の國民議會に政府は產業政策積極化の必要上新たに四分利付の內國債發行案を提出したが議會は之を否決した。

四　資本的支出

官營事業及一般產業助成の目的を以て支出せらるゝもので、國庫準備金より支出されるが、近年漸次增額の傾向にあり、之は政情の安定と共に政府が積極的に經濟開發方面に乘出す餘裕を示しつゝあるものと見られる。最近五箇年の豫算に就て費目別支出額を示せば次の如くである。

費目別資本的支出豫算表　單位＝銖　出所＝邏羅財政顧問報告及　盤谷タイムズ紙

年度	一九三三―三四	一九三四―三五	一九三五―三六	一九三六―三七
鐵道	二、三〇〇、〇〇〇	一、五四七、〇〇〇	一、四三四、〇〇〇	二、三一〇、八〇〇
灌漑	一、四九一、三〇〇	一、五二九、八〇五	一、八〇〇、〇〇〇	九七五、三九七
郵便及電信	一、九五、〇〇〇	一、七八、〇〇〇	三、八〇、〇〇〇	四一五、〇〇〇
信用組合助成	七〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇
商業飛行場建設	四〇、〇〇〇	六三、〇〇〇	五五、九八九	二三、〇〇〇
道路	一、〇〇、〇〇〇	一、一五、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇	四、五〇、〇〇〇
製紙事業	—	—	一、八三、〇〇〇	九五四、四一〇
運動競技場建設	—	—	三〇〇、〇〇〇	二、七三、八〇

年度	一九三三―三四	一九三四―三五	一九三五―三六	一九三六―三七
水先案內	—	一五〇、〇〇〇	七三、一五〇	四九、五〇〇
液體燃料の整備	—	九二、八三八	三四三、〇〇〇	六八五、七二三
棉作	—	二〇〇、〇〇〇	一四八、一〇〇	七九、一一〇
綿貿易增進	—	—	三七九、六〇三	—
家禽業	—	—	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇
製藥業助成	—	—	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
機業助成	—	—	六九、七四〇	一〇〇、〇〇〇
電氣事業	—	—	八五、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇
糖業	—	—	—	五三、四三〇
國內產業	—	—	一〇、〇〇〇	—
家畜貿易助成	—	—	—	七五、〇〇〇
絹絲業奬勵	—	—	—	三〇〇、〇〇〇
國道建設	—	—	—	—
給水事業補助	—	四五、〇〇〇	八、八三五、五二七	一五、九四一、六八八
計	五、九九九、三〇〇	五、一八三、三〇五	八、八三五、五二七	一五、九四一、六八八

五　國庫

當國財政研究の一助として國庫殘高及預金高の二表を揭示する。

國庫殘高表　出所＝邏羅財政顧問報告

年度	一九三一―三二	一九三二―三三
在邏羅 盤谷（銖）	一八、六九九、七八九	一四、七七五、五九九
在邏羅 府・縣金庫又は輸送中のもの	一九、一七九、八二六	一九、一七九、八二六
在邏羅 小計（同）	三四、八七六、六二五	三〇、九五五、四二五
在倫敦（磅）	一、一三四、〇〇〇	一、一三四、〇〇〇

年度	一九三一―三二	一九三二―三三
其他 佛國法貨（法）	四四五、〇〇〇	四四五、〇〇〇
其他 海峽植民地弗貨（弗）	二五三、〇〇〇	二五三、〇〇〇
其他 日本圓貨（圓）	六一、〇〇〇	六一、〇〇〇
其他 印度留比貨（留比）	七六七、〇〇〇	七六七、〇〇〇
米國弗貨（弗）	四八六、〇〇〇	四八六、〇〇〇

（備考）　各年三月末現在。

國庫預金高一覽　出所＝同前表

項目	一九三三年三月末	項目	一九三三年三月末
利子附預金	二、三三九、七四八	文部省預金（地方）	四六六、八九二
宗教局預金	二、三四九、四四八	義勇隊預金	六、九五八
文部省預金	七六七、二八九	土地預金	五三四、九九九
大學預金	一、七六七、七四二三	山林局預金	一八〇、五二一
航空部預金	—	倉庫局預金	四四三、八
私人預金	八、九〇四	阿片局預金	二七二、九六二一
王室禮拜殿修繕寄附金	八四四、七〇九	刑務局預金	六八、四〇三
教育稅基金	一二三、七五〇	主稅局預金	一四一、四六二一
主稅局雜預金	八五、〇八八	Tripiteka 基金	一六一、五三二
（王立研究所）	三、八七九、四八七	國庫貯蓄銀行（地方金庫現在高）	八〇〇、一三三
國庫貯蓄銀行	二、四〇五、一三六	各局雜預金	※二〇九、九七八一
利子附預金計	無利子預金	鐵道改良資金	※八〇四、三六五
司法裁判所預金	八〇六、六七一	王室禮拜堂修繕寄附金	一四四、一八四
地方廳預金	二八九、〇五四	教育稅基金	九七二、四八〇
內藏寮預金	一五、七四一	無利子預金計	七、六六、二四四
前豫算承認額より繰越を許されたるもの（主として陸・海軍費）	六〇、四六二	總計	一、九〇七、二〇四

（註）　※概算　（備考）　一九三二年三月末現在。

稅制

總說―關稅―其他の諸稅（人頭稅：耕地稅……漁業稅：鑛業稅：森林伐採稅：屠殺稅：所得稅：銀行稅：保險稅：營業稅：土地家屋稅：消費稅：入國稅）―（附）關稅定率表

一　總說

從來邏羅の租稅體系は極めて簡單で、關稅及特殊品の消費稅を主たるものとし、此の他直接稅として各種耕地稅、建物稅、漁業稅、鑛業稅、人頭稅等があつたが、種々の國內的事情より一九三一―三二年度歲入が不足を來たすことが明かになつたので、政府は一九三一年十二月、之が均衡を得る爲め國庫收入調查委員會を設置、確定收入を規準として均衡のとれた彈力性ある健全財政を確立する爲委員會をして種々の政策に就き考究せしめた。その結果、第一の方策として考慮されたのは、從來比較的低廉であつた輸入稅の改正であり、第二には燐寸、セメントに對する消費稅の設定、第三の方策としては屠殺稅其他の引上等であつた。一方、米田稅は農村救濟政策に關聯して減免政策を實施せざるを得ない事情にあつた爲二〇%方引下を見た。一九三二―三三年度に於て俸給稅・土地及家屋稅・銀行及保險稅が新に制定され、輸入稅を更に改訂して從來比較的輕稅であつた商品に新稅率が賦課された。同時に、社會政策的見地から地租を減じて農民救濟の方途を講じた。一九三三―三四年度には俸給稅に代へて所得稅を課し、營業稅及印紙稅を制定した。尙銀行稅及保險業稅を改訂し、錫稅を引上げた。更に一九三四―三五年度より遺產稅及相續稅を實施し、人頭稅を引下げ、無產階級の救濟に資し、次年度には屠殺稅の引下を見た。

右の一九三二―三五年の期間に行はれた稅制改革の結果は所得稅、營業稅・消費稅・印紙稅の設定に依て一般國民に對して多少の負擔增加とはなつたが、本質的に見て決して重壓的なものでなく、一方米田稅・人頭稅等の輕減に依て負擔の平衡・合理化が計られるに至つた。因に舊式稅制の遺物たる人

頭稅は近く廢止の運びに至るべく、その補塡財源として鹽の政府專賣が計畫されてゐる。

二　關稅

關稅は一八五六年の英・暹條約によりて創設賦課されたるもので、當初輸入稅は一率に從價三分に限られ、輸出貨物は其の生產より輸出に至る迄に名義の如何を問はず唯一回の課稅を許され（卽ち內地通貨稅を課する物は輸出稅を課し得ず）、輸出稅としては米・動物性產品・其の他に低廉なる從量輸出稅を賦課するに止つた。斯る制限を忍びつゝ一九二七年に及んだが、多年熱望された不平等條約の改正漸く完了して關稅自主權を獲得し得たので、同年三月二十六日永年の懸案たりし新關稅定率法（暹曆二四六九年關稅定率法）を公布して卽日之を實施し、一方同時（同年九月十三日以降）に內地通過稅を廢止した。翌年十二月五日暹曆二四七一年改正關稅定率法（第一）を發布して一部を改正したが、更に一九三一年一月三十一日勅令を以て暹曆二四七三年改正關稅定率法（第二、同年二月二日より實施）を、同年十月末日暹曆二四七四年改正關稅定率法（第三、同年十一月一日より實施）を發布し、舊關稅定率法の附屬定率表は玆に廢止した。然し右の一九二七年の關稅自主權の獲得に際して尙ほ極めて重大な制限が附されてゐたのであつて、㈠一九二六年三月十一日に批准された英國との通商條約（第十條）に依り向十年間各種綿製品、鐵及同製品、機械及同部分品に對して關稅を從價五%以上に引上げぬこと、㈡一九二七年三月十九日伊太利との條約に依り向十年間綿製品、鐵及鐵製品の輸入稅を六%以上に引上げぬことが定められて居り、爾來の各國も最惠國約款に依り右の低關稅に均霑してゐた。然るに右のうち英・暹條約は一九三六年三月十日を以て滿期となつた機會に、暹羅政府は廣汎な關稅改正を決行し、三月二十二日之を公布實施するに至つた。同改正の主要點は

㈠　從前の關稅法は大部分が、從價稅で諸商品を五大別し、從價六〇%、三三1/3%、二五%、一〇%、及五%のものに分類し、從量稅は石油、酒類、セメント、砂糖、茶、燐寸等極めて少種類のものに例外的に規定して居たに過ぎぬが、之を今回の改正に依て逆に大部分を從量稅に改め、從價稅を例外的のものとした。

㈡　從量稅に變へた結果、增稅となるか、減稅となるかはその時の相場如何に依るが、當時の狀況に依て之を見れば、

（イ）引上げられた主要品―陶磁器（約十倍）、自動車タイヤ（四倍乃至八倍）、眞鍮及眞鍮製品（一割乃至七割）、人絹絲（約八割）、麥粉（約二割五分）、大豆（約五分）、砂糖（約六割）、野菜類（約二倍）、護謨靴（四割乃至一倍半）、時計、セルロイド製品、其他

（ロ）引下げられた主要品―硫安（約四分の一に減）、豆粕（約四分の一に減）、人蔘（約六分の一に減）、椎茸（約三分の一に減）、海產物（一割乃至二割）、アスファルト（約二割）、コールタール（約一割五分乃至三割）、藥品（一割乃至二割）、紙（約三割）、硝子瓶（約二割）、其他

（ハ）据置の重要品―綿絲布、鐵及鐵製品、機械、琺瑯鐵器、帽子、染料等

本改正の目的として擧げらるゝところは㈠從價稅に依れば二重インボイスに依り不正申告をなすものが多いこと㈡關稅の增收を計ること㈢自國產業の助成等である。

据置きになつたものは大體前記暹伊條約の拘束を受けたものであるが、之も一九三七年三月十八日を以て期限が經過したのであるから、早晩或る程度の引上があるものと豫想されてゐる。然し暹羅に於て將來工業の發達する可能性は特殊のものを除き相當困難な事情（各「產業の部」參照）にあるが故に、暹羅の關稅引上は自國產業の保護といふ見地よりも寧ろ國庫收入の增加といふ點に重點が置かるゝのであるが、一方國民の購買力や生活程度は未だ甚しく貧弱である爲重稅品の購買には堪え得ない。强ひて關稅の引上を行へば、其の爲消費の減退を來し、關稅收入は却つて減退するであらうし、又現在の低關稅に惠まれて隣接國へ再輸出しつゝある所謂通過貿易迄も衰退する虞もあり、從て稅率の引上にも自ら限度があるわけである。

尙關稅定率表に關しては附錄「關稅定率表」參照。

三　其他の諸稅

人頭稅　本稅は一九一九年度の人頭稅法により創始されたが、後一九二六年度に改正法を公布して徵稅方法を改善し、越えて一九三一年二月十三日改正法を公布して滯納者に對する賦役方法を改正した。

本稅は原則として暹羅に在住する男子（內外人を問はず）にして同國民法に規定する成年（滿二十歲以上又は婚姻したる者）以上滿六十歲未滿の全有能力者に課せられる。但し㈠布敎師　㈡士官以上又は士官相當官以上の官職にある者を除く現役及豫備役軍人竝に警察官　㈢村長・區長・村醫　㈣陸海軍及憲兵諸學校の生徒　㈤在監者　㈥寄港外國船の船員　㈦不具者又は自活不可能の者　㈧成年第一年又は入國第一年の者、等は本稅を免除される。稅額は地方に依て多少相違があり、（大藏大臣は地方民の生活程度に應じて適宜に稅額を決定す）、近來漸次引下げられて、現在最高大體五銖程度で每年四―九月の間に郡役所に納入することゝしてゐる。若し滯納する時は倍額を徵收し、全然納稅せざる者には不納の年每に十五日間（但し通計三十日以下）の賦役を命ずる。尙、本稅は舊稅法の遺物で、近く廢止さるゝ筈になつてゐる。

耕地稅　本稅の徵收は農耕地の生產に對する政府の剩前要求權の行使で、直接稅中最も重要な財源であり又最も古くから實施されてゐるものであつて、米田、煙草耕地、甘蔗耕地、果樹園に對する課稅から成つてゐる。

㈠米田稅　從前米田に對しては不規則極まる課稅を行つたが、西曆一九〇五年六月に法律を以て之を統一し、更に一九一〇年稅率の改正を行つて今日に及んでゐる。然し現行稅制も尙不整一にて、行政官吏は專斷にて作付面積の認定又は稅率の適用等をなすと云ふ。

米田は下記の等級に分ち、之に各別の稅率を課す。

（一噸＝六〇・四八瓩）

		噸當り標準收量	籾	噸當り
一等地			七・〇〇（四・四五〇）石	ある地
二等地	同		六・二五（四・〇一七）同	
三等地	同		五・五〇（三・五三五）同	
四等地	同		五・〇（三・二五（三・三七四）同	
五等地	同		四・七五（三・〇五三）同	

課稅制度にクーコー（Kuko）とファンローイ（Fang Loi）の二種がある。前者は灌漑工事完備して常に給水の便があり、連年規則的に米作し得る熟田に採用される制度で、米作を行ふと否とに關係なく地券記載の面積に基いて年々定額を賦課されるものを云ひ、後者は全然自然給水のみに賴り米作される水田に適用され、實際作付面積のみに對して課稅される制度を指す。然し暹羅の大部分に於ける米作は不測の季節風に左右されることがあるから、漸次ファンローイ制に依るものを增加して行く方針である。農村救濟の意味から近年本稅は漸次引下げられ、一九三五―三六年度に於ける稅率は次の如くである。

土地等級	クーコー米田 噸當り	ファンローイ米田 噸當り
一等地	五〇	六〇
二等地	四〇	五〇
三等地	三〇	四〇
四等地	二〇	三〇
五等地	一五	二〇

因に、クーコー制は一九三七年四月以後廢止される筈になつてゐる。

㈡煙草園稅　本稅は西曆一九〇〇年公布の煙草栽培法に依り創施されたもので、當時は數州に之を適用したが、西曆一九二三年右法を修正してビサヌローク及ナコーン・サワン兩州のみに適用し、後更に現今のパーヤップ州をも加へた。稅率は地方に依て相違があるが、一九三三年に約半額に引下げられ、大體噸當り二銖となつた。

㈢甘蔗栽培稅　一九二一年十一月公布の本稅法により創施されたる稅で、一九三三年以後引下げられ、一九三四―三五年度噸當り〇・五銖となつた。

㈣果樹園稅　結實果樹に對する課稅であつて、ドリアン（一樹當り〇・五

○鉄)、ランサート、マンゴー、マプラン(同○・○六鉄)、古々椰子(同○・○四鉄—チョンブリーでは半額)、タマリンド(同○・○三鉄)、矮生椰子(同○・○二鉄)、檳榔子、カトーム、詔子、荔子、ラムヤイ、マトーム、マファイ、ヂャックフルート等(同○・○一鉄)—以上總て一九三四—三五年度現在。

漁業稅　古來水産物は國王の所有であるとし、國家の獨占物として漁區を定め、一定の料金を徵し又は競爭入札によつて各漁區の漁業を許可したが、其の後ラタナコーシン曆一二〇年(西曆一九〇一年)水産稅法を發布して右制度を廢し、次の如く徵收することゝした(同法第六條第一三條)。

(一)鮮魚の市場賣買價格に據るもの—本地方には漁具及漁業に使用する人數に據る稅は免除する。但し漁場遠く鮮魚を市場に販賣し得ず徵稅の途なき場合は例外とす、又漁場に據つて賣買價格の百分の十九を超えざる適率を定め得る。本稅を課する地方は内務大臣が省令を以て定める地方にて、稍々整へる市場を有する地方に限られてゐる。

(二)所定漁場の廣狹に據るもの、及(三)一定の漁區内に於て特種の漁法に據る漁業を特定人に許可する場合の許可料—當該主任官吏の區劃する漁區内に於ける獨占漁業に對する漁區使用料に類するものにて、漁期及漁法は右地方官が決定する。

(四)禁漁區域内に於て特定人に限り漁業を許可する場合の特許料—魚族保存上一般漁業を禁止した區域内に於て、當該主任官吏の定める漁期及漁法に據る漁業を競爭入札により許可する。

(五)規定の使用漁具に課するもの—主務大臣が省令を以て定める漁具稅率(百分の十を超えざる)に據りて課し、課稅漁具の種類は地方によりて異る。

(六)前項に規定する漁具以外の漁具を使用する者に課する許可料—前項に定むる漁具以外の簡單なる漁具を使用する場合、漁具の數等には制限なく之を使用する人の頭數に課するもの。主務大臣は區域を限り漁具使用許可の申請又は(六)の許可稅を免じ、又は或種の漁具の使用を禁ずることがある。

次いで一九三一年度に省令を公布して右法の施行細則を定めたが、同令は爾後屢々改正されて今日に及んで居る。尚稅率は地方によりて異る。

鑛業稅　佛曆二四六一年(一九一七—一八年)鑛業法第八二條に據り、農務大臣の發する省令又は告示に基きて賦課される。鑛石採掘に對する特許料の形式にて徵收し、徵收法は鑛石の種類に依て異るが、大部分が錫の採鑛稅である。錫の採鑛特許稅は新嘉坡に於ける錫の時價を基準としたスライディング・スケールに依て賦課されてゐる。

森林伐採稅　チーク(沿革に就ては「林業の部」參照)—チークの伐木稅(ロイアリティ)は、伐採の難易及産材の良否に應じてスライディング・スケールを採ることゝし、次の標準稅率を課してゐる(Aは立方噸當り、Bは立方米當り)

(1)材積四〇立方呎以上長さ一八呎以上の一等材	A	二二・五〇	B 八・八三
(2)材積同右以下長さ同右の二等樹	A	八・〇〇	B 五・六五
(3)長さ一八呎以下の三等樹	A	五・〇〇	B 三・三三

但し現行契約の第二、七、十二年目の年末に盤谷市價が十五ビカト以上にて而も相當期間持合ふ時は二一%の增率を行ひ得る。右の外巻枯し料(アニュータイ)毎樹一銖を徵收する。尚以前伐木稅と共に賦課した内地稅は現今之を廢止した。チーク以外の林産物稅—(一)林業の部—當該各項」參照)。

屠殺稅　豚・牛等の種類によつて相異し、一頭當り一—二銖を課せられる。一九三一年四月地方動物屠殺修正法が實施され、稅制改革に依つて一時稅率の引上げを見たが、一九三五年再び引下げられた。

所得稅　一九三三年四月より新稅制に依て實施されたもので、課稅の目的物に依つて區別し、(イ)個人所得(但し暹羅國内に六箇月以上居住する外國人も本稅納付の義務がある)一箇年の總收入二、四〇〇銖以上六、〇〇〇銖迄四%、同じく六、〇〇〇銖を超過し一二、〇〇〇銖迄八%、尚、一二、〇〇〇銖以上順次累進率を課せられる。(ロ)暹羅國の法律に依り設立され、暹羅國内に於て業務を營む法人又は外國の法律に依り設立せられ居るも暹羅國内に於てのみ業務を營む法人に對しては、社債に對して支拂ふ利子及株主に對する配當金の總額を以て所得と看做し、其の八%を課稅する。(ハ)外國の法律に依て設立せられ、外國竝に暹羅國内に於て業務を營む法人に對しては、當該會社全體の總收入と暹羅國内に於ける業務に依る總收入の比率を求め、之を社債利子及株主配當金の總額に乘じて基本額を算出し、其の八%を課することになつてゐる。

銀行稅　一九三二—三三年に新設され、翌一九三三—三四年に改正せられたので、(イ)會社組織の銀行に對しては、前項法人所得稅と同樣社債利子及配當金の總額を所得と看做し稅率も八%　(ロ)會社組織に非ざる銀行に對しては、(i)爲替業務(信局)—取扱高二百萬銖以下年額一、〇〇〇銖、同二百萬乃至四百萬銖年額二、〇〇〇銖、四百萬乃至六百萬銖年額三、〇〇〇銖、六百萬銖以上四、〇〇〇銖　(ii)不動産銀行—毎月 Outstanding となつてゐる不動産に對する融資總額に對し毎月その四八分の一%を徵收　(iii)貯蓄銀行—毎月末の貯蓄引受額の三六分の一%を徵收することゝなつてゐる。

保險稅　本稅も前項の銀行稅と同時に新設されたもので、課稅年度内に收受した保險料の總額に對し一%を徵收することゝなつてゐる。

營業稅　一九三三年に設定された新稅で、所得稅法に依て賦課し得られぬ特定の營業による所得に對する課稅であつて、相互補足的な意味を有し、營業所の賃借料、裝置の能力、使用人員數、機械の馬力、總收入等の如き確定的要素を課稅の基礎としてゐる。(イ)旅館・料理屋・演藝場等業務に使用した家屋の前年度價格に對し四%、(ロ)物品販賣業、同卸賣業八%、小賣業六%、(ハ)謄寫業、同六%、(ニ)衣類業、同六%、(ホ)手工業其他の類似業、同六%、(ヘ)製造業及碎石業—(i)精米業、前年度最高日産額を標準とし一クヰエン毎に年二銖、及前年度月平均雇人員數を標準として一人毎に年一銖、(ii)其他製造業及碎石業、前年度最高馬力を標準とし一馬力毎に年二銖、及前年度月別平均雇人數を標準とし一人毎に年一銖、(ト)建築請負業、前年度總收入に對し、二分の一%。

土地家屋稅　一九三二—三三年改正公布されたもので、(イ)家屋及其附屬土地に對しては一箇年の賃貸料の一二・五%、(ロ)家屋なき土地に對しては土地價格の二〇分の一に對し七%を一律に賦課することゝなつた。

消費稅　酒類の輸入稅・醸造稅等は古くより賦課され、チュラサカラート曆一二四九年(西曆一八六三年)を元年とす)消費稅法にては從前の諸法規を廢し、酒類の輸入及國内讓造に課稅することゝしたが、其の後輸入關稅の制定と共に國内の酒造にのみ本稅を課することゝした。次いで一九二七年の關稅改正と共に改正されたが、一九三三年爾來、セメントに對する消費稅を新設し、以下の如く定められた。(イ)酒類—(i)自家釀造酒類の販賣をなす者及卸賣業者(酒類の輸入業者は卸賣業者と見做さる)年一六〇銖　(ii)酒類の小賣業者、年一二〇銖(iii)料理店又は飲食店に於て酒類の販賣をなす者年八〇銖　(iv)倶樂部又は之に類似の場所に於て酒類を販賣する者、年一〇〇銖　(ロ)燐寸—暹羅國内に於て製造する燐寸に對し小箱(六十本入)百箇に付一銖　(ハ)セメント—暹羅國内に於て製造するセメントに對し一七〇瓩入毎樽三五七斤を徵收することゝなつてゐる。

入國稅　一九三二年改正を見、暹羅國内に一箇月以上滯在する者は總て入國者とし、一人當り百銖の入國稅を徵收するが、滿二十歳未滿者は免除される。尚、入國稅を納付すれば、在住證明書を下附され終身有效であるが、一箇年以上母國に歸還して再入國する場合には改めて入國稅を徵收される。

(附)關稅定率表

輸入稅率

番號	分類	稅率 從價	稅率 從量 課稅單位	稅率
	第一類　食料品			
	第一節　肉類及魚類			
一	各種の肉(死したる鳥獸を含む)			
イ	生鮮なるもの又は冷凍したるもの		錢 毎瓩	〇・二八〇
ロ	ハム及ベーコン、乾製肉、罐又は他の密閉したる容器に保藏したる肉		毎瓩(内容物の總重量に付)	〇・三七〇

二　罐又は他の密閉したる容器に保藏されたる魚（甲殻類及軟體動物類を含む）

イ　鮭　同　〇・一四〇

ロ　其の他　同　〇・〇三〇

三　罐又は他の密閉したる容器に保藏されざる魚（甲殻類及軟體動物を含む）

イ　鳥賊　毎瓩　〇・一四〇

ロ　ブラーチヤン　同　〇・〇一五

ハ　鱶鰭及鮑　同　〇・〇三五

ニ　乾貝柱　同　〇・一三〇

ホ　海參　其の他生きたる、生鮮なる、冷凍したる、又は單に鹹を施したる（乾さざる）各種の魚　同　〇・〇四〇

ヘ　其の他の乾製、燻製又は他の方法にて調製したる各種の鳥　同　〇・〇五〇

第二節　牛乳、酪農品、豚脂、卵等

四　罐又は他の密閉したる容器に詰めたる殺菌乳又は煉乳　一〇%

五　別號に含まざる小兒用ミルクフツド及乾乳　同　五%

六　バター、ギー　同　〇・二五〇

七　豚脂及其の代用品　同　〇・一〇〇

八　マーガリン及類似のバター代用品　同　〇・一八〇

九　乾酪　同　〇・二五〇

一〇　（鳥卵以外の）生卵、鹽卵、貯藏し又は料理したる卵　同　〇・〇五〇

第三節　蔬菜及果實

一一　罐又は他の密閉したる容器に保藏したる各種の蔬菜　毎瓩（内容物の總重量に付）　〇・〇五〇

一二　其他の蔬菜（罐又は他の密閉したる容器に保藏されざるもの）

イ　乾椎茸及菌類　毎瓩　〇・一〇〇

ロ　乾葫蔥（カテイヒム Katiem）　同　〇・〇一〇

ハ　乾葱　同　〇・〇一〇

ニ　乾したる鹽甘藍（タンチヤイ Tang-chai）　同　〇・一〇〇

ホ　馬鈴薯　同　〇・〇一〇

ヘ　其の他生の冷凍したる、又は鹽を施したる各種の蔬菜（乾さざるもの）（註（一）項にはコンチヤイ（Kongchai）、キヤムポイ（Kiamboi）、タオケム（Taokem）等の如き貯藏物を含む）　同　〇・〇四〇

ト　其の他乾したる各種の蔬菜（鹽を施したると否とを問はず）（乾金針菜、胡麻、西瓜の種子、海草を含む）　同　〇・〇二〇

（註　本號の（イ）項乃至（ト）項に該當する蔬菜にして酢漬にて輸入されたる場合は、右蔬物の重量に付毎瓩〇・〇一錢の附加稅を課す）

一三　別號に含まざる各種の果實にして罐又は他の密閉したる容器に保藏したるもの　毎瓩（内容物の總重量に付）　〇・一〇〇

一四　其他の果實（罐又は他の密閉したる容器に保藏されざるもの）

イ　古々椰子物產に含まれざる古々椰子實　毎百箇　〇・六〇〇

ロ　別號に含まざる生鮮なる及鹽を施したる各種の果實及核子　毎瓩　〇・〇二〇

（註　輸送中の貯藏の爲鹽水、硫黄水又は他の溶液に漬けて輸入したる果物を含む）

ハ　別號に含まざる乾したる又は壓縮したる果實　同　〇・五〇

ニ　糖果　同　〇・一〇〇

第四節　茶、珈琲、ココア

一五　茶　同　〇・一八〇

一六　珈琲（珈琲、チコリー及珈琲エツセンスの混合物を含む）、種子狀又は粉狀又は糊狀のココア　同　〇・三五〇

第五節　調味用の芳香を有する植物性物質及ソース、香味料、チヤツトネイ等　同　〇・一〇〇

一七　マスタード　同　〇・二一〇

一八　香味料（藥用の植物、植物の一部、種子、果實等を除く）にして別號に揚げざるもの

イ　粉狀に非ざるもの　同　〇・一四〇

ロ　粉狀のもの　同　〇・一四〇

一九　ガーマント（gourment）、ヴヰーチン（Vetsin）、味の素、及類似の商品　同　〇・一四〇

二〇　ブラーチヤン及類似の魚のソース　同　〇・〇一五

二一　別號に含まざる各種のソース（醬油、味噌、肉醬、チヤツトネイ、ケチヤツプ、トマト汁、調味用に供する酒精を含有せざるエツセンスを含む）　同　〇・一一〇

第六節　穀物、粉及是等の調製品

二二　各種の粒形穀物（碎けたるも尚粉狀※に至らざる各種の穀粒を含む、但し麥芽を含まず）　毎百瓩　一・二四〇

（註　※ powdered into flour, brans and meals of cereals）

二三　麥芽　毎瓩　〇・〇六〇

二四　粉

イ　穀粉　同　〇・〇六〇

ロ　別號に含まざる其他の粉　同　〇・〇一二五

二五　マカロニー、ヴアーミセリー、スパゲテイー、及類似品　同　〇・〇三〇

二六　湯波（Bean curd）、腐枝又は豆枝）　同　〇・〇六〇

二七　ビスケツト、麵包、菓子、麵菓（Pastry）、プヂング、及類似品にしてチヨコレート、果實、核子、又は各種の糖菓を含みて又は含まざるもの　同　〇・一一〇

イ　砂糖を加へざるもの　同　〇・一四〇

ロ　砂糖を加へたるもの　同　〇・二五〇

第七節　砂糖及砂糖物産

二八　砂糖（葡萄糖を含み、サツカリンを含まず）　同　〇・三五〇

二九　糖蜜　同　〇・〇五〇

三〇　サツカリン及類似の性質又は用途の物質（コンフエクショナリ）　二五%

三一　糖菓（スウキートミーツ、チヨコレート、ボンボン、藥用に供せられざる香菓等を含む）　同　〇・一〇〇

三二　蜂蜜、其の他別號に含まざる甘味貯藏物　同　〇・一〇〇

第八節　雜食料品

三三　鹽　同　〇・〇一〇

三四　魚膠　同　〇・〇一〇

三五　別號に含まざる各種の食料品　同　〇・三〇〇

第二類　酒精、酒精含有飲料、其他の飲料、及酢

第九節　酒精、酒精含有飲料、其他の飲料、及酢

三六　イ　麥酒（エール、スタウト、ポーター、及サイダーを含む）、此の種のものとし又は此の種の代用品として販賣さるゝ飲料にして此の定率表により本號より高き稅率を課せられざるもの　酒全量に付毎立（bulk litre）　〇・一四〇

ロ　ワイン　含有無水酒精毎立　一二%

ハ　ブランデイ、ウヰスキー、ラム、ヂン、デエネヴア及是等の模造品（註　罎又は壜詰にして箱に詰めて輸入さる、場合は各箱の内容物全量は課稅上七立を下らざるものと看做す。但し關稅局長に於て、その適當と認むる條件の下に、一箱内の破碎し又は紛失したる罎を控除すること）を得）　但し最低稅額　五、〇〇〇

ニ　官立研究所又は官立病院、又は大藏省參議が是認する其の他の研究所又は病院にて使用する純酒精、但し右純酒精は、本定率表により本號より　全量に付毎立　二、六〇〇

無稅

り高率の輸入稅を賦課さるゝ物質の調製に使用せざるものとす

ホ　第三六號に揭げざる其の他各種の酒精　含有無水酒精毎立　一・六〇〇

へ　無水酒精含有率五%を超ゆる薰香を附したる酒精及酒精含有化粧用品　同　但し最低稅額酒全量に付毎立　三・五〇〇

(1)無水酒精含有率四〇%以上のもの　同　全量に付毎立　三・五四〇

(2)同上四〇%未滿のもの　同　一・五四〇

ト　酒精類にして輸入通關稅又は保稅倉庫より引取前に關稅局長の認定する程度に變性したるもの　同　〇・五〇〇

三七　イ　礦性及起泡性清涼飲料水　毎十二本　〇・二〇〇

罐詰にして毎罐四〇瓦を超ゆるもの　同　〇・三〇〇

ロ　罐詰にして毎罐四〇瓦を超えざるもの　同　〇・二四〇

ハ　罐詰にして毎罐八〇瓦を超ゆるもの　毎立　〇・一〇〇

三八　別號に含まず且酒精を含有せざるシロップ、スクワッシュ、汁液　同　〇・〇三〇

三九　食用酢

第三類　原料品

第一〇節　雜種原料品

四〇　アスファルト　毎百瓩　〇・六五〇

四一　乾槽椰子　毎瓩　〇・〇五〇

四二　セメントにして關稅局長が建造用に適すと思考するもの　同　一・二〇〇

四三　粘土及其他の別號に含まざる生土にして窯業又は建造用に供するもの　同　〇・〇一〇

四四　金剛砂・輕石、及類似の研磨及清掃用礦物材料　同　〇・〇五〇

四五　別號に含まざる護謨、護謨樹脂、及樹脂にして醫藥用に非ざるもの　同　〇・〇三〇

四六　石膏　同　〇・〇〇五

四七　蓖　無稅　〇・〇六〇

四八　蓖殖用の種子、植物、及其の部分　無稅

四九　シェラックにして精製したるもの又はせざるもの　同　〇・一五〇

五〇　澱粉　同　〇・一〇〇

五一　タール　同　〇・〇一〇

五二　別號に含まざる植物性物料にして製籠及製縫用、塡充及包裝用、刷毛製造用、及製繩用に供せらるゝもの　同　〇・〇一五

第四類　織物以外の製品

第一一節　化學及藥學生成品等、化粧用調合品等

五三　特揭化學生成品、卽ち　毎瓩　〇・〇一〇

イ　明礬　同　〇・〇一〇

ロ　炭化石灰、ナフタリン球、硼砂、炭酸曹達又は重炭酸曹達（曹達灰を含む）、晒粉　同　〇・〇三〇

ハ　硝石（硝酸加里）、苛性曹達及苛性加里（水酸化曹達及水酸化加里）　同　〇・〇五〇

ニ　鹽化アムモニウム　同　〇・〇五〇

ホ　炭酸アムモニウム又は重炭酸アムモニウム　毎瓩　〇・〇六〇

ヘ　硼酸（結晶性硼酸等）　同　〇・〇四〇

トクロール酸加里　同　〇・一〇〇

チ　木精　同　〇・〇四〇

リ　醋酸　毎立　〇・一〇〇

ヌ　大量容器（bulk container）に詰めたる酒石酸　毎瓩　〇・一〇〇

ル　沃度加里　同　一・〇〇〇

五四　イ　醫藥、賣藥、藥用植物　無稅

血清、痘苗、及皮下治療用の生物學的生成品

ロ　キニーネ及他のキナの植物鹽基、及マラリア治療に有效なるを認知されたる合成物にして、官報に公布して效力を生ずる關稅局長の命令中に列擧さるゝ如きもの　無稅

ハ　下記(ニ)項に含む包裝物料に塡充されざる藥用油、卽ち肝油及他の揮發油以外の藥用油　同　毎立　〇・二〇〇

ニ　カプセル劑、祇劑、球劑、ウエファス、錠劑（pastilles, compriméś, tablets, tabloids）丸劑、及口中施藥用の類似品（專賣特許藥に非ざるもの）　同　毎立　〇・二〇〇

ホ　朝鮮人蔘　無稅

へ　別號に揭げざる又は含まざる醫藥用の植物、植物の部分、種子、及果實

(1)粉狀にせざるもの　毎瓦　〇・〇〇四

(2)粉狀のもの　同　毎瓩　〇・一四〇

ト　別號に含まざる藥用又は治療用硬膏、發泡膏、及軟膏　同　五%　〇・二〇〇

チ　ワセリン　無稅

リ　別號に含まざる各種の特許藥

(1)液體のもの　毎瓦　〇・〇一〇

(2)液體以外のもの　毎瓦　〇・〇〇四

（註）製藥と共に輸入される貼札又は廣告物がへ成分の秘密又はへの製法に對するへ專有權を要求し且つへへの治療效果は公衆に廣告する場合は同製藥はへとして特許藥と區別して分類す）

五五　內科、外科、齒科又は眼科特用の治療器具及材料　同　五%　〇・二〇〇

人體の畸形を矯正し、その狀態を輕減緩和し、又は斯かる人體の一部に代用するが爲特に適用さるゝ着用器具（副木を含む）、部分的義者用耳管及聽音器外科用及齒科用具、眼科用檢查ケース、眼鏡の緣、眼鏡、眼鏡のレンズ、普通眼鏡ケース、檢查用カード及圖表

外科、內科、及齒科の材料、卽ち防腐繃帶用ガーゼ、リント、トー、綿、ギブス用フエルト、絆創膏（治療用硬膏を除く）、海綿、石綿繃帶、カットグット、消毒したるもの及其の他の縫合絲、義齒、齒冠、セルロイド・ブランクス、義齒原型用材料、齒塊補强器、ガタパーチヤ棒、ポイント、ペレット、アマドウ溶劑、陶劑粉末、エナメル・インレイ、義造型用コムポジション、護謨質の印象用材料、アマルガム、セメント、及模造日本紙　無稅

五六　クロロフオルム、純エーテル（ether purificatus）、硫酸エーテル、及ヨードフオルム　無稅

五七　特揭消毒劑、卽ち水を加ふれば石鹼性の消毒劑となる調合劑と成す爲、アルカリと化合せしめたるコールタール酸類、及官報に公布して實施さるゝ關稅局長の命令中に列擧さるゝ其他の消毒劑　無稅

五八　イ　化粧用調合品　固形のもの　毎瓩　〇・二〇〇

煉齒磨、齒磨粉、口中洗藥、及各種の齒磨劑　液體のもの　毎瓦　〇・〇〇四

ロ　別號に含まざる薰香を附したる油　液體のもの　毎立　〇・二〇〇

ハ　別號に含まざる頭髮用クリーム、プリヤンチン、髮油、頭髮染料、頭髮用ポマード　同　固形のもの　毎瓩　〇・二〇〇

液體のもの　毎立　〇・二〇〇

ニ	薫香を附せざる米粉及滑石粉	毎瓩	〇・〇五
ホ	其の他口、齒、髪、皮膚に用ふる總ての化粧用調合品、但し石鹸を含まず （註　本項の化粧用調合品にして直に小賣に供し得る意匠を凝したる容器に詰めて輸入されだる場合は、斯かる容器の重量は課稅重量に加算す）	同	〇・六〇
五九	別號に含まざる揮發油	毎立	三・五〇
六〇	石鹸		
	イ　化粧用石鹸（薫香を附したる石鹸、藥用石鹸、透明石鹸、髪剃石鹸を含む）	毎瓲	〇・三〇
	ロ　其他の石鹸（石鹸を含有すると否とを問はず洗濯用に供する粉狀調合品を含む）	同	〇・〇六
	第一二節　陶磁器類		
六一	陶磁器物料の各種の煉瓦及タイル	同	〇・〇八
	イ　厚さ二糎以下のもの		
	(1)釉藥を施したるもの又は琺瑯引のもの	同	〇・〇三〇
	(2)其の他	同	〇・〇三〇
	ロ　厚さ二糎を超ゆるもの	同	〇・〇一〇
六二	陶磁器生成品		
	イ　毎箇五瓲を下らざる普通の陶土製の甕及鉢	同	〇・〇一〇
	ロ　衛生用に供する陶磁器物料の定着器具	同	〇・〇六〇
	ハ　陶磁器物料の土管	同	〇・〇四〇
	ニ　電氣用陶器碍子にして卑金屬を當てゝ補强したるもの又はせざるもの	同	〇・〇六〇
	ホ　別號に含まざる其の他の陶磁器		
	(1)磁器質及上質土製のもの		
	(a)一色のみの彩色を施したるもの	同	〇・一〇〇
	(b)二色以上の彩色を施したるも金又は裝飾を施さざるもの	同	〇・一〇
	(2)其の他	同	〇・一〇
	ロ　同品にして上部は全部又は一部革製のもの	同	〇・〇五〇
	ハ　其の他各種のもの	同	〇・一八〇
	第一七節　燃料、油脂、グリーズ、蠟及同製品		
六五	電信、電話、及ラヂオの送信裝置（同部分品及附屬品を含む、但し別々に輸入したる場合は第六四號（ロ）項及第六二號（二）項に揭げたる部分品又は附屬品を除く） （註　電信線及電話線（絕緣したるもの又はせざるもの）にして、特にその目的に輸入したる事を關稅局長が納得するやう立證されたるものは、之を本號に類入す）	五％	
六六	ラヂオ受信裝置（其の部分品及附屬品を含む、但し別々に輸入したる場合は第六四號及第六二號（二）項に揭げたる部分品又は附屬品を除く）	二〇％	
	第一五節　肥料、殺蟲劑等		
六七	化學肥料		
	イ　硫酸アムモニア	毎百瓩	〇・四〇〇
	ロ　大量容器に詰めたる硫酸加里、但し純度九〇％乃至九五％のもの	同	〇・六〇〇
六八	動物又は植物より製したる肥料にして		

	(c)一色又は二色以上の彩色を施したるものにして金又は裝飾を施したるもの	同	〇・四〇〇
	(2)其他の土を以て製したるもの	同	〇・五〇
	(a)金又は裝飾を施したるもの	同	〇・〇五〇
	(b)其の他	同	〇・〇四〇
	第一三節　色料類及ワニス類		
六三	色料及ワニス		
	イ　コールタール及コールタール分出物より誘導したる色料にして別號に含まざるもの	同	〇・一五〇
	ロ　天然又は人造の藍、群青及ブラシアン・ブルー	同	〇・一〇〇
	ハ　サルファー・ブラック（sulphur black）、油煙	同	〇・〇五〇
	ニ　各種のペイント、溶液繪具、畫家用の粉及繪具にして別號に含まざるもの	同	〇・〇八〇
	ホ　ナメル及ワニスを含む）エナメル（セルローズ・エナメル及ワニスを含む）	同	〇・一八〇
	ヘ　印刷用及石版用インキ（複寫機用インキを含む）	同	固形のもの毎瓲　〇・一八〇
	ト　筆記用又は圖畫用インキ	同	液體のもの毎立　〇・三〇〇
	チ　別號に含まざる其の他の染料及色料（染色用に供する植物の部分を含む）	一〇％	
	第一四節　電氣用器材		
六四	電氣用材料		
	イ　携帶用電燈に適する乾電池	毎打	〇・一五〇
	ロ　乾電池及乾電池群にして上記に含まざるもの及蓄電池、之等の構成部分品	同	〇・一八〇
	ハ　電氣點燈用フイラメント・ラムプ	同	〇・一八〇

にして据付けたるもの又は据付けざるもの

	(1)携帶用電燈に適するもの	毎箇	〇・〇〇五
	(2)其の他	同	〇・〇四〇
	各種の携帶電燈用ケース（註　電池及フイラメント・ラムプの稅金を附加す）	同	〇・一八〇
	ホ　電氣點燈用のスキツチ及栓、及其の構成部分品		
	(1)完全なるもの	同	〇・〇四〇
	(2)別々に輸入したる同構成部分品	同	〇・〇二〇
	ヘ　電氣用フユーズ線	同	〇・〇九〇
	ト　絕緣電氣導體（第六五號に含まざる電氣用ケーブル及コードを含む）	毎瓲	
	(1)鉛又は他の金屬で被覆したるもの	同	〇・〇四〇
	(2)其の他	同	〇・一八〇
	（註　第六五號に註記するものを除き、總ての絕緣電氣導體は本項の下に類入す）		
六五	電信、電話、及ラヂオの送信裝置（同部分品及附屬品を含む、但し別々に輸入したる場合は第六四號（ロ）項及第六二號（二）項に揭げたる部分品又は附屬品を除く）	五％	
六六	ラヂオ受信裝置（其の部分品及附屬品を含む、但し別々に輸入したる場合は第六四號及第六二號（二）項に揭げたる部分品又は附屬品を除く）	二〇％	
	第一五節　肥料、殺蟲劑等		
六七	化學肥料		
	イ　硫酸アムモニア	毎百瓩	〇・四〇〇
	ロ　大量容器に詰めたる硫酸加里、但し純度九〇％乃至九五％のもの	同	〇・六〇〇
六八	動物又は植物より製したる肥料にして		

六九	別號に含まざる各種の肥料	五％	
七〇	農業用殺蟲劑及殺菌劑	無稅	
	第一六節　履物		
七一	イ　スリツパー及サンダル、藁のみで製したるもの、木底サンダル、革、護謨、又は類似物料の底を附したる藁製のもの	毎足	〇・〇二〇
	ロ　其の他	同	〇・〇五〇
	ハ　其の他各種の履物	同	〇・一八〇
七二	イ　護謨製又は類似物料製のもの（底は斯かる物料にて上部は繊物の履物を含む）	同	〇・〇五〇
	ロ　同品にして上部は全部又は一部革製のもの	同	〇・二五〇
	ハ　其の他各種のもの	同	〇・三五〇
	第一七節　燃料、油脂、グリーズ、蠟及同製品		
七三	石炭（亞炭及其の他の石炭を含む）	毎瓲	一・一〇〇
七四	コークス	同	三・三〇〇
七五	燈油	毎百立	三・三〇
	罐又は類似の容器にて輸入したる場合は次の附加稅を加算す 上記の罐又は類似の容器が函又は枠箱（crate）に詰められたる場合は、更に次の附加稅を加算す	同	〇・三〇〇
七六	罐又は類似の容器にて輸入されたる場合は次の附加稅を加算す	同	〇・一〇〇
	上記の罐又は類似の容器が函又は枠箱に詰められたる場合は更に次の附加稅を加算す	同	〇・二四〇
七七	ボイラー・フアーネス及内燃機關用重油	毎立	〇・〇一〇

七八　鑛物性潤滑油　同　0.020
七九　稅關の出發免狀により、外國の目的地に向ふ航空機に補給する燃料及潤滑料　無稅　無稅
（註　納稅したる物料にして本號に定めたる目的の爲に供給し及使用されたることが、關稅局長が納得するやう立證されたるものに就ては、關稅局長は輸入者に適當なる擔保をなすことにより本免稅を實施する權能を有す）
八〇　亞麻仁油、テレピン及テレピン代用品　同　0.040
八一　落花生油　同　0.040
八二　古々椰子油及椰子油　同　0.020
八三　オリーヴ油　同　0.020
八四　別號に特揭せざる石鹼製造用油脂　固形のもの　毎瓩　0.030
液體のもの　毎立　0.030
八五　蠟　毎瓩　0.020
八六　別號に含まざる油脂及グリーズ
イ　食用に非ざる油　毎立　0.020
ロ　食用に非ざるグリーズ及脂　固形のもの　毎瓩　0.100
液體のもの　毎立　0.100
ハ　食用の油、グリーズ及脂　毎立　0.100
毎瓩　0.100
八七　蠟燭　同　0.040
八八　金屬磨　同　0.040

第一八節　硝子及同製品

八九　鏡　毎瓩　0.030
イ　絲を附けたるもの　同　0.040
ロ　絲を附けざるもの　固形のもの　毎瓩　0.030
液體のもの　毎立　0.030
九〇　板硝子　毎瓩　0.020
イ　色付、波形、艷消、琺瑯引、又は彫刻を施したるもの　同　0.030
ロ　其の他　同　0.040

九一　罐等　無稅
イ　飮料用容器として普通に用ひらるゝ型の罐　無稅
(1)普通の綠色硝子のもの　毎百箇　0.200
(2)其の他　毎本　0.010
ロ　其の他の種類の罐及硝子壺、卽ち
(1)Kuat Loh として知らるゝ型の栓を有し又は有せざる諸種の大さの壺　毎箇　0.010
(2)Kuat Yahnut 又は Kuat Gleso として知らるゝ型の栓を有し又は有せざる小硝子管　毎グロス　0.150
(3)醫藥又は化粧用調合品の容器として使用さるゝか又は使用すべく考案されたる性質の罐及壺　同　0.800
ハ　別號に含まざる硝子製の罐、細口罐、壺、及ファイアル　二〇%
（註　(イ)(ロ)及(ハ)項の稅は空にて輸入したる此の種の全商品に課す
商品を詰めて輸入したる場合は、左記の場合にのみ右諸項の稅を課す
(一)第三六號の(イ)(ハ)又は(ヘ)項に揭げたる麥酒又は酒精を詰めたる場合
(二)空にて輸入したる場合に罐等に課する稅を適說する主意を以て其の罐等に商品を詰めて輸入したるものと關稅局長に於て思考し及定率告示により裁定したる場合
此の場合は其の罐等は申告書面に別々に申告するを要す）

九二　硝子製飮物用具　毎打　0.100
イ　切子のもの、彫刻を施したるもの、模樣入のもの、又は裝飾を施したるもの　同　0.020
ロ　其の他　毎瓩　0.700
九三　硝子製の頸飾及珠　毎瓩　0.700

第一九節　大麻製品、繩索及同製品、各種材料の輸出品包裝用袋地（ガンニーを除く）

九四　大麻製品（繩索を除く）
イ　輸出獲包裝用の大麻製帆布の袋　毎瓩　0.040
ロ　其他の輸出品包裝用大麻製袋　同　0.040
ハ　大麻製帆布（「ネイヴイー」帆布及大麻製窓掛布を含む）　同　0.030
ニ　大麻製帆布のホース　同　0.040
九五　椰皮、黃麻、大麻、マニラ麻、亞麻、大麻又は亞麻のトー、又は是等の代用品として使用さるゝ其他の植物性物料にて製したる繩索及線（cordage, cables, ropes and twine）　五%
各種材料の漁網　同　0.080
九六　別號に含まざる輸出品包裝用の袋及袋地　同　0.080
九七　別號に含まざる輸出品包裝用の袋及袋地　同　0.080

第二〇節　皮革類、模造革、及同製品

九八　完全なる皮革又は其の斷片
イ　羚羊革、圖案又は光滑劑を施し、皮斑を附し、磨き、又は染めたる革、仔羊革及モロツコ革、爬蟲類及魚類の皮　毎瓩　0.400
ロ　鞣したる皮及底革　同　0.100
ハ　模造又は人造の革　同　0.200
ニ　其他の革　同　0.300
ホ　別號に含まれざる皮　同　0.300
九九　革又は同代用品の雜製品　二〇%
イ　革の財布　同　1.100
ロ　革の婦人用手提嚢　同　1.000
ハ　革の紙挾み、帶（調帶を除く）、別號に含まざる袋、アタッシエ・ケース、旅行用小鞄、トランク、及主として革にて製したる各種のケース、箱、及運搬用容物　同　0.200

（イ）(ロ)及(ハ)項に揭げたる物品にして人造又は模造の革又は他の革代用品にて製したるもの（註一　課稅重量には取付物及附屬品の重量を含む）
（註二　本項に含む物品は主に革、模造又は人造革、又は革代用品にて構成さるゝを要す）　同　0.400

第二一節　燐寸、燐寸製造用材料、點火器

一〇〇　燐寸　毎百箱　1.100
イ　毎箱平均六〇本を超えざるもの　同　1.100
ロ　毎箱平均六〇本を超ゆるもの但し毎箱六〇本を超ゆる場合は其の超過分三〇本又は其の端數毎に附加稅を課す
一〇一　普通燐寸製造に用ゐらるゝ軸木、箱板及其の他各種の木材　毎瓩　五.000
一〇二　點火器及其の構成部分品、卽ち
イ　完全なる點火器（燧石を附し又は附せざるもの）　毎箇　0.800
ロ　構成部分品（燧石を除く）　毎箇　0.800
ハ　燧石　毎瓩　五.000

第二二節　卑金屬及同製品

一〇三　金屬の粗なるもの（礦を含む）、鍛鍊されざるもの、屑（scrab, waste, refuse）のもの、塊（blocks and ingots）のものにして別號に含まざるもの　五%
イ　錫及ニツケル　同　0.110
ロ　錫及鋼　同　0.500
ハ　鐵及鋼　同　0.030
ニ　鉛　同　0.040
ホ　軟鑞　同　0.050
ヘ　亞鉛　同　0.100
ト　眞鍮及靑銅　同　0.100
チ　其の他各種の卑金屬　同　0.100

一〇四　工匠用の手道具にして鎖、鎖鐵、及鋼製のもの（一部を他の材料にて製したるものを含む）

（別號に含まざるもの）

イ　鑢（files and rasps）	同	0·五五〇
ロ　鋸、鑿、カッター、オーガー（大錐）、釘拔、突錐、斧、及技術者用手道具	同	0·三〇〇
ハ　其の他（鋤、シヨベル、鶴嘴を含む）	同	0·一〇〇

一〇五　農具

イ　手道具	同	0·〇三五
ロ　其の他	同	五%

一〇六　刃物（道具を除く）

イ　安全剃刀の刃	毎枚	0·〇一〇
ロ　普通の金屬及其の合金製の刃物にして平刃及齒形刃を有し、臺を附せざる、又は粗、又は仕上げたる狀態に於ける普通の材料の柄を据えたるもの、即ち別號に揭げざるナイフ、剃刀、安全剃刀（刃を除く）、諸種の鋏（clippers, shears, scissors）等	毎瓩	0·五〇〇
ハ　眞珠、又は銀を用ゐ、又は金又は銀を鍍したるもの	同	一·〇〇〇

一〇七　短銃、及小銃（部分品及附屬品を含む）、同部分品及附屬品

イ　火器	毎挺	二五·〇〇〇
ロ　銃身（單身又は二連身のもの）	毎本	二一·〇〇〇
ハ　同品の擊鐵發條及彈倉發條	毎箇	八·〇〇〇
ニ　銃床及遊底（ブリーチ・ブロツク）	同	五·〇〇〇
ホ　拳銃彈巢	同	四·〇〇〇
ヘ　砲尾機關（skeleton 及 waster を含む）、遊底栓及遊頭、副鐵鈎、及銃機（前裝砲用）	同	一·〇〇〇
ト　震彈銃用藥包	毎百箇	四·〇〇〇
チ　小銃用藥包	同	九·〇〇〇

リ　短銃及拳銃用藥包	同	三·〇〇〇
ヌ　彈藥、上記に含まざる火器の部分品及附屬品		六〇%
一〇八　別號に含まざる機械及同部分品		五%
一〇九　雜金屬製品		
イ　主としてアルミニウム及同合金にて構成さるゝもの		
(1)各種の凹器、スプーン、フオーク、盆	毎瓩	〇·三〇〇
(2)管類（tubing, pipes）、棒、斷片、又は板	同	〇·二五〇
ロ　主として銅及同合金にて構成さるゝもの		
(1)各種の凹器、スプーン、フオーク、盆	毎瓩	〇·三〇〇
(2)管類、棒、斷片、又は板	同	〇·二五〇
ハ　主として鐵又は鋼にて構成さるゝもの、錠類（locks, padlocks）、及鍵、及同部分品	同	〇·一〇〇
ニ　主として鉛及同合金にて構成さるゝもの		
(1)箔（箔のキヤプシュール及チューブを含む）	同	〇·一七〇
(2)管類又は板	同	〇·一四〇
(3)印刷用の活字及板	同	〇·一二〇
ホ　錫箔（キヤプシュール及チューブを含む）	同	〇·〇七〇

一一〇　但し鐵器（hardware 凹器を除く）、刃物、道具（implement）、及器具（instrument）を除く　五%

第二三節　紙及同應用品

（註一、一平方米の重量三〇〇瓦以上の生成品は板紙と看做し、一平方米の重量三〇〇瓦未滿のものは紙として取扱ふ）

一一一　別號に揭げざる板紙、卷きたるもの又は葉片のもの（in sheets）又は特殊用途に截りたるもの

普通品

（註一、本項には紙、蔗、粗製植物纖維又は木材パルプにて製したる板紙、及紙を被せたる板紙を含む）

イ　建造用板紙	毎瓩	〇·〇一五
ロ　物品包裝用容器に適するやう形造りたる板紙	同	〇·〇三〇
ハ　別號に揭げざる紙、卷きたるもの又は葉片のもの又は特殊用途に截りたるもの	同	〇·〇四〇
イ　普通の包裝用紙（之に製したる袋を含む）	同	〇·〇二五
ロ　新聞印刷料紙	同	〇·〇一五
ハ　其他の印刷料紙	同	〇·〇三〇
ニ　吸墨紙（blotting board and paper）	同	〇·〇四〇
ホ　油紙、蠟引紙、テイツシユー・ペイパー、及是等の模造品	毎瓩	〇·〇四〇
ヘ　インデイアン・ペイパー、カーボン・ペイパー、又は類似品	同	〇·三〇〇
ト　別號に含まざる各種の筆記用紙及圖畫用紙	同	〇·四〇
チ　壁紙、及花紋、金、銀、エナメル、ワニス、又はペイントを施したる（marbled, gilded, silvered, enamelled, varnished, or painted）紙又は板紙	同	〇·三〇
一一二　煙草用紙	同	〇·一〇〇
但し家庭用の小包となされたる場合には其の直接包裝物料の重要は課稅主として木で構成さるゝもの		
一一四　紙及板紙の雜製品		
イ　封筒、箱入り又は小包の書狀用紙及書翰用カード	同	〇·一〇〇
ロ　紙袋類（bags, sacks, and pouches）	同	〇·〇四〇
ハ　板紙又は紙製の箱類（boxes, cases, cases）、習字本（別號に含まざるもの）、會計簿、記錄簿、日記簿、吸墨具、及類似品	同	〇·二五〇
ニ　學校用なることを斷定的に示す字句を有する規定の習字本	同	〇·一〇
ホ　別號に揭げ又は含まざる板紙又は紙及同製品（混凝紙を含む）		二〇%
一一五　イ　書籍店向商品及筆寫藝術品		
書籍、定期刊行物、新聞、印刷せる樂譜、海圖、地圖、印刷せる廣告物、廣告物印刷用ステロ	無稅	
ロ　包裝用に輸入されたる古新聞紙	同	無稅
ハ　骨牌	同	〇·〇一五
ニ　郵便切手又は收入印紙（是等を打出したる封筒、端書、及帶封を含む）及政府が輸入したる紙幣	毎組	〇·〇四〇
ホ　其の他別號に揭げ又は含まざる各種の印刷物又は筆寫藝術品にて紙又は板紙のもの	無稅	
第二四節　煙草及同製品		二〇%
一一六　イ　葉卷煙草、紙卷煙草、及各種の煙草	毎瓩	三·五〇〇
ロ　紙卷煙草	同	三·〇〇〇
ハ　莖付葉煙草	同	一·九〇〇
ニ　其の他各種の煙草	同	一·五〇〇
第二五節　木製品		
一一七　別號に含まざる家具及指物細工品にして被覆物を附したると否とを問はず主として木で構成さるゝもの	同	〇·一〇
一一八　特揭木製品、即ち		
イ　コルク、コルク樹皮、及同製品（クラウン・コルクを除く）	同	〇·一〇
ロ　木製にして空の包裝用箱又は枠箱（empty crates—組立てずして束ねた	同	〇·〇四〇

	るものも含む)	同	0·010
	ハ　各種の木製の枠	同	0·020
	第二六節　車輛、同部分品及附屬品		
一一九	イ　飛行機、及之と共に輸入したる同部分品及附屬品にして、其の最初の裝備の部分を成すもの	五%	
	ロ　飛行機の構成部分品及裝備品にして其の修繕又は取替用に輸入したるもの	無稅	
一二〇	自動自轉車(サイド・カーを除く)及之と共に輸入したる同部分品及(附屬品(タイヤーを含む)にして其の最初の裝備の部分を成すもの	毎臺	40·000
一二一	自動自動車以外の自動車輛及之と共に輸入したる同部分品及附屬品(タイヤーを含む)にして其の最初の裝備の部分を成すもの	一〇%	
一二二	自轉車(玩具を除く)、同部分品及附屬品		
	イ　自轉車及之と共に輸入したる同部分品及附屬品にして其の最初の裝備の部分を成すもの	同	
	ロ　サドル、ハンドル・バー(取附けたるもの又は取附けざるもの)、リム、チエーン	毎箇	0·025
	ハ　完全なる車體	同	0·035
	ニ　車體の部分品	同	0·080
	ホ　別號に含まざる部分品及附屬品	二〇%	
一二三	消防機關	無稅	
一二四	トラクター	五%	
一二五	タイヤー及チューブ(車輛と共に輸入したるものにして最初の裝備の部分を成すものを除く)		
	イ　自轉車用のもの	タイヤ毎箇	0·100
		チューブ毎箇	0·040
	ロ　機械的推進車輛用のもの		
	(1)活動寫眞用のもの	毎打	0·010
	(2)其の他	毎箇	0·050
一二六	ハ　自動車輛及モーター・ボートの部分品及附屬品にして別號に含まず、且つ同車輛又はボートの最初の裝備の部分を成さざるもの	毎箇	0·100
	ニ　飛行機の構成部分品及裝備品にして其の修繕又は取替用に輸入したるもの	無稅	
一二七	笛		
	イ　警笛		
	(1)電氣仕掛以外のもの	毎箇	1·000
	(2)電氣仕掛のもの	同	1·500
	(3)別々に輸入されたる場合の警笛用護謨バルブ	毎箇	0·050
	ロ　金屬製又は硝子製のマスコット及裝飾用の放熱器のキャップ	同	0·500
	ハ　水壓式以外の携帶用扛重器	同	0·500
	ニ　空氣入れ喞筒	同	0·500
	ホ　發火栓	同	0·100
	ヘ　別號に含まざる部分品及附屬品	二〇%	
	第二七節　雜製品		
一二七	特に科學用に適する器具及器械	五%	
	試金天秤、感度二瓱以下の化學用天秤、實驗用レトルト及フラスコ、竝に特に化學分析及試金作業に適する其の他の器具及器械、試金用爐、化學的製法又は實驗室に使用するフユーズド・シリカ又は白金製のレトルト及皿竝に其他の器具、顯微鏡(掛替豫備品及修繕取替品を含むも顯微鏡と共に使用する物品及材料を含まず)、其の他官報に公告して實施する關稅局長の命令に列擧さるゝ如き器械及器具		
一二八	石絲のタイル、スレート、及板(他の材料を混じたるもの混ぜざるもの)にして關稅局長に於て建造用に適すと思考するもの	毎瓱	0·010

一二九	牀(裝飾用のものを除く)	毎箇	0·010
一三〇	各種の煙火	毎瓱	0·200
一三一	床用敷物、卽ち油布、リノリウム、及護謨又は蠟を塗し、且つ床用敷物に適する其の他の織物	同	0·120
一三二	金及銀の板、金・銀又は白金の製品、之等を材料とする針金及絲、別號に揭げざる金及銀を被せたる物品	三一1/3%	
一三三	帽子類	一〇%	
一三四	身邊又は屋內粧飾用細貨及寶石(同模造品を含む)(註　硝子製の頭飾及珠を含まず、第九三號參照)	三一1/3%	
一三五	禮拜用紙(神花を含む)	同	0·100
一三六	各種の型の線香	同	0·030
一三七	ラムプ及提燈(電氣用のものを除く)及同部分品にして別號に含まざるもの		
	イ　一般にハリケーン(Hurricane 耐風ラムプ)として知らるゝ型のもの	毎箇	0·120
	ロ　白熱マントルと共に使用するやう考案されたるもの、又は人工的に供給さるゝ壓力の下に機能を發するもの	同	0·300
	ハ　主として薄き鐵板にて構成されたる壁掛ラムプ	同	0·050
	ニ　其の他各種の壁掛ラムプ、吊ラムプ、及卓上ラムプ	同	0·150
	ホ　組立てずして輸入したる(イ)、ハ及(ニ)項の構成部分品にして別號に含まざるもの(マントル又は芯を除く)	同	0·100
	ヘ　ラムプのホヤ	毎打	夫々洋燈の稅率の半率
	ト　硝子製のラムプ・グローブ(ホヤを蓋ふ球)	毎箇	0·050
	調帶	毎箇	0·100
一三八	蓆、地蓆、籠細工品、楊條細工品、及其の他類似の編物(其の家具を含む)	毎瓱	0·020
	イ　主として竹、古々椰子繊維、藁、蔴、杞柳、又は其の他類似の植物材料(籐を除く)にて構成さるゝもの		
	ロ　主として籐にて構成さるゝもの(註　課稅重量には之に混じたる他の材料の重量を含む)	同	0·150
一四〇	蚊取線香	同	0·150
一四一	樂器	毎臺	二〇·000
	イ　ピアノ、平形のもの	同	二〇·000
	ロ　ピアノ、竪形のもの	同	八〇·000
	ハ　蓄音器、キヤビネツト形のもの	同	北·000
	ニ　蓄音器、其の他蓄音器用の圖盤及圓筒にして錄音したるもの、又はせざるもの、自動ピアノ用の穿孔したる板紙又は紙のミュージツク・ロール	同	四·000
	ホ　蓄音器用の針	毎個	0·二五0
	ヘ　蓄音器用の第九九號上記に含まざる樂器、及第九九號に揭げざる耐久性の容器に入れたる各種の樂器用部分品及附屬品	毎百本	0·二二0
一四二	寫眞用材料		
	イ　現像されず又はされざる活動寫眞陽畫フヰルムにして、活動寫眞又は他の同樣の裝置により映寫公示する爲め輸入されたるもの	最低稅額	二0·000
		毎臺	三0·000
	ロ　寫眞器		
	(1)活動寫眞用のもの	同	標準幅三五粍のもの長さ毎三〇·四八米(一〇〇·〇リニア呎)一·000
	(2)其の他	同	0·三五0
	ハ　寫眞用ロール・フヰルム	毎卷	0·100
	ニ　寫眞用感光紙(製圖用感光紙を含む)	毎瓱	0·三五
	ホ　別號に含まざる各種の寫眞用材料	三一1/3%	

一四三	別々に輸入したる場合の精米機用護謨製制輪塊	毎瓩	三½%	0·040
一四四	別號に含まざる喫煙用具			
一四五	イ 普通萬年筆及尖筆萬年筆及同構成部分品			
	(1)完全なるもの	最低稅額	二五%	0·300
	(2)構成部分品 筆記用又は圖書用の各種鉛筆（頭部に消し護謨を附したるものも含む）（推し出し鉛筆及石筆を除く）	毎本	同	0·150
	ロ 學校用石盤	毎本		0·010
	ハ 各種のペン軸（イ項に掲げたるものを除く）	毎打		0·100
	ニ ペン先（萬年筆用のものを除く）	同		0·040
一四六	玩具、室內遊戲用の器具、設備、及附屬品	毎グロス		0·300
	イ 兒童用玩具車輛人形、主として護謨又はセルロイド又は類似材料にて構成さるゝ其の他の玩具	毎瓩		0·300
	ロ 機械、發條、蒸汽、又は電氣を仕掛けたる玩具、及主として金屬にて構成さるゝ玩具	同		1·000
	ハ (イ)(ロ)及(ヘ)項に掲げざる總ての室內遊戲用玩具、器具、設備、及附屬品	同		0·200
一四七	イ 絹又は人絹を張りたるもの	毎本	三½%	0·200
	ロ 其の他の織物を張りたるもの	同		0·100
	ハ 紙又は(イ)及(ロ)項に掲げたるもの以外の材料を張りたるもの	同		0·040
一四八	魔法罐（Vacuum flasks）	毎箇		0·300
	イ 完全なるもの	同		0·100
	ロ 同取着用中罐			

	ハ 其他の同構成部分品	同		0·300
一四九	時計工匠製品			
	イ 懷中時計及腕時計			
	(1)金側又は白金側のもの	同		12·000
	(2)其の他の金屬の側を附したるもの（註 腕環等の附屬品は別に課稅す）	同		1·500
	ロ 蓋、胴、表蓋等			
	(1)金又は白金のもの	完全なる側		11·000
		同部分品		5·500
	(2)其他の金屬のもの	毎箇		0·500
		完全なる側		0·300
		毎箇		0·150
		同部分品		0·075
		毎箇		0·038
	ハ 各種の懷中時計ムーヴメント（別箇に輸入したるもの）	毎箇	三½%	1·000
	ニ 建物の外面用に適する時計其他の時計又は別箇に輸入したるムーヴメント			
	(1)眼覺時計及類似の時計	同		0·300
	(2)其他の置時計又は掛時計	同		0·300
	ヘ 其他の時計工匠製品（別號に含まざる時計の分離せる部分品及別號に含まざる其の他の時間を保ち又は示す器具を含む）		三½%	

第五類 織物

第二八節 織物材料及織物製品

（總註） 交へたる織物材料及交織布に課する稅率には次の原則を適用す。

一、交へたる絲縷及交織したる反物

イ 他の材料を交へたる綿製のものにして、其他の材料の含有重量が總重量の二〇%を超えざるもの

其の混交品に含む綿又は絹以外の材料中最高稅を課せらるゝ材料に適用さるゝ稅率（即ち一五二號、一五三號又は一六七號の稅率）を課す

適宜の綿の稅率（即ち一五一號稅率）を課す

ロ 他の材料を交へたる綿製のものにして、其他の材料の含有重量が總重量二〇%を超ゆるもの

其の混交品に含む絹又は絹以外の材料中最高稅を課せらるゝ材料に適用さるゝ稅率（即ち一五二號、一五三號又は一六七號の稅率）を課す

適宜の絹の稅率（即ち一五一號稅率）を課す

(1)重量に於て五%未滿の絹を含むもの

一五一 絹織物

イ 生絲（繭及屑絲を含む）にして織絲及織物の製出に適するもの

無稅

ロ 絹の絲縷

ハ 絹織物

毎瓩 0·100

(2)重量に於て五%以上の絹を含むもの

其他の混交品（即ち綿を含まざるもの）

(1)絹を含まざるもの又は重量に於て五%未滿の絹入りのもの

一五〇 二、完成品メリヤス、及其他の製品に就ては夫々の稅目番號の規則參照

棉花、屑綿、及綿製品

（註一） 總ての完成品、メリヤス、サロン、パライ（Palais）、パプーン（Papoons）、パカマ（Pakama）、衣類、及一五七號に含む總ての商品は、專ら絲にて構成さるゝに非ざれば本稅率を課せず）

（註二 絲縷及反物に關する上記の總註參照）

(2)重量に於て五%以上の絹を含むもの

(1)純絹織のもの又は絹の含入重量五〇%を超ゆるもの

同 三½%

(2)絹の含入重量五%乃至二〇%のもの

同 1·100

（註 上記の總註一の(イ)項により綿及絹にて構成さるゝ交織布にして絹の構成重量二〇%を超えざるものは從價五%のみを課す）

(3)絹の含入重量二〇%を超ゆるも五〇%を超えざるもの

同 2·000

（註 絹の構成重量五%未滿の交織布に就ては上記の總註一の(ロ)項(1)及(ハ)項(1)を參照）

一五二 毛

イ 毛の絲縷

同 1·000

ロ 毛織物

同 1·300

（註 毛（Wool）には馬毛及其他の獸毛を含む）

一五三 イ 人絹及麻

人絹及（又は）麻の絲縷

同 0·075

ロ 人絹及（又は）麻の屑

同 0·040

ハ 人絹織物

同 0·400

ニ 麻織物

同 0·400

一五四 シングレツト、シヤツ、ブラウズ

シミーズ、其他の肌衣（パジヤマ、寢衣、及各種の婦人用肌衣を含む）、手巾、及襟飾にして別號に含まざるメリヤス製又は其他のもの

シングレツト毎着 0·300

イ 專ら絹にて構成さるゝもの、又は絹に他の材料を交へたるものにして絹の重量が超過するもの

シヤツ、シミーズ、又はブラウズ同

毎枚 0·400

其他の肌衣毎枚 0·300

手巾又は襟飾毎枚又は毎本 0·150

ロ 專ら人絹にて構成さるゝもの、又は人絹に他の材料を交へたるものにして人絹の重量が超過するもの

シングレツト毎着 0·040

シヤツ、シミーズ、又はブラウズ同　0.一八〇
其他の肌衣毎枚　0.〇七〇
手巾又は襟飾毎枚又は毎本　0.〇三〇

シングレット毎着　0.〇五〇
シヤーツ、シミーズ、又はブラウズ同　0.一二〇
其他の肌衣毎枚　0.〇七〇
手巾又は襟飾毎枚又は毎本　0.〇三〇

ハ　其の他

一五五　メリヤス類（專ら綿にて構成さるゝものを除く）

イ　ジヤーシー（Jerseys）、一種のシヤツ、スエーター、カーディガン（Cardigans）、一種のジヤケツ）、メリヤス製の上衣及類似品

(1)專ら毛、絹、又は人絹にて構成さるゝもの、又は是等諸材料を交へたるもの又は是等諸材料の一部又は全部を他の材料を交へたるものにして是等諸材料の重量が超過するもの　毎着　0.五〇〇

(2)其の他　同　0.一一〇

ロ　短靴下及長靴下

(1)絹製のもの、又は絹に他の材料を交へたるものにして絹の重量が超過するもの　短靴下毎足　0.二〇〇
長靴下毎足　0.四〇〇

(2)人絹及（又は）毛製のもの又は是等材料の一又部は兩者に他の材料を交へたるものにして人絹及（又は）毛の重量が超過するもの　短靴下毎足　0.一〇〇
長靴下毎足　0.二〇〇

(3)其の他　短靴下毎足　0.〇七〇
長靴下毎足　0.一四〇
短靴下毎足　0.〇五〇
長靴下毎足　0.一五〇

一五六　パヌン（Pennugs）、サロン、パカマ、肩掛、及襟巻にして各種のもの（專ら綿にて構成さるゝ商品を除く）

イ　專ら絹にて構成さるゝもの、又は絹に他の材料を交へたるものにして絹の重量が超過するもの　パヌン毎コーヂ　二六・〇〇〇
サロン毎コーヂ　一六・〇〇〇
パカマ、肩掛、襟巻毎枚　0.三五〇

ロ　專ら人絹にて構成さるゝもの、又は人絹に他の材料を交へたるものにして人絹の重量が超過するもの　パヌン毎コーヂ　八・〇〇〇
サロン毎コーヂ　五・〇〇〇
パカマ、肩掛、襟巻毎枚　0.一〇〇

ハ　專ら毛にて構成さるゝもの、又は毛に他の材料を交へたるものにして毛の重量が超過するもの　肩掛毎枚　0.三五〇
襟巻毎枚　0.一五〇

ニ　其の他　パヌン毎コーヂ　七・〇〇〇
サロン毎コーヂ　四・〇〇〇
パカマ、肩掛、又は襟巻毎枚　0.〇五〇

（註一　本號に定めたる稅率は、表面積夫々三・五〇平方米、二・六〇平方米、及一・一〇〇平方米を超えざるパヌン、サロン、及パカマ（肩掛及襟巻を含む）に適用す

夫々上記の表面積を超ゆるものは次の如く比例にて其の超過分に附加稅を課す。即ち一・五〇平方米の絹製肩掛ならば毎枚

$$\left\{\frac{2.50}{2.00}\times 0.35\right\}=0.4375\text{弗}$$

を課す。

（註二　一コーヂは二〇枚より成るものと看做す）

一五七　別號に含まざる其他の商品にして、織物材料にて製したるもの、又は一部は非織物材料にて製したるもの

イ　(1)專ら絹にて構成さるゝ商品にして別號に含まざるもの　三三1/3%

(2)一部は絹一部は他の織物材料にて構成さるゝ商品にして絹の重量が超過するもの（別號に含まざるもの）　三三1/3%

(3)一部は絹一部は非織物材料にて構成さるゝ商品にして別號に含まざるもの

(i)主要價格が絹の構成部分より成るもの　三三1/3%

ii主要價格が絹の構成部分より成らざるもの　二〇%

ロ　(1)單一の織物材料（絹又は綿を除く）にて構成さるゝ商品にして別號に含まざるもの　二〇%

(2)二種以上の織物材料（絹及「又は」綿を含む）にて構成さるゝ商品にして上記（イ）項(2)に包含されざるもの（別號に含まざるもの）　二〇%

(3)一部は織物材料（絹を除く）一部は非織物材料にて構成さるゝ商品にして主要價格が織物の構成部分より成るもの（別號に含まざるもの）　二〇%

（註一　專ら綿にて製したる商品にして別號に含まざるものは一五〇號の下に從價五%を課す）

（註二　一部は綿、一部は非織物材料にして構成さるものにして別號に含まざるものは

イ　主要價格が綿の構成部分より成る場合は一五七號（ロ）項(3)の下に、

ロ　其他の場合には一六七號の下に從價二〇%を課す）

第二九節　免稅品

一五八　自用品として輸入したる旅客携帶品（自動車輛、酒精飲料、銃器、彈藥、及消耗品を除く）　無稅

一五九　ガンニー袋　無稅

一六〇　商品見本（但し見本用にのみ適するもの）　同

地金銀及貨幣金（箔を含む）　同

一六一　下記の貨物にして輸入の日より六箇月以內に再輸出さるべきもの　同

一六二　此の場合關稅局長は其の適當と認むる形式及額の保證を要求し、契約したる總ての義務が履行されたる後に於てのみ該擔保を拂戻し又は返還するものとす。輸入者に於て六箇月の期限の延長を出願する時は特別の場合には更に六箇月を超えざる期間の延長を許すことあるべし

イ　遞羅に渡來する巡回興業者が輸入する演劇其の他類似の興業に使用する物品　無稅

ロ　實驗又は實物教示に使用する機械又は物品にして、其の目的のため一時遞羅國內に居住する者が輸入したるもの　同

ハ　持主が携帶する旅行用道路車輛、ヨツト、競馬用馬、馬上打球用馬、及飛行機　同

ニ　記錄をなす目的で遞羅に一時居住する者が輸入したる見得る又は聞き得る記錄をなす裝置（記錄用のフヰルム、圓盤、又は他の物品を除く）　同

ホ　遞羅に於て短期の休暇を過し、又

ば狩獵をなす者が輸入したる銃器
へ公衆の觀覽用に供せらるべき物品
にして販賣用に非ざるもの
一六三　二箇年以內に其の性質又は形狀に何等の改變を加へずして再輸入したる輸出品（再輸出品を含む）にして、輸出の際再輸入證書を受けたるもの
一六四　無稅品又は從量稅品入りの各種の容器（特に規定ある罐を除く、九一號註參照）、但し元來物品運搬用容器として使用するやう考案されざる容器及空にて輸入したる場合に其の容器に課する稅を逋脫する意向を以て商品を詰めて輸入したるものと關稅局長に於て思料し（及定率告示の規定により裁定したる容器を除く
（註　本號の下に容器に課稅する場合は、此の容器の申告は申告書面に別々になすを要す。此の容器には一六七號の稅率を適用す。但し本關稅定率表中の他の號に該當する容器は其の稅率を適用す）
一六五　壓搾し、液化し、又は固化したる瓦斯用のシリンダー
一六六　阿片專賣局用に大藏省が輸入したる阿片
第三〇節　其他の商品
一六七　本定率表の別號に揭げ又は含まざる全商品

		從量稅率	
		課稅單位	稅率
無稅	無稅	無	無
無稅	無稅	無	無
無稅	無稅	無	無

（備考）(1)(2)二四七一年通貨令一一條に關する大臣の告示に據れば、一磅對一〇・八〇銖(a)及一一・二〇銖(b)の率にて倫敦知金爲替を受(a)渡(b)する。

該現法中最も重要なる特長は、爲替相場が磅貨の金量の十一分の一より端數以上の騰落をなすことを避制する責任を政府が引受けたる點にして、この責務履行の爲め、從前の紙幣準備金及金本位準備金なる資産を以て通貨準備金を設定し、其の準備金保全の爲め諸種の規定を設けてゐる。新法に定めてゐる貨幣は次の如くである。

硬貨（種類・重量・純分・公差）—

金屬種類	貨幣名稱	標準 重量 瓦	標準 純分	公差 重量	公差 純分
銀	パート（銖）	一五 銀	一銖貨一〇〇枚	九磅 一二瓦 千分の三	
同	五〇士丹	七五 銀	五〇士丹貨一〇〇枚	六磅 一二瓦 千分の四	
同	二五士丹	三七五 銀	二五士丹貨二〇〇枚	三磅五瓦 六瓦 同	
白銅	一〇士丹	二五	純白銅	一〇士丹貨二〇〇枚	
同	五士丹	二	同	五士丹貨一〇〇枚	
青銅	一士丹	五	銅九五 錫四 亞鉛一	一士丹貨二五枚	

尙、一九三七年四月より半士丹銅貨が流通することゝなつた。因に銖の主要外國貨幣に對する理論平價は次の如くである。

一銖＝〇・八八七五六日本圓＝〇・〇九〇九〇八九英貨磅スターリング＝〇・〇四二四一四二米國弗＝一・八五七一二九二獨逸ライヒスマルク＝〇・八八四八二八四比律賓比＝一・一〇〇六四四蘭印盾＝〇・一二九二一一二印度支那比弗＝一・二一二一九三印度留比

通貨の單位はパート（銖）にて、一〇〇サタン（士丹）に分割される。一銖貨は紙幣と共に其の額に關係なく無制限法貨として通用され、其の他の銀貨は五銖迄、白銅貨及青銅貨は一銖を限り法貨として通用する。

右通貨令及同法の下に發布したる通曆二四七一年（一九二八年度）紙幣發行に關する大藏省令により、通貨局より發行される紙幣の種類には一銖・五銖・十銖・百銖・千銖の諸種があり、準備金のみならず一般歲入の保證の下に發行され、無制限法貨として通用される。

通羅には前述の如く中央銀行がなく、紙幣は總て大藏省が自ら發行するところであるが、一九三五—三六年度末現在の通貨準備關係勘定を示せば次の如くである。

資本勘定

收入		支出	
一九三四—三五年度末繰越殘高	一五三、四一二、四九八 銖	要求拂現金利子	六四、六八二 銖
		英貨要求證券利子	四三五、三一一
		其他有價證券利子	四二八、五四四
		一九三五—三六年度末現在殘高	一五一、〇四四、一〇四、九九八
		內譯	
		英貨磅有價證券	二三、九五二、三五三
		同 定期償金	二三、四〇〇、〇〇〇
		同要求拂又は七日期限コール貸付	六六、三八七、〇八一
		銖銀貨	四三、三七二、〇六四

利子勘定

收入		支出	
大藏省關係俸給	四九、七五五	雜費	一、三九
		紙幣輸入費	二九、一二八
		資本勘定へ	一、一六六、〇四〇
			一、二五一、〇四四、一

各種紙幣中では一銖紙幣、十銖紙幣が最も多く流通してゐる。紙幣發行總額は一九二八年以後漸減しつゝあつたが、景氣の恢復につれて一九三二年より再增加に轉じつゝある。一九三五年十二月末現在流通高は一三一、三三二、四九八銖であつた。一九三一年英國の金本位が停止さるゝや同年九月三十七日附告示を以て紐育を政府の債務支拂地と指定し、現物買又は賣相場を夫々一金米弗に付二二・二銖及二・三〇銖と決定する旨發表したが、其後一九三二年五月十一日通羅も金本位を停止に決し、再び銖を磅に聯繫せしむる事に成り、爲替を英・通兩國金本位停止前の通り二磅＝一一銖の舊率に復せしめ、同日公布された現行の改正通貨法に依て英貨磅及英貨磅有價證券も通貨準備の合法的構成部分となす旨定められた。其の後一九三三年に至つてマノー政府は當時倫敦に保管してゐた一億一千萬銖の金塊を賣却して英貨磅證券に代へた。かくして磅爲替を採用することは政府が自國通貨の金價值維持に困難を感じた結果からではなく、通羅の取引相手國の過半數が磅聯繫國であるが故に、一般取引並に農民に便宜を與へ得るといふ事實に依るとされてゐる。尙、通羅の通貨準備は甚だ豐富であつて、紙幣發行高に對する準備率は常に十割を超えてゐる。是は通羅の外國貿易が常に多額の受取勘定となつてゐる爲で、之に依て銖貨とスターリング貨との比價の維持が出來てゐるのである。最近十箇年の紙幣發行高及準備高は次の如くである。

貨幣流通額表

年度	銖貨 鑄造額累計(1)	改鑄用回收額	國庫保有額	通貨局保有額	地方金庫保有額	純流通總額	五〇及二五士丹貨 鑄造額累計(2)	改鑄用回收額	國庫保有額	地方金庫保有額
							五士丹 二五士丹	五士丹 二五士丹	五士丹 二五士丹	五士丹 二五士丹
一九二五—二六	一四八、四五八、八四〇	四三、一一七、六一八	一四、八九六、一四三	五二、〇〇〇、〇〇〇	四、一七二、三四八	三四、三一九、七三一	八、一〇六、〇〇〇	四、一七、〇〇〇	二、三五三、七〇四	一、四九二、六四一
一九二六—二七	一四八、四五八、八四〇	四三、一一七、六一八	一四、八九六、一四三	五二、〇〇〇、〇〇〇	四、一七二、三四八	三四、三一九、七三一	八、一〇六、〇〇〇	四、一七、〇〇〇	二、三五三、七〇四	一、四九二、六四一
一九二七—二八	一四八、四五八、八四〇	四三、一一七、六一八	一四、八九六、一四三	五二、〇〇〇、〇〇〇	四、一七二、三四八	三四、三一九、七三一	八、一〇六、〇〇〇	四、一七、〇〇〇	二、三五三、七〇四	一、四九二、六四一
一九二八—二九	一四八、四五八、八四〇	四三、一一七、六一八	一四、八九六、一四三	五二、〇〇〇、〇〇〇	四、一七二、三四八	三四、三一九、七三一	八、一〇六、〇〇〇	四、一七、〇〇〇	二、三五三、七〇四	一、四九二、六四一
一九二九—三〇	一四八、四五八、八四〇	四三、一一七、六一八	一四、八九六、一四三	五二、〇〇〇、〇〇〇	四、一七二、三四八	三四、三一九、七三一	八、一〇六、〇〇〇	四、一七、〇〇〇	二、三五三、七〇四	一、四九二、六四一
一九三〇—三一	一四八、四五八、八四〇	四三、一一七、六一八	一四、八九六、一四三	五二、〇〇〇、〇〇〇	四、一七二、三四八	三四、三一九、七三一	八、一〇六、〇〇〇	四、一七、〇〇〇	二、三五三、七〇四	一、四九二、六四一
一九三一—三二	一四八、四五八、八四〇	四三、一一七、六一八	一四、八九六、一四三	五二、〇〇〇、〇〇〇	四、一七二、三四八	三四、三一九、七三一	八、一〇六、〇〇〇	四、一七、〇〇〇	二、三五三、七〇四	一、四九二、六四一
一九三二—三三	一四八、四五八、八四〇	四三、一一七、六一八	一四、八九六、一四三	五二、〇〇〇、〇〇〇	四、一七二、三四八	三四、三一九、七三一	八、一〇六、〇〇〇	四、一七、〇〇〇	二、三五三、七〇四	一、四九二、六四一
一九三三—三四	一四八、四五八、八四〇	四三、一一七、六一八	一四、八九六、一四三	五二、〇〇〇、〇〇〇	四、一七二、三四八	三四、三一九、七三一	八、一〇六、〇〇〇	四、一七、〇〇〇	二、三五三、七〇四	一、四九二、六四一
一九三四—三五	一四八、四五八、八四〇	四三、一一七、六一八	一四、八九六、一四三	五二、〇〇〇、〇〇〇	四、一七二、三四八	三四、三一九、七三一	八、一〇六、〇〇〇	四、一七、〇〇〇	二、三五三、七〇四	一、四九二、六四一

紙幣發行高及準備高表

單位＝銖　出所＝通羅統計年鑑

年度	紙幣流通高	準備高 國內準備	準備高 在外資金	計	比率 %
一九二五—二六	一三七、九六二	六〇、五五五	七七、四一七	一三七、九七二	一〇〇·〇〇
一九二六—二七	一三三、九五九	五三、八六六	八〇、〇九三	一三三、九五九	一〇〇·〇〇
一九二七—二八	一三五、三四	五四、六二四	八〇、六三〇	一三五、二五四	一〇〇·〇〇
一九二八—二九	一四〇、〇六八	五二、〇〇〇	一〇九、〇八三	一六一、〇八三	一五〇·〇九
一九二九—三〇	一三七、九六二	五二、〇〇〇	九九、三一〇	一五一、三一〇	一一六·〇九
一九三〇—三一	一三三、九五九	五二、〇〇〇	七九、三一〇	一三一、三一〇	九三·一七
一九三一—三二	一三五、三四	四三、三七二	一〇五、六二九	一四八、〇〇一	一〇六·七九
一九三二—三三	一四〇、〇六八	四三、三七二	七八、九四	一三二、〇四六	九三·一七
一九三三—三四	一三七、九六二	四三、三七二	八七、七八八	一三三、一五三	九五·四一
一九三四—三五	一三三、九五九	四三、三七二	八七、七八八	一三一、一五三	九四·四一

單位＝銖　出所＝通羅統計年鑑

純流通總額	(五〇士丹 (三五士丹	二、二七〇、三七七 一、四八二、四〇三	一、九八六、七二一 一、二八二、二〇七	
一士丹貨				
鑄造額累計(3) (輸入額累計)		三四七、五〇〇 一、二九七、五一三	三四七、五〇〇 一、二九七、五一三	
改鑄用回收額		—	—	
國庫保有額		三七五、九一三	二九七、二九七	
地方金庫保有額		一〇〇、九三三	一四〇、九七三	
純流通總額		一、二六八、一六七	一、二〇六、七四三	
(註) ①は一八八〇・八一年以降 ②は一九一五・一六年以降 ③は一九一一・一二年以降累計				

補助貨流通額表

一九二九―三〇　一九三〇―三一

一〇士丹貨		
輸入額累計	五、三七四、三三三	五、三七四、三三三
改鑄用回收額	—	—
國庫保有額	五八九、二四四	九四四、八三四
地方金庫保有額	四〇三、四八七	五五一、六〇〇
純流通總額	四、三八二、六〇一	四、一二七、八九九
五士丹貨		
輸入額累計	三、五〇九、三二一	三、五〇九、三二一
改鑄用回收額	—	—
國庫保有額	五七九、〇八五	五七三、五七一
地方金庫保有額	二三四、九一七	二七八、二四〇
純流通總額	二、六九五、三一九	二、六五七、〇〇八
一士丹貨		
輸入額累計	三、二九七、五一二	三、二九七、五一二
(鑄造額累計)	三四七、〇〇〇	三四七、〇〇〇
改鑄用回收額	—	—
國庫保有額	二九七、二九七	二七五、九一二
地方金庫保有額	一四〇、九三一	一〇〇、九三一
純流通總額	二、八五九、二四二	二、八三五、一四四

	一、九二〇、三七七 一、八五二、八九五	一、九八六、七二一 一、七六四、七二三	
	三四七、五〇〇 一、二九七、五一三	三四七、五〇〇 一、二九七、五一三	
	—	—	
	二九七、二九七	二九七、二九七	
	一四〇、九七三	一四〇、九七三	
	一、二六八、一六七 一、一五五、八五五	一、二〇六、七四三 一、一二四〇、四三三	

	一、五七八、一七七 一、三九六、八八一	一、九二〇、三七七 一、八五二、八九五
	三四七、五〇〇 一、二九七、五一三	三四七、五〇〇 一、二九七、五一三
	—	—
	二九七、二九七	二九七、二九七
	一四〇、九七三	一四〇、九七三
	一、二六八、一六七 一、一五五、八五五	一、二〇六、七四三 一、一二四〇、四三三

	一、五七八、一七七 一、三九六、八八一	一、九二〇、三七七 一、八五二、八九五
	三四七、五〇〇 一、二九七、五一三	三四七、五〇〇 一、二九七、五一三
	—	—
	二九七、二九七	二九七、二九七
	一四〇、九七三	一四〇、九七三
	一、二六八、一六七 一、一五五、八五五	一、二〇六、七四三 一、一二四〇、四三三

單位＝錢　出所＝邏羅統計年鑑

一九二九―三〇	一九三〇―三一	一九三一―三二	一九三二―三三
五、三七四、三三三	五、三七四、三三三	五、三七四、三三三	五、三七四、三三四
—	—	—	八、七五〇
九四四、八三四	九六九、八七〇	九七九、八七〇	四四四、九二六
五五一、六〇〇	四〇三、四八七	五五四、四二八	三三二、九七五
四、一二七、八九九	四、三八二、六〇一	三、九四五、六五八	四、二三五、一三六
三、五〇九、三二一	三、五〇九、三二一	三、五〇九、三二一	三、五〇九、三二一
—	—	—	六、七五〇
五七三、五七一	五七九、〇八五	六〇八、三〇五	四四〇、六二六
二三四、九一七	二三四、九一七	二三〇、九一八	一八四、五七五
二、六五七、〇〇八	二、六九五、三一九	二、六四三、五九七	二、七七四、七一五
三、二九七、五一二	三、二九七、五一二	三、二九七、五一二	三、二九七、五一三
三四七、〇〇〇	三四七、〇〇〇	三四七、〇〇〇	三四七、五〇〇
—	—	—	二、〇五〇
二九七、二九七	三七五、九一二	二八三、二〇〇	二五〇、八〇八
一四〇、九三一	一〇〇、九三一	一四一、九七五	九四、四九九
二、八五九、二四二	二、八三五、一四四	二、八一八、三五四	三、二九五、二八一

一、硬貨	一九二九―三〇	一九三〇―三一	一九三一―三二	一九三二―三三	一九三三―三四	一九三四―三五	一九三五―三六	一九三六―三七	一九三七―三八
錢	三四、三一九、七三一	三四、七二〇、五五五	三四、七二〇、五五五	三四、七二〇、五五五	三四、七二〇、五五五	三四、七二〇、五五五	三四、七二〇、五五五	三四、七二〇、五五五	三四、七二〇、五五五
五〇士丹	二、二七〇、三七七	一、九二八、九七二	一、六〇一、五一七	一、六〇一、五一七	一、六〇一、五一七	一、六〇一、五一七	一、六〇一、五一七	一、六〇一、五一七	一、六〇一、五一七
二五士丹	二、四八二、四〇三	二、二八六、二〇七	二、〇三五、三〇二	二、〇三五、三〇二	二、〇三五、三〇二	二、〇三五、三〇二	二、〇三五、三〇二	二、〇三五、三〇二	二、〇三五、三〇二
銀貨計	三九、〇八二、一三九	三八、八三五、七四	大四四、〇三五、八三六	大四四、〇三五、八三六	大四四、〇三五、八三六	大四四、〇三五、八三六	大四四、〇三五、八三六	大四四、〇三五、八三六	大四四、〇三五、八三六
頭割額	三一、三四	二、四	一、五	一、五	一、五	一、五	一、五	一、五	一、五
一〇士丹(輸入)	四、三八二、六〇一	四、二七七、八九九	四、二六五、〇〇九	四、二六五、〇〇九	四、二六五、〇〇九	四、二六五、〇〇九	四、二六五、〇〇九	四、二六五、〇〇九	四、二六五、〇〇九
五士丹(輸入)	二、六九五、三一九	二、六四三、五九七	二、六四三、五九七	二、六四三、五九七	二、六四三、五九七	二、六四三、五九七	二、六四三、五九七	二、六四三、五九七	二、六四三、五九七
一士丹(鑄造及輸入)	三、一六八、一七五	三、一〇六、七四三	三、一〇六、七四三	三、一〇六、七四三	三、一〇六、七四三	三、一〇六、七四三	三、一〇六、七四三	三、一〇六、七四三	三、一〇六、七四三
硬貨計	四九、三八二、二七	四五、八三五、七四	四五、八三五、七四	四五、八三五、七四	四五、八三五、七四	四五、八三五、七四	四五、八三五、七四	四五、八三五、七四	四五、八三五、七四
頭割額	四一、三	三七、二五	三七、二五	三七、二五	三七、二五	三七、二五	三七、二五	三七、二五	三七、二五
二、紙幣									
一錢 額	二三、〇三九、二九〇	二二、七二一、六三〇	一九、七六〇	一九、七六〇	一九、七六〇	一九、七六〇	一九、七六〇	一九、七六〇	一九、七六〇
%	一七、七	一九、七							
五錢 額	六、四〇二、一四〇	七、四五五、一〇〇	七、五九五、一〇〇	七、五九五、一〇〇	七、五九五、一〇〇	七、五九五、一〇〇	七、五九五、一〇〇	七、五九五、一〇〇	七、五九五、一〇〇
%	四、九	六、八	六、八	六、八	六、八	六、八	六、八	六、八	六、八
一〇錢 額	三一、九一一、九八〇	二八、一六〇、二〇〇	二八、一六〇、二〇〇	二八、一六〇、二〇〇	二八、一六〇、二〇〇	二八、一六〇、二〇〇	二八、一六〇、二〇〇	二八、一六〇、二〇〇	二八、一六〇、二〇〇
%	二四、五	二五、一	二五、一	二五、一	二五、一	二五、一	二五、一	二五、一	二五、一
二〇錢 額	四八、〇六五、九八〇	四三、一六〇、二〇〇	四三、一六〇、二〇〇	四三、一六〇、二〇〇	四三、一六〇、二〇〇	四三、一六〇、二〇〇	四三、一六〇、二〇〇	四三、一六〇、二〇〇	四三、一六〇、二〇〇
%	三六、九	三八、七	三八、七	三八、七	三八、七	三八、七	三八、七	三八、七	三八、七
五〇錢 額	一〇、五一八、二〇〇	七、九〇三、一〇〇	七、八八六、九〇〇	七、八八六、九〇〇	七、八八六、九〇〇	七、八八六、九〇〇	七、八八六、九〇〇	七、八八六、九〇〇	七、八八六、九〇〇
%	八、一	七、一	七、〇	七、〇	七、〇	七、〇	七、〇	七、〇	七、〇
一〇〇錢 額	一〇、二三五、〇〇〇	一二、四二一、〇〇〇	一二、三三七、九〇〇	一二、三三七、九〇〇	一二、三三七、九〇〇	一二、三三七、九〇〇	一二、三三七、九〇〇	一二、三三七、九〇〇	一二、三三七、九〇〇
%	七、九	一一、一	一一、〇	一一、〇	一一、〇	一一、〇	一一、〇	一一、〇	一一、〇
紙幣計	一三〇、一六八、三七〇	一一〇、五六八、三七〇	一一三、三七七、八〇〇	一一三、三七七、八〇〇	一一三、三七七、八〇〇	一一三、三七七、八〇〇	一一三、三七七、八〇〇	一一三、三七七、八〇〇	一一三、三七七、八〇〇
頭割額	一一、一四	九、二四	九、二	九、二	九、二	九、二	九、二	九、二	九、二
通貨流通總額	一七九、四九六、五九七	一四九、一九五、七八五	一五二、三六二、七	一五二、三六二、七	一五二、三六二、七	一五二、三六二、七	一五二、三六二、七	一五二、三六二、七	一五二、三六二、七
頭割額	一五、三九	一二、四九	一三、一	一三、一	一三、一	一三、一	一三、一	一三、一	一三、一

（註）一九三二・三三年の頭割額に疑問の點あるも、暫く原本の儘とする

三　金融機關

概要　邏羅貿易の發達は、一八八八年の香上銀行盤谷支店の開設となつたが、當時邏羅に於ける金融機關としては前行の外印度人及支那人銀行の支店各一及歐人貿易業者を見るに過ぎず、又紙幣もラーマ六世の自署して發行せる半私的證券以外になく、墨西哥・西班牙・印度の銀貨の輸入により僅に金融上の需要を充足してゐた。續いて一八九三年に喳打銀行、一八九七年に印度支那銀行の支店が盤谷に開設され、前行と共に當國商業の發達を大いに助成したが、歐洲語に通ぜぬ當國民とは殆ど取引がなかつたと云ふ。然るに一九〇四年、時の大藏大臣の庇護の下に今の邏羅商業銀行が創設され、後特許による有限責任會社とされた。その繁榮は國内に於ける銀行業の俄景氣を起し、政府は數行の支那人銀行にも特許を下附するに至つた。茲に從來歐人銀行に極端なる猜疑の眼を送つた一般邏民は之等諸銀行に多大の信用を示して預金者が蝟集したが、無保證貸付を主要なる目的とした爲拾收し難い狀態に陷り、信用を失墜した。遂に支那・邏羅銀行の支拂停止となり、諸銀行は悉く多少の影響を蒙つた。但し邏羅商業銀行は政府の補助により只管改造を行ひたる結果辛うじて破産を免れた。之に反し歐人銀行は引續き繁榮し、後臺灣銀行（一九一九年三月五日）・廣東銀行・有利銀行・印度支那不動産銀行等も支店を開設するに至つたが、臺灣銀行のみは一九二四年に之を閉鎖した。邏羅貯蓄銀行は一九一三年四月一日の國庫貯蓄銀行法に基き大藏大臣の發布した條令に據て設立

せられたもので、その制度は諸外國の貯蓄銀行制度と略同樣である。以上の他、有利銀行、印度支那銀行、印度商業銀行等の銀行が支店を設けて居り、又各地に多數の支那系銀行の支店があつて、事實上遥羅の金融は是等の外國銀行に依て支配されてゐる。然し今日の遥羅の經濟狀態では銀行を利用し得るのは都會地の富豪及商人のみであり、他方農民は殆ど之が利益を受くることが出來ない狀態で、地方に於ける金融機關としては、チエンマイ、ラムパーン、ツンソンに遥羅商業銀行の支店があるに過ぎない。尤も近來政府は之が缺陷を補ふ意味に於て農民信用組合の普及に非常な努力を傾注してゐる（「農業の部」參照）が、未だ一小部分に行はれてゐるに過ぎない。庶民金融は大部分華僑の手に握られて居り（「特殊金融の項」參照）、非常な高利で、殊に米作地方に於ては華僑精米所が高利貸を兼營し、巧妙なる前貸方法に依て農民の收益を搾り上げてゐる。日本の金融機關としては、前記臺灣銀行の閉鎖以後邦人商人間に多大の不便が唱たれてゐたが、一九三六年四月正金銀行が盤谷に出張所を開き、その活動は將來の日遥關係の發展上大いに囑望されてゐるところである。

銀行

主要銀行一覽表

A 自國銀行

出所＝遥羅及盤谷ディレクトリー・其他

銀行名	創設年次	資本金及準備金	支店所在地	代理店	主要業務	備考
國庫貯蓄銀行（Treasury Saving Bank）	一九一三年四月一日の國庫貯蓄銀行法及其の大藏省令によつて創設	—（錢）	—	日本・香港・南洋所在主要郵便局が之を取扱ふ	郵便貯金に類する貯蓄業務	他國の同種銀行に類似し、要求拂の預金は利子共五〇〇錢迄、利率年二分（但し六箇月据置預金は二分五〇〇錢、利率年三分）又貯蓄銀行預金は同行を通じ一人三千錢迄公債を買ふことを得る。
遥羅商業銀行（The Siam Commercial Bank）	一九〇六年政府の特許により盤谷に創設	拂込資本 三、三〇〇、〇〇〇 準備金 一、五三七、〇〇〇	チエンマイ及ラムパーン（北部遥羅）・ツンソン（Tung-Song）（半島遥羅）		普通銀行業務及爲替業務	經營者は名義上遥羅人であるが、實際は外人が之に當つてゐる。金庫事務を委託される等政府との關係密接にて地方銀行として相當勢力がある。爲替銀行組合に加入してゐる。

B 外國銀行

銀行名	資本金	拂込資本金積立金	本店設立年（當國支店開設年）	支店（本店）所在地	當國内支店所在地（電信略號）	備考
英國系—						
香上銀行（匯豐銀行）（Hongkong & Shanghai Banking Corpn.）	千香港弗 五〇、〇〇〇	千香港弗 一〇、〇〇〇 千倫敦 五、〇〇〇	一八六七（一八九九）	香港	Hongkong Bank Lane, Bangkok	當地最初の爲替銀行にて、一般銀行業務も行ひ、金融界に最大勢力があり、米手形其の他歐米爲替は殆ど大部分本行にて取扱ふ。日本・支那・南洋には別に所支店を有す。
チヤーター銀行（Chartered Bank of India, Australia and China）	千倫敦 三、〇〇〇	千倫敦 三、〇〇〇	一八五三（一八九三）	倫敦	Chartered Bank Lane, Bangkok（"Beacon"）	商行と並び信用ある爲替銀行にて、一般銀行業務をも取扱ひ國内の事情に通曉せる爲特種爲替の吸收等に甚だ便宜を有す
有利銀行（Mercantile Bank of India, Ltd.）	千倫敦 三、〇〇〇	千倫敦 一、〇五〇	一八五九	倫敦	Bush Lane, Bangkok（"Paradise"）	一般銀行業務及爲替業務を營み、南洋には各地に支店又は代理店を有す
佛國系—						
印度支那銀行（東方滙理銀行又は佛蘭西銀行）（Banque de l'Indochine）	千法 二、一〇、〇〇〇	千法 二、一〇、〇〇〇	一八七五（一八九七）	巴里	Oriental Ave., Bangkok	爲替銀行にして西貢との連絡を有する爲米爲替操縱に多大の便宜を有す、印度支那及支那に數多の支店を有す
印度支那不動産銀行（Credit Foncier de l'Indochine）	千法 一、〇、〇〇〇	—	（一九二八）	巴里	Bangkok	地産に對する長期貸付、各種の土地に關する業務を取扱ふ外、建築の設計・見積・管理等も行ふ。
本邦銀行—						
横濱正金銀行	—	千円 一〇〇、〇〇〇	一八八〇（一九三六）	横濱	No. 203 Corner New Road and Suriyawongse Road（"Shokin"）	
支那系—						
廣東銀行（Bank of Canton）	※（一、〇〇〇）	（八、六六六）	（一、〇〇〇）	（一九二七）	174 Jawarad Rd., Bangkok（"Kokcanton"）	爲替貸付其の他一般銀行業務を營み主として華僑を顧客とする、一時閉鎖したるも一九三七年四月より又復開業の運びに至る
四海通銀行（Sze Hai Tong Bank）	千海陸弗 二、〇〇〇	—	—	（一九二七）	2488-2494 Songwad Rd., Bangkok（"Sézhaitong"）	保險業をも兼營し、地方支那人の金融に應ずると共に支那沿岸及香港宛爲替を取扱ふ
華僑銀行（Oversea-Chinese Banking Corp., Ltd.）（備考）對外爲替を主要業務とする香上銀行・チヤーター銀行・印度支那銀行は、爲替相場上の投資を防止する爲組合を組織して、爲替相場を協定し又は各行手形の交換を爲す。遥羅商業銀行も之に加入する。尚 American Presbyterian Mission (71/7 Sathorn Road, Bangkok) は American Express Co. の回通切手を發賣する。	千海峽弗 四〇、〇〇〇	千海峽弗 一〇、〇〇〇	（一九〇八）	新嘉坡	184-190 Sam Yaek, Bangkok（"Bankoversi"）	一般銀行業務及爲替業務を營み、南洋各地に支店又は代理店を有す

※ 再開後に於ける資本金其他不明に付、參考の爲休業前のものを揭示する。

右の外に順福盛銀行（資本金百萬銖）、振盛銀行、炳泰銀行（資本金百七十萬銖）、慶榮興銀行（資本金百萬銖）、曇利銀行（資本金百萬銖）、泰山銀行（資本金六十萬銖）等の華僑經營銀行があるが、其の信用狀態は判明せぬ。何れも預金貸付及爲替業務を營んでゐるが、精米所等產業方面に對する貸付も行ひ現在、遥羅農民への借越高は一億五千萬銖と推定されてゐる。

年度	預金者數 總數	預金者數 人口一萬人當り	當年預金高	當年拂戻高	預金超過	年度末現在利息	年度末現在總預金高	預金者一人當り預金高	預金者所有磅公債預り高
一九一三―一四	五二九	一	一八六、六二五・四五	五三、〇二〇・六五	一三二、六〇四・八〇	一、六二九・八〇	一三五、二三四・六〇	二五五・六四	一、九四〇 磅
一九一八―一九	四、九〇五	五	一、三二一、九四四・八八	一、一〇四、七七六・四五	二九四、五二五・六〇	三一、五一六・三三	一三九、七四八・四〇	二八四・五六	四、〇〇〇
一九二三―二四	一〇、七〇八	一〇	一、八六六、七四二・八〇	一、五七四、二七二・二〇	二四六、四三六・五五	四二、〇六四・四一	一、九四三、二〇九・九八	一八一・四七	三、九八〇
一九二八―二九	一七、〇一四	一五	二、四四八、二四六・二二	二、二〇二、八一一・六七	四二、四四六・三六	五八、二四七・八一	二、七〇三、六五六・六三	二五一・九九	三、〇〇〇
一九二九―三〇	一八、六八二	一六	二、四五八、一六二・九六	二、三五六、三二六・四五	二七五、三九五・〇四	六〇、〇三三・〇二	二、九四九、五三〇・一五	二三二・一一	二、九二〇
一九三〇―三一	二三、五七六	二〇	二、五九六、三二六・四五	二、三二〇、九三一・四一	九三六、五四七・一五	六八、八五〇・五九	三、八八四、九五九・一四	二二五・五六	二、八二〇
一九三一―三二	三〇、九四一	二五	二、七六五、八一九・九三	二、七〇三、六七〇・八	九九六、八六六・三七	七九、一八五・八五	四、九五九、七四一・六四	二二七・六五	三、一二〇
一九三二―三三	三八、八五三	三一	三、四五四、七五四・五〇	三、一〇八・九三					

特殊金融機關　政府の奬勵に係る農民信用組合（「農業の部」參照）、の他に、主として華僑の經營する錦當・銀莊・信局等がある。

錦當（質屋）―盤谷市中一定の場所を限りて營業を特許され、專ら中流階級の金融機關をなしてゐる。殆ど支那人經營にて營業稅一箇月五〇銖を前納し官選書記を雇入れる外、常に警察と連絡を取り、隨時其の檢査を受ける。故に右官選書記の給料を負擔する代りに、贓品抵當貸出の場合、其の贓品を被害者に返還するの責務なき利益を有してゐる。盤谷市内にて百數十を算し、百銖以上は月三分、百銖未滿は月四分にて貸出をなす。

銀莊（高利貸）―一般商人相手に現品擔保に金を貸付くる外、連帶責任を條件に信用貸する等比較的堅實な貸付法を行つてゐる。其の他下級官吏、會社員相手の印度人高利貸「チッティ」なるものがあるが、裕福な休職官吏等が華僑を通じ内密に共同經營を行つてゐる者が多いといふ。

信局（送金事務）―一種の私設郵便局とも言はるべきもので、主として在暹華僑の送金依賴を引受け、信書の代筆を業とし極めて便利な機關として存在してゐる。その送金方法は金額の多少に拘らず之を取纏めて外國爲替銀行若くは支那爲替銀行を通じ香港に送金、同地より各指名宛先地に戶別郵送する等便利な送金法を取り、送金額一箇年一千萬銖以上に上つてゐる。賴母子講―暹人及支那人間に弘く行はれてゐる。

四　金　利

暹羅の金融繁閑は專ら米輸出の能力及時期に依て左右される。米取引は例年十一、十二月頃より開始されて翌年五、六月頃に略終了し、二、三月が最も繁忙である。從て上半期は金融繁忙で、下半期は閑散であり、金利も之に應じて幾分の上下をなすが、元來當國の金利は倫敦市場利子に基いてゐるが故に變動は極めて少い。今銀行利子（一九三六年）を見るに、

當座勘定 {歐洲銀行 預金 一%　貸越 五%
　　{支那銀行 預金 二%　貸越 八乃至一〇%
信用貸　支那銀行　一二%
抵當貸　支那銀行　一〇%

右當座預金利子は甚だ低率に見えるが、前述の如く同國金融の繁閑は單に米輸出に支配され、爲替操縱上不便なる爲、自然銀行に多額の遊資を生ずる時と反對に大逼迫に遭遇する時とを生ずるが故に、組合銀行は協定に依て利息の平準を保つてゐる。

五　外國爲替

概要　暹羅は古來農業國にて、商業は殆ど支那人・印度人・歐人等に委ねてゐる爲、自國金融機關の發達遲れ、國内に於ては資金移動に關する信用制度たる爲替業務は未だ發達を見ない。故に當國にて所謂爲替とは殆ど外國爲替を指稱するものである。併し當國にて有力なる貿易業者は多く精米業を兼營する支那人にして、暹羅より輸出する米穀に對し、香港・新嘉坡よりは雜貨、爪哇よりは砂糖を輸入する等所謂物々交換にて計算するが故に、貿易總額中外國爲替として決濟せられるものは殆ど其の貿易差額に過ぎぬ。

爲替相場の建方　組合銀行の協定に依て建てられ、各地に對し百銖（倫敦のみは一銖）に付何程として受取勘定を採用し、大藏省公定倫敦賣買相場に依り、各地の倫敦宛賣買出來相場を標準として査定する。但し香港・新嘉坡宛相場は、同方面に特種の勢力を有する香上銀行建相場に據るやうである。今倫敦宛銀行計算の相場の建方を示せば次の如くである。

銖の純分量は

1 gram = 15.432 grains
X = 0.65567 × 15.432 = 10.27261944 grains

次に磅の純分量は

£ 1 = 123.275 grains

對外國爲替相場表（D/D）

A年別表

年度	倫敦 最高	倫敦 最低	倫敦 平均	香港 最高	香港 最低	香港 平均	新嘉坡 最高	新嘉坡 最低	新嘉坡 平均	英領印度 最高	英領印度 最低	英領印度 平均

出所＝暹羅統計年鑑

£の品位 = 916.213 (= 11/12)

∴ X = 123.275 × 11/12 = 113.0021 grains

上記二式より次の方程式が得られる。

X (Tical) = £1
£1 = 113.0021 grains
10.27261944 grains = Tc. 1

∴ X = Tcs. 11.0003

即ち英貨と暹貨との比價は一磅に對して一一・〇〇三銖に該當する。倫敦宛爲替相場は多くの場合上記法定平價を標準として上下する。

爲替相場の開き　組合銀行の採用せる T.T. に對する諸爲替相場の開きは次の如くである。

賣爲替は、倫敦宛 D・D は 3/32 高にて 3 m/s 及 4 m/s は D・D より順次 2/32 高である。日本・印度・爪哇宛 D・D は 1/8 高、香港・新嘉坡宛 D・D は同一相場である。買爲替は、倫敦宛 D・D は 5/32 高・30 d/s は 7/32 高・60 d/s は 5/16 高・3 m/s は 4 m/s は 15/32 高・6 m/s は 19/32 高にて、日本・爪哇・印度は右に準じ、香港・新嘉坡は一覽後十五日拂を規定してゐる。其の他一覽拂は右に準じて算出する。豫約賣行延期の場合は銀行賣爲替に付香港・新嘉坡夫々一箇月 1/8 及 1/4 落とし、買爲替は兩地間共に一週 1/8 高を常とす。組合銀行買入相場は倫敦・新嘉坡及香港以外の各地宛は協定しないが、概略七―一〇分を標準として開きを採算すると云ふ。

一九三〇—三一	1/10 1/32	1/9 13/32	1/9 23/32	79 1/8	76 1/4	77 11/16	191	118	154 1/2	122 1/4	119 1/8	120 5/6
一九三一—三二	2/5 1/8	1/9 13/32	1/11 11/46	103 1/2	76 1/4	83 1/2	187	127	164 1/8	159	119 1/8	131
一九三二—三三	2/5 7/8	1/9 3/8	2/— 1/8	96	76 1/2	86 1/4	179	130 5/8	154 13/16	147 3/4	118 7/8	133 5/16
一九三三—三四												
一九三四—三五												
一九三五—三六												

B　一九三六年月別爲替相場（銀行賣）

出所＝銀行會社調査月報

年	月	倫敦 D・D	倫敦 T・T	新嘉坡 D・D	香港 D・D	印度 T・T	日本 T・T
一九三六年	一月	1/10	1/10	78 1/8	138 3/8	121 1/8	155 3/4
	二月	1/10 1/32	1/10	78 1/8	138 3/8	121 1/8	155 3/4
	三月	1/10 1/32	1/10	78	138 3/8	121 1/8	155 3/4
	四月	1/10 1/32	1/10	78	138 3/8	121 1/8	155 1/2
	五月	1/10 1/32	1/10	78	140	121 1/9	155 1/2
	六月	1/10 1/32	1/10	78	141	121 1/8	155 1/2
	七月	1/10 1/32	1/10	78	141	121 1/8	156
	八月	1/10 1/32	1/10	78	147	121 1/8	156
	九月	1/10 1/32	1/10	78	147	121 1/8	156
	十月	1/10 1/32	1/10	78	147	121 1/8	156
	十一月	1/10 1/32	1/10	78	146	121 1/8	156
	十二月	1/10 1/32	1/10	78	147	121 1/4	158
一九三五年	最高	1/10 1/32	1/10	78 5/8	141 1/4	121 1/4	154
	最低	1/10 1/32	1/10	78	69 3/4	121	155

農業

總說
米—麥—大豆—其他の穀物—甘藷—馬鈴薯—豆類—胡麻—其他の油料作物—棉—麻—煙草—其他の纖維作物—茶—其他の飲料作物—落花生—其他の油料作物—玉蜀黍—高粱—粟—其他の穀物—蔬菜—果實—其他

一　總　說

通觀は由來農業國にて、古來通民の殆ど全部が農業殊に米作に從事する所以は、畜しく夫の諸條件に因るものである。即ち、(い)濕潤肥沃なる粘土質にて、(ロ)氣溫は熱帶に屬するから年中高くて寒暑の差少く、(ハ)農耕に十分なる降水量があること等である。但し一年に乾・雨兩期があり、降水量著しく偏る缺點があるが、然し人工を以てして緩和し得べき性質のもので、政府は從來治水工事に力を致し好成績を收めつゝある。

主要農產物植付面積表

A　州別植付面積

州名	一九二八—二九	一九二九—三〇	一九三〇—三一	一九三一—三二	一九三二—三三	一九三三—三四
ケルンテン	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
ニーダーエスタライヒ	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
バーデンベルチンゲン	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
ブルゲンラント	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
ザルツブルク	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
シュタイヤーマルク	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
チロール	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
フォラールベルク	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
ウィーン	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

通觀……農業

常國では支那人移民及其の混血兒の一部並に少數の官吏・軍人及僧侶を除けば、殘餘は殆ど農民殊に米作業者である。一九二九年の國勢調査に據れば、全有業者七百五十二萬人の中、農・林・牧畜業就業者は六、二四五、三五八人（六三・〇五%）であるが、其の大部分は農民と見られる。通民は性質悠長にて農耕殊に米作に好適であるが、然し千古一日の如く父祖傳來の農法及農具を墨守して科學的改良には殆ど一顧もなさず、薙きて坐し種りて食し、蕎麥の如きは一般に貧困にて功利的な支那人企業者又は農產物仲買人の好餌となりつゝある。

茲に如何にも奇異とするは、主要產業及商工業等は之を外人に獨占され作ら、農業衆に米作のみは依然通民の手中にある點である。尤も最近數年通民の注目を惹きつゝある。

支那人がこの安樂鄉にも手足を伸すに至り、通民の安樂鄉にも手足を伸すに至り、通民の注目を惹きつゝある。尤も最近數年通民の注目を惹きつゝある。

1　農耕地

米・綿花・玉蜀黍・棉・豆・胡麻・胡椒・古々椰子の植付面積は次の如くである。

單位＝株　出所＝通觀統計年鑑

バターニー		三七六、五二五	三九三、六七七
プーケツト		一九一、七四九	二〇二、四八六
計		一八三、四一八	一九、四六九、〇一八

B 主要農産物別植付面積

種別	一九二一―二三	一九二三―二四	一九二四―二五
米	一九、三〇一、二三一	一九、三一七、四三〇	二〇、〇六六、一九〇
其他の主要農作物	四三二、八七七	四七七、三三一	四八五、三八二
煙草	五五、四五六	五六、一一七	五九、三六一
玉蜀黍	三八、六六三	三五、一四〇	四二、九五八
棉	二八、九九五	一五、四六三	一六、二九五
豆	二〇、四九八	二二、一四六	二三、八三一
胡麻	五、五一〇	四、八一六	八〇一七
胡椒	一二、三〇一	一二、三三一	九、四二四
古々椰子	二七一、四四三	三三〇、二〇八	三二五、五〇六
總計	二〇、三〇八、三九七	一九、七九四、六五二	二〇、五七二、五七二
暹羅總面積に對する%	六・二	六・四	六・四

右表は主要農産物のみの係數であるが、米は斷然頭角を抜き、雜農産物總植付面積を假りに二百萬噸と見積るも尙米作面積の九分の一にしか當らぬ。而も從來米作面積は顯著なる增加を示せるに拘らず、雜農産物の植付面積は殆ど增加の傾向は認め難い有樣である。

土壤　當國は平野に富み、是等平野は大抵冲積層より成る。就中中部平野は重粘なる大冲積埴土より成り、勿耕は困難であるが、地味肥沃にして米作の中心をなす。然し地下水高き爲果樹・蔬菜等の栽培には不適であると云ふ。尤も東部暹羅即ちコーラート平原は紅土と混交せる帶黃色ロームより純砂土に至る諸種の變化があるが、冲積層は殆ど之を見ず土地氣候共に乾燥し農耕には不適なるもゝ如くである。北部暹羅も低地は砂質冲積土又は重粘なる農耕用土を成すが、大部分は排水良好なる粘土質又は砂質の紅土より成り、稻作の外に棉・煙草・甘蔗・茶・豆・胡麻・纖維植物等の農作が行はれてゐる。今中部暹羅にて登記された抵當權設定米田の地價を見るに、一九三二―三三年度平均噸當り二二・八一銖、最低最高夫々一六・七六銖（バーチンブリー州）及二八・三五銖（プーケット州）にて、之より推定すれば、該地方米田の地價は普通田にて一五―三〇銖、極上田にて三〇―四〇銖に過ぎぬ。邦人の土地を獲得するには以前は、一八五五年の英暹條約に均霑するに止まり諸種の制限を加へられてゐたが、西曆一九二四年（大正十三年）三月調印の日暹條約により右の如き制限は撤廢され、邦人も亦暹民同樣に自由に土地を獲得し得るに至つた。

然し暹羅政府は一般方針として、㈠北緯一三度（ペチャブリー）以北には一切外國資本を新たに入れず、將來暹羅人自ら開發し得るに至る迄總ての資源を保存する、㈡林業、鑛業及廣大なる土地を必要とする事業は一切政府の認可を必要とし、外人企業の場合には特に認可を嚴重とする、㈢外國資本との合辦事業は外國側に全株式數の四九%以上所有せしめず、暹羅側に過半數を保有する等の方針を堅持すと傳へられて居り、而も暹羅最大の財源であるところの錫及チーク事業が既に外人の勢力下にあり、米に於ても精米事業は殆ど華僑の獨占事業となつて居る現狀である爲、暹羅人唯一の仕事として殘されて居る農業に對する外人の進出殊に中部暹羅に於ける農業企業は相當困難な事情が伴ふものと考へられる。

3 農業助長手段

當國は農業立國を國是としてゐるから、農業殊に當國の生命たる米作の科學的改良は當國物質的進步の第一步である。故に政府は其の助長手段には常に注意を怠らない。

㈠灌漑設備　沿革―當國は米作國たる關係上從來可なり大なる運河の開鑿を見たが、之は唯增水期の自然氾濫に便するのみにて、給水調節設備を具へぬ爲灌漑上の必要と相呼應する所は僅少であつた。一八八九年暹國人 H. Meller 及當國皇族 Chao Say 親王父子は特許を得て暹羅水道土地灌漑會社を創設し、首都の東北メナム・チャオ・プラヤー及ナコーン・ナーヨク兩河間竝に後者の東方に亘る二百萬噸に灌漑工事の施設及土地處分の權利を得て、組織的灌漑事業の嚆矢をなし、終に延長五百哩の灌漑工事を竣工したが、二十五箇年の特許期限滿了と共に之を農務省に讓渡した。同社の成果に刺戟されて、政府は農務省內に灌漑局を設け、一九〇三年蘭人 V. d. Heide 氏以下數名を聘して灌漑計畫を樹てしめたが、其の餘りに理想的なると高價を要するとにより採用せず、更に一九一三年は印度治水局長 Sir T. Ward 以下十一人の技師を聘して調査せしめた結果、現今採用せるワード氏案を得るに至つた。依て一九一五年先づ其の中バーサク南運河より起工して既に竣工し、目下其の他の計畫を進工中である。ワード氏は後 Wilson 氏と交代し、現今氏以下多數の外人技師を使用しつゝある。

灌漑設備の必要―灌漑計畫の主眼たる中部大平野にては、從來降水及河水の氾濫により米作して來たが、同平野の年當り平均降水量は千乃至千五百粍にて、全然人工的灌漑により米作してゐる熱帶諸國の記錄に徵すれば、良作を得るには一般に三百乃至八百粍の不足を生ず。之を氾濫期に於ける河水の溢水にて補足するのであるが、給水の理想的調節は甚だ困難にて、旱・水兩害を蒙ること尠くない。故に當國灌漑計畫の主眼は、適時適所に適量の給水又は排水をなし、以て長期に亘り生產を安定せんとするにあり、其の利益は唯に米作上に止らず、交通路竝に家庭用水を提供する等幾多の附隨的利益をも伴ふ點も一顧すべきである。

バーサク南運河（Pasak Klong Rabibadhana）―一九一六年に起工し、總經費一五、七八〇、七六八銖を支出し、一九二二年に官設水道丈は完成し、一九二四年十一月開閘式をあげた。本運河はバーン・パーチー連絡驛の北方 Tarua 附近のバーサク河上に二六〇萬銖を要した大堰を設け、之より幅四〇米深さ三米の幹線を南方に掘鑿して引水し、ラーンシット地方に至つて數多の幹溝支溝を掘鑿してタンヤブリー縣を完全に治水網下に被覆し、之により直接灌漑される面積は實に六十二萬五千噸に上る。尤も右は幹線の開鑿に過ぎず、同地方の米作者は更に自己の米田に配水支溝及給水貯藏用堤防等を設備する必要があるが、農民側に斯かる補足設備をなすもの少く、十分なる給水を見つゝ豫期の成績を收め得ないと云ふ。

チェンラク及パーンヒア（Chiengrak & Bang Hia）排水施設―本施設はバ

	四二、二八〇	四五〇、一四六	
	二一、三七八	二〇九、三二一	二三七、一八八
	二〇、三〇八、三九七	一九、七九四、六五二	二〇、五七一、五七二	二〇、八三五、八八七

る。東南部及半島も平野は概して淺き砂質冲積層より成り、東南部には胡椒・甘蔗・甘藷・瓜類等を、半島にては椰子・米等を栽培してゐる。

尙「ラーンシット地方及其の近傍に於る土壤の分析表」は本年鑑第二回版を參照せられたい。

可耕遊地　主要農産物植付面積は暹羅總面積の僅に六・四%に過ぎない。殘餘の大地積中比較的僅少なる山岳、稀有の湖沼、小面積の河川等を除きたる農耕殊に米作に適する地は林野又は草地として放置され、彼の農耕地の大部分を占めてゐる中部大平野を包有する幾內七州でさへ、僅にその約十分の一を耕作せるに過ぎぬ。今この可耕遊地を一般の見積りにより總面積の三八%とするも一二、三〇六萬噸餘（約二千萬町步）となり、本邦內地總耕地面積の三・三倍に當る。而も人口の密度は本邦の六分の一に過ぎぬ。要するに右の如き廣大なる可耕遊地を有するは一に人口の稀薄なるに因るもので、之を悉く開拓するには尤に六―八百萬人の農民を收容し得る。以て將來治水・交通・農法の發達及人口增加と相俟つて如何に農業の發展可能性の豐かなるかゞ推知される。

2 土地の獲得及所有

前述の如く當國には農作に好適なる官有遊地が冗多に存するから、其の一地を選擇し、所轄郡長に出願して其の保留權を得、二箇年以內に之を開墾して農作すれば足り、而も自己の所有となり、チーク伐採權以外の地上權をも併せ獲得し得る。唯出願に際して手數料として噸當り五―六士丹（我五錢內外）を納入するに過ぎぬ。但し一人當り保留面積は五〇噸以內と規定されてゐるが、然し郡長の裁量により此の限定を超えて自由に增大し得ると云ふ。而も土地平坦開墾は容易であるが、既墾地を購入するも地價は甚だ低廉であ

イサク南運河の補足計畫で、北はバーサク河、南は邏羅灣、東はバーン・バコーン河及其の支流、西はメナムチャオプラヤー河に亘る全地帶に、今日迄開鑿されてゐる全水道(バーサク南運河を含む)を連絡して一大運河網を形成せるもので、一九三二年末に完成した。之に依て三百三十三萬餘味の大地積に灌漑・排水及交通の利便を提供し、從來右地域南部の米作を惱した鹹水の被害は本工事により防止される。

ナコーン・ナーヨク灌漑計畫―屢米作に大害を與へる同河の氾濫を調節し其の餘力を以てラーンシットの南方二十三萬四千味の米田を灌漑し、バーン・ヒア排水計畫地域に淡水を供給するを主眼とする。堰堤及調節閘門は一九三五年に完成し、主要運河も略々完成を見た。プラーケン河と結ぶ水路も一九三七年には完成の筈で、是が完成の曉には同河南地方に於ける洪水の被害は大いに輕減さるゝであらう。

スパン引水工事―本計畫はスパン河上流地方の灌漑を目的とするもので、完工すれば唯に既墾地の灌漑のみならず大面積に亘る處女地の開墾可能となり、交通上の利益も大である。本計畫は三工區に分れ、各工區はスパン河上の堰と之に從屬する運河及排水工事竝に堤防より成り、完成の曉には約四三萬味の灌漑を行ふもので、第三工區は既に完成を見、一九三六年度の米作期には總灌漑豫定面積の九〇%の米田を灌漑し第二工區の工事も略完成の域に達せんとしてゐる。

北部諸灌漑計畫―工費二百萬銖を計上せるチェンマイ及ラムパーン縣の灌漑工事が計畫されてゐる。第一工事はチェンマイ平原に於けるメー・フェク運河工事であつて、同水路はメー・ピン河のメー・テイ河との合流點の川上から發するもので、全長三六粁、六萬八千味に灌漑するもので、中二萬味は全くの處女地である。

啣筒灌漑―輓近灌漑局は數多の機械啣筒を購入し、旱害の緩和に貢獻しつゝあり、一九二七年度の如きは五萬九千味の米田をこの災厄より救濟した。右の使用啣筒中最も成績良好なのは二五呎押上げ排水量毎秒三〇立方呎の二四吋啣筒で、動力は重油機關、デイーゼル機關又はホットバルブ式である。

(二) **標準種籾の選定**　輓近外國市場に於ける邏羅米品質低下の不評は專ら劣質米の混合に因るものにて、農民の種籾選擇に不注意なる點も混米を助成する所大であると斷定し、農務省は其の對策として標準種の選定栽培を企圖するに至つた。之に就ては既に一九二六年の中葉に關係者を集めて品評會を催し、全國より提出された三千種の種籾中理想的なる一種を選出し、更に其の中シーラーチヤ原産の Bin-Kool (ビンクオル)(成熟期間一四〇日、産量味當り四・五瓲)を最良種と決定し、ラーンシット農事試驗場にて種籾を採り、之を各地に試植して成績良好なれば其の地方一般に栽植せしめ、不適なれば右一一種の中適當なるものを栽植せしめることゝした。政府は諸種の手段を講じて右標準種の栽培を奬勵したが成績擧らず、最近は初耕祭(レークナー・クワン)に對する農民の信仰を利用し、右標準種をカーオ・レークナー・クワンと名付け、同祭にて國王の御濾水を仰ぎたる後必要に應じて各地に送給し、郡長より米作者一人當り一立宛を配與せしめてゐる。之により多少の成果を收めつゝあるが、尙豫期の成績を收め得るに至らぬと云ふ。蓋し、農民が因循暗愚にて急速に其の眞價を覺り得ぬ爲、其の敎導至難なる上、各地夫々氣候・給水・其他の要素を異にする關係上、全國一樣に少數の標準種を栽植せしめる事は甚だ困難なる點もあるが、主として右標準種が世界米市場に於ける競走に備へて粒形の揃整完美のみを主眼とし、產量を閑却せるに起因するものと見られてゐる。

(三) **農民信用組合**　前世紀の中葉に於ける外國貿易の開發と共に餘剩米の輸出漸增し、爲に輸出米の大部分を提供する畿内七州の米作は商業的基礎の下に置かれ、益々大なる栽培地從て資金を要するに至つた。然し農民金融機關なき爲數理蓄財の念に乏しい農民は支那人高利貸の好餌となり、終に所有田さへ手放すに至つた。茲に於て政府は之が救濟策として信用組合の普及を企て、一九一六年大藏省は組合創設資金として邏羅商業銀行にて十萬銖以内の貸付に對して保證を與へ、其の拂戻金のみに依りて漸次組合を增設せしめることゝした。右資金を以て翌年先づビサヌローク縣に一組合が出現し、次いでロッブリー、アユタヤー兩縣にも續設された。斯くて之を取締る特別法規の必要に迫られ、西曆一九二八年五月に佛曆二四七一年信用組合法を發布して、從來準用した邏曆二四五九年組合法改正法を廢止した。同年初には邏羅商業銀行の保證貸付限度を七十萬銖に、西曆一九二九年には更に百萬銖に擴大した。一九三五年には同修正法に依て融通資金及不時の救濟等を目的とする準備基金・中央基金の制度が設けられ、(イ)組合は利益の九〇%を信用組合局に管理さるる準備基金に納入し、(ロ)五%を中央基金へ納入し、(ハ)同五%を組合員の救濟基金として積立つることが定められた。組合員は同一村に居住し、讀み・書きを能くし、又信用ある人物にして、年齡二十歲以上の者十名以上五十人以下より成り、六名の委員を選擧し(中三名は議長・會計・書記)事務を處理する。組合は國庫又は邏羅商業銀行より年利四分五厘にて資金を借入れ、組合員に長期及短期の貸付をなすと共に、預金を取扱ふ。即ち(一)長期貸付　債務返濟の目的、又は田地購入或は耕作改良資金を貸付くるもので、借用者は土地を抵當とすることを要する。期限は十五年以内、年利七分五厘。(二)短期貸付　家畜、荷車、耕作用農具、食料品、種子等の購入費又は租稅支拂引當を目的とするものに對して貸付くるもので、期限は四年以内とし、年利九分が普通である。(三)預金　組合員のみならず組合員外の預金も受理し、年利四分を付する。但し、組合員外の預金は一回最低五〇銖とし、且つ一年以内に拂戻の請求をなし得ないことゝなつてゐる。一九三四年三月迄に登錄せられた組合數三二六、組合員四、八四七人であつたが、一九三四/三五年度中に新たに一一四の組合(組合員一、五二四人)が設立せられ、合せて四四〇組合、六、三九八組合員となつた。尙、一九三五年三月末現在に於ける國庫及邏羅商業銀行よりの貸出資金は次の如くである。

邏羅商業銀行よりの二一二組合への貸付　一、四三三、三〇二
國庫よりの二二八組合への貸付　二、五三一、〇二八
計　三、九六七、七二五

(四) **施肥實驗**　沿革―農務省が施肥による米の增產に著眼し、之が實驗を開始したのは、漸く一九二一年以降の事にて、同年以降ラーンシット農事試驗場にて米田に對する施肥實驗を續行しつゝある。殊に最近は肥料の效力を實證する爲、取扱諸商社に實驗地を分與する等の奬勵手段を講じつゝある。

然し一般農民は施肥に冷淡なるもの〻如く、最近漸く之に著目し自發的實驗を行ふ者等を少數生ずるに至つた。

施肥の必要―邏民が從來無施肥にて米を連作した所以は、蓋し(イ)一年一作に止めて乾期には土地を休養せしめ、(ロ)一般に米田は粘土質にて季期中は深き龜裂を生じ自然風化が行はれ、(ハ)高き切株を殘して燒却するが故に土地を燒き且殘灰が肥料となり、(ニ)沿川低地は雨期に氾濫し高地より流出する多分の養分を殘置すること、(ホ)土壤の自然崩解による改良等の諸條件に因るものにて、過去十數箇年間味當り平均四・五瓲內外の籾を產出してゐる。然し之以上の增產を圖るには右樣の地力補給にては不十分なるは勿論にて、殊に主成分中窒素及燐酸の補給を要する。尤も燐酸は例年の氾濫水及雨水の泥中より得られ、且つ貯藏性を有するが、然し氾濫を受ける地積は低地に限られてゐる。窒素も今日の如き米の大量輸出によりて年々失ふ量は到底自然的に補給し得ない狀況にある。

實驗成績―ラーンシット農事試驗場に於ける從來の實驗成績は次の如くである。但し同地方の水田は通常酸性强く(水素イオンの濃度三・五―五・二五)、一般に燐酸鹽は不足であるが、窒素及加里は豐富である。尙粘土含有量は三〇―五〇%で、殆ど暗渠排水行はれず、栽植より結實迄水中にて栽培する。(ロ)含燐肥料は凡て增產を示し、殘效は三米作季に及ぶ。最良成績を得た肥料は(a)石灰を撒布した後に施した過燐酸鹽、(b)アムモフオス(20/20 grade)にて、從來(b)による增產は四〇%であつたが、緬甸のマウビ試驗場の成績(增產率四七・七―一一八・六%)に鑑み將來尙大なる增產率を示す見込がある。(b)の殘效は二箇年に及び、第二年に尙第一年の$\frac{2}{3}$―$\frac{1}{3}$の增產を示した。(ハ)硫酸アムモニウムは施與第一年は著率の增產を示すが、殘效は皆無である。(ニ)從來の實驗では牛糞は新古及施量を問はず無效であつたが、今少し飼料を豐富にし、腐熟を完全にし、今少し多量に施せば有效であらう。(ホ)加里のみの施與も無效。(ヘ)「完全」肥料を苗代に施す時は苗が强健となり增產を示す。(ト)適度の施肥(例へば隔年)は貧產種に對してさへ有利である。(チ)含燐肥料の施與は根の組織を急速に發達させ、撒播法にては旱魃に對する抵抗力が大である。(リ)當

地方の如き酸性沼澤地には噸當り三―五瓲の石灰（當國にては石灰は供給豊富且つ安價である）を施與する時は甚だ增産（時には七五%）を示すが、無施肥にて過度に施する時は地力を急速に疲憊するが故に經濟的でない。然しこの性質の土壤は既に過多の水溶性養分を含有するが故に、普通の人造肥料の施與は良成績を示さない。從來劣質のグアノ及骨粉は成績良好であつた。

因に農務省と協力して施肥實驗をなせる「Windsor & Co. の「Thung Maha Mogh 實驗園の成績」に關しては本年鑑第二回版暹羅編一〇一頁參照。

(五) **害蟲其他の研究**　後段「米」の「被害」の項に說述する如く、當國は幾多の天敵に因り、米作に於ける蟲害は他國の如く甚大でないが、降雨狀態異常な年には各地に相當の被害を見ることがある。政府は爲に數年前より農藝科學課に昆蟲學部を特設し、主要農物産の害蟲・其の驅除豫防法及稻の病理等を研究すると共に、被害地には直接出張して其の驅除及蔓延防止を援助してゐる。該部は既に二册の有用なる調査報告を刊行し、重要なる害蟲の生活史を示す陳列箱を地方農務官に配布して閲覽せしめる等、農民に斯道の智識を普及しつゝある。

(六) **機械耕作の研究**　現今尙當國農民が依然として父祖傳來の原始的農具を使用せるは、農機の高價・農民の保守的氣質及無資産等に因るもので、當國殊に中部平原は動力耕作に成功せる米國ミシシツピ流域竝に濵公デルタと擇ぶ所なく、殊に人口稀薄にて可耕遊地冗多に存するから、將來は機械農作が漸次博用されることと信ぜられる。本問題に就ては農務局も近來實驗を進めつゝあり、同局は在來犂及舶來犂の缺點に鑑み、特殊の犂（Krasetra 犂）を考案した。同犂は鋼鐵製にて在來の犂よりは重いが、使用簡易にて耐久力があり、牽引力も弱くて足り、在來犂にて一噸の勁耕に四時間半を要する所を本犂にては二時間五〇分にて完耕し得る。又トラクターに關する勁耕實驗成績を示せば次の如くである。(a) Ban Mee 地方の中庸の粘土地六〇噸を、原油トラクター及犂頭五附犂を以て、各別の日に二日間四吋の深さに勁耕したのに一六時間一〇分を要し、噸當り勁耕費は二七士丹であつた。(b)米田よりは輕鬆な粘土質の山地二五噸を、二四馬力トラクター（燃料―燈油）に最初

圓盤（一八吋）三附犂次いで犂頭三附犂を附して六―七吋の深さに勁耕し、續いて二四又一八吋圓盤耙を附して縱橫に耙耕したのに、毎日十時間作業にて各別の日四日間を要し、燃料費は六五士丹となつた (c) Bang Pla Ma の輕鬆なる淤泥多き粘土地五〇噸を、一〇―二〇馬力トラクターに圓盤一二附犂を牽かせて四・五吋の深さに勁耕したのに一〇時間を要し、噸當り燃料費は二六士丹を計上した。一般栽培業者は唯三吋の深さに勁耕するのみにて下層は漸次固化して仕舞ふが、トラクターにては此の固化層を掘起し得、增産を來す。撒播米作にては歩力耕作よりも早期に米田の準備を了へ得、移植田にても區の廣さが操縱に便であれば初期には利用し得る。而も時間が甚だ經濟となり、ロプリー地方になした實驗にては五噸の耕耘に水牛一〇頭人一〇人を以て六時間一分を要するに對し原油トラクター一臺に付人一人を以て二時間五分にて完耕し得た。(最も安全なる見積りにては、百噸の田を耕耘するに水牛なら五頭、耕牛なら其の倍數を要す。)

トラクター牽引收穫機の實驗は、米田の不平坦と、稻が成熟すれば穗を垂れたり又は倒れたりする傾向とに因り、勁耕に於ける程良成績を示してゐない。農事試驗場其の他大農園にては脫穀機を使用したが、從來使用したものは穀粒を破碎する（普通三―六%）不利益があると云ふ。

(七) **土壤の調査**　農藝科學課にては、土壤調査をも主要なる目的の一としてゐる。米作實驗田を豐產地と貧產地とに分ち、各實驗區よりの土壤見本を取寄せ完全なる化學的及物理的分析を行ひ、各區土質の變異・砂瘠や蠏草の如き特種作物に對する適應性・貧產田土壤の改良等を調査研究する。尙內地官吏の提供する特殊土壤も分析して農業上の價値を研究する。

(八) **米の調査**　本業は選種と密接なる關係を有するが、農藝科學課にては諸變種の籾及精米業者の提出する諸品質米の化學的及物理的試驗を行つてゐる。又實驗田に栽培した米は定期的に分析し、米の化學的成分と、施肥及品質間の關係等を研究してゐる。

(九) **果樹に關する調査**　盤谷ノーイ果樹試驗場にては一九二四年來國產果樹の(イ)選擇による改良 (ロ)芽接及接木による改良 (ハ)栽培法の比較 (ニ)施肥試驗 (ホ)病蟲害の驅除豫防法等の實驗を行つてゐるが、經費の關係上研究不十分なるものゝ如く、何等成績報告を見てゐない。

(十) **其の他の調査**　尙國產の草及糧秣用作物を分析して家畜飼料としての價値を試驗し、治水局に代つて實驗田の灌水及排水の調査等も行つてゐる。

4 農業教育

暹羅は農業を以て國民經濟の根幹としてゐるに拘らず農業教育機關の施設は從來非常に貧弱であつて、大學・專門學校程度のものが皆無であつたのは勿論、本邦の甲種及乙種の農學校、卽ち農村中堅人物を養成すべき程度の學校をも缺いで居り、二十數年前の創設に係る農業教員養成所があるばかりであつたが、之は第二次普通教育六年を修業せる者（本邦の中學卒業程度）が入學し、修業二年にして、農業科教員（第二次普通教育）となるもので、全國に三箇所あつたが、學制改革に依て之も廢止さるゝことゝなり、之に代つて實業專門教育としての高等農學校が出來、先づ全國に四校を作る計畫である。別に新學制に依て創設さるゝことゝなつたのは第一次普通教育としての實業補習科に於ける農業教育で程度は低いが、恰も本邦の農學校と同じ意味を有し、全國七〇の諸縣に各一校を開設せんとする計畫である。

農業補習學校―實業補習科（「教育の部」參照）中の農業科として教育さるゝものにして、第一次普通教育四箇年修了者の中、第二次普通教育に進まぬ者を義務的に入學せしむるものであつて、一九三五年に開校された盤谷近郊ラムシット補習學校に就てその教育內容を見れば、教員三名、生徒六十四名、生徒は學校內の寄宿舍に收容、授業は農場實習一週十五時間、學課二十時間（ポーイスカウト等の會合を加ふれば二十二時間）で、農に關する授業內容は、土壤・肥料・蔬菜・排水・農具・作付順序・氣象・水の管理等から成つてゐる。

高等農學校―實業專門學校（「教育の部」參照）中農業教育を行ふものであつて、一九三五年現在に於てはチエンマイに一校あるのみにして、同市郊外にある農事試驗場豫定地に設けられ、校長は同場長が兼ね、教員も同職員三名が兼任し、外に十人の助手があるのみの狀態であるが、授業課程は倫理・國語・數學・衞生・地理・圖畫・英語・自然科學・農學で、農場實習と合計すれば、一週間に各學年五十五時間の授業を行ふものであつて、農學の課目中には土壤學・畜產學・果樹・作物・蔬菜・藥味香料・植物病理・品種改良・經營學等を含み、第四學年に至れば、作物科と畜產科とに分れることゝなつてゐる。

5 農務行政

農務行政機關としては農務省がある。一八九二年從來の農務行政機關を改組して Krasuang Krasetraikarn（農商省）を設け、土地に關する諸務及鑛山に關する事務を司つたが、運用上諸種の弊害を伴つた爲一時同省を廢し、一八九九年再び之を復活し、土地整理の事務のみを司掌せしめた。然し其の後顧問 W. A. Graham（グレイム）等の畫策に依り、他省に委管せし事務を回收したが、革命後一時經濟省に包含され、其の後更に改正され、現今（一九三七年三月）は農務水產局、產業組合局、灌漑局、土地鑛務局、山林局を包括してゐる。

6 蠶絲業と邦人の技師の活躍

農務局は盤谷・コーラート間の鐵道完成と共に政府は後者地方の養蠶を奬勵せんとし、蠶業局創設（一九〇三年創設）の前年日本公使を通じて外山農學博士を招聘した。同博士は實地調査の後歸國して橫田（全般の監督）三島（桑園擔任）高野（養蠶擔任）細谷（製絲擔任）の各技師と共に再渡し、盤谷郊外サパトムに蠶業局出張所を設けて約一年間養蠶を試驗した後、コーラートに出張所を設けて養蠶製絲の練習生を募集訓練したが、間もなくブリーラム其の他數所に之を擴張して養蠶製絲の外機械の知識をも敎授した。斯くて蠶業がコーラートを中心として各地に擴延したが、一九〇五年には更に橫濱生絲檢查所の原田及高橋兩技手を招き前記サパトムに蠶絲學校を創設し、以て各地出張所の敎師を養成した。斯くて邦人傭聘者數も十餘名に達し、蠶業局は農務省內に重要なる地位を占めたが、同局の事業は當に收支償はず國庫の補助を要する有樣なると養蠶が當國の民土に適せぬとにより、一九〇五年以後は

漸衰し、一九一二年農務大臣の更迭と共に行政整理の名目にて斯業の設備は全廢された。之より先外山博士は赴任後三箇年にて歸朝した爲邦人は中心人物を失ひ、爾後其の他の邦人も任期滿了と共に辭職して横山技師一人を殘すに至つたが、之等邦人は後任者の推薦に盡す事なく、加ふるに新大臣は英國大學の卒業にて、英人顧問等の治水局復活の主張を容れたる等、諸種の原因に因り、一九一三年以後は農務省内に邦人の影を絶つに至つた。

二　米

概要　暹羅原住民は新石器時代に於て既に米を食用し、當時の沼澤地に半野生の稻を栽培してゐた事實は、同時代の遺物（磨製石斧が豐富に發見せられる）により容易に斷定し得られると云ふ。故に當國の米作は五千年前より米作を行つてゐた支那又は印度より輸入したものでなく、之と相並んで發達したものと推斷される。暹羅人の祖先たるタイ族が北部暹羅に出現した頃には既に爾前幾世紀に亘つて米作が行はれて居り、先住者クメール族も比較的進歩した米作を行つたものと推定される遺跡が諸所にある。斯くて米作は當國唯一無二の産業となりつゝ尚自給の域を出でなかつたが、前世紀の中葉に於て外國貿易が殷盛となるに及び初めて餘剰米を輸出するに至り、茲に當國、主として水運の利便ある中部平原の産米狀況は一變して商業的基礎の下に置かれ、輸出米の漸增と相俟つて斯業は益々發達し、終に今日の殷盛を見るに至つた。

暹民は今日尚千古一日の如く原始的農具と粗笨極まる農法とを以て米作に從事してゐるにも拘らず、米作は當國産業の大宗にて、上下をあげて主食としてゐるのみでなく、菓子・餅・導實酒ラオロンの原料とし、家畜及魚類の飼料とする等、廣汎且つ贅多に消費しつゝ尚餘剩米の輸出は總輸出額の七割を占め、國民の大多數は米作者であり、精米業は當國唯一の普及發達した工業であり、水陸交通機關の積荷は殆ど米であり、當國民の最も普通な投資方法は米田の購入貸與であり、政府歳入は殆ど直接間接之に財源を仰いでゐる。從て米作の豐凶は、唯に直接農民の收入及輸出貿易に影響するに止らず、國民購買力の伸縮、延いては輸入貿易の榮衰に反映し、國家の財政を支配する外、社會萬般に反響を齎らすが故に、當國の經濟的生命は一に懸つて米作の如何にあるものと云ひ得る。故に外人は暹羅を「米の國」と呼ぶ。

米は斯くの如き重要性を有するから、重要なる年中行事として歳々五月初旬盤谷郊外パヤータイに於て皇族又は農務大臣司祭の下に初耕祭（Raek Na-Kwan）を催し（農民は之をシグナルとして米作に着手する）、暹羅民曆第二月滿つる月の初旬には收穫を天に奉告する辮經祭（Loh Ching Cha）を催す。

産地　前上述の如く暹羅は「平野の國」にて、コーラート高原を別とすれば凡て肥沃なる沖積層をなし、米作に好適なる爲め何れの州にも廣く米作が行はれてゐる。然し北部及東部は交通不便なる上、前者は人口稠密なる割に平地少く、後者は乾燥地をなし、灌漑は殆ど不可能にて農作は主として降水によるが、而も雨量は全國にて最も少量である。更に半島は開墾地も多く、土質好適にて降水年中平均し、降水量も多く且つ灌漑も利便であるが、土地比較的狹隘である。故に是等諸地は、近時鐵道及道路の開發により、漸次餘剩米の産出を促進されつゝあるとは云へ尚自給の域にあり、中には平地より米を移入して需要を補足する地方さへある。故に當國を「米の國」たらしめる絶好條件を具有するは實に坦々千里の中部大平原である。該平原は所謂「畿内七州」又は「米の主要輸出州」と呼ばれるクルンテープ、アユタヤー、ナコン・チャイシー、ラーチブリー、ナコン・サワン、ピサヌローク、パーチンブリーの諸州を包有し、「暹羅の穀倉」と呼ばれ、輸出米の殆ど全部を供給し、當國生産力の中樞をなす。就中、アユタヤー州は全國最大の産米州で、其の收穫狀態は米貿易見越の指數とされてゐる位である。

米作面積　一九三四年三月末に至る五箇年平均の全國米作面積は一九、七〇七、二九六㎢にて、其の約五九%は畿内七州に、後者の約三十%はアユタヤー州にある。方粁當りの面積、卽ち米田の密度も畿内七州は平均約六一㎢にして、畿外七州の約三倍に當つてゐる。遡つて一九〇五―〇六＝一九〇九―一〇年に至る五箇年平均全國植付面積は八、八二六、一一二㎢、一九一五―一六＝一九一九―二〇年五箇年平均は一三、八七六、九三六㎢、一九二〇―二一＝一九二四―二五年五箇年平均は一六、二九二、〇一三㎢と漸增し、最近の約十箇年間には約三五〇萬㎢の增加をなしてゐる。尚、その增加率は畿内七州二四・三九%、畿外七州に於て一五・七八%を示して居る。

州別米作面積表

州別	一九二九―三〇	一九三〇―三一	一九三一―三二	一九三二―三三	一九三三―三四	五箇年平均	一九三四―三五
クルンテープ	一〇五、五一〇	一〇八〇、五六〇	一一一、八二六〇	一一四、五八〇	一一四、五八〇	一〇八七、三七六	一〇八七、三七六
アユタヤー	三、九七七、九九〇	三、九九三、九一〇	三、九三七、四二〇	四、〇四九、六二〇	四、〇四九、六二〇	四、三五九、九九三六	四、三五九、九九三六
パーチンブリー	一、九七五、八九〇	一、八四四、三五〇	一、八三四、三一〇	一、八四四、三一〇	一、八四四、三一〇	一、八三四、三一〇	一、八三四、三一〇
ナコーン・チャイシー	一、七五八、五〇〇	一、七九八、四八〇	一、八三四、三一〇	一、八四四、三一〇	一、八四四、三一〇	一、八三四、三一〇	一、八三四、三一〇
ラーチブリー	七九五、四三〇	七九五、九三〇	七九五、九〇〇	七九五、九〇〇	七九五、九〇〇	七九五、九〇〇	七九五、九〇〇
ナコーン・サワン	九五四、九〇〇	一、〇四八、二九〇	一、〇七一、〇六〇	一、〇七一、〇六〇	一、〇七一、〇六〇	一、〇七一、〇六〇	一、〇七一、〇六〇
ピツサヌローク	八六八、四四〇	九一〇、八九〇	八四四〇、三六〇	八四四〇、三六〇	八四四〇、三六〇	八四四〇、三六〇	八四四〇、三六〇
畿内七州　計	一一、二八八、三三〇	一二、三五九、三四〇	一一、二一八、八一〇	一一、二一八、八一〇	一一、二一八、八一〇	一一、二一八、八一〇	一一、二一八、八一〇
パーヤップ	一、四五三、一〇〇	一、六六九、三九〇	一、五九一、七五〇	一、五九一、七五〇	一、五九一、七五〇	一、五九一、七五〇	一、五九一、七五〇
ウドーン	一、四〇六、九三〇	一、四〇〇、〇五〇	一、四八九、二六〇	一、四八九、二六〇	一、四八九、二六〇	一、四八九、二六〇	一、四八九、二六〇
ナコーン・ラーチシマー	三、二四九、〇一〇	三、五〇二、九二〇	三、五一五、五二〇	三、五一五、五二〇	三、五一五、五二〇	三、五一五、五二〇	三、五一五、五二〇
チャンタブリー	二二、八六一〇	二三〇、九一〇	二三二、八二〇	二三二、八二〇	二三二、八二〇	二三二、八二〇	二三二、八二〇
ナコーン・シータムマラート	八二〇、七五〇	九七七、一一〇	一、〇八一、〇三〇	一、〇八一、〇三〇	一、〇八一、〇三〇	一、〇八一、〇三〇	一、〇八一、〇三〇
プーケット	一、三六六、八四〇	一、八二一、四四〇	一、七二一、三一〇	一、七二一、三一〇	一、七二一、三一〇	一、七二一、三一〇	一、七二一、三一〇
パターニー	一、三一五、一〇〇	一、八五五、三四〇	三、九五五、九三〇	三、九五五、九三〇	三、九五五、九三〇	三、九五五、九三〇	三、九五五、九三〇
畿外七州　計	—	—	八、三一六、一八〇	八、二五九、五五〇	（後）三五、八五六、九二〇	（後）三五、八五六、九二〇	（後）三五、八五六、九二〇
全國總計	一八、九七四、一五〇	一九、一七五、五三〇	一九、二一七、四三〇	一九、二九六、一三〇	一九、三一七、四三〇	一九、二一七、四三〇	一九、三一七、四三〇
（註）※ 三箇年平均	七、六九四、一五〇	七、六五五、八二〇	八、三一六、一八〇	八、二五九、五五〇	四、〇九八、九六二〇	四、〇九八、九六二〇	四、〇九八、九六二〇

單位＝㎢　出所＝暹羅統計年鑑

稻の種類　暹羅にて今日迄に分明せる稻の變種は七百乃至八百に上ると云はれてゐるが、之を大別すれば糯米（Khao Niu）と粳米（Khao Chao）との二種となる。前者は主として北部及東部に栽植され、同地方民の主食物であるが、後者は主に低地に栽培され、其他の地方民の主食物であると共に輸出米の大部分を占めてゐる。併し最近は右山地民も漸次粳米を主食する傾向を生じた。右多數の變種は大部分水田に栽培されるが、高地にては畑地に栽植してゐる地方もある。又栽培上成熟期間の長短に依て農民は次の五種に分つてゐる。

(1) 早熟種（Khao Bao）
(a) 七〇日にて成熟するもの（收量少き爲殆ど栽培されぬ）
(b) 九〇日　同
(c) 一二〇日同

(2) 半早熟種(Khao Rong Bao)　一三五—一四五日にて成熟するもの
(3) 中熟種(Khao Klang)　一五五—一六五日にて成熟するもの
(4) 晩熟種(Khao Nak)　一七五—一八五日にて成熟するもの
(5) 晩々熟種(Khao La)　一九五—二〇五日にて成熟するもの（灌漑水の關係上餘り栽培されぬ）

尙右諸變種の中には環境に應じ特殊の性向を示すものがある。或る變種は、苗代に於て或る一定の大きに成長する時は全然健康體の儘でぴつたり生長を止め、自ら成長過度による窒死を防ぎ、豪雨があり本田に移植し得るに至れば再び平然成長を始める。又或變種は最初は普通と異らないが、一旦洪水に見舞はれると、增水に連れて成長速度を增し、莖は輕大にて浮子となりて絶えず頭部を水面に保ち、自ら腐死を免れる。減水に連れて水面に横はり、多くの側枝と小纖維根とを出し、前者には穗を結び、後者は成長過多の爲め地根の供給にて不足なる養分を吸收する。然し是等の産米は成長過多の爲め劣質を免れない。

栽植法　撒播法・移植法・ナ・バーの三種がある。

撒播法(Na Wan or Na Muang)—給水不規則で時に洪水が襲來する沿河地方に採用される粗笨なる栽植法で、米作總面積の約三〇%は本法によつて栽培されると云ふ。通常雨期の初(五月)、來雨の爲め土地が濕潤軟化すれば犂を入れ、先づ縱に、次いで横に鋤き返へす。其の後牛耙を以て耕破平均し、其の上に豫め水漬したる種籾を喙當り約一斗の割にて播布し、今一度鋤耕して種籾を被覆する。發芽期の排水に備へる爲爾後更に一間毎に溝を作る。種籾は撒播後直に發芽し、爾後は何等手入をなさず放置して成長せしめる。該法は五—八月の降雨により播種伸長せしめ、要水期に泥濘を利用する方法であるが、泥濘の時期及水深は連年一定してゐるから(「被害の項」參照)、其の豐凶は一に其の地方の降水如何に左右される。卽ち降水日數過多なれば土地の風化及雜草の枯死を妨げ、過少なれば鋤耕困難にて發芽伸長を妨げ、成長不十分なる儘泥濘期に入る爲水中に沒して腐死する。又播種後豪雨又は旱魃を見れば種籾又は幼稻は枯死する。故に晴雨半々にて尺餘に伸長して、泥濘を見れば理想的であると云ふ。該法は植付は簡易であるが、收穫は少量にて產米は劣質を免れぬ。

移植法(Na Dam or Na Suan)—降雨又は灌漑により、栽培期間中適量且一樣なる給水が維持される地方に行はれる方法で、植付面積の大半は斯法に依つてゐる。六月に入りて苗代を仕立て—通常淹肥する。七月—八月の豪雨を待つて移植に着手し、遲きは十月末乃至十一月に及ぶと云ふ。灌漑の便がないか又は雨量が少い時は撒播法を採用する。該方法は日本又は臺灣のそれと大同小異であるが、種籾は水漬することなく、苗が三、四寸に延びれば苗代に水を當てないで根の强健を圖り、五、六寸乃至一尺にて移植する。又苗取りは頗る亂暴にて根を著しく損傷する上、揷秧も日本の如く整然と行はぬ爲め、移植後の除草手入れは不可能である。

ナーバー法(Na Pa)—ジヤングル清掃地にて山地蠻民の採用せる千古傳來の最も原始的な米作法である。該法は雨期前にジヤングルを伐倒し、之を乾燥して燒却する。之を鍬にて掘起して除草を行ひ、其の上に種籾を撒播するか、又は棒にて穴を開け五、六粒づゝ蒔く。本方法は、植付後も數度の除草を要する許りでなく、地力は直に疲弊し、二回以上の連作は通常不可能である。

植付期間及稻作に理想的なる降雨　稻の成熟期間に長短ある爲、自然植付期間は甚だ長期に亘るを常とし、且つ氣溫及降水量等の關係もあり地方に依て一樣でない。中部平原にては五月に開始して十月に及び、北部及東部邏羅にては六—十月の間に行はれ、南部邏羅にては七—十二月の間に行ふ。從て收穫期も之に應じて地方により相違があるは勿論にて、夫々順次約二箇月宛遲れて行はれる。農民は一般に出來る丈迅速に早熟の稻を植付け然る後殘餘の米田に植付準備をなし、之に天候順調なれば最初に主作を次に最も早熟なる稻を漸次に植付けて行くを普通とすると云ふ。

理想的なる降水としては、中部邏羅にては三月には輕雨があり、四月は無雨、五月には再び輕雨を見るも、六月は前月よりも降水量少く、七、八、九月には豪雨があり十月には最も猛烈となり、爾後無雨を理想とする。北部及東部も略之と同樣であるが、十月に輕き夕立があり、十一月—一月に豪雨を見、二月には輕雨となるを理想とする。

刈入・打穀・籾別　稻の成熟期間は、除草其の他本邦農民のなすが如き手入は全然之を行はぬ。收穫期間は前記の如く地方及稻種によつて異るが、大體中部にては九—一月に及び、北部及東部にては十一月に初めて二月に終り、南部にては一月より五月に亘る。稻は高き切株を殘して小形の鎌にて刈取り、切株の上に横へて穗を乾燥さす。此の際撒播法に依る米田は、成熟前豫め長き竿にて稻を同一方に伏せ置き、上半を刈取る。乾燥を終れば小束となし、之を荷車又は竹橇(ガン)に積載し、牛に牽引させて打穀庭(臺灣の「稻埕」)に運搬する。稻束は打穀庭に撒布し、二—四頭の水牛を一つの輒にかけ、中央の杭に繫いで其の周圍を追廻し、籾を踏みこなす。穀粒が全部藁より離脫すれば籾別を行ふ。籾別は簡單なる風選により、打穀した籾を淺廣き籠に入れ、小高い踏臺より濺下して他の籠に移して行ふ。泥濘中に成熟する時は細長きカヌーを使用して穗首を刈取り、之を小束として高架に懸けて乾燥する。刈取用具も地方によりて小異があり、北部・東部及中部にては稻の下部を鎌を用ゐて刈取るが、南部にては馬來で使用するものと同樣なナイフを握つて一つ一つ穗を摘取し、之を束ねて運搬する。又打穀も支那式の揷桶に叩付けてなすこともあり、ラオ人の如きは圓錐形の大竹籠の緣に稻束を横へ、左手に之を支へつゝ右手の棒切れにて籾を叩落す。

農民は一般に貧困なる爲籾別した籾は打穀庭に堆積し、次期收穫迄の飯米及次期作の種籾を控置し、殘餘は多く其の場で支那人仲買人に賣るが、貯蓄に際しては籾の儘穀倉に貯藏し、金錢の必要及市價の騰貴を待つて賣却するが、然し飯米及種籾も高價に誘惑される時に屢々之を賣拂ふものさへあると云ふ。

刈取後の切株及藁稈は乾燥を待つて燒却する。

被害　一、水害—當國の大部分は七、八、九月に豪雨があり、雨水及河水は米田に氾濫する。然し幸にして當國にては、近隣諸邦又は我國の如く法外な豪雨を見ることは稀有で、之を盤谷に就て見るに、一九〇八年以降に日當り一六粍以上の降水量を示したのは僅に三日で、其の中一七五・三粍を以て最高とする。而も當國殊に中部の洪水は寧ろ氾濫にて、其の時期及水深も略一定し、十日以上の旱魃及一尺五寸以上の深淺を見ない。卽ちメナム・チヤオ・プラヤーの上流地方では九月下旬より十月末に及ぶ四〇日間、下流地方にては九月中旬より十一月中旬に亘る六〇日間に來襲し、河身の水深には差違を見るが、之が開豁なる平原に氾濫する時は一樣に三呎以下の水深となる。加ふるに水勢緩漫にて破壞力なく、容易に流出せぬ爲水溫も高いから、米作に與へる被害は比較的微少であるのみならず、要水期に十分な給水をなし、高地より多量の養分を洗出して米田に沈積する大恩惠があり、增水深きは却て農民に喜ばれるとさへ云ふ。因に九十三箇年に亘る記錄によれば、九箇年は比較的輕度の、五箇年は激度の水害を見たに止まると云ふ。

二、旱害—纔て降水不足の場合は、初期に於ては鋤耕植付を不可能にし幼稻種子に大害を與へ、後期にては孕穗期に給水不足となる等、諸種の被害を生ず。然るに東南部及半島(一、九五〇—二、八〇〇粍)を除き國の大部分の降水量は一、〇〇〇—一、四〇〇粍であるが、熱帶諸國の記錄に徵すると、一〇〇%の作柄をあげるに全米作期を通じて要する水量は、吸收蒸發を考慮して一、八〇〇粍であるから、給水は不足勝である。過去の重大なる凶作は殆ど旱害に起因し、前記九十三箇年の記錄中實に四十九箇年(五二・七%)は給水不足に惱み、其の中二十二箇年(二三・七%)は猛烈な旱害を見てゐる。故に當國米作の大敵は水害でなく寧ろ旱害で、政府が水利工事に鋭意努力を惜しまぬも誠に當然である。然し當國の米田は地形土質の關係上簡易な設備を施せば容易に給水を調節し得る場合多く、旱害は人工的に大いに緩和し得べき性質のものである。然るに當國農民は一般に人工的灌漑に留意するもの少く、拱手して自然の灌漑を待つに止まるから、被害率が倍加されるものと思はれる。

三、氣溫上の被害—年平均氣溫は北部にて二五・五度、中・南部はもつと高い。稻は熱帶の原產で氣溫が高い程成長迅速であるから、氣溫は米作に適合せるは勿論、最凉季の朝夕すら臺北地方にて第一期米の植付を略終了する四

月初旬の平均氣温に等しく、年中米作に好適であるから、氣温上の被害は絶無である。

四、風害―此の地方には元來暴風雨なく、年中で最も風の強いのは季節風の北東より南西に交代する通常三―五月の頃である。然るに米作は五、六月より開始するから米作とは全然關係がなく、而も平均風速三米を超える月を見ない。故に本邦の二百十日に類する損害を見ることは皆無である。

五、蟲害―當國米田に普通なる害蟲は *Prodonia litura, Spodoptera mauritia, S. pectens* 等諸種に屬する蛾の幼蟲である。本蛾は繁殖急速にて、自然的障害なき時は當國米作の約五〇%の大被害を見ることと見積られるが、玆に如何にも奇異とするは、熱帶に屬しつゝ蟲害甚だ稀少なる點で、一九二九年九―十月の如きは寧ろ論外に屬す。其の原因に就ては種々論ぜられるが、蓋し、㈠卵の敵蟲たる *Chaleid Parasites*、幼蟲の害敵たる *C. Ichnumon*（ヒメ蜂）及 *Tachinid Parasites* 等數多の寄生蜂竝に鳥類等の天敵により其の荒掠活躍を抑制され、㈡收穫後殘株は乾燥を待つて燒却する爲冬眠中の昆蟲は燒殺され、㈢乾期中烈日燒くが如く、爲に幼蟲又は卵は斃死し、㈣氾濫時には無數の河魚が米田に繁殖して幼蟲及卵を捕食する等の諸條件が相關的にとの天惠を垂れつゝあるものと見られてゐる。

六、鳥・蟹害―邊隙地の密林に接する米田にてはグリーン・パロットの大群が屢飛來して穗を啄み、低地にては多少の蟹害を見るが、一般に重要なる被害とは認められぬ。殊に後者は發育不良なる稻のみを害するもの〻如くである。

被害面積及收穫面積　近年に於ける米作被害及收穫面積を擧げると次の如くである。

米作被害面積・收穫面積比率表

出所＝遞羅統計年鑑

年度	被害面積 畝	被害面積 %	收穫面積 畝	收穫面積 %
一九一一―一二（平均）	三七〇、四五三	三〇六	二、七三四、三〇三	九七
一九一四―一五（平均）	二、二四四、二二九	一六、一七	二、六三二、七二七	八四
一九一五―一六（平均）	二、三九一、一九一	八、五四	一四、九〇〇、八三三	九一
一九二〇―二一（平均）	二、三六〇、七二六	一三、〇七	一五、九九四、七三八	八七
一九二四―二五（平均）	一、九九一、〇三〇	八、五一	一八、一八四、四九〇	九一
一九二五―二六（平均）	三、一八四、八四〇	一六、四九	一八、一三二、五九〇	八三
一九二六―二七	一、二六四、九一〇	六、三〇	一八、八三二、二八〇	九四
一九二七―二八	一、四四四、八九〇	七、二二	一八、八三八、三〇〇	九三
一九二八―二九	一、二六四、九一〇	六、三〇	一八、八三二、二八〇	九四
一九二九―三〇	一、四四四、八九〇	七、二二	一八、八三八、三〇〇	九三
一九三〇―三一	一、二六四、九一〇	六、三〇	一八、八三二、二八〇	九四
一九三一―三二	一、四四四、八九〇	七、二二	一八、八三八、三〇〇	九三
一九三二―三三	一、二六四、九一〇	六、三〇	一八、八三二、二八〇	九四
一九三三―三四（備考）比率（%）は植付面積に對するもの	一、四四四、八九〇	七、二二	一八、八三八、三〇〇	九三

單位＝畝　出所＝遞羅統計年鑑

州別米收穫面積表

州名	一九二九―三〇	一九三〇―三一	一九三一―三二	一九三二―三三	一九三三―三四	五箇年平均 一九三四―三五
クルンテープ	九二三、一八〇	一〇二八、九三〇	九九二、一五〇	九七三、一八〇	九七四、一〇〇	九七四、一〇〇
アユタヤー	三、三二一、八三〇	三、三七五、一六〇	二、九三五、五五〇	二、九三五、五五〇	二、九三五、五五〇	二、九三五、五五〇
パーチンブリー	一、六二九、四九〇	一、六九五、四九〇	一、六四四、六八〇	一、六四四、六八〇	一、六四四、六八〇	一、六四四、六八〇
ナコーン・チヤイシー	二、一九九、一五〇	一、九七三、一〇〇	一、四五一、四一〇	一、四五一、四一〇	一、四五一、四一〇	一、四五一、四一〇
ラーチブリー	四五六、八六〇	七〇五、九七〇	四八四、九六〇	四八四、九六〇	四八四、九六〇	四八四、九六〇
ナコーン・サワン	一、二一七、三六〇	一、一一七、三六〇	一、一一七、三六〇	一、一一七、三六〇	一、一一七、三六〇	一、一一七、三六〇
ビサヌローク	五四〇、八三〇	七四四、一六〇	七〇九、六三〇	七〇九、六三〇	七〇九、六三〇	七〇九、六三〇
畿内七州 計	八、七七〇、六六〇	八、七七〇、六六〇	八、九五三、二九〇	八、九五三、二九〇	八、九五三、二九〇	八、九五三、二九〇
バーヤップ	一、三一〇、九二〇	一、六二、七六〇	一、三三六、七九〇	一、三三六、七九〇	一、三三六、七九〇	一、三三六、七九〇
ウドーン	二、八三五、五三〇	三、三二一、八四〇	一、四一七、四九〇	一、四一八、三三〇	一、四一八、三三〇	一、四一八、三三〇
ナコーン・ラーチシマー	一、六五九、〇一〇	一、三五八、八四〇	二、七七七、四六〇	二、七七七、四六〇	二、七七七、四六〇	二、七七七、四六〇
チャンタブリー	三一〇、四四〇	九九五、七五〇	二一二、九五〇	二一二、九五〇	二一二、九五〇	二一二、九五〇
ナコーン・シータムマラート	九五八、八四〇	九六五、七五〇	九七九、二五〇	九七九、二五〇	九七九、二五〇	九七九、二五〇
プーケツト	二七三、〇二〇	三二五、九七〇	一六三、五一〇	一六三、五一〇	一六三、五一〇	一六三、五一〇
パターニー	一四九、〇六〇	一八〇、五四〇	三五六、〇四〇	三五六、〇四〇	三五六、〇四〇	三五六、〇四〇
畿外七州 計	二、五九九、五六〇	二、九二〇、七五〇	一、八〇四、四〇〇	一、八〇四、四〇〇	一、八〇四、四〇〇	一、八〇四、四〇〇
全國總計	一一、三七〇、二二〇	一一、六九一、四九〇	一〇、七五七、三九〇	一〇、七五七、三九〇	一〇、七五七、三九〇	一〇、七五七、三九〇
植付總面積に對する%（註）※三箇年平均	八〇・五〇	八一・四九	※	※	※	※

州別米作被害面積表

州名	一九二九―三〇	一九三〇―三一	一九三一―三二	一九三二―三三	一九三三―三四	五箇年平均 一九三四―三五
クルンテープ	一三五、三三〇	四一、九八〇	一二六、六九〇	一二六、六九〇	一二六、六九〇	一二六、六九〇
アユタヤー	四五五、八六〇	六一八、七三〇	九〇一、八六〇	九〇一、八六〇	九〇一、八六〇	九〇一、八六〇
パーチンブリー	二四六、四〇〇	一四八、五〇〇	二〇六、八一〇	二〇六、八一〇	二〇六、八一〇	二〇六、八一〇
ナコーン・チヤイシー	五八九、三三〇	一八八、三九〇	三八六、八六〇	三八六、八六〇	三八六、八六〇	三八六、八六〇
ラーチブリー	三三六、九六〇	八九、九五〇	一〇四、七二六	一〇四、七二六	一〇四、七二六	一〇四、七二六
ナコーン・サワン	四二六、一九〇	一〇一、三四〇	二八四、七一〇	二八四、七一〇	二八四、七一〇	二八四、七一〇
ビサヌローク	三二七、五八〇	一九六、七三三	一三〇、九八〇	一三〇、九八〇	一三〇、九八〇	一三〇、九八〇
畿内七州 計	二、五五三、六七〇	一、三五六、五一〇	一八〇、〇一〇	一八〇、〇一〇	一八〇、〇一〇	一八〇、〇一〇
バーヤップ	二六二、四八〇	五一、七三〇	三五六、九六〇	三五六、九六〇	三五六、九六〇	三五六、九六〇
ナコーン・ラーチシマー	四三三、四七〇	一八〇、七八〇	一〇〇、四三〇	一〇〇、四三〇	一〇〇、四三〇	一〇〇、四三〇
ウドーン	二四一、六一〇	四三、一七〇	七〇、四三〇	七〇、四三〇	七〇、四三〇	七〇、四三〇
チヤンタブリー	八一、七〇	一八、七〇〇	一八、七〇〇	一八、七〇〇	一八、七〇〇	一八、七〇〇
ナコーン・シータムマラート	一六一、九一〇	一一、三七〇	大一、一五五	大一、一五五	大一、一五五	大一、一五五
パターニー	二八、六七〇	八一、六四〇	※	※	※	※
プーケツト	二六、五五〇	四〇、五四〇	八三、五九二	八三、五九二	八三、五九二	八三、五九二
			四〇、五四〇	四〇、五四〇	四〇、五四〇	四〇、五四〇
			二、七七〇	二、七七〇	二、七七〇	二、七七〇

單位＝畝　出所＝同前表

五箇年平均 一九三四―三五

州名	一九三三―三四	五箇年平均 一九三四―三五
クルンテープ	大六、四九〇	八一、七六〇
アユタヤー	三五三、五九〇	四〇七、四五〇
パーチンブリー	一五九、六六〇	一七九、七七六
ナコーン・チヤイシー	一三七、五〇〇	一七九、七七六
ラーチブリー	一七七、〇三〇	三八六、八六〇
ナコーン・サワン	二三六、七四〇	二〇四、七二八
ビサヌローク	七七、二三〇	二八四、七一〇
畿内七州 計	一、九八八、二一〇	一八〇、〇一〇
バーヤップ	一、六三、九六〇	三五六、九六〇
ナコーン・シータムマラート	一、三三五、六六〇	一〇〇、四三〇
プーケツト	一、八三、九三〇	七〇、四三〇
パターニー	一、三六、九三〇	一八〇、七八〇
畿外七州 計	七、九一〇、四九〇	一八〇、〇一〇
全國總計	一八、八三二、二八〇	一八〇、〇一〇
植付總面積に對する%	九三・八七	八一・五五

畿外七州　計	一、七七二、二〇	三三五、四三〇	九一、八三二〇
全國總計	三、六九三、九四〇	一、六八〇、三〇	三一、八四〇、八四〇
植付總面積に對する%	一九・四七	八・五一	一大・四八
(註) ※三箇年平均			

産量及收穫率　産穀量も植付面積の漸增に伴ひ逐年著增を示しつゝある之を數示すれば、一九〇六―〇九年四箇年平均産穀量は四四、一七四、四七五擔、一九一五―一九年五箇年平均は五一、五〇七、四二〇擔、一九二〇―二四年平均は七三、九六九、七四八擔にて、下表最近五箇年平均は約二〇年前の平均に比し二、八三〇萬擔(約六四%)を增大してゐる。右增加が其の多くを畿内七州に負ふことは勿論である。

一九二九―三〇年迄の五箇年平均の收穫面積竝當り産穀量は四・五九擔(我が一段當り一・七七石)最高五擔(同一・九三石)で、本邦の成績に比し遙に低率であるが、是は全國の總平均であり、且つ粗笨極まる無施肥米作の成績である。然し州に依ては平均八擔(約五石、一九二四年度)近き收量をあげて居り、首都附近にては無施肥にて尤に咪當り一〇・六八六擔を産出した記錄がある。且つ米作上幾多の好條件に惠まれてゐるから、科學的に米作を改良すれば咪當り十四、五擔(約九石)程の收量を得るは左程難事でないと云はれる。

州別産穀・高表

單位＝擔　出所＝遷羅統計年鑑

州名	一九二九―三〇	一九三〇―三一	一九三一―三二	一九三二―三三	一九三三―三四	五箇年平均	一九三四―三五
クルンテープ	三、八九一、二一〇	四、五一七、一四〇	四、二七〇、七九五	四、八四五、七八〇	五、一九八、九三〇	四、五四四、七八三	四、七〇〇、四九〇
アユタヤー	二、四、九三〇、一〇〇	二、三〇〇、四三〇	二、三〇五、六八八	二、三四五、七六四	二、八三〇、七六四	二、二〇三、四九〇	二、二〇三、四九〇
パーチンブリー	八、四九九、二一〇	八、六〇〇、九六〇	八、六〇〇、九六〇	八、六〇〇、九六〇	八、六〇〇、九六〇	八、六〇〇、九六〇	八、六〇〇、九六〇
ナコーン・チャイシー	五、七五九、八五〇	四、二七〇、三二〇	四、二七〇、三二〇	四、二七〇、三二〇	四、二七〇、三二〇	四、二七〇、三二〇	四、二七〇、三二〇
ラーチブリー	三、〇六七、三五〇	二、一四四、九〇〇	二、一四四、九〇〇	二、一四四、九〇〇	二、一四四、九〇〇	二、一四四、九〇〇	二、一四四、九〇〇
ナコーン・サワン	五、一五九、八五〇	三、一〇五、九八〇	三、一〇五、九八〇	三、一〇五、九八〇	三、一〇五、九八〇	三、一〇五、九八〇	三、一〇五、九八〇
ピサヌローク	四三、五一二、三一〇	三六、二四五、五六〇	三六、二四五、五六〇	三六、二四五、五六〇	三六、二四五、五六〇	三六、二四五、五六〇	三六、二四五、五六〇
畿内七州　計	二、一〇三、六八〇	一、四四四、九〇〇	一、四四四、九〇〇	一、四四四、九〇〇	一、四四四、九〇〇	一、四四四、九〇〇	一、四四四、九〇〇
バーヤップ	八、七五三、二九〇	六、三五六、四六〇	六、三五六、四六〇	六、三五六、四六〇	六、三五六、四六〇	六、三五六、四六〇	六、三五六、四六〇
ナコーン・ラーチシマー	一二、四五六、八五〇	八、七五二、一二〇	八、七五二、一二〇	八、七五二、一二〇	八、七五二、一二〇	八、七五二、一二〇	八、七五二、一二〇
ウドーン	五、七四二、七六〇	五、一五七、二九〇	五、一五七、二九〇	五、一五七、二九〇	五、一五七、二九〇	五、一五七、二九〇	五、一五七、二九〇
チャンタブリー	八五六、八二〇	六五六、五四〇	六五六、五四〇	六五六、五四〇	六五六、五四〇	六五六、五四〇	六五六、五四〇
ナコーン・シータムマラート	四、九六九、三〇〇	四、〇三〇、七二〇	四、〇三〇、七二〇	四、〇三〇、七二〇	四、〇三〇、七二〇	四、〇三〇、七二〇	四、〇三〇、七二〇
バターニー(※)	一、二一〇、九四〇	八八〇、五二〇	八八〇、五二〇	八八〇、五二〇	八八〇、五二〇	八八〇、五二〇	八八〇、五二〇
プーケット	三六、九二六、七〇	二七、八一六、三〇	二七、八一六、三〇	二七、八一六、三〇	二七、八一六、三〇	二七、八一六、三〇	二七、八一六、三〇
畿外七州　計	六四、五八〇、五二〇	四七、三二八、八三〇	四七、三二八、八三〇	四七、三二八、八三〇	四七、三二八、八三〇	四七、三二八、八三〇	四七、三二八、八三〇
全國總計	六四、五八〇、五二〇	四七、三二八、八三〇	四七、三二八、八三〇	四七、三二八、八三〇	四七、三二八、八三〇	四七、三二八、八三〇	四七、三二八、八三〇

(註)※一九三二年以後夫々他州に併合

州別收穫率表

單位＝咪當り擔　出所＝遷羅統計年鑑

州名	一九三〇―三一	一九三一―三二	一九三二―三三	一九三三―三四	一九三四―三五
クルンテープ	四・二二	三・八二	四・六四	四・九	
アユタヤー	三・三五	三・一四	四・六七	四・七三	
パーチンブリー	四・六一	三・二二	三・九八	四・二九	
ナコーン・チャイシー(※)	三・二〇	三・八九	…	…	
ラーチブリー	三・八六	三・〇六	三・九三	四・七一	
ナコーン・サワン(※)	四・四九	三・二七	…	…	
ピサヌローク	三・四一	三・九六	五・一一	四・五九	
畿内七州　計	三・八八	三・四八	四・三九	四・五九	
バーヤップ	六・六一	四・二六	六・一四	五・〇三	
ナコーン・ラーチシマー	三・五六	二・七七	三・三六	三・七〇	
ウドーン	四・一〇	三・八五	五・一六	四・二一	
チャンタブリー(※)	四・四九	三・〇五	四・四九	四・四三	
ナコーン・シータムマラート	四・〇八	三・一九	四・七四	四・七〇	
バターニー(※)	五・〇八	三・七九	五・一四	五・一四	
プーケット	五・七三	三・九五	五・二七	五・四一	
全國平均	四・〇四	三・大二	四・九三	五・二四	四・四三

(註)※一九三二年以後夫々他州に併合　(備考)一擔は我が粍六四・二七三升に相當する。

粍價　盤谷に於ける粍相場は、當日の供給狀況及其の品質、海外需要地(主として香港及新嘉坡)の市況、當國及海外米産國の作柄等諸種の影響に因つて高低する。地方粍相場は大體首都を離隔するに連れて低落し、畿内七州の平均粍價は盤谷の粍價の約一〇―一五・六%(仲買人の手數料及搬出諸掛として)方安價である。

月別・品別盤谷粍相場表(一九三五・三六年―一九三六・三七年)

單位＝擔當り錢　出所＝盤谷商況月報

月別	ナースアン一號(※) 最高	ナースアン一號(※) 最低	ナースアン二號(※) 最高	ナースアン二號(※) 最低	バーオ(※) 最高	バーオ(※) 最低	ニヨオ(※) 最高	ニヨオ(※) 最低
一九三五年四月	三七・七五	三五・〇〇	四四・七五	三五・〇〇	四四・〇〇	三五・〇〇	二八・三五	二八・三五
同　五月	三七・七五	三五・〇〇	四四・三五	三五・〇〇	四三・七五	三五・〇〇	三三・〇〇	二七・三五
同　六月	三九・二五	三五・〇〇	四四・二五	三五・〇〇	四三・五〇	三五・〇〇	三二・〇〇	二七・三五
同　七月	三七・七五	三四・〇〇	四三・二五	三五・〇〇	四一・五〇	三五・〇〇	三五・七五	二七・三五
同　八月	三五・〇〇	三四・〇〇	四三・〇〇	三四・〇〇	四一・〇〇	三四・〇〇	三四・〇〇	二七・三五
同　九月	三四・〇〇	三四・〇〇	四二・二五	三四・〇〇	四一・〇〇	三四・〇〇	三四・〇〇	二八・〇〇
同　十月	三五・七五	三四・〇〇	四二・二五	三四・〇〇	四一・〇〇	三四・〇〇	三四・〇〇	二八・〇〇
同　十一月	三五・二五	三四・〇〇	四二・二五	三四・〇〇	四一・〇〇	三四・〇〇	三四・〇〇	二八・〇〇
同　十二月	三五・二五	三四・〇〇	四二・二五	三四・〇〇	四一・〇〇	三四・〇〇	三四・〇〇	二八・〇〇
一九三六年一月	三五・二五	三四・〇〇	四二・二五	三四・〇〇	四一・〇〇	三四・〇〇	三四・〇〇	二八・〇〇
同　二月	三五・二五	三四・〇〇	四二・二五	三四・〇〇	四一・〇〇	三四・〇〇	三四・〇〇	二八・〇〇
同　三月	三五・二五	三四・〇〇	四二・二五	三四・〇〇	四一・〇〇	三四・〇〇	三四・〇〇	二八・〇〇

一九三六年四月	四六・〇〇	三七五〇	二八〇〇	三七五〇	二八〇〇	四八五〇	二八〇〇
同五月	四五・七五	三六・七五	三〇〇〇	三七・二五	三〇〇〇	四八〇〇	三一〇〇
同六月	四六・〇〇	三六・五〇	二八四五	三七・五〇	二八四五	四八・五〇	二九・〇〇
同七月	四三・〇〇	三四・七五	三一・〇〇	三五・五〇	三一・〇〇	四六・〇〇	三一・〇〇
同八月	四六・〇〇	三五・二五	三四・二五	三七・五〇	三四・二五	四八・〇〇	三二・七五
同九月	四六・〇〇	三七・七五	三五・七五	三八・三五	三五・七五	四八・〇〇	三四・五〇
同十月	四六・〇〇	三五・〇〇	三二・〇〇	三八・〇〇	三二・〇〇	四八・五〇	三五・〇〇
同十一月	五〇・〇〇	三八・〇〇	三四・五〇	四〇・〇〇	三四・五〇	四九・〇〇	三五・〇〇
同十二月	五八・〇〇	四三・五〇	三六・〇〇	四四・五〇	三六・〇〇	四九・〇〇	四一・〇〇
一九三七年一月	六一・〇〇	四八・〇〇	三七・五〇	四五・〇〇	三七・五〇	五四・〇〇	四五・二五
同二月	五七・〇〇	四八・〇〇	三七・五〇	四五・〇〇	三七・五〇	五四・〇〇	四五・二五
同三月	五六・〇〇	四七・二五	三七・五〇	四四・〇〇	三七・五〇	四九・〇〇	四四・〇〇

（註）※「籾の品位」に就ては次項參照

籾の品位　米作業者のなす籾の分類は前述の如くであるが、精米業者は自己の見地より便宜上次の五種に籾を分類する。

カーオ・ナー・スアン(Khao Na Suan)—所謂園地米(Garden-Rice)にて、"London and China Express," 誌には屢 "Garden Siam" として記載され、精米業者のなす分類中最良質のものである。穀粒は細長くて籾殻薄く、米は脂肪に富み(卽ち半透明)、强健にて、成熟十分なれば破碎歩合甚少である。本品質には數多の變種を包有し、早・中・晩熟種の何れなると、移植稻及撒播稻の別を問はず、本品位に類入される。主としてナコーン・チヤイシー、ラーンシツト、ウタイ・ターニー(Utai Dhani)地方に產出する。然し短粒ながら成熟充分にて他品位に類入するには良質に過ぎると鑑定される少量の籾は、本品位として分類することがある。

カーオ・バーオ(Khao Bao)—早熟米の意である。前者より更に良質で、之よりも長粒を多く混じ、淡紅色米は全く影を沒す。移植撒播兩法によりて產出され、早・中・晩熟種の何れを問はず本品位に類別される。故に栽培業者のなすカオ・バーオ(早熟稻)とは同名別個の品位である。

カーオ・ニョオ(Khao Nio)—精米業者の所謂精米にて、前述のカオ・ニョオ(糯米、「稻の種類の項」參照)とは別個のものである。畿内の諸地方(例へばナコーン・チヤイシー及ラーチブリー地方)にて小量宛栽培される米種中の優秀なる變種を指す。地方消費用又は新嘉坡及蘭領印度への輸出向(大量の輸出無し)として小精米所にて精白される。價格は通常最良質の園地米に匹敵するが、獨得の芳香堅度が特に豐なものは之より更に高價で、當國產米中テーブル・ライスとして最善最美である。

カーオ・ナー・ムアン(Khao Na Muang)—所謂野地米(Field-Rice)にして、最劣質の品位である。穀粒短大硬脆で脂肪を缺き(卽ち不透明)、籾殻は粗厚である。脫殻すれば穀粒の大部分は淡紅色を呈す。殆ど晩熟種のみに限られ、氾濫深き地方に撒播される。前述の增水に連れて成長する變種は本品位に屬する典型的な稻である。主としてアユタヤー、アーン・トーン(Ang Thong)・パークハイ(Pak Hai)及其の近傍諸地方より產出する。因に本品種は次のサーム・ルアン種と共に近來取引市場から姿を消した(後揭「外國市場に於ける暹米の不評と其の對策の項」參照)。

カーオ・サーム・ルアン(Khao Sam Ruang)—三穗米の謂にて前者より稍良質の籾である。前者と略同樣なる特徵を有するが、長粒を含有し、淡紅色米の含有歩合は比較的少い。悉く撒播法により產出され、早・中・晩熟種の何れをも包含してゐる。

如上の分類には高級の專門的知識を要し、籾買入前愼重なる吟味をなす。加之仲買人は一荷の籾にも相異る品位の籾を混合搬入するが故に、分類は益々困難を加へ、自然良品位にも劣質米を混合することゝなり、延いては外國市場にて暹羅米の不評を招くに至つた。

米の品位及品質　米は精米程度により玄米(Cargo Rice)及白米(White Rice)に大別する。後者は本邦にて所謂白米に等しいが、前者は大體本邦の玄米に相當するが故に、以下之を玄米と記載する。更に兩品位米の破碎したものは其の程度により碎米(Broken Rice)及粉米(Meal)に分類し、玄米の副產物なると白米の副產物なるとに依り玄碎米(Cargo Broken Rice)玄粉米(Cargo Meal)、又は白碎米(White Broken Rice)白粉米(White Meal)等と呼稱する。

白米の品位—

歐商の使用するもの	碎米混有歩合	稅關の使用するもの	支那商の使用するもの
Extra Super	五% 以下	特等品(Special)	White 1A
Super	五% 同	一等品(No. 1)	White 1
Super Ordinary	五% 同	二等品(No. 2)	White 1
White	15%	三等品(No. 3)	White 2
White	25%	四等品(No. 4)	White 3

白碎米の品位—如上何れの品位たるとを問はず、破碎米七五%以上を混有するものを云ひ、四分の三以上の大きの米粒は之を完粒と見做す。白碎米の品位は歐商・支那商及稅關共通にて、先づ粒形の差違により A1 又は Europe Quality(米粒二つ割れ)、C1(米粒三つ割れ)、C3(米粒四つ割れ)、C4(最小のもの)の四品位に分類し、更に品質をも併示する爲、右各品位に Special 又は Ordinary 等を附加して A1 Special, A1 Ordinary;……等と呼稱する。

尙當國輸出の白米及碎米の一種に煮米(Boiled Rice)及半煮米(Parboiled Rice)なる名稱がある。熱湯に浸漬した籾を乾燥精米した米にて鉛色を呈し、近隣熱帶土民は之を湯漬にして賞味すると云ふ。

一般に暹羅米は長大堅質にて光澤良く、比較的乾燥十分にて蟲害等が少い等の特長を有し、西貢米及蘭貢米よりも一般に上値に取引される。短粒を好む邦人には飯米として喜ばれぬが、能く支那人及歐米人の嗜好に適し、普通品にて尙支那人には西貢米のバイゾウ種よりも、歐米人には緬甸米の一、二等品よりも喜ばれると云ふ。

尙「精米歩留り」に關しては本年鑑第二回版を參照せられたし。

品位別籾の盤谷出廻高　輸出米の大部分及首都附近在住民の消費用米を供給する在盤谷精米所(Paklat, Sam Sen を含む)への籾出廻高を品位別に表示すれば上表の如くである。

年次	ナースアン一號	ナースアン二號	ナースアン三號	バーオ	ニョオ	計
一九三二	六六、六〇六	一三〇、八六九	五五三、八六〇	二九七、三三一	四〇、三三五	一、〇八〇、八〇一
一九三三	九二、一四九	一〇二、六三五	四七三、七四四	三一八、八一〇	四九、七六四	一、二三七、〇九二
一九三四	一二六、四八六	三八、一三八、七	五一九、七五八	三一四、一八〇	四一、二六九	一、二七〇、七六
一九三五	一九三、〇三五	五四、一三八、四	一七八、四九三	一九〇、八二九	三七、〇七六	一、一四八、五三
一九三六	三一、一七五	五七、八三〇	一七、一八三	二八、二九七	四、六四〇	一、一四、八五三
一九三六年—一月	三七、三二七	五九、六一九	九、三八	五、七七一	九、九七三	一、一三、六〇
二月	三七、六五〇	五六、六九〇	一四、六三〇	九、九七三	一、九六五	一、一三、三四八
三月	三七、五三一	五八、一九一	一四、六三〇	一〇、三八一	一、二三四	一、一三、三四八
四月	三九、四四三	四九、三六四	一二、三四一	一〇、三八一	一、二三四	一、一三、三四八
五月	二六、五一〇	三八、八二一	五、三二九	一〇、八一九	一、二三四	一、一三、三四八
六月	一九、五四四	三三、三三七	四、九四九	八、六三一	一、二三四	一、一三、三四八

七月	二二、四四七	三七、七一〇	一三、三二五	一五、七八八
八月	三三、五五四	七六、二一四	一八、〇九九	一七、三五五
九月	二三、六四二	六九、〇九九	七、六四五	五、九四六
十月	一八、一五〇	五三、〇二〇	四、六八四	二、〇一九
十一月	一四、七〇四	二二、四八〇	二、四四四	二、八四七
十二月	一一、六六一	三四、七二五	七、七七〇	二、二二〇

（備考）一、一標準クヰエン＝二、〇〇〇立＝二、三〇〇封度＝一七・二五擔。

內國消費狀況　總產量の約五分の三は國內にて消費される。品質は主として、粳米の普通一等品及普通二等品にて、北部暹民は多く糯米を消費する。米の調理法は本邦と大同小異であるが、沸騰すれば攪拌して更に數分間煮沸し、米粒膨脹破裂するに至れば水を凡て掬除して炭火にて蒸す等は可なり珍らしき相違である。

內國籾消費高表

單位＝擔　出所＝暹羅貿易年報及統計年鑑

年度	各前年度產籾量	國內籾消費量	國內消費歩合(%)
一九三〇―三一	六四、五六〇、五七〇	四一、九五六、三一三	六四・九六
一九三一―三二	八〇、四三六、三九〇	五〇、八二九、三二九	六三・一九
一九三二―三三	九七、八〇八、八三八	三〇、八八三、三一八	四五・五四
一九三三―三四	八五、二七三、四一〇	四八、二九四、四五四	五六・六三
一九三四―三五	八三、四六二、二〇五	三三、一六五、九四二	三九・八八
五箇年平均	七六、三一二、三四	四一、〇四九、八七一	五三・〇六

（備考）籾摺歩留りを七四%として輸出量を換算し、各前年度產籾量より之を控除して算出した。

品別米輸出高表

品別	一九三〇―三一	一九三一―三二	一九三二―三三	一九三三―三四	一九三四―三五	一九三五―三六
最上品及特等品 (※) 擔	二、〇〇二、六三一	二、三一八、八九	一、四四四、二三七八	一、四四四、二三七八	二、九八四、一〇五	三、六八二、六六七
鉄	一四、九二、四三九	一七、九七五、一七	九、三〇〇、五六一	九、三〇〇、五六一	一一、六二、八四二	一七、九七六、五七七
普通一等品 (※) 擔	四、五八五、四一	五、五四四、一七	一、五七七、八三八	一、五七七、八三八	一、七七九、五三	八、〇四三、三一〇
鉄	三七、七五、五三三	二五、〇三五、七二四	一〇、二七一、一四六	一〇、二七一、一四六	一三、三五六、三三四	四二、八三五、九二〇
普通二等品 (※) 擔	大五、九二六	五五、二四	二七、八四〇	二七、八四〇	三四、六〇〇	一、七七二、五〇〇
鉄	三五二、八六九	一、〇八一、二六五	三四〇、九九八	三四〇、九九八	四二〇、七三五	一三、三五六、三三四

出所＝暹羅貿易年報

品別	一九三四―三五	一九三五―三六
最上品及特等品 (※) 擔	四、一九八、六二一	三、六八二、六六七
鉄	一〇、六七三、三四二	一七、九七六、五七七
普通一等品 (※) 擔	八、〇五三、七二〇	四、八三九、三七九
鉄	二五、〇三五、七二四	二三、五四四、二九〇
普通二等品 (※) 擔	三、一四一、八二九	一、八一九、九三〇
鉄	一〇、二三〇、七	五、九、二四

輸出狀況　概況―米は當國總輸出額の約六〇%を占め、輸出貿易の死活を制すると共に輸入貿易其の他諸般に甚大なる影響を波及せしめることは前述の如くである。輸出高は米作の豐凶・市況等の影響により變動を免れぬが、大體に於て米田面積の不斷の增加に伴ひ輸出高も顯著なる增加をなしてゐる。之を例へば、今より約二〇年前の一九一四―一五年の輸出高は千八百三十九萬擔であつたが、最近卽ち一九三〇―三一＝三四―三五年度五箇年平均量額は夫々一・四倍になつてゐる。

輸出米の主要品質は白米（上記五品位殊に普通一等米）にて、總米輸出額の約六〇%に達し、白碎米は之に亞いで約三三%を占めてゐる。殘餘の七%は白粉米・玄米・玄碎米・玄粉米・半煮米・煮米及糯米にて、籾も少量の輸出を見る。以前は多く玄米の歐洲（主として獨逸）及支那に輸出されたが、近年は運賃の騰貴及精米機械の完備に連れて漸次其の量を減じ、却つて白米が多量を占むるに至つた。

普通三等品 (※) 擔	一、四四四、二三七八	三四、四七、二四二	一七、九三五、八九九	一七、九三五、八九九	二九、九七四、三五九	六、八二、六六七
鉄	一、七九五、三五八	一、五五、七四九、四八二	九、三〇〇、五六一	九、三〇〇、五六一	一一、六二、八四二	一七、九七六、五七七
半煮米・糯米及地方港輸出白米 擔	一、〇〇二、九四五	一、五五、七四九、四八二	九、三〇〇、五六一	九、三〇〇、五六一	一一、六二、八四二	一七、九七六、五七七
鉄	七、六五七、八四三	九、三〇〇、五六一	三、二四四、五七二	三、二四四、五七二	四、〇四〇、三五二	五、九四六、三三四
白米計 擔	大〇、八四四、一三三	大、四〇四、六〇一	二、五五、七四九、四八二	二、五五、七四九、四八二	三、一四一、八二九	四、八三九、三七九
鉄	四、五一一、九七九	大、八〇四、六〇一	五九、三五六、八三七	五九、三五六、八三七	七四、四三五、二六四	一〇一、八三五、九二〇
A 1 (※) 擔	二三、〇二二、七一三	二、五五、七四九、四八二	一、〇二、三五六、八三七	一、〇二、三五六、八三七	一、三二、九二九、四五四	一、八一九、九三〇
鉄	二七、一七、九三八	九、三〇〇、五六一	三五、九五二、四四五	三五、九五二、四四五	四五、二四四、二四四	五六、一二四
C 1 (※) 擔	一、九三、七五二	一、五五、七四九、四八二	一、〇二、三五六、八三七	一、〇二、三五六、八三七	一、三二、九二九、四五四	一、八一九、九三〇
鉄	四四、一一三、九	九、三〇〇、五六一	三五、九五二、四四五	三五、九五二、四四五	四五、二四四、二四四	五六、一二四
C 3 (※) 擔	大八三、三六	一、五五、七四九、四八二	一、〇二、三五六、八三七	一、〇二、三五六、八三七	一、三二、九二九、四五四	一、八一九、九三〇
鉄	三六、七一五	九、三〇〇、五六一	三五、九五二、四四五	三五、九五二、四四五	四五、二四四、二四四	五六、一二四
半煮米・糯碎米及港地方輸出白碎米 擔	二、〇一二、七一一	一、五五、七四九、四八二	一、〇二、三五六、八三七	一、〇二、三五六、八三七	一、三二、九二九、四五四	一、八一九、九三〇
鉄	七、三四、八五三	九、三〇〇、五六一	三五、九五二、四四五	三五、九五二、四四五	四五、二四四、二四四	五六、一二四
白碎米計 擔	三五、三六、一三八	二、五五、七四九、四八二	一、〇二、三五六、八三七	一、〇二、三五六、八三七	一、三二、九二九、四五四	一、八一九、九三〇
鉄	一、四一七、五七七	九、三〇〇、五六一	三五、九五二、四四五	三五、九五二、四四五	四五、二四四、二四四	五六、一二四
白粉米 擔	三、五五三、五三九	一、五五、七四九、四八二	一、〇二、三五六、八三七	一、〇二、三五六、八三七	一、三二、九二九、四五四	一、八一九、九三〇
鉄	四七、八四九、六〇四	九、三〇〇、五六一	三五、九五二、四四五	三五、九五二、四四五	四五、二四四、二四四	五六、一二四
玄米 擔	九四、二七五	一、五五、七四九、四八二	一、〇二、三五六、八三七	一、〇二、三五六、八三七	一、三二、九二九、四五四	一、八一九、九三〇
鉄	三、〇〇二、四四一	九、三〇〇、五六一	三五、九五二、四四五	三五、九五二、四四五	四五、二四四、二四四	五六、一二四
玄碎米 擔	三三八、九一三	一、五五、七四九、四八二	一、〇二、三五六、八三七	一、〇二、三五六、八三七	一、三二、九二九、四五四	一、八一九、九三〇
鉄	一、〇二〇、八六六	九、三〇〇、五六一	三五、九五二、四四五	三五、九五二、四四五	四五、二四四、二四四	五六、一二四
玄粉米 擔	四九、〇七四	一、五五、七四九、四八二	一、〇二、三五六、八三七	一、〇二、三五六、八三七	一、三二、九二九、四五四	一、八一九、九三〇
鉄	一四四、三三九	九、三〇〇、五六一	三五、九五二、四四五	三五、九五二、四四五	四五、二四四、二四四	五六、一二四
籾 擔	二、七九	一、五五、七四九、四八二	一、〇二、三五六、八三七	一、〇二、三五六、八三七	一、三二、九二九、四五四	一、八一九、九三〇
鉄	八三八	九、三〇〇、五六一	三五、九五二、四四五	三五、九五二、四四五	四五、二四四、二四四	五六、一二四
總計 擔	大〇、八四四、一三三	大、四〇四、六〇一	二、五五、七四九、四八二	二、五五、七四九、四八二	三、一四一、八二九	四、八三九、三七九
鉄	四、五一一、九七九	大、八〇四、六〇一	五九、三五六、八三七	五九、三五六、八三七	七四、四三五、二六四	一〇一、八三五、九二〇

（註）※盤谷港からのみの輸出高を示す

出所＝暹羅統計年鑑及同貿易年報

仕向地別米輸出高表

仕向地別	單位	一九三一―三二	%	一九三二―三三	%
馬來諸州	擔	四二六、九二一	二・三	三〇三、九一〇	〇・一
	鉄	一、四三八、四九九	一・三六	一、〇九七、四一三	〇・一〇
暹羅……農業					六五三

仕向地別	單位	一九三四―三五	%	一九三五―三六	%
馬來諸州	擔	三九、三七七	〇・一	五六、七七、七五	〇・一
	鉄	一、三五五、八〇四	一・三七	一、七〇七、五九四	一・八一

仕向地別	單位	米輸出總高	白米								白碎米							
			最上米及特等米		普通米		普通一等米		普通二等米		半搗米・糯米及地方港輸出白米		小計		碎米・糯米及地方港輸出碎米		小計	
			A1		C1		C3											
支那	擔	一、〇七六、六五四	三三四、五二八	一、〇七六、六五四	三三四、五二八													
	錢	一、一二一、六四一	一、五〇	一、一二一、六四一	一、五〇													
丁抹	擔	一四〇、九二一	〇・〇	一四〇、九二一	〇・〇													
	錢	一一、三〇七	〇・〇	一一、三〇七	〇・〇													
獨逸	擔	北九六、九三三	三一、〇〇	北九六、九三三	三一、〇〇													
	錢	一、二四九、八七九	四・二四	一、二四九、八七九	四・二四													
香港	擔	七、六六六、一九二	三一、〇〇	七、六六六、一九二	三一、〇〇													
	錢	二四八、〇〇〇、五六	三一、八九	二四八、〇〇〇、五六	三一、八九													
印度	擔	八五、二八五	三・〇	八五、二八五	三・〇													
	錢	二六〇、〇二八	三・〇四	二六〇、〇二八	三・〇四													
蘭領印度	擔	一、八四七、六四九	七・九五	一、八四七、六四九	七・九五													
	錢	六一、一六三、二四三	二三・〇	六一、一六三、二四三	二三・〇													
日本	擔	北三二、八九九、七〇四	一、三〇	北三二、八九九、七〇四	一、三〇													
	錢	二、三〇一、一三一、一一一	九・二〇	二、三〇一、一三一、一一一	九・二〇													
和蘭	擔	一、一三一、一一一	四・三四	一、一三一、一一一	四・三四													
	錢	一、五四七、一三一	五・九〇	一、五四七、一三一	五・九〇													
ボート・サイド	擔	一、一七九、四	四・七四	一、一七九、四	四・七四													
	錢	一〇〇、一一一	〇・三四	一〇〇、一一一	〇・三四													
新嘉坡	擔	六、三四二、九二一	二四、〇七	六、三四二、九二一	二四、〇七													
	錢	二、三一九、七〇四	九・二〇	二、三一九、七〇四	九・二〇													
南阿聯邦	擔	四九、〇〇九	一・九二	四九、〇〇九	一・九二													
	錢	一一、三五三、三三	四・二〇	一一、三五三、三三	四・二〇													
英國	擔	五八、八〇〇	二・二四	五八、八〇〇	二・二四													
	錢	一、八一三、一一三	七・〇二	一、八一三、一一三	七・〇二													
西印度	擔	九九、三五九、九九	三七・二四	九九、三五九、九九	三七・二四													
	錢	二、四一一、三六六、六五六	九二・八三	二、四一一、三六六、六五六	九二・八三													
蘭領印度	擔	四、八〇七、七九二	一八・四五	四、八〇七、七九二	一八・四五													
	錢	一、一四一、三六六、八一五	四三・八一	一、一四一、三六六、八一五	四三・八一													
獨逸	擔	二、七〇二、四五五	一〇・三八	二、七〇二、四五五	一〇・三八													
	錢	七〇七、一二三、四五六	二七・〇二	七〇七、一二三、四五六	二七・〇二													
英領馬來諸州	擔	一、〇七九、四一三	四・一三	一、〇七九、四一三	四・一三													
	錢	三〇三、九一一、九九九	一一・六五	三〇三、九一一、九九九	一一・六五													
支那	擔	三、四七六、四八四	一三、〇二	三、四七六、四八四	一三、〇二													
	錢	一、九九五、三八三、八四〇	七六二、九九	一、九九五、三八三、八四〇	七六二、九九													
日本	擔	一、八三五、二四八	七・〇二	一、八三五、二四八	七・〇二													
	錢	一、二〇一、六四一、二〇一	四六〇、七四	一、二〇一、六四一、二〇一	四六〇、七四													
西印度	擔	一、三四〇、七四一	五一二、四八	一、三四〇、七四一	五一二、四八													
	錢	一、一四一、三六六、八一五	四三五、二一	一、一四一、三六六、八一五	四三五、二一													
蘭領印度	擔	一、四〇一、一三一	五三七、九九	一、四〇一、一三一	五三七、九九													
	錢	一、一四一、三六六、八一五	四三五、二一	一、一四一、三六六、八一五	四三五、二一													
獨逸	擔	九九、三五九、九九	三七・二四	九九、三五九、九九	三七・二四													
	錢	二、四一一、三六六、六五六	九二・八三	二、四一一、三六六、六五六	九二・八三													
英領馬來諸州	擔	一、〇七九、四一三	四・一三	一、〇七九、四一三	四・一三													
	錢	三〇三、九一一、九九九	一一六五	三〇三、九一一、九九九	一一六五													
支那	擔	三、四七六、四八四	一三、〇二	三、四七六、四八四	一三、〇二													
	錢	一、九九五、三八三、八四〇	七六二、九九	一、九九五、三八三、八四〇	七六二、九九													
日本	擔	一、八三五、二四八	七・〇二	一、八三五、二四八	七・〇二													
	錢	一、二〇一、六四一、二〇一	四六〇、七四	一、二〇一、六四一、二〇一	四六〇、七四													
西印度	擔	一、三四〇、七四一	五一二、四八	一、三四〇、七四一	五一二、四八													
	錢	一、一四一、三六六、八一五	四三五、二一	一、一四一、三六六、八一五	四三五、二一													
蘭領印度	擔	一、四〇一、一三一	五三七、九九	一、四〇一、一三一	五三七、九九													
	錢	一、一四一、三六六、八一五	四三五、二一	一、一四一、三六六、八一五	四三五、二一													
獨逸	擔	九九、三五九、九九	三七・二四	九九、三五九、九九	三七・二四													
	錢	二、四一一、三六六、六五六	九二・八三	二、四一一、三六六、六五六	九二・八三													
英領馬來諸州	擔	一、〇七九、四一三	四・一三	一、〇七九、四一三	四・一三													
	錢	三〇三、九一一、九九九	一一六五	三〇三、九一一、九九九	一一六五													

出所＝還羅貿易年報

品別仕向地別米輸出高表（一九三五―三六年）

仕向地別	單位	米輸出總高	白米								白碎米							
			最上米及特等米		普通米		普通一等米		普通二等米		半搗米・糯米及地方港輸出白米		小計		碎米・糯米及地方港輸出碎米		小計	
			A1		C1		C3											
新嘉坡	擔	六、七五六、四七三	二、〇七八	六、七五六、四七三	二、〇七八													
	錢	二、一〇七、七四四	六四四、三九	二、一〇七、七四四	六四四、三九													
香港	擔	五、四四三、九三九	一八、八四〇	五、四四三、九三九	一八、八四〇													
	錢	一、八七六、〇二二、四四〇	五九五、四四	一、八七六、〇二二、四四〇	五九五、四四													
日本	擔	一、八七九、二四八	七・〇二	一、八七九、二四八	七・〇二													
	錢	一、二〇一、六四一、二〇一	四六〇、七四	一、二〇一、六四一、二〇一	四六〇、七四													
西印度	擔	一、三四〇、七四一	五一二、四八	一、三四〇、七四一	五一二、四八													
	錢	一、一四一、三六六、八一五	四三五、二一	一、一四一、三六六、八一五	四三五、二一													
蘭領印度	擔	一、四〇一、一三一	五三七、九九	一、四〇一、一三一	五三七、九九													
	錢	一、一四一、三六六、八一五	四三五、二一	一、一四一、三六六、八一五	四三五、二一													
獨逸	擔	九九、三五九、九九	三七・二四	九九、三五九、九九	三七・二四													
	錢	二、四一一、三六六、六五六	九二・八三	二、四一一、三六六、六五六	九二・八三													
英領馬來諸州	擔	一、〇七九、四一三	四・一三	一、〇七九、四一三	四・一三													
	錢	三〇三、九一一、九九九	一一六五	三〇三、九一一、九九九	一一六五													
支那	擔	三、四七六、四八四	一三、〇二	三、四七六、四八四	一三、〇二													
	錢	一、九九五、三八三、八四〇	七六二、九九	一、九九五、三八三、八四〇	七六二、九九													
日本	擔	一、八三五、二四八	七・〇二	一、八三五、二四八	七・〇二													
	錢	一、二〇一、六四一、二〇一	四六〇、七四	一、二〇一、六四一、二〇一	四六〇、七四													
西印度	擔	一、三四〇、七四一	五一二、四八	一、三四〇、七四一	五一二、四八													
	錢	一、一四一、三六六、八一五	四三五、二一	一、一四一、三六六、八一五	四三五、二一													
蘭領印度	擔	一、四〇一、一三一	五三七、九九	一、四〇一、一三一	五三七、九九													
	錢	一、一四一、三六六、八一五	四三五、二一	一、一四一、三六六、八一五	四三五、二一													
獨逸	擔	九九、三五九、九九	三七・二四	九九、三五九、九九	三七・二四													
	錢	二、四一一、三六六、六五六	九二・八三	二、四一一、三六六、六五六	九二・八三													
英領馬來諸州	擔	一、〇七九、四一三	四・一三	一、〇七九、四一三	四・一三													
	錢	三〇三、九一一、九九九	一一六五	三〇三、九一一、九九九	一一六五													

仕向地別	單位	米輸出總高	白米								白碎米							
			最上米及特等米		普通米		普通一等米		普通二等米		半搗米・糯米及地方港輸出白米		小計		碎米・糯米及地方港輸出碎米		小計	
			A1		C1		C3											
新嘉坡	擔	八、七五六、四七三	二、〇七八	八、七五六、四七三	二、〇七八													
	錢	二、一〇七、七四四	六四四、三九	二、一〇七、七四四	六四四、三九													
香港	擔	五、四四三、九三九	一八、八四〇	五、四四三、九三九	一八、八四〇													
	錢	一、八七六、〇二二、四四〇	五九五、四四	一、八七六、〇二二、四四〇	五九五、四四													
日本	擔	一、八七九、二四八	七・〇二	一、八七九、二四八	七・〇二													
	錢	一、二〇一、六四一、二〇一	四六〇、七四	一、二〇一、六四一、二〇一	四六〇、七四													
西印度	擔	一、三四〇、七四一	五一二、四八	一、三四〇、七四一	五一二、四八													
	錢	一、一四一、三六六、八一五	四三五、二一	一、一四一、三六六、八一五	四三五、二一													
蘭領印度	擔	一、四〇一、一三一	五三七、九九	一、四〇一、一三一	五三七、九九													
	錢	一、一四一、三六六、八一五	四三五、二一	一、一四一、三六六、八一五	四三五、二一													
獨逸	擔	九九、三五九、九九	三七・二四	九九、三五九、九九	三七・二四													
	錢	二、四一一、三六六、六五六	九二・八三	二、四一一、三六六、六五六	九二・八三													
英領馬來諸州	擔	一、〇七九、四一三	四・一三	一、〇七九、四一三	四・一三													
	錢	三〇三、九一一、九九九	一一六五	三〇三、九一一、九九九	一一六五													
支那	擔	三、四七六、四八四	一三、〇二	三、四七六、四八四	一三、〇二													
	錢	一、九九五、三八三、八四〇	七六二、九九	一、九九五、三八三、八四〇	七六二、九九													
日本	擔	一、八三五、二四八	七・〇二	一、八三五、二四八	七・〇二													
	錢	一、二〇一、六四一、二〇一	四六〇、七四	一、二〇一、六四一、二〇一	四六〇、七四													
西印度	擔	一、三四〇、七四一	五一二、四八	一、三四〇、七四一	五一二、四八													
	錢	一、一四一、三六六、八一五	四三五、二一	一、一四一、三六六、八一五	四三五、二一													
蘭領印度	擔	一、四〇一、一三一	五三七、九九	一、四〇一、一三一	五三七、九九													
	錢	一、一四一、三六六、八一五	四三五、二一	一、一四一、三六六、八一五	四三五、二一													
獨逸	擔	九九、三五九、九九	三七・二四	九九、三五九、九九	三七・二四													
	錢	二、四一一、三六六、六五六	九二・八三	二、四一一、三六六、六五六	九二・八三													
英領馬來諸州	擔	一、〇七九、四一三	四・一三	一、〇七九、四一三	四・一三													
	錢	三〇三、九一一、九九九	一一六五	三〇三、九一一、九九九	一一六五													

（註）※普通三等品の輸出皆無

品別・仕向地別米輸出高表　　出所＝同前表

仕向地別	単位	白粉米	玄米	玄碎米	玄粉米	籾
新嘉坡	擔	三、七三九、八〇三	三一六、六〇四	四六、九九八	八四、六二六	
	錢	三、八九六、九六一	一、〇一八、七六七	九七、五二六	一七九、一五	
香港	擔	一、八三七、六二六	一一五、八五九	四五、八〇二	二〇、八七九	四〇九
	錢	四一、八六五	三六六、四四五	九四、一五三	二一、八五九	一〇二四
日本	擔		三、三八七			三
	錢		一二、三六四			八
西印度	擔					
	錢					
支那	擔		四、三五七	一〇九		一〇二
	錢		一三、九六四	二一八		三〇三
蘭領印度	擔		六三、九六九			
	錢		二八六、五五九			
獨逸	擔					
	錢					
英領馬來諸州	擔	三〇二三		七九六	四〇六三	
	錢	四、五四八		八七三	八一七六	
和蘭	擔					
	錢		二、五四二			
伊太利	擔		九、三二一			
	錢					
南阿聯邦	擔					
	錢					
白耳義	擔					
	錢					
抹丁	擔					
	錢					
英國	擔					
	錢					
印度	擔		六六五			三四一四
	錢		一、三三一			一〇二四
ポート・サイド	擔					
	錢					
其他	擔		六五五八	一九七	二九三	一九二
	錢		一九七四四九	五六、一七四	一一、九二一	五六一、一七九
計	擔		五六、三四二	二一、九四九	八四、六二六	一七九、一五
	錢		一、二四五、二一二	一九一、八九七	二三、〇三五	一、七三五、九二一

輸出出廻期―輸出米の大部分を産出する中部にては九―一月に收穫され、十一月及十二月が最盛である。從て輸出期は新米の市場に出廻る十二月に始まり、爾後四箇月は新米、殘餘八箇月は古米の出廻期をなす。故に最も輸出量多きは一月―四月の間で、以前は右期間に年輸出高の半を輸出したが、一九二七年頃より右期間の輸出量は著減し、一年を通じて不規則なる變動を見るに至つた。其の原因は恐らく近來地方精米業の發達に伴ふ一現象にて、栽培業者は、是等地方精米所の利用により、從來の如く市況如何に無關心に收穫と同時に籾を賣拂ふことなく、市價好況を望みて籾供給を手控へする爲であらう。

月別・品別盤谷米輸出高表　　單位＝噸　出所＝盤谷商況月報

月別	白米	白碎米	白粉米	玄米	玄碎米	玄粉米	籾	其他	計
一九三五年									
一月	三一、八一四	二、九〇八、六六一	一四一、三〇八	一三五、三七七	七四、八五〇			六、六四五、七二二	六、八三二、二一六
二月	三、一四九	三、一五〇、七九三	二二、五七五	一一、三三〇	一〇、〇八六			七、三六〇、九七二	七、八三二、三五
三月	一、八三五	一、九三五、七七〇	一〇、一五五	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
四月	一、六五一、三二五	一、八一五、七七三	一〇、九三一	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
五月									
六月									
七月									
八月									
九月									
十月									
十一月									
十二月									
計	三一、八一四、四二四	二、九〇八、六六一	一四一、三〇八	一三五、三七七	七四、八五〇			六、六四五、七二二	六、八三二、二一六
一九三六年									
一月	二五四、二一二	二、八一四、四二四	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
二月	二五九、二一八	二、八一四、四二四	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
三月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
四月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
五月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
六月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
七月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
八月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
九月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
十月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
十一月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
十二月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
計	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
一九三七年									
一月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
二月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
三月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
四月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
五月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
六月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
七月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
八月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
九月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
十月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
十一月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
十二月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
計	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
一九三八年									
一月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
二月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
三月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
四月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
五月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
六月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
七月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
八月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
九月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
十月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
十一月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
十二月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
計	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
一九三九年									
一月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
二月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
三月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
四月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
五月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
六月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
七月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
八月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
九月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
十月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
十一月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
十二月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
計	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
一九四〇年									
一月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
二月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
三月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
四月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
五月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
六月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
七月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
八月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
九月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
十月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
十一月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
十二月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
計	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
一九四一年									
一月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
二月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
三月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
四月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
五月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
六月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
七月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
八月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
九月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
十月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
十一月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
十二月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
計	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
一九四二年									
一月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
二月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
三月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
四月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
五月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
六月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
七月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
八月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
九月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
十月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
十一月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
十二月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
計	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
一九四三年									
一月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
二月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
三月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
四月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
五月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
六月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
七月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
八月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
九月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
十月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
十一月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
十二月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
計	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
一九四四年									
一月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
二月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
三月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
四月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
五月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
六月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
七月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
八月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
九月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
十月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
十一月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
十二月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
計	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
一九四五年									
一月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
二月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
三月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
四月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
五月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
六月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
七月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
八月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
九月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
十月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
十一月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
十二月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
計	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
一九四六年									
一月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
二月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
三月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
四月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
五月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
六月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
七月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
八月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
九月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
十月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
十一月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
十二月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
計	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
一九四七年									
一月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
二月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
三月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
四月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
五月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
六月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
七月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
八月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
九月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
十月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
十一月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
十二月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
計	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
一九四八年									
一月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
二月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
三月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
四月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
五月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
六月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
七月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
八月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
九月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九
十月	三四一、六四二	二、九二五、九六一	一四、二六四	一一、三五一	一〇、一三五			六、九三五、二九六	八、九三四、八九

盤谷精米所機橋渡品別精米卸價格竝指數表

單位＝擔當銖　指數＝一九一四・一五年を一〇〇とす
出所＝暹羅統計年鑑

年度	單位	一等白米（碎米約二五%混有）	Straits Quality（同上約五〇%）	碎米 IA	碎米 IC	粉米
一九一八―一九一九	銖	七・九三	七・五七	五・六〇	五・三四	三・四七
	指數	一四六	一四四	一五八	一六三	一九九
一九一九―一九二〇	銖	八・〇一	八・〇二	六・四四	六・一二	三・五〇
	指數	一四八	一五二	一六七	一八二	一七一
一九二〇―二一	銖	六・七三	六・四〇	四・七九	四・二七	二・三〇
	指數	一二四	一二一	一三四	一三一	一二一
一九二一―二二	銖	三・九六	三・七四	二・九八	二・八〇	一・五一
	指數	七四	七一	七五	七三	七四
一九二二―二三						
年平均	銖	三・八六	三・六〇	二・七九	二・六〇	一・四八
	指數	七一	六九	七〇	六八	七二
四月		三・五四	三・三一	二・六六	二・三〇	一・二七
五月		三・九〇	三・六八	二・九八	二・六〇	一・二九
六月		四・二六	三・九五	三・一三	二・七四	一・三五
七月		四・一七	四・〇一	三・二五	二・九〇	一・四三
八月		四・〇六	三・九三	三・二六	二・八九	一・四五
九月		四・一八	四・〇三	三・三六	二・九〇	一・四五
十月		四・〇一	三・八九	三・一九	二・七六	一・三七
十一月		三・九一	三・七六	三・一〇	二・七七	一・三八
十二月		三・九三	三・八一	三・一〇	二・七七	一・三八
一月		三・九四	三・八四	三・一〇	二・七七	一・三八
二月		三・九四	三・八四	三・一〇	二・七七	一・三八
三月		三・九四	三・八四	三・一〇	二・七七	一・三八
年平均	銖	三・九四	三・八四	三・一〇	二・七七	一・三八
	指數	七一	六九	七〇	六九	七二

單位＝擔當銖
出所＝盤谷商況月報

月別・品別盤谷米相場表

年度	最上白米（碎米約五%混有）	一等白米（碎米約二五%混有）	碎米 A1（米粒二つ割れ）	碎米 C1（米粒三つ割れ）	碎米 C3（米粒四つ割れ）	粉米
一九三五―三六年						
四月	五・二〇	四・九〇	三・七〇	三・三〇	二・九五	一・八五
五月	四・九〇	四・六〇	三・一五	二・七五	二・五〇	二・〇五
六月	四・六五	四・三五	三・一〇	二・七五	二・五〇	二・〇〇
七月	四・四五	四・一五	二・八五	二・五〇	二・二五	一・九五
八月	四・四〇	四・一〇	二・七五	二・四五	二・二〇	一・九五
九月	四・四五	四・一〇	二・七五	二・四五	二・二〇	一・九五
十月	四・五〇	四・一五	二・八〇	二・四五	二・二〇	一・九五
十一月	四・六〇	四・二〇	二・八五	二・五〇	二・二五	一・九五
十二月	四・六〇	四・二〇	二・八五	二・五〇	二・二五	一・九五
一月	四・六〇	四・二〇	二・八五	二・五〇	二・二五	一・九五
二月	四・六〇	四・二〇	二・八五	二・五〇	二・二五	一・九五
三月	四・六〇	四・二〇	二・八五	二・五〇	二・二五	一・九五
一九三六―三七年						
四月	四・六五	四・二〇	二・八五	二・五〇	二・二五	一・九五
五月	四・七〇	四・二五	二・九〇	二・五五	二・三〇	一・九五
六月	四・七五	四・三〇	二・九五	二・六〇	二・三五	一・九五
七月	四・八〇	四・三五	三・〇〇	二・六五	二・四〇	一・九五
八月	四・八五	四・四〇	三・〇五	二・七〇	二・四五	一・九五
九月	四・九〇	四・四五	三・一〇	二・七五	二・五〇	一・九五
十月	四・九五	四・五〇	三・一五	二・八〇	二・五五	一・九五
十一月	五・〇〇	四・五五	三・二〇	二・八五	二・六〇	一・九五
十二月	五・〇五	四・六〇	三・二五	二・九〇	二・六五	一・九五
一月	五・一〇	四・六五	三・三〇	二・九五	二・七〇	一・九五
二月	五・一五	四・七〇	三・三五	三・〇〇	二・七五	一・九五
三月	五・二〇	四・七五	三・四〇	三・〇五	二・八〇	一・九五

（備考）毎月末引け相場

米輸出商社―精米所の精米を輸出する者に二者がある。一は精米所が輸出をも兼營し、香港及新嘉坡の代理商に自己の持船にて自ら積出し、同地より更に成行相場にて日本・支那・米國・南洋諸國に再輸出するもので、輸出米の大部分を取扱ふ。他は在盤外人米商にて、支那人買辦を使用して精米所より精米を買出し、其の棧橋より直に日本・歐米・埃及・南阿・爪哇等に直輸出する。是等精米所及商社の名は工業（精米所名）・商業（在留邦商名）の章下に表示するが、右外商の中最も著名なるは Anglo-Siam Corpn., Borneo Co., Ellerman's Arracan Rice & Trading Co., Steel Bros. & Co. 及本邦の三井物産株式會社盤谷支店にて、五大米輸出商と稱せられる。

外國市場に於ける暹羅米の不評と對策―歐洲及中米向暹羅米輸出高は、大戰前は總米輸出高の二五%に達することもあつたが、戰後は減落して遙に其の半にも達せざるに至つた。右衰落の原因は、一方近隣米産國竝に地中海及墨西哥灣沿岸に輸出餘力米を增産した事及價格の問題もあるが、重要且つ根本的な原因は外國市場に於ける暹米品質低下の不評である。

然し事實に於て産米は以前に比して決して品質に低落を認められず、却つて多くの地方に於て改良を示してゐるから、右不評は産米の品質下落に非ずして今日所謂暹羅米には早熟劣質の米粒を混有せるに歸因するものと斷定され、其の主なる混米機會として農務大臣は次の諸項を指摘した。(一)從來米作者が種籾の選擇に留意せず、(二)支那人仲買人は相異る産地及米作者より買付たる異品種の籾を無差別に混合搬出して精米所に賣渡し、(三)近時地方精米所の發達に伴ひ原料籾の買付困難となりたる爲か、精米所も亦産地等には無關心に手當り次第籾を購入するから、其の倉庫にて更に諸品種米が混合されるのみならず、(四)白米は主として新嘉坡及香港にて仲次されるから、同地に於て再び比較的劣質の緬甸米及佛領印度支那米と混合されること、戰前には園地米及野地米は倫敦市場にて各別に相場を立てられ、"Siam Garden No. 1" は園地米の代表品位であつた。然るに現今は右(二)(三)の原因に因り、兩品位の相場を各別に建て得ず、園地米と一樣に取扱はれ、舊標準品位に代へて最上品及特等品なる銘柄を用ゐ、時には "Extra Super" の如き品位さへ見るに至り、一方今日所謂 "Garden No. 1" は二五―三〇%の碎米を含み、品質も著しく低下してゐる。

故に不評挽回策としては、是非共如上の劣質米混合の機會を排除し、昔日の如く園地米及野地米を劃然と區別する必要がある。尤も(四)に就ては、雨港は仲繼港に過ぎぬから直輸出に依て容易に排除し得べく、既にチヤンタブリー殿下御外遊中（一九二四―二五年）此の點を辯明され、爾來玖馬其の他に直輸出をなしつゝあるが、最も困難とするのは(二)(三)の機會である。然し此の點に一大光明を與へる好現象として、最近の地方精米所の簇出と盤谷精米所の減少がある。若し、從來の如く籾の儘盤谷に搬出することなく、方地精米所にて各自地方の産籾を精米し、之を盤谷に移出するに至れば、右の機會は茲に排除せられることゝなる。然し、惜しむらくは今日地方精米所は大部分地方消費米の精米を目的とする小規模のもので、其の多くは金融の關係上直接輸出商との取引を許さぬ點であるが、之は時運に伴ひ斐除し得る困難でもあり、幸ひ當國官邊も是等に將來物質的援助の必要なるを認めて居る模樣である。(一)も混米を助成するものであるが、上記「農業助長手段」に既述の如く、政府は選種に努力しつゝあり、既に漸次成果を收めつゝある。故に海外市場の不評も今後漸次に緩和されることゝ期待される。

米作費　土地の獲得及地價―既述の「土地の獲得及所有の項」參照。

土地改良費―當國降雨狀態の特長より、安定した良作を得るには灌漑・排水・防水・保水の設備を完備する必要がある。政府の治水工事も其の地方一般の設備にて其の治水範圍内の米田も自田自身の同樣なる設備を要す。然るに當國は土地平坦であり、米田の多くは粘土質にて凝結力が强いから、容易に堅固にて半永久的な堤防・治水溝等を築造し得る。其の費用は土地の大小計畫の簡繁及地方によるが、水利ある地方にて防保水堤防・灌漑排水溝及給水調節用水閘を設備するものとすれば、噸當り四六銖を要すと云ふ。

米作に關する稅金―唯米田稅及人頭稅を負擔するのみで、稅率も至極く低廉である（「財政の部」參照）。

小作料―當國には自作農が多いが、近時歲内に於ける大地主の出現に連れ

無貯蓄なる農民は米作の不安に備へて漸次小作農に代る傾向があると云ふ。從來地主は、小作人に農具及食料を給與し其の收穫高を等分したが、此の風習は現今邊隅の小部分に殘存するのみにて、他は小作料を徵收する。其の額は土地及地方により相異を免れぬが、普通米田稅地主持にて移植上田又は徵租等級に據る一等地は四—五銖、同上二等地は三—四銖、同上三等地にて二—三銖である。

勞力及勞銀—「勞働の部」參照。

家畜—當國は農耕用家畜の供給豐富にて、農民は鋤耕・打穀・稻及籾の運搬等に水牛又は稀に黃牛を使用するが故に、各農家は二、三頭乃至一〇頭の水牛を飼養する。牛の飼育は凡て自然放牧によるから、別に飼養費の計上を要せず、而も舊式農法にて移植田なれば二〇喃、撒播田なれば三〇喃の米作には水牛一頭にて足ると云ふ。最近の輸出價格より推定するに、水牛の成畜は首都附近にては六〇—一〇〇銖、普通八〇銖、邊隅にては之より遙に安價なるべく、又黃牛成畜は首都附近にて平均六〇銖と見られる。

米作經營收支見積—計畫の簡綴により著しき相異は免れぬが、當國にて米田一千喃を購入して米作を經營するものとし、其の收支計算を大略見積れば次の如くである。

經常費	一、支出	資本的支出	イ、土地費（喃當り他價的二五銖・改良費約五銖・買收附隨費計一五〇銖と見て）	錢 三〇、一五〇
			ロ、建物費（宿舍苦力小屋補助・籾及機具倉庫等）	五、〇〇〇
			ハ、備品（トラクター一臺其他の農機具・喞筒・運搬具・水牛等）	一二、〇〇〇
			小計	四七、一五〇
		經常費	イ、人件費（從業員二名月給計二五〇銖常備苦力六名年當り一名一八〇銖・植付時及收穫時臨時雇苦力延八員夫々五百人及千八日給一人當り七五士丹）	五、二〇五
			ロ、米田稅（喃當り一銖）	一、〇〇〇

米作企業可能性

如上當國米作企業を可能ならしめる條件を列記すれば次の如くである。(一)氣溫が米作に好適であり、降水量は理想的ならぬも人工補給により緩和し得る事、(二)旱・水兩害の外殆ど被害なき事(三)人畜の勞力低廉なる事、(四)米作に關する稅金比較的低廉なる事、(五)地力の自然補給比較的十分にて農民中施肥する者なき程なる事、(六)科學的に米作すれば增產の見込大なる事、(七)重粘土の土質多く土地改良及肥料保存に至便なる事(八)大農制及機械米作に好適なる事、(九)經りたる地積を入手し得る餘地大なる事(十)可耕遊地多く、其の獲得容易であり、(十一)既墾田も地價甚だ低廉なる事等。但し、「土地の所有獲得の項」に述べた諸事情竝に邏民間に「邏民の邏羅」なる自覺の擡頭を見つゝある今日、邏民は邦人の米作投資企業を强ち歡迎するものでなく、曾て邦人是松氏の米田買入に對して、邏民に殘されたる唯一の基本產業を脅すものとして、一部に多大のセンセイションを惹起したるは之を例證してゐる。故に當國にて該企業を企圖するものは此の點を愼重に考慮し眞摯なる態度を以て之を實行する必要がある。尙當國の言語に習熟するは勿論、相當の資本を以て、籾仲買人の暴利を制し、精米加工による收益を占め、土地改良其他の施設により收穫不安等の缺點を除去する必要がある。

三　護謨

概要　當國は英領馬來に隣接し乍ら *Hevea brasiliensis* の大規模なる栽

			ハ、種籾費（喃當り七升、擔當り六銖と見て）	六、三〇〇
			ニ、土工及機械修理費	三〇〇
			ホ、油費（勿耕・耙耕・喞筒一五〇日、日當一・五銖と見て）	二、二五〇
			小計	九、五〇〇
	二、收入 收穫籾價額（喃當り約五擔、擔當り四・二銖と見て）			二一、〇〇〇
	經常費差引			二、五〇〇
	內家畜補充及機具償却積立金			一、三〇〇

培を見るに至つたのは比較的最近の事である。以前邏民は當國には斯業の適地がないものと思惟してゐたが、英領地方の企業家が既に自領に求め得ざる栽培の餘地を當國に求め、斯業に絕好なる數多の邏地あるを發見し栽培を始めるに及び、初めて斯業に對する當國の眞價を覺つたものゝ如く、一九一二年頃の馬來聯邦に於ける斯業の好況時には殆ど護謨園の影を見なかつた程である。爾後栽培面積は著增し、一九二〇年以後市況不振の爲一時發展を阻害されたが、一九二五年以後は再び急速なる發展を辿りつゝある。

尤も當國の大部分は乾期長きと其の間の降水少きとによりヘビア栽培には不適であるが、東南部邏羅の沿海地方及半島邏羅は條件好適である。故に斯業は右地方を含む四州に限られて行はれ、就中パターニー州は最も盛である。登記せる栽培會社も少數あるが、大部分は個人所有の小園である。最近の完全なる護謨統計はないが、一九三五年現在の調査に依れば、四〇〇喃以上の護謨園七〇、內一、〇〇〇喃以上のもの二〇、最大面積を有するものが五、五〇〇喃となつて居り、以上七〇園の植付面積總計六、一八五〇喃と推定されてゐる。

尙、一九三五年現在の邏羅總植付面積は大體三〇〇、〇〇〇英反、總樹數四一、三〇〇千本と推定されて居り、採取面積は約二〇〇、〇〇〇英反、採液量年額二五、七〇〇噸と言はれてゐる。此等の農園は主としてハート・ヤイ、ピートン、パターニー、ヤラーブーケーの諸地方に散在し、特に生產の中心地といふところはない。是等の地方の鐵道沿線の水田の中に散在し、護謨林は亂植密植、栽培方法は頗る幼稚粗朴であつて、英領馬來の進步せる栽培法には比すべくもない狀況である。一九三五年七月の農務局調査に係る護謨栽培に從事せる者は次の如くである。

邏羅人	一七、〇二九人	其他	四四人		
馬來人	三〇、三九四	計	五三、一九三		
支那人	五、七三五				

國際護謨生產制限協定加入—世界の護謨植付面積八百萬英反から見ると邏羅に於ける護謨事業の現狀は論ずるに足りないものであるが、邏羅は世界の護謨の過半を生產してゐる英領馬來と地續きで、此の英領馬來の護謨が密かに隘境を越えて邏羅を經て輸出さるゝのを防ぐことは甚だ困難な事情にあり、而も當時好轉の傾向にあつた護謨市況に刺戟されて邏羅の護謨栽培が激增することも豫想され、又同じ生產狀況にある蘭領印度の土人護謨の制禦にも困難が伴ふ虞れがあつたので、是非とも邏羅も制限協定に加入せしめて置く必要があると言ふので、國際護謨委員會は委員を派遣して遂に邏羅當局を說服し、一九三四年五月七日倫敦で協定に調印せしむることに成功した。加入條件は基本割當量を一萬五千噸とし、初年度は五〇%、次年七五%、八五%、九〇%、最後の五箇年目には一〇〇%以上の輸出を許可し、其間三萬一千英反の新植付を許すといふにあつた。然るに其後邏羅政府は護謨の輸出狀況から見て基本割當量を二萬五千噸に引上ぐることを至當なりと考ふるに至り、同年八月の臨時議會に於て割當量を二萬五千噸とするといふ條件の下に同協定の協賛を要求したのであつたが、議會は之をも過少なりとして否決して了つた爲政府總辭職を見るに至つたが、結局基本割當を一擧四萬噸に引上ぐることに依て協定加入に決し、生產制限實施に必要な國內法規も議會に於て可決實施を見るに至つた。因に右割當に依る輸出許可量は次の如くである。

一九三五年次	三〇、〇〇〇噸	一九三七年次	三六、〇〇〇噸
一九三六	三〇、〇〇〇	一九三八	四〇、〇〇〇

現在邏羅の生產量は未だ此の割當量に達してゐない狀態であるので、協定に加盟はしてゐても嚴重な生產乃至輸出統制は實行されてゐない。現に實施されてゐるのは護謨生產者の登錄及輸出商の許可制度、ストック統制竝に輸出クーポン制等であるが、未だ嚴格なものでなく、クーポン制の如きも濫護謨も乾燥護謨も區別なく單に目方を以て統制されて居り、從て支那商人の如きは土人からクーポン付の濫護謨を買ひ、之を乾燥してその目減りだけのクーポンの餘裕を以て安く買付けたクーポンなしの護謨を輸出し利を得て居ると言はれる狀況であつて、從て新企業としての進出の餘地も多分にあると言はれてゐる。前述の如く當國のみは三萬一千英反の新植付權も認められて居るので、新植付權の獲得も、又半島部の土地所有も比較的容易である爲、投

資の對象としての還羅の護謨業は非常に興味があるといふことが出來るわけである。

輸出高　護謨は還羅の最重要輸出品の一で、一九三五―三六年度に於ける輸出額は米、錫に次いで、第三位を占め、總額一三、二一八、九四五鍊に上り、還羅總輸出額の八・四%を占めてゐる。

護謨・屑護謨・護謨代用品輸出高表

出所＝還羅貿易年報

A　連年對照

種別		一九三一―三二	一九三二―三三	一九三三―三四	一九三四―三五	一九三五―三六
護謨	瓩	三、三三九、二一六	三、三二八、四九七	二、八五三、二六七	二、六六九、三〇三	二、九四四、二六六
	鍊	五一、一〇二	三七、九四八	四二、九三六	四二、七八七、三七九	四二、七八五、三七九
屑護謨	瓩	二七六、〇八一	二一二、四三	六八、二一九	八、七三〇、三四一	一一、二五二、二九
	鍊	二五、一九六	一八、二三〇	六四、一〇六	五二七、七三七	一、一二五、二九
護謨代用品	瓩	七、〇四五	二〇、一八五	一五、〇四七	一九、八一六	二五、四七九
	鍊	一〇六九	三、九七七	四五五	五、〇三九	六、三三八
計	（鍊）	五三八、一六七	三九、六九二	四三、二三九	九、三〇五、八三四	一、三二八、九四五

護謨・屑護謨及護謨代用品年平均輸出價格表

種別		一九二八―二九 ―一九二七―二八 平均	一九二九―三〇
護謨	擔當り鍊數	一〇〇・四二	三五・二六
	指數	一〇〇・〇〇	三九・一七
屑護謨及護謨代用品	擔當り鍊數	五〇・〇九	一七・一〇〇
	指數	一〇〇・〇〇	三四・三四

四　古々椰子

産地　古々椰子は東南部及半島の全地に栽培されてゐる。首都附近其の他中部にも一時廣面積に亙つて栽培されてゐたが、約五〇年前猛烈なる蟲害を受けて殆ど全滅し、其の後政府の保護奬勵により僅々小規模の栽培を見るに至つた。尚右の猛害は東部還羅にも蔓延し、僅に一年の間に同地方の全古々椰子園を一掃した。然し半島特に其の近海島嶼は本樹の生育に最も適し、一般に該樹の原生地と認められてゐる。殊に其の東岸沖合にあるサムイ島は世界最良の古々椰子を産出するを以て著名である。

還羅には本樹栽培に甚だ好適なる地方が多いが、之を專業とするものは少い。尤も半島部其の他の好適なる地方には還羅人の所有に係る大園を見るが、大部分は專門の栽培園でなく、農家が庭木又は村落附近のジヤングル開

仕向地別（一九三五―三六年）　單位＝瓲

仕出仕向地		護謨	屑護謨	護謨代用品
仕出港	盤谷	五六、五二九、四	五〇、八五六	二五、四七九
	プーケット	六、四四二、四三八	九三八、六五八	—
	ナコーン・シー・タムマラート	一九、六八五、三二	三、五一六、三〇〇	—
	計	二六、六九三、〇五三	四、三〇五、八一四	二五、四七九
仕向地	馬來諸州	一五、四一八	一四、六九一	—
	支那	七、五八二	—	—
	獨逸	四、九五三	—	—
	日本	一一〇、七二一	—	—
	彼南	七四三、二四七	—	—
	嘉坡	一九、三一〇、八二	一、九三三、六八四	八〇七九
	英國	—	—	一七、四〇〇

出所＝還羅統計年鑑

仕出仕向地		一九二九―三〇	一九三〇―三一	一九三一―三二	一九三二―三三	一九三三―三四
仕出港	盤谷	三九、三五六	二八、七七六	一九、六八〇	七、〇五三	二二、六八九
	プーケット	三九・一七	一八・六八	九・四七	七・〇二	二二・〇九
	ナコーン・シー・タムマラート	一七・一〇〇	一〇、四二九	五、五六八	四、四三〇	五、五五五
	計	三四・三四	二〇・八二	一一・一二	八・八四	一一・〇九

古々椰子園を一掃した。然し半島特に其の近海島嶼は本樹の生育に最も適し、一般に該樹の原生地と認められてゐる。殊に其の東岸沖合にあるサムイ島は世界最良の古々椰子を産出するを以て著名である。

還羅には本樹栽培に甚だ好適なる地方が多いが、之を專業とするものは少い。尤も半島部其の他の好適なる地方には還羅人の所有に係る大園を見るが、大部分は專門の栽培園でなく、農家が庭木又は村落附近のジヤングル開

墾地に小面積の殆ど放任的栽培をなせるに過ぎぬ。

栽培　古々椰子は餘り砂質に過ぎぬ輕鬆な沖積土を最も好んで生育するが、排水良好なる粘土にも生育する。土壤は排水を良好ならしめるに十分な深さ（少くとも六〇糎）を有する必要がある。種子は一〇―五〇年樹より選擇し、外皮と實とを分離せぬやう注意して外皮を刀にて數條に割り浸水を容易ならしめる。次に灌漑の便を有する場所に苗床を設け、墓然と配列して之を植ゑ、乾燥せぬやう時々灌水する。七、八箇月の後本田を整理し苗を移植する。本田は先づ木草を燒却し（南部還羅にては排水溝を設ける）、八―一〇米毎に一尺五、六寸立方の穴を穿ち、掘上げた土は穴の周圍に積みて雨水の浸入を防ぎ、三本の支柱を立てゝ發芽後七、八箇月の苗木を固定し、下の空虚には堆肥を充した、苗の頭部を約三寸許り殘して土を掩ふ。後漸次成長して樹幹地を離れると全部土を掩ふ。害蟲驅除の便宜上噸當り一六株を最適とするが普通は二五株にて、首都附近には五〇株を栽植せるものがある。栽植後通常第四―七年目に結實し始めるが、矮生古々椰子（ドワーフ・ココット）は三年目には結實する。

州別古々椰子植付面積・樹數・産量表

出所＝還羅統計年鑑

年度		バーチン・プリー	チャンタブリー	ナコーン・シータムマラート	プーケット	計
植付面積（噸）		八、一二二				
一九三一―三二	未成育	一七、七八五				
一九三二―三三	計	一七、九六八				
一九三三―三四	成育	一二、九八三				
	未成育	一七、六五八				
樹數（本）						
一九三一―三二	成育	一五九、九一七			一、〇四六、二	一、二〇五、九一七
	未成育	四四、一〇九				四四、一〇九
計		二〇三、〇二六			一、〇四六、二	一、二五〇、〇二六
一九三二―三三	成育	三一、九〇六			一、一七六、三〇	一、二〇七、九三六
	未成育	一二、九八三				一二、九八三
計		四四、八八九			一、一七六、三〇	一、二二〇、九一九
一九三三―三四	成育	一二、九八三			一、一七六、三〇	一、一八九、〇一三
	未成育	一九、八一一				一九、八一一
計		三二、八〇四			一、一七六、三〇	一、二〇八、八二四
樹數（本）―成育		一九四九、二七六	七八、六三三	五二、九八八	三六、六三七	二、一四三、三七七
一九三一―三二	未成育	四四、一〇九	七七、八一七	—	三五、七七九	一九四、一二五
一九三二―三三	成育	一、九九三、九九八	七八、〇八〇	五二、九八八	三六、六三七	二、一五〇、六〇
	未成育	一、九四二、四九四	七八、〇八〇	—	三五、七七九	二、一二五、二七三
一九三三―三四	成育	一、九四九、二七六	七八、〇八〇	五二、九八八	三六、六三七	二、一五〇、六〇
	未成育	四四、一〇九	七七、八一七	—	三五、七七九	一九四、一二五
計		一、九八六、八一一	七八、〇八〇	五二、九八八	三六、六三七	二、一五〇、六〇

後者は强健早熟にて豐產なる利點を有すが、果液を飲用するのみにて、コプラ製造に適せざると多數の小果を取扱はねばならぬとの不便がある。

害蟲　當樹は數多の害敵を有すが、其の主要なるものは針鼠及野猪（共に夜間幼樹を害す）、鼠（開花期に害を及ぼす）、木鼠（幼果に穿穴し肉汁を食食する）、蝙蝠（幼芽及幼果に小害を及ぼす）、白蟻（樹幹を害す）、黑色古々椰子甲蟲（*Oryctes rhinoceros*―濕氣のある糞、鋸屑等の堆屑、腐熟草又は枯死樹等（レッド・ウッド・ホール）に產卵發育し、成蟲は夜間未開葉に中心に達する大穴を穿つ）及赤色象鼻蟲（ブラック・ココナッツ・ビートル）（前者の穿穴に產卵し、幼蟲は樹心を蝕害して椰子を枯死せしめる）等にて、殊に後二者の害毒は最も顯著である。故に樹木の周圍にある甲蟲の產卵し易き物を除去すると共に、罠にて土中の幼蟲を捕へ、又は早朝樹木に登攀して新穴にコルク拔を挿入し、害蟲を刺し取る等諸種の方法で驅蟲に力める。

栽培樹數及産量　古々椰子を栽培せる主要州にて登記された樹數竝に產果數を示すと次表の如くである。

一九三三―三四	成育	三二、四一五	二、六四六、六三〇	
	未成育	一二、七二三	二〇六、四五五	
	計	四四〇、六四四	四、七一四〇、八五	
總産量(箇)―				
一九三一―三二		二、九六四、七二一	二三、八二三、六六九	
一九三二―三三		八、五六六、五五二	五八、〇〇七、五一四	
一九三三―三四		八、八八八、〇三八	二〇八、一四五、五四〇	
喫當り産量(箇)―				
一九三一―三二		三六五	一五九	
一九三二―三三		四八二	二九九	
一九三三―三四		五〇八	五九六	

右表は完全なる數字を示すものでなく、右表に除外されたるクルンテープ其他の諸州にも散在的に本樹を栽培してゐる。

右表に據れば、結實樹一本當り平均産果は甚だ少數となるが、果肉中の乳狀液を飲料に供せる多數の生果を算入してゐない爲で、實際は一本當り平均約四十五顆を結ぶと云ふ。主要栽培州に於ける一九三五―三六年の産果のみにても二億顆以上であるから、全國の總生産量は更に著しい數に上ることゝなる。

輸出高　前記の如く暹羅の主要四州の生産のみにて一九三三―三四年度に於ては二億顆以上を産出するのであるが、同年度のコプラ輸出高は僅かに三八、三八一瓲に過ぎないのであるから、椰子實の大部分は國内にて消費し盡されるわけで、暹羅の農民は概して古々椰子を商品として見ず、副食物として自家消費に當てゝ居り、夥多のストツクを有する者が副業的にコプラを製造して支那商人に賣却するに止まる狀態で、かくして蒐められたコプラが輸出され、却つて果實・古々子椰油、コイア・ロープ等が輸入(主として新嘉坡)されてゐる。

コプラ輸出高表

出所＝暹羅貿易年報

コイア・ロープ	瓲	五二、四〇九	四三九、一七二	四四九、八四五
	錢	一九〇、五三一	一二、五〇八	一一〇、四九〇

B 仕出地別

種別　馬來諸州　新嘉坡　彼南　獨逸　緬甸　印度　其他

古々椰子實(箇)	一〇一、一〇〇	―	―	―	―	―	―	―
同　油(立)	一、七七二	八二三、二三〇	二五、七三三	三、八三六	―	一九七、七二五	一二、二八五	三、二八九
コイア・ロープ(瓲)	五二〇	一八二、五一七	一六、五六四	―	―	一二七、二六五	三、二八九	

(備考)　三品共殆ど盤谷よりの輸入である。

コプラ輸出年平均價格表

出所＝暹羅統計年鑑

摘要		一九二八―二六＝平均	一九二八―二六	一九二九	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四―三五	一九三五―三六
擔當り鉄		一九二七―二六＝平均	一元	一―三〇	一―三一	一―三二	一―三三	一―四三		
指數			一〇〇	一二三	一二三	一二三	一二三	一二三		
古々椰子實	箇		一、四二三	二三、八七二	一三、四九五	一〇、四四二	六、一六二	五、三〇九	三、七五八	二、四三〇
	鉄		一〇〇、〇〇	一二二、六九	九一、四一	五三、九四	四六、四八	三二、九〇		
古々椰子油	立		七九、九一	七〇、〇一	一六、二六	一〇、三六	五、三〇九	四、三九		
	鉄		三三〇、六九六	二九二、六八	七二、三五九	四〇、〇五四	一九、五一六	一三、九〇		

尙、暹羅に於ては古々椰子は果汁及コプラを利用するに止まらず、プラプラデーン縣(クルンテープ州)サムツトソンクラーム縣(ラーチブリー州)等にては砂糖も製出する。最近の統計を缺くが、一九二〇年には六七、八九〇擔の砂糖を産し、爾前十數年間に産量は倍加してゐる。砂糖は普通種及矮生種何れよりも産す。先づ毎年十二月の間に古々椰子の佛燄に切付け、之に竹筒を受けて滲出液を採る。各樹は原則として五箇の佛燄を有し、之を順番に切付けるが、各佛燄は二五日間産液し、夜間が最も滲出豐量である。一晝夜を置いて産汁を採集するが、平均産量は一晝夜當り竹筒二本量にて、之を淺き鍋にて煮沸蒸發する時は其の五本量より二斤餘の砂糖を得る。之より推算して一樹一採取季當約一擔の砂糖を産するものと見られる。産糖は勿論粗製赤糖にて、粒の細い塊をなし、强い甘味を有し、主に糖菓用として内國にて消費される。

五　檳榔

本樹(*Areca catechu*)は殆ど全國的に栽培され、其の植付面積は甚だ廣面積に亘るが、併し未だ其の統計は公表されてゐない。農民は土壤好適なれば殆ど各自少數の本樹を栽培し自家用に供してゐる。併しチユムポーン、ランスアン、スラート・バタルン、ナコーン・シータムマラート(以上半島暹羅)其他の諸縣にては廣大なる栽培園があり、市場用檳榔子(本樹の實を採取してゐる。

本樹の栽培は檳榔子を咀嚼用に供する爲で、青果を採取して二つ割又は四つ割とし、之に貝灰を塗布してベテル葉に包み、丁、三の香料を加へて咀嚼する。本樹は種子によつて栽培し、爾後何等の手入を要せずして生長し、普通三年目より結實する。結實は通常年一回にて、一〇〇―一五〇箇を結ぶが、所によりて年二回結實する。因に其の栽培は南部暹羅にては相當有望なる事業と見做されてゐる。

咀嚼用乾燥檳榔子は輸出入共著量に上るが、併し其の量及市價には著しい變動がある。輸入は主として盤谷へ、輸出は主として半島諸港より行はれる。

乾燥檳榔子輸出入高表

出所＝暹羅貿易年報

A 連年對照

輸出	擔	一九三一―三二	一九三二―三三	一九三三―三四	一九三四―三五	一九三五―三六
	鉄	七九、七〇一	八八、〇五〇	一〇三、五〇四	一七〇、八一六	一三〇、三六七
輸入	瓲	三三〇、六九六	三一、九四七四	二一、三五六、六八	三一、六六五、一三五	四〇〇、八五〇
	鉄	一、七五〇、六七七	二、四三七、四〇六	一、二三三、一五三	一、七三二、一〇三	一、三五九、一七六
		三二、九四七四	三四四、三九九	一四四、〇五〇	一五九、五一六	三一〇、九〇六

B 仕出地及仕向地別(一九三五―三六年)

新嘉坡	彼南	香港	印度	緬甸	其他	計
輸入高(瓲)	二、三九一、三四一	―	八四〇	一五六	―	六三九、一九六	二、九七二、九七六
輸出高(擔)	一、七七七	九七、三二〇	二	一二三	一	六九、四二一
仕出港別	盤谷	プーケット	ナコーン・シータムマラート	計		
擔	一二七	七九、七一五	一九、五六〇	九九、四二一		

一九三一―三二		一九、三九、一七二	五、六六、一七	五、六三、二六四
一九三二―三三		一九、五六、五〇八	四二、九二、一〇二	二、六七、四〇六
一九三三―三四		一九、九五、七八四	七五、七一五、三	四、七一四、〇八五
總産量(箇)―				
一九三一―三二		二、九六四、七二一	二三、八二三、六六九	
一九三二―三三		八、五六六、五五二	五八、〇〇七、五一四	
一九三三―三四		八、八八八、〇三八	二〇八、一四五、五四〇	
喫當り産量(箇)―				
一九三一―三二		三六五	一五九	
一九三二―三三		四八二	二九九	
一九三三―三四		五〇八	五九六	

右表は完全なる數字を示すものでなく、右表に除外されたるクルンテープ其他の諸州にも散在的に本樹を栽培してゐる。

右表に據れば、結實樹一本當り平均産果は甚だ少數となるが、果肉中の乳狀液を飲料に供せる多數の生果を算入してゐない爲で、實際は一本當り平均約四十五顆を結ぶと云ふ。主要栽培州に於ける一九三五―三六年の産果のみにても二億顆以上であるから、全國の總生産量は更に著しい數に上ることゝなる。

輸出高　前記の如く暹羅の主要四州の生産のみにて一九三三―三四年度に於ては二億顆以上を産出するのであるが、同年度のコプラ輸出高は僅かに三八、三八一瓲に過ぎないのであるから、椰子實の大部分は國内にて消費し盡されるわけで、暹羅の農民は概して古々椰子を商品として見ず、副食物として自家消費に當てゝ居り、夥多のストツクを有する者が副業的にコプラを製造して支那商人に賣却するに止まる狀態で、かくして蒐められたコプラが輸出され、却つて果實・古々子椰油、コイア・ロープ等が輸入(主として新嘉坡)されてゐる。

コプラ輸出高表

出所＝暹羅貿易年報

コイア・ロープ	瓲	五二、四〇九	四三九、一七二	四四九、八四五
	錢	一九〇、五三一	一二、五〇八	一一〇、四九〇

B 仕出地別

種別　馬來諸州　新嘉坡　彼南　獨逸　緬甸　印度　其他

古々椰子實(箇)	一〇一、一〇〇	―	―	―	―	―	―	―
同　油(立)	一、七七二	八二三、二三〇	二五、七三三	三、八三六	―	一九七、七二五	一二、二八五	三、二八九
コイア・ロープ(瓲)	五二〇	一八二、五一七	一六、五六四	―	―	一二七、二六五	三、二八九	

(備考)　三品共殆ど盤谷よりの輸入である。

コプラ輸出年平均價格表

出所＝暹羅統計年鑑

摘要		一九二八―二六＝平均	一九二八―二六	一九二九	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四―三五	一九三五―三六
擔當り鉄		一九二七―二六＝平均	一元	一―三〇	一―三一	一―三二	一―三三	一―四三		
指數			一〇〇	一二三	一二三	一二三	一二三	一二三		
古々椰子實	箇		一、四二三	二三、八七二	一三、四九五	一〇、四四二	六、一六二	五、三〇九	三、七五八	二、四三〇
	鉄		一〇〇、〇〇	一二二、六九	九一、四一	五三、九四	四六、四八	三二、九〇		
古々椰子油	立		七九、九一	七〇、〇一	一六、二六	一〇、三六	五、三〇九	四、三九		
	鉄		三三〇、六九六	二九二、六八	七二、三五九	四〇、〇五四	一九、五一六	一三、九〇		

尙、暹羅に於ては古々椰子は果汁及コプラを利用するに止まらず、プラプラデーン縣(クルンテープ州)サムツトソンクラーム縣(ラーチブリー州)等にては砂糖も製出する。最近の統計を缺くが、一九二〇年には六七、八九〇擔の砂糖を産し、爾前十數年間に産量は倍加してゐる。砂糖は普通種及矮生種何れよりも産す。先づ毎年十二月の間に古々椰子の佛燄に切付け、之に竹筒を受けて滲出液を採る。各樹は原則として五箇の佛燄を有し、之を順番に切付けるが、各佛燄は二五日間産液し、夜間が最も滲出豐量である。一晝夜を置いて産汁を採集するが、平均産量は一晝夜當り竹筒二本量にて、之を淺き鍋にて煮沸蒸發する時は其の五本量より二斤餘の砂糖を得る。之より推算して一樹一採取季當約一擔の砂糖を産するものと見られる。産糖は勿論粗製赤糖にて、粒の細い塊をなし、强い甘味を有し、主に糖菓用として内國にて消費される。

五　檳榔

本樹(*Areca catechu*)は殆ど全國的に栽培され、其の植付面積は甚だ廣面積に亘るが、併し未だ其の統計は公表されてゐない。農民は土壤好適なれば殆ど各自少數の本樹を栽培し自家用に供してゐる。併しチユムポーン、ランスアン、スラート・バタルン、ナコーン・シータムマラート(以上半島暹羅)其他の諸縣にては廣大なる栽培園があり、市場用檳榔子(本樹の實を採取してゐる。

本樹の栽培は檳榔子を咀嚼用に供する爲で、青果を採取して二つ割又は四つ割とし、之に貝灰を塗布してベテル葉に包み、丁、三の香料を加へて咀嚼する。本樹は種子によつて栽培し、爾後何等の手入を要せずして生長し、普通三年目より結實する。結實は通常年一回にて、一〇〇―一五〇箇を結ぶが、所によりて年二回結實する。因に其の栽培は南部暹羅にては相當有望なる事業と見做されてゐる。

咀嚼用乾燥檳榔子は輸出入共著量に上るが、併し其の量及市價には著しい變動がある。輸入は主として盤谷へ、輸出は主として半島諸港より行はれる。

乾燥檳榔子輸出入高表

出所＝暹羅貿易年報

A 連年對照

輸出	擔	一九三一―三二	一九三二―三三	一九三三―三四	一九三四―三五	一九三五―三六
	鉄	七九、七〇一	八八、〇五〇	一〇三、五〇四	一七〇、八一六	一三〇、三六七
輸入	瓲	三三〇、六九六	三一、九四七四	二一、三五六、六八	三一、六六五、一三五	四〇〇、八五〇
	鉄	一、七五〇、六七七	二、四三七、四〇六	一、二三三、一五三	一、七三二、一〇三	一、三五九、一七六
		三二、九四七四	三四四、三九九	一四四、〇五〇	一五九、五一六	三一〇、九〇六

B 仕出地及仕向地別(一九三五―三六年)

新嘉坡	彼南	香港	印度	緬甸	其他	計
輸入高(瓲)	二、三九一、三四一	―	八四〇	一五六	―	六三九、一九六	二、九七二、九七六
輸出高(擔)	一、七七七	九七、三二〇	二	一二三	一	六九、四二一
仕出港別	盤谷	プーケット	ナコーン・シータムマラート	計		
擔	一二七	七九、七一五	一九、五六〇	九九、四二一		

乾燥檳榔子輸出年平均價格表

出所＝暹羅統計年鑑

摘要	一九二六―二七	一九二七―二八	一九二八―二九	一九二九―三〇	一九三〇―三一	一九三一―三二	一九三二―三三	一九三三―三四
擔當り銖	一六、八六三	九、六八八	九、八六八	九、九〇四	六、七一一	四、七九九	四、六〇六	
數	一〇〇、〇〇	五七、四五	五八、五二	五六、三六	四〇、一五	二八、四六	二七、五一	

右兩種の外主として製糖用の目的にてパルマイラ椰子（Palmyra Palm: *Borassus flabellifer*）、砂糖椰子（暹名 Chok: *Arenga saccharifera*）・ニツパ椰子等も栽植されてゐる。ニツパ椰子其他の椰子より製出する粗糖（ヂャガリ）は少量に過ぎぬが、パルマイラ椰子は甘蔗に亞ぐ主要糖源を提供してゐる。

六　其他の椰子

パルマイラ椰子　全國にて本樹の切付を行つてゐるが、バターニー州及ペチャブリー縣（ラーチブリー州）が最も盛んである。最近の數字を缺くが、一九二〇年迄は年々二〇萬擔内外の產糖があり、同年には二一三、六五〇擔を產出してゐる。產糖は糖菓用又は輸入糖の代用とされてゐる。切付採液法は古々椰子の場合と大同小異で、唯異る所は凡ての佛燄に同時に切付け、液の滲出は數日で停止する點のみである。切付季は中部にては十二―五月、バターニーにては六―九月で、一樹一季當り產量は一擔以下である。

砂糖椰子　一〇―三〇日間は毎日二回（毎日約半時間）花梗を前後に屈折して置き、基部を一米殘して花梗を切離し、切斷部に石油空罐又は大なる竹筒を吊して滲出液を受取る。朝（六時）夕（四時）切斷面を更新して容器を取更へるが、朝は一罐（四ガロン）夕は其の半量の液を採取し得る。斯くて同一花梗より四―五箇月間採液し得る。產液は大鐵鍋にて煮沸し、濃化すれば木葉で作つた直徑一〇糎深さ一糎の圓形の型に流し込んで固化さす。斯して得たケーク二五枚を一束として檳榔葉に包み、之を現場渡し四〇土丹前後の相場にて賣る。製糖季は半島にては十一月―四月にて、日當り一樹約二〇ケークの砂糖を產出する。

ニツパ椰子　莖を形成せる靑果を選び、六日間毎夜花梗を數回屈折して果實の頭部を切斷し、莖を曲げて下向とし、切口に竹筒を結付けて滲出液を受ける。竹筒は每朝採集し、夕方切口を更新して更に竹筒を吊し置く。豐產なれば一切口より一夜一竹筒量（四・七―六・三合）を產し、一果より採取季間中（四箇月）絕えず採液し得る。產液は前項同樣にして煮沸し濃化すれば竹筒又は土器に移して固化させる。

後二者は半島にては重要なる地方的產業をなしてゐる所がある。

七　甘蔗

概要　暹羅の糖業は數百年の歷史を有すると言はれてゐるが、稍大規模の栽培の行はるゝに至つたのは十八世紀以後のことで、最も盛大であつたのは十九世紀の前半期で、每年二、三萬擔以上の輸出があり、一八五九年には二〇萬擔といふ輸出の最高記錄を作り、輸出商品中重要なる地位を占めてゐたが、之を峠として漸次衰退の一路を辿り、遂に輸出は殆ど皆無となつたばかりでなく、一方生活必需品として需要年々增加せる砂糖は大部分を外國よりの輸入に仰ぐに至り、一九三五―三六年度迄の最近五箇年の平均輸入高は精製糖約三萬四千噸、糖密八千二百噸に達し、暹羅輸入品中最主要品の一となつてゐる。かゝる衰微の原因として擧げらるゝのは、當時歐洲商人は歐洲商品賣込みの代償品として盛んに暹羅の砂糖を買付け、又既に當地に相當の商權を確立してゐた支那商人も暹羅砂糖を盛んに輸出してゐたのであるが、其の後政府が貿易の獨占に乘出すことゝなつて、之が糖業に惡影響を及ぼしたのと、當時輸出米の市場が漸く擴張せられた結果、甘蔗栽培が米作に乘換へらるゝに至つたと共に、有力な熟練勞働の供給者であつた支那人が精米業の發達と共にその方へ吸收されたこと、外部的には爪哇の大量生產計畫に依る新式糖業が勃興し、一方十八世紀に入り歐洲に於ても甜菜糖業が急激な勃興を見るに至つたのに反し、暹羅の糖業は依然として舊式な生產組織と方法を墨守して改善を行はず、劣等品種の生產にのみ終始してゐた爲獨り取殘さるゝに至つたもので、六、七年前迄は尙チョンブリーを中心として甘蔗耕作

三弗）地各地に散在し、小規模の製造所約一六〇箇所を數へ粗糖及糖蜜の製造に從ひ僅に斯業隆盛時を偲ばしむるものがあつたが、現在は是等製造所の殘存するものさへ極めて僅少となり、耕作面積も著しく減少してゐる。

栽培地及品種　栽培地は中部以南、主としてチャンタブリー、パーチンブリー、ナコーン・チャイシー、ウドーン、クルンテープの諸州であつて、最近の統計を缺くが、大體次表の如く一九三一年以後も漸減して居ると見て差支ない。

甘蔗植付・收穫面積表

單位＝噚
出所＝暹羅糖業報告書

年度	植付面積	收穫面積	年度	植付面積	收穫面積
一九二一―二三	二三、五四〇	二三、四九〇	一九二六―二七	六七、二三七	六三、五五三
一九二二―二三	一七、七九五	一六、八〇三	一九二七―二八	七五、七二八	六九、六五二
一九二三―二四	二二、二九一	二二、〇六一	一九二八―二九	六四、二九八	五一、八七五
一九二四―二五	四二、一二二	四二、七二二	一九二九―三〇	四四、九三六	四四、八〇六
一九二五―二六	七六、九五〇	六九、七六九	一九三〇―三一	四二、六六〇	三三、九五五

是等の甘蔗が全部製糖用に供せらるゝのではなく、其の一部が前記チョンブリー縣を中心とせる地方及北暹ランパン地方で製糖が行はれるのみで、其の他の地方に栽培されてゐる甘蔗は何れも食用糖で生食用として供給されてゐる。

暹羅に栽培されてゐる甘蔗の品種を大別すれば、舊式糖廊で使用するものと、食用に供するものと二種類あり、前者に屬するものは㈠オーイサムリー種（細莖、堅く濃綠色、黑色蠟質物）、㈡オーイカーウ種（白色種、大莖糖）、㈢オーイデーン種（紅蔗、中莖糖、節間長し）、以上の內㈠と㈡が最も普通で、何れも在來種である。後者に屬するものは、㈠ナムプーン（ハチミツ種、莖紫色、黑色蠟質物）、㈡カーカイ（鳥の足種、莖が良く開いてゐる爲鳥の足種の名あり）、㈢新嘉坡種（エロー・カレドニアに類似す、中莖種）、何れも在來種であるが、新嘉坡種はその名の示す如く半島より傳來せるものと推定さる。是等の品種の收量・歩留等は地方に依て異り、濃度は何れも低いが、只

チョンブリー地方のみは比較的良好であるが、品種の改良等に關する努力は行はれたことなく何れも劣化してゐる。

栽培法　栽培法には直植・移植の兩法を見るが、共に畦條栽培である。チョンブリー縣にては蔗作園は二回鋤耕及耙耕を行ひ、畦條（間隔三呎半）には三呎每に穴を穿つて一穴三、四本宛甘蔗の梢を植ゑる。二、三呎に伸長すれば株の周圍は除草し、畝間を鋤耕する。本地方は全然降水によつて栽培され十―四月の間に植付け、十二箇月にて成熟する。一般に第二年目、時には三年目にも株出をなし、多くは無施肥にて栽培すると云ふ、尙首都附近にては地下水高き爲二三間每に排水溝を設ける。

生產高　チョンブリー縣の產蔗量は平均噚當り二五〇擔（英反當り三七〇噸）にて、この甘蔗より產する糖量は氣候及土地の良否により年々相異があるが一四―二一擔、普通一七・五擔（英反當り二・六噸、原料の七%）である。其の他の地方は栽培製糖共に粗朶にて、平均噚當り一五〇擔（英反當り二二・三二噸）の產蔗及七・五擔（英反當り一・一二噸、原料の五%）の產糖を普通とする。

蔗作適應性　世界糖產地と比較するに、當國の平均氣溫は爪哇と略々等しく、玖瑪・布哇・臺灣等よりは遙かに高い。唯最高最低の溫差は玖馬を除く右諸地よりも大であるが、最涼季の朝夕すら臺北の四月初の平均氣溫に等しく且つ涼期に收穫するやう栽培するが故に、氣溫上蔗作には大なる支障を見ない。但し爪哇其の他に比し發育期に於ける濕度が低いから灌漑設備の必要がある。土質も低地は粘土質にて耕作上不便であるが、各河川の中流以上は砂質の壤質壤土又は壤質壤土にて栽培に好適である。又風害なきことも「米作」に說述した通りである。

大規模の蔗作をなすには㈠簡易なる工事にて防水し得ざる洪水氾濫區域を避け㈡灌漑施設容易なる地方を㈢六陸性氣溫微弱にて海洋的氣候を有する南方近海地方を㈣道路設備一般に完備せぬが故に鐵道及舟運に便利なる地方を夫々選定するを要し、又㈤當國苦力の食料は普通雇主持であるから、甘蔗・米兩作に適する水利設備を有する必要がある。（「工業の部」及「稅

亞細亞及阿弗利加にて供給さるべく、如上の可能性より見て、當國にても政府の適當なる奬勵手段、農民の農業知識の進歩、交通の發達等と相俟つて將來廣面積の棉作を見ることゝ思はれる。

棉花の種類　暹羅に於ける棉花の種類は極めて單純で、㈠暹羅在來棉(*Gossypium hervaseum*)、㈡東埔寨棉(*Gossypium hirsutum*)、㈢樹棉(*Gossypium brasiliens*)の三種に分類することが出來るが、最も廣く栽培されてゐるのは在來棉で、次は東埔寨棉で、中部地方に多く、樹棉は北部のチェンライ地方に多い。暹羅の在來棉といふのは支那系統の棉花で、繰綿歩合は低く二四乃至二八%、繊維も稍粗剛で、長さ八分の七吋、棉の色に白色及カーキ色の二種がある。東埔寨棉は東埔寨地方の原産で、湄公河に沿ふた浸水地に現在も栽培されてゐるが、暹羅に於ても相當古くより栽培されてゐるものゝやうで、繰綿歩合三五%内外、繊維柔軟で、長さ一乃至八分の七吋、最も紡績性に富んでゐる。尚、在來棉及東埔寨棉を暹羅語でファイ・タイ(Fai-Tai)と呼び、樹棉をファイ・テーツ(Fai-Teef)と言つてゐる。樹棉と言ふのは多年性のもので、庭の周圍に數本乃至十數本栽培さるゝを普通とするが、稀に棉圃として栽培されて居り、チェンライ地方に多い。繊維は八分の七以下で短いが、細く柔軟である爲農民は手紡絲で二十番以上を紡いで居ると言ふ。以上の外、稀に印度棉が認められるゝが、是は政府が試作用として數回に亘り英領印度から輸入せるものである。

栽培法　棉花は北部、東部及中部暹羅の北部に栽培されてゐる。右の中高地にては雨期の初に土地を整理して點播し、約二尺に達すれば摘心する。播種後三箇月内外にて乾期に入れば最も成績良好である。二、三年株出を試みるものがあるが、病蟲害(一種の蚜蟲又は Red Back)等が甚だしい。低地にては普通雨期の終り河水氾濫中に藁及雜草を刈つて水中に沒入せしめ、務めて濁水を引き、減水するも鋤耕することなく其の上に播種する。密生すれば漸次に間引く。收穫は三―四月中に終るが、出荷は六月以降河川の增水を待つて水運によつてなす。

生産費　生産費の最高項目たる勞銀甚だ高き米國(日當り一弗二五仙―三弗)に於て、生綿の平均生産費は封度當り九仙―一四仙(米貨)であるから、農作勞銀甚だ低き(日當り食費込にて七五士丹―一銖當國に於て科學的に棉作すれば、生産費は著しく低廉なるべきは勿論である。尚地稅は噸當り三七士丹である。

栽培面積　暹羅に於ける棉作は前記の如く近來不振の一途を辿つて居るが、概して東北地方に多く、一九三三―三四年の統計に就て見れば六七・四%を占め、之に次いで北部地方が二一・二%、中部地方は七・九%に過ぎない。尚、最近五箇年の統計に依れば、東北地方中ナコーン・ラーチシマー州に於て激減して居り、中央地方は大體一進一退の傾向である。

州別棉作面積表　單位＝噸　出所＝暹羅統計年鑑

州別	一九二九―三〇	一九三〇―三一	一九三一―三二	一九三二―三三	一九三三―三四
アユタヤー	〃	〃	〃	三五	一八
バーチンプリー	〃	〃	〃	一〇〇	九〇
バーヤップ	一、九五六	一、三七四	一、一八七	二、〇〇七	五、六三二
ピサヌローク	一、八九二	二、五六九	一、三一九	八三九	一、八三九
ウドーン	四、二六一	四、七二六	四、七三五	五、一五二	一、一〇三
ナコーン・サワン(※)	〃	〃	〃	四〇	〃
ナコーン・チヤイシー(※)	〃	〃	〃	五五〇	〃
ナコーン・ラーチシマー	一〇、〇五〇	一〇、三一六	七、七二四	八、一二七	二、一四九二
ナコーン・シータムマラート	〃	〃	〃	二五	〃
ラーチブリー	〃	〃	〃	〃	八〇〇

(註)※一九三二年以後他州に併合さる。

收量　收量は河畔の沃地にて噸當り三瓲内外、其他の地は甚だ低率であつて、最近五箇年の全國平均噸當り收量は一・八八瓲内外である。產棉は一部を種子を取る爲繰綿とするが、他は實綿の儘販賣し、竹籠に入れて棒にて堅く壓搾して荷造りする。

主要州別棉花總產量及噸當收量表　單位＝瓲　出所＝同前表

州別	一九二九―三〇	一九三〇―三一	一九三一―三二	一九三二―三三	一九三三―三四
バーヤップ 〔總產量	五、五六五	一、七〇六	二、三三七	四、七二一	五、六三二
噸當り瓲	二、八四	一、二四	一、八〇	二、三八	一、五四
ピサヌローク 〔總產量	三、四二一	四、五二三	二、七三〇	一、八〇八	一、八三九
噸當り瓲	一、八〇	一、七六	二、〇七	一、二五	一、五四
ウドーン 〔總產量	九、四六〇	一〇、八七八	一三、三九	一二、一〇三	一二、一〇三
噸當り瓲	二、二二	二、三〇	二、七八	二、四〇	二、四〇
ナコーン・ラーチシマー 〔總產量	一九、八七八	二八、五七五	一三、七三〇	九、一二二	一四、九二一
噸當り瓲	一、九八	一、四〇	一、六八	一、二二	一、六八
全國計 〔總產量	三八、三一五	四五、五八二	三二、七〇六	三二、九四七	三一、九四七
噸當り瓲	二、一二	一、五七	一、九八	一、九二	一、九二

棉作奬勵計畫　我が三原博士は暹羅政府の囑託に依り調査の結果、將來百萬俵の棉花生產可能性を數字的に發表し、先づ第一期計畫として五箇年十萬俵の案を立て、同案は政府の承認を得、一九三六年度二〇八、一〇〇銖の豫算を計上した。即ち、棉作の收支調査に依れば、大體一噸當り一〇銖に上り、將來棉花の販路が確立すれば、自ら農民の棉作に轉向する者は相當多いことが豫想せられて居るが故に、奬勵事業は一方に於て生產の奬勵を行ふと同時に之と併行して販賣方法を確立する必要あり、その爲に政府監督の下に棉花會社を作り、繰綿工場を併設すると共に、スワンカローク(三〇、四八〇銖の豫算を以て約二百噸の試驗圃を有する棉作試驗場が設立さるゝことゝなつてゐる。尚、一九三六―三七年の豫算細目を見れば、次の如くである。

		銖
一、中央繰綿工場機械購入費	三〇、〇〇〇	
一、地方繰綿工場機械購入費	三〇、〇〇〇	
一、中央建設費	四五、〇〇〇	
一、地方工場建設費	一〇、〇〇〇	
一、中央工場諸雜費(人件費を除く)	六、〇〇〇	
一、地方工場諸雜費(同)	四、〇〇〇	
一、給與費	一五、六〇〇	銖
一、地方工場技術員十名	五、五〇〇	
一、種子代及分配費	一〇、〇〇〇	
一、棉作組合補助費	一、〇〇〇	
一、雜費	一、〇〇〇	
一、實綿買收費	六〇、〇〇〇	

(備考)棉作組合補助費は別に組合局に於て計上さるゝ爲本項はその一部補助に過ぎない。

因に、一九三七―三八年豫算に就て見るに、棉作奬勵費七九、一一〇鉄、機業促進費として六九七、四〇〇鉄が計上されて居り、本計畫が順調に進行しつゝあるを見ることが出來る。

輸出入高　産棉は殆ど國内消費に供せられ、大部分は栽培者から之を自・紡自織して耐久力ある粗布とし、地方消費に供して居り、唯ピサヌローク州に少量の輸出用生棉を生産するに過ぎぬ。當國産棉は繰綿・實綿共に産額を異にする長短强弱區々の繊維を混合し居り、輸出甚だ困難なる現狀にある。輸出綿は凡て盤谷より輸出される。

棉花年平均輸出價格表

摘要	一九二八―三一	一九二九―三〇
擔當り鉄數	一二七・八九	一四・八一七
指數	一〇〇・〇〇	一二五・六九

棉花・綿織製品輸入高表　出所＝遞羅貿易年報

摘要		一九三一―三二	一九三二―三三	一九三三―三四	一九三四―三五
棉花	瓩	三〇	一	四一六	八二
	鉄	三五	一	三〇八	一八
屑棉	瓩	四八、三二九	二四、三五六	二六、九六七	五七、二一五	五三、六三七
	鉄	一六、八九〇	七、九〇四	八、五一六	一七、三九二	一六、六七九
カポック	瓩	七、二五〇	二、一二〇	四、〇五一	二、七五六	七、九一二
	鉄	三、七四	九四三	一、七〇四	一、〇四八	三、三四
綿織製品（鉄）		二、〇八七、五七〇	一四、三〇七、三五六	一四、九五五、九三六	一七、一三二、八三三	一八、八六九、四六三
綿絲	瓩	二、七二五、五二二	四、二九九、九三五	二、六八三、三四	二、七五七、三四六	三、三〇二、五二四
	鉄	三、八〇一、三五八	四、三四六、六七四	二、五二七、七三三	二、八二二、九八六	三、三〇四、一二八
洋傘（絹製品を含む）	本	七七、五七〇	二五、七三四	二七、九一二	四〇、八六三	四八、七八四
	鉄	五七、六三四	一三四、九三七	一三三、三〇	一四四、三六七	一四九、三六六

九　煙草

産地　中部平原及半島には廣面積の栽培は見ぬが、然し到る處で不定作として栽培されてゐる。然し本作の最も旺なのはメナム・チヤオ・プラヤー及其の支流の上流地方（即ちパーヤップ州竝にナコーン・ラーチシマー州）に於ける河岸及洲の醗鬆肥沃なる沖積土にて、殊にパーヤップ州には稻刈入後の主要作物をなす。次いでピサヌローク州、ラーチブリー州等が重要である。

適應性及奬勵計畫　當國殊に北部諸州が良質の紙巻煙草を産出し得るは疑なく、外國の大煙草會社も當國に於ける試作園及工場開設の可能性を認めてゐる。農務局は比律賓の風土に馴した米國種三變種竝に直接米國及支那より夫々一變種を輸入し、㈠相當の標高ある地　㈡山麓傾斜面　㈢河流沿岸を選擇して先づチエンマイ地方三箇所に、次いでチエンライの北方に植付けて外國種の試作を行つた。その結果相當標高ある地として選ばれたドイステープ山側の高地が成績最も良好であつた。

右の如く國内各地に氣象・土質其他の條件が煙草栽培に好適なる地が多いことが確實になつたので、政府も農村副業として大々的に栽培奬勵に乘り出すことゝなり、同計畫の第一着手としてチエンライ縣に政府の煙草園を設立、之に米國産ヴアージニア種を栽培して、是を一般農民に配給すると共に、技術指導員を派遣して實地指導に當らしむることゝなり、一九三七年より實行に移すことゝなつてゐる。

栽培及産量　當國にては苗圃に種子を蒔いて苗を仕立て、二尺内外に達すれば移植する。移植後除草驅蟲等も行ひ、幼葉は喫煙草に、其の他は下葉よりかぎ、之を竹簀に並べて交互に天日及濕氣に曝す。當國の煙草作は多く農民の片手間栽培にて、栽培法及煙草の製法共に粗笨であるから、産品は餘り良質でないが、刈取・乾燥・貯藏等に今一層注意すれば、容易に英領印度・爪哇・ボルネオ産品に比して遜色なきものを産出し得ると云ふ。

州別煙草作狀況表　單位＝㎏　出所＝遞羅統計年鑑

州別		一九二九―三〇	一九三〇―三一	一九三一―三二	一九三二―三三	一九三三―三四
アユタヤー	栽培面積	四〇三	四五〇	四〇〇	九〇三	五八一
	産量	四〇三	三五	四四六	一一〇	一二〇
	噸當り産量	一・〇〇	〇・七四	一・一一	一・二九	一・九〇
パーチンブリー	栽培面積	一九〇	二三五	九六五	一一二九	二六八
	産量	二三五	六三九	一、九三〇	一、〇四七	二三五
	噸當り産量	一・一八	二・八四	二・〇〇	〇・九三	〇・八四
チヤンタブリー（※）	栽培面積	六〇	一〇〇	一〇〇		
	産量	四八	〇・八〇	〇・八〇		
	噸當り産量	〇・八〇	一四、五六八	一一、三九		
パーヤップ	栽培面積	一五、〇七〇	一八、六一八	二三、一〇一	一一、三九	一一、六二
	産量	一七、五四四	二三、五四一	一八〇、一四	一九、九三二	一七、三
	噸當り産量	一・一六	一・二九	一・六二	一・七三	一・六五
ピサヌローク	栽培面積	九、七三一	九、九〇	九、八六三	一三、八六一	一三、八六一
	産量	一一、七一	五、七八一	一三、三九五	二六、二二二	二六、二二二
	噸當り産量	一・二五	〇・九七	一・四四	一・九〇	一・九〇
ウドーン	栽培面積	四、五三四	三、八三二	三、九四二	三、〇九九	四、四三六
	産量	四、四二六	三、九七二	九、七四二	二、四七	一、六五
	噸當り産量	一・〇六	一・〇五	二・四七	一・三三	一・三三
ナコーン・サワン（※）	栽培面積	一〇三七	一〇三七	四〇三一	二一〇〇	一二九四
	産量	一〇三七	一〇三七	四〇三一	二一〇〇	一二九四
	噸當り産量	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
ナコーン・チヤイシー（※）	栽培面積	四、二〇五	四、二〇五	四、二〇五	四、二〇五	四、二〇五
	産量	四、二〇五	四、二〇五	四、二〇五	四、二〇五	四、二〇五
	噸當り産量	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇

（註）※諸州は一九三二年以降夫々他州へ合併された。

國内消費及輸出入　遞民は甚だ喫煙を好み、老幼男女の區別なく愛喫する。故に國内消費は莫大にて、國内産の大部分は勿論年々多量の支那及米國産品を輸入して消費する。往昔は上下共に國産品のみを喫用した。國産品は一般に味辛烈であるが（土人は却つて辛烈なのを好む）、ペチャブリー及カーンブリー兩縣（ラーチブリー州）の産品は稍良質にて、宮廷用に供せられつゝある。大體の傾向としては優秀なる外國産品に壓倒され、自國産品は僻地の村民により専ら需要を見つゝあるが、一方如何にも奇異とするは、年々少量の煙草を盤谷より輸出しつゝある事である。因みに遞羅に於ける煙草業はブリティシュ煙草會社の支配する處である。

煙草輸出高表　出所＝遞羅貿易年報

摘要		一九三一―三二	一九三二―三三	一九三三―三四	一九三四―三五	一九三五―三六
連年對照	擔	一〇、一四六	六〇一九	七、三五六	七、三五九	＊八〇七
	鉄	三四五、〇九九	一九八、四九七	一九七、六三三	三九二、九二八	二三六、九二八

仕向地(一九三一三六年)　新嘉坡　馬來諸州　香港　其他　計

數量(噸)　七八七七　一〇二　三九　八、〇九六

煙草年平均輸出價格表　出所＝暹羅統計年鑑

摘要	一九二六—二九	一九三〇	一九三一	一九三二
擔當り銖	一九二七—二八	一三〇	一三一	一三三
指數	一〇〇·〇〇	五九·八五	六〇·〇七	五五·〇三

煙草輸入高表　出所＝暹羅貿易年報

A 連年對照

種別		一九三一三三	一九三二三四	一九三三三五	一九三四三六
葉卷煙草	瓩	四二〇、四四	二六、八九一	一〇、五二七	二二、七八五
	銖	九四、九四五	五八、一八四	三〇、八一七	四七、二八九
紙卷煙草	瓩	二、〇三五、一一五	一、八九四、八〇五	二、〇二三、九〇五	二、一〇四、〇八六
	銖	四、三一二、五八五	四、一〇二、三五〇	四、一七九、五二八	四、五四九、一三〇
製造煙草	瓩	二一九、三六九	三四、五六八	二一〇、四一六	四、六四八、一四九
	銖	大七、八四〇	大七、一六七	三四、九一二	九、〇四〇
未製造煙草	瓩	二、八四四、七九五	二、五四四、八〇七	五、九七一、二四	五、四〇九、二四五
	銖	二五三、〇八〇	二四四、三一二	大四一、四四五	五四六、九一〇

B 仕出地別(一九三五—三六年)　單位＝瓩

仕出地	葉卷煙草	紙卷煙草	製造煙草	未製造煙草	計
緬甸	九四	—	二	一一〇	一一〇
支那	—	—	六三六	一〇八、二四〇	一〇八、八七四
佛蘭西	—	一〇八三	一	一〇八	一〇八、四
香港	二〇、七五七	大三、九七八	三、六七三	五六、三六七	一四六、七七五
和蘭	一四	一九、九五	二五四	—	九八二
領印度	一、九八五	—	七	一八一	二、三五四
彼南	一〇	二、七五三	二〇八	三〇〇	二、九八〇
新嘉坡	一九	二、七五八	四〇、五四一	一三	四二、五四一

一〇 胡麻

産地及收量　本作は近來大いに奬勵され、其の面積も逐年增大しつゝある。アユタヤー、ピサヌローク州最も盛にして、全産量の過半を産出する。次いでラーチブリー州も著量の産量を示してゐる。ラーチブリー、其の他の州にては時として年初に米田に栽培され、米作に差支へない樣に收穫する。

州別胡麻作面積表　單位＝噸　出所＝暹羅統計年鑑

摘要		一九二九—三〇	一九三〇—三一	一九三一—三二	一九三二—三三	一九三三—三四
アユタヤー	栽培面積	八〇〇	七九二	五四七	一、八五四	八一一
	噸當り產量	四、六〇〇	七九二	五四七	二、三五九	三、五〇九
	擔	五七、五〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
パーチンブリー	栽培面積	一、〇七七	二九三	四三三	九九〇	七一〇
	噸當り產量	六、四〇一	八七六	四三〇	三、九六〇	三、〇六一
	擔	五七、九一	一、〇三	一、〇三	四、〇〇	二、九九
チャンタブリー(※)	栽培面積					
	噸當り產量					
	擔					
パーヤツプ	栽培面積	七六五	一、七九九	一、九四四	一、九四一	一、九四
	噸當り產量	一、四〇一	一、〇九	一、〇九	一、〇九	一、〇九
	擔	一、九一四	一、九六六	一、九六六	一、九六六	一、九六
ピサヌローク	栽培面積	一、八二三	一、八五三	一、八五三	一、八五三	一、八五三
	噸當り產量	一、九六六	一、〇八	一、〇八	一、〇八	一、〇八
	擔	一、九六六	一、〇八	一、〇八	一、〇八	一、〇八
ウドーン	栽培面積	八四〇	八七八	五四一	五四一	二一一
	噸當り產量	八四〇	八七八	五四一	五四一	二一一
	擔	八四〇	八七八	五四一	五四一	二一一

摘要		一九二九—三〇	一九三〇—三一	一九三一—三二	一九三二—三三	一九三三—三四
ナコーン・サワン(※)	栽培面積					
	噸當り產量					
	擔					
ナコーン・チヤイシー(※)	栽培面積					
	噸當り產量					
	擔					
ナコーン・ラーチシマー	栽培面積	六三四	一、七二四	一、七二四	一、七二四	四三三
	噸當り產量	七二八	一、〇七	一、〇七	一、〇七	五二五
	擔	一、一五	一、一二	一、一二	一、一二	一、一二
ナコーン・シータムマラー	栽培面積	九四	一九	四四	四四	四四
	噸當り產量	一〇〇	一〇·一〇	一〇·四八	一〇·八九	一〇·八九
	擔	九四	一九	四四	四四	四四
ラーチブリー	栽培面積	一、一一六	三三三	一、二二三	一、二二三	一、二二三
	噸當り產量	一、六九六	四五五	四五三九	四五三九	四五三九
	擔	一、四四五	一、四一	一、五八	一、九三	一、九五
全國	栽培面積	七、九〇九	五五二〇	四、八一六	四、八三五	二、九七九
	產量擔	一、九〇九七	六三〇六	七、一七一	一、六八二三	一、六八二三
	噸當り產量擔	二·四一	一·四九	一·七四	一·七四	一·七四

(註)　※一九三二年以降夫々他州へ併合。

消費及輸出　當國産には白胡麻及黑胡麻の二變種があり、未製壓搾器を用ゐ手力又は畜(牛)力にて油分を搾取して料理用(殊に椰子油の得難き地方にて)に供し、殘滓は家畜の飼料又は窒素肥料とする。大部分は國內にて消費されるが、少量は支那に輸出され、菓子の原料に供せられる。

胡麻輸出高表　出所＝暹羅貿易年報

摘要	一九三一三三	一九三二三三	一九三三三四	一九三四三五	一九三五三六
數量(擔)	一九四	四五	一五〇	—	二〇八
價額(銖)	一、四七九	一、九四	一、二五〇	一、二五〇	五四、三四一

(備考)　全部盤谷より輸出、一九三五—三六年の仕向先は新嘉坡(八、〇五九擔)、香港(四〇九擔)、日本(一四〇擔)等であつた。

一一 荳類

當國には數多の變種が栽植され、少數は輸出せられるが、輸出種中最も重要なのは南京豆(*Arachis hypogea*)小豆(*Phaseolus radiatus*)豇豆(ササゲ)(*Vigna sinensis*)大豆(*Glycine max*)等にて、ラーチブリー、ナコーン・シータムマラート、ナコーン・サワン諸州が最も多量に産出する。通常雨期の初に播植して翌年一—二月大豆—三、四月に收穫され、大部分は菓子及豆腐の原料として國內にて消費され、一部を輸出する。

尙、チェンマイを中心とする北部暹羅一帶に於ける大豆の栽培は近年著しく、增大の傾向にあり、一九三四—三五年度收穫三千銖、一九三五—三六年度五千銖であつたのが、一九三六—三七年度には一躍一〇萬銖に激增したと報告(盤谷タイムズ紙)されてゐる。

州別荳類栽培狀況表　出所＝暹羅統計年鑑

摘要		一九二九—三〇	一九三〇—三一	一九三一—三二	一九三二—三三	一九三三—三四
アユタヤー	栽培面積	八九一	三五五	一、五一三	三〇〇	三五三
	產量擔	二、一四三	三、五三	三〇〇	三〇〇	三〇〇
	噸當り產量擔	二·四〇	一·〇九	一·九九	一·〇〇	一·〇〇
パーチンブリー	栽培面積	二、〇七一	一、五二八	八、六三五	八、六三四	七、三八
	產量擔	二、〇七一	一、五二八	八、六三五	八、六三四	七、三八
	噸當り產量擔	一·〇〇	一·〇〇	一·〇〇	一·〇〇	一·〇〇
チャンタブリー	栽培面積	四〇一	五七九	五七九	五七九	五七九
	產量擔	四〇一	五七九	五七九	五七九	五七九
	噸當り產量擔	一·〇〇	一·〇〇	一·〇〇	一·〇〇	一·〇〇
パーヤツプ	栽培面積	一、三三四	四、六八九	一、三四九	一、三四九	一、三四九
	產量擔	一、三三四	四、六八九	一、三四九	一、三四九	一、三四九
	噸當り產量擔	一·〇〇	一·〇〇	一·〇〇	一·〇〇	一·〇〇
ピサヌローク	栽培面積	一、四九七	一、三五一	一、三五一	一、三五一	一、三五一
	產量擔	一、四九七	一、三五一	一、三五一	一、三五一	一、三五一
	噸當り產量擔	一·〇〇	一·〇〇	一·〇〇	一·〇〇	一·〇〇
ウドーン	栽培面積	一〇八九	四、六八九	一、三四九	一、三四九	一、三四九
	產量擔	一〇八九	四、六八九	一、三四九	一、三四九	一、三四九
	噸當り產量擔	一·〇〇	一·〇〇	一·〇〇	一·〇〇	一·〇〇
ナコーン・サワン(※)	栽培面積	八九一	三五一	一、五一三	三〇〇	三五三
	產量擔	二、一四三	三、五三	三〇〇	三〇〇	三〇〇
	噸當り產量擔	二·四〇	一·〇九	一·九九	一·〇〇	一·〇〇

ナコーン・チヤイシー(※)	栽培面積	噸	二、六九九三	一、六八三	二、二九一						
	産量	擔	一七、一七六	五、七〇	八、〇三〇						
	噸當り産量	擔	五、七四	三、四四	三、五〇						
ナコーン・ラーチシマー	栽培面積	噸	九三八	一、三一	一、三五	九三九	一、三七	一、三八	一、三七	一、三四	
	産量	擔	一、三一	一、四〇	一、七〇	一、八七	一、九六	二、一九	二、一七	二、一四	
	噸當り産量	擔	一、四〇	一、一一	一、一一	一、九二	一、九四	二、一四	二、一七	二、一四	
ナコーン・シータムマラート	栽培面積	噸	一、七八六	二、四五一	二、一〇九						
	産量	擔	五三、一九	七、五一八	九、九二八						
	噸當り産量	擔	二九、八	三〇、九	三〇、一						
ラーチブリー	栽培面積	噸	三、八五四	二、五五五	二、五五〇						
	産量	擔	一、九八一四	一、二八四	九、六三八						
	噸當り産量	擔	五、一四	四、九九	三、七〇						
パタニー(※)	栽培面積	噸	一、一一九	五七九	四五五						
	産量	擔	一、八三八	一、二三	一、二四						
	噸當り産量	擔	一、六四	一、九六	二、四						
プーケツト(※)	栽培面積	噸		北八四	五五六						
	産量	擔		一、〇九	一、〇九六						
	噸當り産量	擔		一、三五	一、九七						
全國計	栽培面積	噸	一〇、二〇四	一〇、四九八	一一、一四						
	産量	擔	八六、八三三	六〇、六〇七	九四、一九七						
	噸當り産量	擔	四、三〇	五、九六	八、二四						

(註) 各州は一九三二年以降夫々他州に併合された。

荳類輸出高表

出所‖暹羅貿易年報

量額	一九三一―三三	一九三二―三四	一九三四―三五	一九三五―三六	
數量(擔)	三、五四五	三、八四二	三、六三一四	五、六九一	
價額(鉄)	一六、三三〇	二〇、三三三	五四、八九二	九四、一四〇	二四二、七八
仕向地(一九三五―三六年)新嘉坡	彼南	印度	香港	計	
數量(擔)	二、二〇一	一、九八七	五三六	五、六九一	

(備考) 一九三五―三六年に於ける仕出港別輸出量は夫々鰲谷四、七二一擔、ナコーン・シータムマラート九二七擔、プーケツト四〇擔であつた。

荳類年平均輸出價格表

出所‖暹羅統計年鑑

摘要	一九二六―二八(一九二七―二八)平均	一九二九―三一	一九三〇―三二	一九三一―三三	一九三二―三四	一九三三―三五
擔當り鉄指數	七、九三五	八、五六二	九、四二二	六、九九九	四、五七八	五、二六四
	一〇〇・〇	一〇七・二〇	一一八・七五	八八・二〇	五七・九九	六六・三四

摘要	一九二七―二八平均	一九二九―三一	一九三〇―三二	一九三一―三三	一九三二―三四	一九三三―三五
擔當り鉄指數	七、九三五	八、五六二	九、四二二	六、九九九	四、五七八	五、二六四
	一〇〇・〇	一〇七・二〇	一一八・七五	八八・二〇	五七・九九	六六・三四

一二 胡椒

胡椒栽培は當國にて最も古き農業の一で、本品は古くより重要なる輸出品をなし、一七、八世紀頃には王室よりの海外使節は之を進物として持參し、本品貿易の獨占權は外商間に常に係爭の原因となつたものである。當時本品の産量は三千噸を超えたものゝ如く、爾後政治上の變革及市價の變動に應じて一興一廢、時には其の倍量を産出し時には殆ど産量皆無の狀態を經つゝ今日に及んだが、最大栽培地であるチヤンタブリー地方に於て、近年種々の病害蟲蔓延に加へて市價の漸落と外國品の競爭とは非科學的栽培及製品調製の不注意と相俟つて、近年砂糖と衰運を共にしつゝある。

産地 栽培面積の殆ど全部はチヤンタブリー州にあり、殘餘六%のみがプーケツト及ナコーン・シータムマラート兩州にある。而も後者二州は護謨に壓倒されて漸減の傾向にある。

栽培 當國にては胡椒は一般に乾期中灌漑の利便ある地方にて、甚だ疎鬆にして微細なチヨコレイト色の紅土（當國にては斯る土壤は一般に肥沃である）に栽培される。先づ雨期に蔓の上部を二呎―二・五呎の長さに切取り、之を二米置きに樹立した支柱に相對して二本宛植付け、枯葉で日覆をする。栽培園は栽植前二、三呎の深さに掘返して置く。灌漑の便があれば高さ一・五―二呎の畦條となして植ゑ、畦間に水を引く、收穫は三年目よりなし、摘取は一年一回一―四月の間に行ふ。栽植後六年目より收量が多くなり、爾後六年間は豐産する。收穫後は中耕し、堆肥を施す。

病蟲害 本業の重大なる脅威は *Fusarium wilt* 類似の菌にて、其の被害は殊に低地に於て甚だしく、從來多數の栽培園が完全に被害を蒙つた。次いで幼果及花の汁液を吸ふ black bug (*Blasnogaithus* sp.) も廣汎なる被害を與へることがある。故に Kapiet (*Stemona collinsae*) と稱する野生植物の根又は煙草の浸出液を撒布する等是等病害蟲の豫防驅除には愼重なる注意を拂つてゐる。

栽培費 本業は激勞を要しない代りに緻密なる注意を要する點等本邦人に好適なる園藝の一である。この點は遲民には不適にて、現今は殆ど支那人移民が本業に從事してゐる。噸當り栽培費を見積れば(一)森林伐採及燒拂費八銖 (二)切株掘起し費一二銖 (三)耕耘費（一尺以上に深耕）八銖 (四)苗木八百本代六―一〇銖 (五)支柱四百本代四〇〇銖、計四三六銖（「暹羅國情」に據る）となるが、支柱は胡椒の壽命たる一〇―一五年間取代へる必要なき堅木たる必要がある。因に蘭印には支柱としてカポック、ダダプ (*Erythrina indaia*) 等の樹木を利用して噸當り二七〇柱（噸當り支柱代一〇―一五銖）となし、而も壽命は當國の胡椒より平均五年長く、産量・農具・勞費等は等しいから、生産費は當國の約半額に過ぎぬと云ふ。

産量及輸出高 産量は中年樹にて百柱當り黑胡椒一擔にて、收穫すれば仲介人は輕重によつて之を分ち、未熟の實は其の儘販賣し（所謂黑胡椒）、成熟十分なるものは一、二晝夜清水に浸して後水を切り、蓆を俺うて醱酵させ表皮軟化すれば桶に入れて踏み、數回水を代へて晒したるを乾燥せしめて白胡椒とする。白・黑兩種共に袋に詰めて（白・黑夫々一袋約一・五擔及一擔詰）輸出又は地方に販賣され、歐洲市場にては暹羅胡椒として著名である。

州別胡椒栽培面積表

出所‖暹羅統計年鑑

摘要		一九二六―二七	一九二七―二八	一九二八―二九	一九二九―三〇	一九三〇―三一	一九三一―三二	一九三二―三三	一九三三―三四
バーチンブリー	栽培面積	噸						八、六〇一	六、七〇一
	産量	擔						三八、九一〇	一六、九六五
	噸當り産量	擔						四・五	二・四
チヤンタブリー(※)	栽培面積	噸	一二、六三一	一二、九七					
	産量	擔	四五、四七六	五〇、八五九					
	噸當り産量	擔	三、六二	四、一					

一三 其他の藥味用植物

薯椒 當國には大は綠色の辛味少き Prik Yuak より小は赤色辛烈なる Prik Ki Nok に至る多種多樣の薯椒を栽培してゐる。薯椒は普通森林開墾地に栽培されスワンカローク、サラブリー、コーラート、ナコーン・ナーヨク等の諸地方には最も廣面積の栽培園を見る。

メバウキ（暹名 Maangla'-Klook：マーンクラークルーク *Ocimum basilicum*） 當國一般に栽培され、主として飲料糖菓等の藥味とし、水中にては膨脹して粘液質塊となる特

性がある。輸出品は凡て南部暹羅で栽培される。

其他　生姜・肉豆蔻・罌黄・カチヤイ（*Kachai: Kaempferia Pandurata*）カー（*Kha: Alpinia stamensis*）等の薬味植物も栽培されてゐる。前二者の栽培は首都附近、ナコーンチヤイシー州、コーラート縣、プリーラム縣等に盛にて、後二者は野生のものよりも採取する。

乾蕃椒・メバウキ實輸出高表

出所＝暹羅貿易年報

摘要	一九三一―三二	一九三二―三三	一九三三―三四	一九三四―三五	一九三五―三六
乾蕃椒（噸）	一〇三九	五、一二五	一七、二三三	一七、一二三	一五、四一五
〃（錢）	一三、六三九	四、一九七	一九五、九五九	二四七、六一七	一五六、二一八
メバウキ實（噸）	一、六四二	一、二三五	六、一四四	一、三五〇	一、八三九
〃（錢）	一三、九三七	一二、四八五	六一、一六六	一二、三五〇	一〇、九五一

（備考）一九三五―三六年度輸出量中乾蕃椒は殆ど盤谷（約七〇％）より仕出されて、主として新嘉坡及彼南へ、メバウキ實は全部盤谷より仕出され、新嘉坡及香港へ仕向けられた。

薬味類輸入高表

出所＝同前表

A 連年對照

摘要	一九三一―三二	一九三二―三三	一九三三―三四	一九三四―三五	一九三五―三六
數量（瓲）	五、四〇二	五、五〇三	四、九二六	四、六三三	四、五三九
價額（錢）	六六七、二九五	五九七、五八八	四七五、九二〇	四五九、七一八	五二四、三七一

B 仕出地別

仕出地	數量（瓲）	仕出地	數量（瓲）
馬來諸州	二、四〇〇	日本	二七、三六〇
支那	三、五三四	香港	二四四、八〇一
東阿弗利加	三三、一二八	印度	二四、四三五
彼南	一七五、四九五	新嘉坡	四五〇、〇七四

（備考）仕入港は主として盤谷である。

一四　其他の農作物

1　玉蜀黍

玉蜀黍の小栽培園は全國到る處に目撃され、下記政府の統計よりも尚遙に大面積に亘るものと推定される。ジヤングル開墾地に陸稲を栽培する者は之を間作するし、各村民は土質好適なれば必ず小面積の栽培をなす。ナコーン・ラーチシマー州は本作面積に於て頭角を現はし、ナコン・シータムマラート、ウドーン州等も之に亜いで盛である。暹民は上下共に日常之を食用するが、殊に未熟の軟粒を賞味するが故に收量は著しく低い。

州別玉蜀黍栽培狀況表

出所＝暹羅統計年鑑

摘要		一九二九―三〇	一九三〇―三一	一九三一―三二	一九三二―三三	一九三三―三四	一九三四―三五	一九三五―三六
クルンテープ	栽培面積 噸	九〇	五五	三一六	四七七	二二一		
	產量 擔	三一〇	一六五	三一〇	一七三〇	一、六六		
	噸當り產量 擔	一、四四四	一、三〇〇	一、〇〇	四、八八	一、六六		
アユタヤー	栽培面積 噸	一、九七七	一、九七七	一、七六七	一、五三五	一、三五九	一、三五九	一、八三九
	產量 擔	二、六四二	二、六四二	二、〇三六	一、七四〇	一、三五〇	一〇、九二一	
	噸當り產量 擔	一、九二	一、九二	九一、四〇〇	四一、六〇	三一、〇〇		
パーチンブリー	栽培面積 噸	一、六三七	一、六三八	一、七五八	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇
	產量 擔	一、九三七	一、九三七	一、九三四	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇
	噸當り產量 擔	一、八八	一、八八	一、八八	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
チヤンタブリー（※）	栽培面積 噸	一、六五〇	一、六五〇	一、六五〇	一、六五〇	一、六五〇	一、六五〇	一、六五〇
	產量 擔	二、七五	二、七五	二、七五	二、七五	二、七五	二、七五	二、七五
	噸當り產量 擔	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
バーヤップ	栽培面積 噸	四、四八八	四、四八八	四、四八八	四、四八八	四、四八八	三、六七〇	三、六七〇
	產量 擔	二、二四二	二、二四二	二、二四二	二、二四二	二、二四二	二、二四二	二、二四二
	噸當り產量 擔	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇
ピサヌローク	栽培面積 噸	二、八二二	二、八二二	二、八二二	二、八二二	二、八二二	二、八二二	二、八二二
	產量 擔	一、八九	一、八九	一、八九	一、八九	一、八九	一、八九	一、八九
	噸當り產量 擔	一、八二	一、八二	一、八二	一、八二	一、八二	一、八二	一、八二
ウドーン	栽培面積 噸	五、二三九	五、二三九	五、二三九	五、二三九	五、二三九	五、二三九	五、二三九
	產量 擔	二、四二〇	二、四二〇	二、四二〇	二、四二〇	二、四二〇	二、四二〇	二、四二〇
	噸當り產量 擔	一、〇一六	一、〇一六	一、〇一六	一、〇一六	一、〇一六	一、〇一六	一、〇一六
ナコーン・サワン（※）	栽培面積 噸	二、三三四	二、三三四	二、三三四	二、三三四	二、三三四	二、三三四	二、三三四
	產量 擔	四、八八一	四、八八一	四、八八一	四、八八一	四、八八一	四、八八一	四、八八一
	噸當り產量 擔	二、一二	二、一二	二、一二	二、一二	二、一二	二、一二	二、一二
ナコーン・チヤイシー（※）	栽培面積 噸	一、九六六	一、九六六	一、九六六	一、九六六	一、九六六	一、九六六	一、九六六
	產量 擔	四、一五四	四、一五四	四、一五四	四、一五四	四、一五四	四、一五四	四、一五四
	噸當り產量 擔	二、一二	二、一二	二、一二	二、一二	二、一二	二、一二	二、一二

（※）一九三二年以降夫々他州へ併合。

2　自豆蔻

産地及栽培狀況―白豆蔻（又は小豆蔻―暹名クラワーン）は暹羅の諸地に發見される臺料の數種より産し野生樹竝に栽培樹の孰れよりも採取される。主産地はパーチンブリー、チヤンタブリー、バターニー、ウドーンの四州にて、パーチンブリーの州の小面積及チヤンタブリー州にては *Amomum brevivath* を栽培し、下表中ベスト・カルダモン（白豆蔻）の大部分は本種より採取される。又野生白豆蔻（ベスターード・カルダモン）は殆どウドーン州より供給を仰ぎ、バターニー州にも一種の野生種（本種は小面積の栽培を見る）より本品を採取してゐる。栽培は林中にてなし、下生を清掃して樹間に栽培する。

生産高及輸出高―野生白豆蔻の貿易は今日其の極限に達してゐるが、栽培面積は需要次第にて増大し得る。産量には近時著しき變動があるが、良價を望んで供給を手控へることもこの變動の一因をなすこと、思はれる。

白豆蔻輸出高表

出所＝暹羅貿易年報

品別		一九三一―三二	一九三二―三三	一九三三―三四	一九三四―三五	一九三五―三六
白豆蔻（ベスト・カルダモン）	擔	七二六	一〇一八	一〇七五四	一、一七九	八九九
	錢	八〇、九一三	一一三、七四四	一〇、九五〇	一一、一一三	一〇、一〇七
野生白豆蔻（ベスターード・カルダモン）	擔	五、七二〇	八四、一一三	一〇、一〇八	一、四一三	八三、〇〇七
	錢	七〇、二九	一、一九五	一、一九五	一、一九五	一、一九五
（備考）例年殆ど全部盤谷より香港へ仕向けられる。		一、〇〇〇、〇三一	一二、八六七	一二、八六七	一二、八六七	一二、八六七
		出所＝暹羅統計年鑑				

3　茶

茶は北部に土生し、アッサム茶及支那茶の産樹と同一種なる Miruse (*Camellia theifera*) より採取する。同樹は北緯一七度一〇分以北にて海拔六百米以上の赤色壤土に主として野生し又は栽培される。栽培には深さ二、三吋の穴を掘つて種子を落し、發芽して約二米に達すれば摘葉を始める。成樹は普通五、六米であるが、中には八、九米に達するものを見る。年二回周圍の雜

草及下生を清掃する外手入を行はぬを常とする。年四回即ち六、八、十、十二月に若葉のみを摘取し、之を一握宛の小束とする。次に之を其の儘蒸し、冷却すれば束を解いて竹筒又は芭蕉葉を敷きたる籠に詰め、一箇月放置すれば製品となる。產茶は摘葉の時期により(一) Miang Klang (六月摘酸苦に過ぎて一般に嗜好されぬ) (二) Miang Hua Pi (六月摘酸苦に過ぎて一般に嗜好されぬ) (三) Miang Mue (十二月摘 同) の四品位に分類する。所謂ミアンにて、丸き球とし普通鹽又はニンニクと共に咀嚼する。暹羅は宗教の關係上飲酒の風少いのと、他面多數の僧侶ある爲喫茶の風が盛んで、ミアンの內國取引は甚だ著量に上り、北部にては米及木材に亞ぐ重要商品にて、年產量三千萬束(四〇萬錢)を遙に超えるものと見積られ、盤谷へ少量移出される外、陸路を緬甸にも少量輸出される。因に當國は年々乾燥茶葉、粉茶合せて八十萬瓩內外を輸入するが、國內にて之を自給し得る十分なる可能性あるものゝ如くである。

茶輸入高表　出所＝暹羅貿易年報

A 連年對照

別	一九三一―三二	一九三二―三三	一九三三―三四	一九三四―三五	一九三五―三六
茶葉 瓩	七五三、〇九八	五九三、一六五	五九三、一四三	六六八、七一四	四、六七四、四九三
茶葉 錢	八〇五、七六	五四八、二六五	五九八、三八九	六四九、四一六	二八五、九〇
粉茶 瓩	一四四、一五	一三六、八〇五	二三、七〇八	一九、二四〇	一〇二、八〇
粉茶 錢	一〇三、二七六	八八、三四三	一二、二九二	一九五、二三九	一七、七〇四

單位＝瓩

B 仕出地別(一九三五―三六年)

	新嘉坡	彼南	錫蘭	支那
茶葉 瓩	一、九三〇	九二五	三一、三七八	三一、三八二
茶葉 錢	四四、一二三	五五、一〇五	二八、四七〇	三三、一

	蘭領印度	香港	日本	其他	計
茶葉 瓩	一〇、二〇〇	三四〇、一九九	三六、三六三	一〇、三五一	六六八、八三四
茶葉 錢	三三、九〇九	八四	一七、四九九	二九三	一七、七〇四

4 其他

當國は苟も熱帶植物にして栽培に適せぬものなく、上記の外多種多樣の農產物を栽培するが、就中比較的重要なるものを列擧すれば次の如くである。

芭蕉實　芭蕉實の栽培は益々重要なる農作となりつゝあり、南部暹羅が最も盛である。多數の變種を栽培してゐるが、最も廣汎に栽培されるのは Khei Nam Wa である。本種は最善の食卓用果ではないが、產樹は强健にて耐旱力强く、果實は甚だ美味にて陽干用にも最良である等、諸種の利點を有す。產果は凡て國內消費に供せられる。

玉葱　玉葱はナコーン・チャイシー及ラーチブリー州に大面積の栽培を見、年々著量を新嘉坡及馬來諸州に輸出してゐる。

蓮　蓮(*Nelumbo nucifera*)は國中到る處に栽植され、花瓣は煙草卷紙用に根及實は食用に供す。併し輸出を見るは果實のみにて、殆ど新嘉坡及支那に輸出される。

其他の果實　當國產果實中主要なるは先づマンゴーにて、數多の變種があるが、其の中靑白黃色の果肉の靑い Ok rong が最も著名である。次いで柑橘類があり、小はカレー又は淸凉飮料に供するライムより大は朱欒に至る數多の變種を見る。殊にナコーン・チャイシーは無核朱欒の產出を以て世界に名を馳せ、年輸出額は六〇萬錢を超えてゐる。伊太利のライム及ライム汁の輸出禁止により英國は柑橘類の大なる不足を來してゐる今日、商業的規模のライム栽培は一顧の價値あるものと思へる。

其の他ドリアン、鳳梨、マンゴスティーン、木瓜、良質の西瓜、タマリンド、ヂャツクフルート、ブレツドフルート、蕃荔枝、椰拔、安石榴、カトーン(暹名)、荔枝、韶子(馬來名ラムブータン、暹名ルークゴ)、馬來アップル(暹名チョムプー)、カラムボラ(暹名マフーン)、ランサツト、ルークワー(暹名)、マプラン(暹名)、マファイ(暹名)、サラ(暹名)、ラムト(暹名)等當國に產する果實は枚擧に遑なく、首都附近に於ては手入さへ十分なれば果樹園も相當有利なる事業であると云ふ。

蔬菜　首都附近には廣面積の市場向蔬菜園があり、主として支那人の經營に係る。斯かる菜園にて栽培せる野菜には上述の外トマト、茄子、ヤマイモ、蒸菜の根、甘藷、大根、キヤベツ等甚だ種類に富む。北部にては涼期には歐洲產の野菜及草花を栽培し得るが、南部暹羅にては良成績でない。

果實・玉葱・蓮實輸出高表　出所＝暹羅貿易年報

A 連年對照

別	一九三一―三二	一九三二―三三	一九三三―三四	一九三四―三五	一九三五―三六
果實 朱欒 箇	六三三、九七七	六、四二三、三〇四	五、〇五〇、一三六	四、六七四、四九三	
果實 朱欒 錢	四六七、六三八	三九四、一三七	四二八、七七四	二八五、九〇	
果實 其他(錢) 瓩	一四三、四〇七	八三、五五八	二七、五六〇七	一〇三、九〇八	
果實 其他(錢) 錢	九一、一〇四五	五四一、七七九	三六九、七九二	一四八、八八八	

品別	一九三一―三二	一九三二―三三	一九三三―三四	一九三四―三五	一九三五―三六
野菜 生 瓩	九九八、〇六三	七、七四〇、一六七	一、二六八、七五二	八、三四七、八一三	八、〇三一、〇四〇
野菜 生 錢	四四七、〇三九	三一五、七八七	三五、〇九八一	四〇九、〇一六	四五九、五五五
野菜 乾 瓩	一一、三一、九四四	一〇、三一、九六九四	九、九八四、七七七	一〇、〇三九、二九	一〇、二〇九、六九九
野菜 乾 錢	一、九九一、七一五	一、三五五、八六〇	一、三六〇、五六六	一、四四一、〇一五	一、五一四、二七二
果實(鐘・罐詰を除く) 瓩	五、六二七、〇三三	五、一〇〇、〇八七	四、二九二、九三五	五、一五三、九三三	五、四四九、七八一四
果實(鐘・罐詰を除く) 錢	七四五、六七五	六三三、七一九	五三六、五三四	六一〇、五八九	六三六、七九三

玉葱 瓩	一二、六五四、九	一八、九、五一四	一八、九、九八	一六〇、六一二	
玉葱 錢	三五九、五〇五	三四七、七八八	四二、七二九	四四九、五〇七	三六〇、一〇八
蓮實 瓩	六二六	一、二五九	一、五五二	一、九二五	二、一〇五
蓮實 錢	二一〇五	三一、六二〇	三八、四七	三八、〇〇九	三七、九二四

仕向地	果實 朱欒	果實 其他	玉葱	蓮實
新嘉坡	二、七四九、四八〇	一、六二〇、一〇	一八、九、九八	一六〇、六一二
彼南	一〇、二一八	二四、四三三	七、一八	一七九三
馬來諸州	二八、六五五	二、六六三	二、六三二	二、一〇五
香港	一、六二九、一六〇	七、五六〇	三、七五	三一三
支那	二三四、九二〇	一〇、一五	八〇	—
日本	—	一七三	四〇〇	—
其他	二、五六〇	五三三	一、一二五	—
計	四、六七四、四九三	二〇、二六八	一六〇、六一二	二、一〇五

蔬菜・果實輸入高表　出所＝同前表

A 連年對照

品別	一九三一―三二	一九三二―三三	一九三三―三四	一九三四―三五	一九三五―三六
野菜 生 瓩	九九八、〇六三	七、七四〇、一六七	一、二六八、七五二	八、三四七、八一三	八、〇三一、〇四〇
野菜 生 錢	四四七、〇三九	三一五、七八七	三五、〇九八一	四〇九、〇一六	四五九、五五五
野菜 乾 瓩	一一、三一、九四四	一〇、三一、九六九四	九、九八四、七七七	一〇、〇三九、二九	一〇、二〇九、六九九
野菜 乾 錢	一、九九一、七一五	一、三五五、八六〇	一、三六〇、五六六	一、四四一、〇一五	一、五一四、二七二
果實(鐘・罐詰を除く) 瓩	五、六二七、〇三三	五、一〇〇、〇八七	四、二九二、九三五	五、一五三、九三三	五、四四九、七八一四
果實(鐘・罐詰を除く) 錢	七四五、六七五	六三三、七一九	五三六、五三四	六一〇、五八九	六三六、七九三

| 品別 | | B仕出地別 | 彼南支那 | | |

輸出され、家畜中豚に亞ぐ重要輸出品をなす。

水牛　農作には殆ど水牛を使用するが故に、農民は之を「金の基」と呼んで各農家は二、三頭乃至一〇頭内外（米作面積約四噸毎に一頭の割）を飼育してゐる。種牡の外は專ら農耕に使用し、殆ど放牧して飼養する。從て水牛の内國取引は著しい額に上り、取引歌の大部分は東部より供給される。加之最近五箇年平均約九千六百頭が半島（殆どプーケツト）より輸出されてゐる。

豚　都會地附近にては支那人の柵飼により、其の他の地方にては放牧によりて、全國到る處に飼養され、其の取引は對外對内共に著額に上る。殊に最近は海峽植民地への輸出は制限を受け、同方面への輸出は近年稍不振を示してゐたが、一九三七年三月十三日以後之が緩和を見ることゝなつたので、同方面への輸出高も爾後恢復を見ることゝ豫想されてゐる。盤谷市場に供給される豚は大部分東部産にて、主要輸出中心地はナコーン・シータムマラートを最高として盤谷、プーケツト、バターニーが之に亞ぐ。

最近の飼養頭數に就ては係數を缺くが、百萬頭を優に超えるものと見られる。種類は支那の早熟種にて、約十箇月にて屠殺する。加工用には不向であるが頗る脂肪に富むと云ふ。

其他　半島南部諸州殊にプーケツト州にては山羊及少數の羊を飼養し、輸出してゐる。

三　家禽

家禽殊に家鴨及鷲鳥は全國に飼養されるが、殆ど地方用途に供するに止まる。唯南部暹羅にては輸出用に飼用し、ナコーン・シータムマラートは輸出家禽の三分の二を供給してゐる。因に、農家副業の一として、當局は家禽飼育の奬勵計畫を立て、ハート・ヤイに家禽飼育試驗場が近く設立さるゝことになつてゐる。

四　統　計

暹羅は多年英領馬來半島に家畜の輸出をなし、一時は中部及東部暹羅の生

畜にて新嘉坡の生肉市場を獨占したこともあつた。家畜の輸出は殆ど獨占的に在盤印度人の手にて行はれ、遠く產地に人を派して買出をする。彼等は甚だ鞏固なる組織をなす爲、何人も之と競爭して斯業に介入し得ず、且つ又市價の騰貴も牧畜業者の資價には殆ど反響なく、牧業者は餘儀なく昔ながらの價格にて取引させられてゐると云ふ。以上各項に說述したる生畜・生禽の輸出取引の外、水牛・牛・象等の皮革、水牛角、象牙、家鴨卵等の輸出も著額に上るが、反對に家畜・家禽・卵を輸入する。其の狀況を表示するに次表の如くである。

家畜・家禽及同產品輸出高表

出所＝暹羅貿易年報

A　連年對照

品名		一九三二―三三	一九三三―三四	一九三四―三五	一九三五―三六
水牛	頭	一二、二六〇	四、三九二	四、三九二	四、一四七
	鉄	八、二一六、〇	二、九五四	二、九五九	四、一四六
黄牛	頭	二一、四二九、三	五一、九一八、〇	九四、一、二一	一五四、六〇五
	鉄	二、六八八、二八	一、二一、二八九	二、三一、三八	六、三〇六
象	頭	一四九、九〇〇	二八〇、四九五	三一七、四〇一	一九
	鉄				
山羊及羊	頭	二、五四四	五	四、五三五	一、八五〇
	鉄	一、七九八	一、三七八	一、七三五	三五〇
馬及ポニー	頭	八、五〇九	一〇、九六一	九、〇四〇	一、七三五
	鉄				
家禽	羽	一、一四七、五六三	一、一六八、一九九	一、三〇八、八九〇	一、四八二、九七五
	鉄	四九二、六一七	三三九、九二三	三四一、二二	四四七、四三七
豚	頭	五三七、三二	六九、七三六	七二、八五	二二、二三二
	鉄	一、一二八、一四七	一、二四七、一〇	一、一〇六、二	九三、〇八九
其他生畜・生禽	數	一二四、八四七	一二七、〇一一	一、六二八、〇三五	三八八、三三九
	鉄	一、〇〇一、〇	九一、一四四	四〇三、八四九	六、六二四
計		一、七〇〇、五一三	一、八八二、七七八	二、一〇八、二四〇	三九、一二〇、八四〇
		二、八〇五、一四六	二、九五四、六八六	三、七二、七三二、八五三	三九、一二〇、八四〇

B　仕出港別（一九三五―三六年）

品別	新嘉坡	彼南	馬來諸州	香港	其他	計
水牛（頭）	一〇二	八〇〇	一、五五四	一、六六五	二六	四、一四七
黄牛（同）	二、五五八	三〇〇	一、一〇九	二、七二	一一	六、三〇六
象（同）	八					一九
山羊及羊（同）			三六			三五〇
家禽（羽）	一、七六二	九一八	一、〇〇七	四六五	二	一、四八二、九七五
豚（頭）	一、三四二	三六	一三	三四	二	三三、八一七
其他生畜・生禽（數）	二、七四	八二九	九三一	一、〇八七	二	六、六二四
家鴨（卵個）	三九〇、五三九、〇	一、三五〇	六四〇〇	六七、五〇〇	一、一四七、五	三九、一二〇、八四〇
生皮（水牛（同））	一九、〇四一	二六四	六六、九三一	三、八五〇	九三、〇八六	九三、〇八六
生皮（黄牛（同））	六、三四四	二、一〇	一、〇八三	一、三五八	九九四	二八、五八三
水牛角（擔）	八一	一	一、〇八三	一、三五八	九九四	二八、五八三
象牙（同）	二	一	九八、七四三	七二、九一三	五四、〇〇八	五、三二五
鞣革（擔）	一、〇八	一	九八、七四三	七二、九一三	五四、〇〇八	五、三二五
總計	二、九五五、八二二	二、九〇九、一〇三	三、五七九、二一〇	五、三〇六、八七九	三、三八二、五七五	

C　仕向地別（一九三五―三六年）

品別	新嘉坡	彼南	馬來諸州	香港	其他	計
水牛（頭）	一〇二	八〇〇	一、五五四	一、六六五	二六	四、一四七
黄牛（同）	二、五五八	三〇〇	一、一〇九	二、七二	一一	六、三〇六
象（同）	八					一九
山羊及羊（同）			三六			三五〇
家禽（羽）	一、七六二	九一八	一、〇〇七	四六五	二	一、四八二、九七五
豚（頭）	一、三四二	三六	一三	三四	二	三三、八一七
其他生畜・生禽（數）	二、七四	八二九	九三一	一、〇八七	二	六、六二四
家鴨（卵個）	三九〇、五三九、〇	一、三五〇	六四〇〇	六七、五〇〇	一、一四七、五	三九、一二〇、八四〇
生皮（水牛（同））	一九、〇四一	二六四	六六、九三一	三、八五〇	九三、〇八六	九三、〇八六
生皮（黄牛（同））	六、三四四	二、一〇	一、〇八三	一、三五八	九九四	二八、五八三
水牛角（擔）	八一	一	一、〇八三	一、三五八	九九四	二八、五八三
象牙（同）	二	一	九八、七四三	七二、九一三	五四、〇〇八	五、三二五
鞣革（擔）	一、〇八	一	九八、七四三	七二、九一三	五四、〇〇八	五、三二五
總計	二、九五五、八二二	二、九〇九、一〇三	三、五七九、二一〇	五、三〇六、八七九	三、三八二、五七五	

家畜・家禽・卵輸入高表

出所＝同前表

品名		一九三一―三二	一九三二―三三	一九三三―三四	一九三四―三五	一九三五―三六
馬及ポニー	頭	一一	五一	七七	七九	三六
	鉄	一一、五九八	二一、〇三九	二六、六二二	三四、七六六	二一、九〇八
山羊	頭	三	二	一	一	一
	鉄	一一〇	四〇	一〇五	二一〇	三五〇
羊	頭	九〇	一	一	一	六
	鉄	二、〇〇〇	三五	二一〇	二一六	二一六
豚	頭	一一	一	一	一	一
	鉄	七四			二、四八二、七七五	三、九〇八、八四〇
家禽	羽	六二七			七、八〇〇	五三、〇八六
	不詳				九三、〇八六	九三、〇八六
	鉄				二八、五八三	二八、五八三
卵	庇	二五、九九二	一〇、五六九	一七、三〇五	一六、二〇六	九三、二三五
	鉄	五二、三三六	九、一四四	六、三三三	六、一七二	五、二三五
（備考）	一九三五―三六年輸入中馬は總て濠洲、家禽は主として濠洲及彼南、羊は香港、豚は主として濠洲及彼南、卵は主として支那及香港より仕出され、殆ど盤谷に輸入されたものである。					

林業

總說—山林行政—チーク—其他の木材—ステイツクラック—其他の林産物

一 總說

暹羅は本來森林國にて、地理上竝に熱帶氣候及異常なる山嶽を有する關係上、多種多樣の植物を包含して千變萬化の林型を形成する森林に蔽はれてゐる。今日尙山林調査が完備されぬ爲林野面積を明示し得ないが、假りに二千萬竰として僅々六%に過ぎぬ農耕地及僅少なる河川及湖沼を除けば全く不毛地なく、恐らく林野面積は當國の七、八割を占めるものと思はれる。當國は緬甸と竝び世界最大のチーク產地をなすが、其の他無數の有用林產物を豐量に包藏してゐる。併し今日交通完備せず、搬出に不便又は高費を要する關係上其の開發遲れ、森林の多くは千古斧鉞を入れぬ儘に放置されてゐる。今便宜上常綠林及落葉林に大別し、更に之を細別して略述しよう。

（備考）暹羅語の植物名は ton, ton mai, mai 等の接頭語を附して呼ぶが、是等は「植物」殊に "mai" は「樹木」の謂にて、本章には之を省略した。

常綠林　本種林は當國の凡ゆる位置・高度・土壤に繁茂し、恐らく總林野の三分の一を占めるものと認められる。多くは處女林にて、前古未踏の森林もある。

㈠ 熱帶常綠林　本種林は甚だ廣範圍に亘り、頗る錯雜し、其の組成植物も尙熟知されてゐないから、其の一般的特長のみを簡述しよう。北部暹羅には、通常河流附近の低地を擇びて小面積の本種林が全地に點在してゐる。東部には中部暹羅との境界上を幅四哩乃至百哩の本種林帶が、北は湄公河畔より南はチヤンタブリーに延走してゐる。之をドン・プラヤー・ファイ（Dong Phya Fai）と稱す。半島及東南部には此種の森林が全林地面積の七五%を占めてゐる。卽ち半島中軸山脈の斜面の低部及平原を被ひ、東南部にては沿岸及山嶺の高部を除く全森林を占有してゐる。本種森林の特長として、上階段には高さ通常百—二百呎（枝下高のみにて屢六〇—九〇呎）に達する巨大なる常綠樹が聳立し、屢尨大なる纏繞植物及攀緣植物に攀繞されてゐる。其の下層には小木や棕梠が灌木・蘇鐵・籐・竹等と混生し、下生は屢足の踏入れ場もない程繁茂してゐる。二羽柿科殊に二羽柿屬の廣く分布してゐるのは本種森林の最も顯著な特長で、其の組成植物は甚だ豐富であるから、林產物も頗る種類に富み、絕大なる價値を有す。

㈡ 山岳常綠林　此種の森林は全國に亘り標高三千呎以上の山嶽に見受けられ、原則として踏入し難い密林を成す。今日尙未踏査の儘にて、商業上にも經濟上にも全く其の價値を認められてゐない。

㈢ 松柏科林　本型の森林は北部及中部全般に亘り通常二千呎—五千呎の高度に生育し、主として松屬の Pinus Khasya 及 P. Merkusii より成り、下生は比較的開豁である。本種林は地方民が少量の松脂を採取し、時折少數の香木を伐出する外、商業上の價値を認められてゐない。

㈣ 沿岸林　此の種森林は所謂マングローヴ林にて、沿海低地の鹹水泥濘に生ず。當國にてはメナム・チヤオ・プラヤー河口沿岸及半島東岸には小パツチをなして點在し、チヤンタブリー縣には可なり大面積のものがあるが、最も廣大なる本種林は半島西岸五百粁に亘りて散在し、總面積約七五萬竰に達す。本林は特異なる狀態の下に生育するが故に、樹林は環境に適應せる特種の構造を具備する少數種に限られてゐる。其の中最も重要なのは漂木科に屬する樹種（三〇種以上）にて、之を總括的にマングローヴ（又は紅樹）と云ふ。本林は比較的少面積に拘らず、甚大なる經濟價値を有し、本林所在地民の五—一〇%は本林により生計を立てゝゐる。

落葉林　落葉林は北部・中部・東部の殆ど全林を占め、繁延して半島の北部に及んでゐる。土壤の變異により植物群落も所に依て多樣の亞型を呈出してゐる。當國の落葉樹は秋及冬の寒氣と、春及夏の乾燥（卽ち過度の暑氣）との二原因により二期に落葉する。而も後者が遙に多數を占めてゐる。

㈠ 北部及中部の乾燥落葉林　北部にては此の種森林は林地の過半に亘り、之をバー・ペー（Pa peh）又はバー・デーン（Pa deng）卽ち赤林と俗稱してゐる。通常平原又は低い前山、時には急峻なる丘陵（四千呎以下）にて、普通紅土質の土壤に生ず。一般に外觀は開豁にて草深く、乾燥暑熱酷烈にて、中型又は小型の少數の樹木が疎生し、下生は長草又は散在せる藪よりなる。乾期には規則的に山火事に襲はれるが、自然再生は冗多に行はれ、直に樹勢を盛返す。本林には㈠トウン（Tung ラオ名）又はプルアン（Pluang 暹名）林 ㈡ヒエン（Hieng）ラオ及暹名）林 ㈢バオ（Pao ラオ名）又はラーン（Rang 暹名）林及ンゲ（Nge ラオ名）又はテン（Teng 暹名）林 ㈣乾燥雜林の四亞型があり、互に混交してゐる。

㈠林には同名樹（*Dipterocarpus tuberculatus*）が最も普通且つ優勢な最大樹（特に樹高八〇—九〇呎樹周八呎）をなし、㈡林は砂質及壤土質土壤を好んで生じ、樹高七〇—八〇呎、樹周六呎に達する同名樹（*D. obtusifolius*）が最大且つ優勢な林木として普生する。㈢のンゲ（*Shorea obtusa*）林及バオ（*Pentacme siamensis*）林は頗る酷似し且つ甚だ混交してゐるので兩亞型の判別困難で平原又は低い岩山よりなる乾燥瘠地を好むから、自然林木は通常中型又は小型にて、高さ五〇呎、樹周四五呎以下である。㈣林は金合歡、ガムビール等を優勢樹とするアカシア屬林である。

中部にもこの乾燥落葉林に酷似する大面積の落葉林がある。

㈡ 西南部の乾燥落葉林　土壤林型共に前項と本質的に類似せる落葉林が平原及丘陵に繁延し、地方建築用材は勿論年々著量の柱材を首都に輸出してゐる。

㈢ 東部の乾燥落葉林　東部の約三分の二を被覆し大部分は未踏の儘放置されてゐる。當地方の森林も既述の亞型と共通なる特長多く、深い壤土地にては仲々美事な林木よりなる。林木の五割はテン及ラーンにて、プルアンは二割を占めてゐる。本地方の落葉林も亦年々山火事に襲はれる。因に北方及東北鐵道の敷設は同地方の森林價値を著しく增大した。

㈣ 混生落葉林（チーク混生林）　本森林は主として北部及中部に生じ凡ゆる位置及方位、二百乃至二千五百呎に亘る凡ゆる高度を占め、互に混交し合つた數多の亞型を呈出してゐる。此の外ラーチブリー及ナコーン・チヤイシーの兩州にも多少之を見る。諸種の落葉樹（主としてデーン）及竹を蓄積し、其の間に teak（チーク）が或は小群をなし或は獨立して不規則に散生してゐる。尙本林も乾暑期には全林落葉し、例の如く山火事に見舞はれる。本林はチーク以外に數多の貴重材及ラツクを產し最も重要である。

二 山林行政

チーク　沿革—當國のチークは主として緬甸人及シヤン人が、チーク林を所有管理せるラオ土侯より特許を得て地方的に伐採使用してゐたが、特許の濫發及伐採の不規則に加へて、十九世紀末數多の歐人會社が進出したので、チークの伐採は益々混亂狀態に陷つた。時恰も造船業の世界的勃興によるチーク市價の奔騰した際ではあり、伐採數量は急增したが、濫伐に濫伐を重ねた爲、當國チーク林は遠からず伐り盡されようとする危機に瞰會した。當時伐木稅（ロイアリティ）はラオ土侯により微集され、其の半を中央政府に納入することゝしてゐたが、該制度も亦自然亂用を見るに至つた。斯る危機を打開し、本事業を安固たる組織的基礎に置く爲、政府は一八九六年斯界に老練な英人 H. A. Slade 氏を緬甸より聘し、次いで內務省內に森林局を創設して各種林制の改廢を行ひ、頑强なるラオ土侯の反對を排して漸次チーク林の支配權及徵稅權を獲得した。

現政—當國チーク林は從來緬甸に採用せる Braudis 氏選定法を採用しつゝある。卽ちチーク樹を大きさにより一、二、三等樹に分ち、二等樹の最小樹が一等樹に成長する平均年數を算出して伐採周期（フエリングサイクル）とし、同周期內に一等樹を伐了する方法である。暹羅では一九〇六年度より同周期を三〇年とし、各借區は二分し、各半は更に三分區に分ち、一分區宛を四—五年間に伐了して行き借林の一半を一五年間に、全林を三〇年間に伐了することゝしてゐる。一等樹の最低樹周は歐人會社は六呎八吋半、其他は七呎とし、其の中結實用其の他の造林用樹の他に、二、三等樹の蓄積過少に備へて更に總一等樹中の最良最健樹六%を保留する。卷枯しは森林局自ら行ふ（卷枯し料每樹一銖）。其の

他不可能なる場合を除き横切は凡て鋸を用ゐ、地上二呎以上より伐取し得ぬこと、生樹を伐取し得ぬこと等諸種の制限を設けてゐる（代木税に就ては「税制の部」参照。

チーク以外の林産物　森林局はチーク林行政に没頭し、其他の林産物は久しく等閑に附せられたが、其の國家財源としての絶大な價値及濫伐による甚大な損害に覺醒し、一方雜木事業會社の出現するに及び、一九一〇年頃より漸く貴重樹伐採に對する課税、伐採樹の樹周の制限、其の他諸種の保護手段を講ずるに至つた。越えて一九一四年二月現行山林法及之に關する省令を公布して先づ重要なる地方より始めて漸及的に施行し（一九二二年全國に完施）、一九二一年度には樹油・樹膠・樹脂等の重要なるものゝ保護規則を發布し、一九一五年以降はチーク地帶以外にも林區を漸置した。現行山林法に據れば、伞樹木は(a)無保護樹及保護樹の二種に大別し、前者は開墾燒棄に關して別則を設ける外自由に伐採使用し得るが、後者は伐採・上付・剪枝・製材等に許可を要し、所定の最低樹周以下の樹木は利用し得ぬ。(b)は更に(ｲ)最貴重樹(ﾛ)貴重樹(ﾊ)普通樹の三者とし、(ｲ)は一切剪枝及伐採を禁じ、(ﾛ)及(ﾊ)の營利的伐採者に許可される權利には二種があり、第一は特定地域内の特定樹の伐採獨占權を特定人に與へるもので、第二は人數に制限なく一定地域内の特種樹木の伐採を許す普通伐採權である。第一は當該地域内の蓄積見込數に應じその見込價額の一割を超えざる伐採税を前納せしめるもので、功勞者、地方有力者、有產階級等に賦與するが、現今は地方民保護上之が廢止方針を採つてゐるから、僅少の地方に之を見るに過ぎない。第二にあつては出願者の資產信用を考慮し毎本〇・五銖の前納金を納付せしめた上一―一〇本の伐採許可を一箇月の期限付で與へるもので、伐材は指定地にて當局の檢查を受け、納税した後搬出を許され、此の際前納金は拂戻されるが、法規に違反し又は期限内に搬出を完了しなければ權利は無效となり、搬出未了材及前納金は沒收され、伐採許可の更新も困難となると云ふ。(b)の樹種・樹周の制限及税率は地方によつて相違があるが、税率は丸太及薪材は大臣の定める率に準じ、角材其他の製材には其の二倍とされてゐる。

山林局　一八九六年前記スレイド氏の庸聘と同時に内務省内に創設され、一九二一―二二年初に農務省に移管、一九三二年に一旦前者に復歸したが、直に農務省と共に經濟省に移り、農務省の獨立後再び同省の所管の下に今日に及んでゐる。

山林行政の單位は林區で、現今一七林區を算し、殆ど地方行政區劃の州と境界を同じくするが、一州を二林區に分つ州二、三林區に分つ州が一あり、反對に二州を一林區に包括せるものも一、二ある。林區は更に六八の小林區（レインジャーズ・フォレスト）に分割することゝしてゐるが、職員不足の爲後者は仲々完成されさうにない。

現今山林局（コミッショナー・オブ）には秘書室（登錄・林務員養成・統計の三係）、會計課、保林課、施業案及造林課、山林開發課（局營チーク業及監視の二係）、巻枯課、調査課（山林利用・植物・動物の三係）を置き各林區及山林區には主事を置く。

山林費　山林收入は着々顯著な增大振りを示しつゝあり、山林局創設以來三九箇年間に總計約七、三一六萬銖、即ち年當り平均約一八〇萬銖の純益をあげてゐる。最近四箇年は好況時代たる一九三一―三二年迄の四箇年に徵し著しい衰退を示してゐるが、而も尙山林局創立當初の五箇年平均に比較すればチーク收入は二四六%、雜收入は六〇一%、チーク以外の木材收入の如きは實に五、三八九%に膨脹して居り、從て收入總計は約四倍に達してゐる。然し收入に對する支出歩合は同局創設當初五箇年平均の五四%より最近四箇年平均は二九%に激退し、右好況時の如きは僅々一九%を算示してゐる。右は一見好現象の如く見えるが、當國林政は尙完備に遠く、幾多の問題を殘してゐるから、支出歩合の低減は決して賢明な策とは見られてゐない。

山林局收入支出表

單位ルピー　出所＝遥羅及錫谷デイレクトリー

年度		收入 チーク	收入 他材	收入 雜	收入 計	支出	收入超過
一八九六―九七		六八六、一九〇	二〇、九四四	二一、一六二	七二八、二九六	三九〇、二八五	三三八、〇一一
一九〇〇―〇一	五箇年平均			二三、一三六			
一九一一―一二				一、三六三、三六七			
一九一五―一六	五箇年平均			二三、九六一			
一九一六―一七				一、五九三、三八七			
一九二〇―二一	五箇年平均			一、七九〇、七五八			
一九二七―二八				二、五五五、〇〇七			
一九二八―二九				二、五四九、二八九			
一九二九―三〇				三、〇一五、四九七			
一九三〇―三一				三、〇〇〇、一〇四			
四箇年平均				二、八〇〇、四八五			
一九三一―三二				一、八七三、四一〇			
一九三二―三三				一、三〇六、七四九			
一九三三―三四				一、六三一、一一九			
一九三四―三五				一、九四九、八二〇			
四箇年平均				一、九八九、八五六			
（註） (ｲ)巻枯し費を含む。(ﾛ)同年以降は連年チーク栽培費及局營チーク事業費を含む。							

三　チーク

概要　チーク林は過去現在將來共に當國の最重要なる國有森林財產にて緬甸と並び質量共に世界隨一の產地をなす。チーク林帶の主帶は北緯一七度より北部國境、東經九七度半より一〇一度半の間に介在してゐるが、メナム・チャオ・プラヤーの西側にも北緯一四度以北に小林が點在し、同河東部にも二、三の分帶が南延して北緯一五度に達してゐる。その全面積は大略十萬七千平方粁であるが、チークは本林帶全般に亘り好條件の地を選り散生するもので、產チーク面積は恐らく二萬七千平方粁即ち全帶の約四分の一を超えまい。チークは原則として二、五〇〇呎以下の高度に生じ、喬大となり、灰色の剝脫性薄皮を有し、卽圓形の大葉を附ける。樹幹は眞直ぐな圓柱狀を呈

し、屢胡麻殼薄があり、基部は板根狀をなす。乾燥地にては一月中旬より落葉するが、濕地にては四月に至る迄脫葉せず、雨期到來と同時に發葉し、通常六、七月に開花、果實は二―三月に脫落する。

遲羅に於けるチークの再生は竹籔及一種の蔓草の日蔭により著しく阻害されるが概して可なり活潑である。本林の年中行事たる山火事はチークの實生又は幼木を燒却して其の生長を阻害し、卷枯し後の枯死樹を燒損するが、全體より見れば、下生の繁茂を抑止してチーク幼木の生長を助成し、又は落果の堅殼を燒いて發芽を促進する等、損害を償うて尙大なる利益があると謂ふ。チーク栽培園はプレー(Phre, Pre, Phrae, Btae)林區(四〇五哩のもの)、サルウキーン林區(二五五哩のもの)其の他に少數あり、その總面積約七五〇哩、豫定年限たる九十箇年を滿了すれば之より六千乃至九千本の成樹を產する筈である。

當國に於けるチーク分布の主なる特長は極めて散在性を有する點で、大面積に亘り連續せる其の單純林を見ることは稀有である。今新伐採契約に於て卷枯し用に選出された同樹數を主要河川の排水地域別に掲げ其の分布を見るに次の樣である。

出所=“The Record” 誌增刊 “Teak Industry of Siam”

排水地域	卷枯し用選定樹數	方哩當り樹周五呎以上の樹數
メー・ヨム排水地域	四一〇、八三六	三九一
メー・ワン同	二四九、五三三	一七三
メー・ピン同	二三八、〇〇〇	八六
メー・コーン同	一六〇、五九二	八五
サルウキーン同	九〇、七九四	除外
メー・ナーン同	二二、四一九	二六
計	一、七三二、七六	約 六〇〇

當國にてチークの分布を支配する主要要素は濕度、高度及土壤である。濕度過分なれば常綠林に占代されるが、二、五〇〇呎以下なれば凡ゆる高度に適應してゐる。チークは紅土を除く全土壤に生育するが、北部遲羅全般に見受ける豐沃にて深く排水良好なる壤土又は砂質壤土(殊に石灰岩系統)を最も好んで生長し、排水良好な盆地層にても素晴らしく生長旺盛である。

當國產チークは他國の產樹に比して決して遜色なき大きさに成長し、今日最大樹には胸通り樹周二九呎半全長一五一呎に達するものがある。成長率は土壤其他の要素により甚だ不規則であるが、以前山林局が土壤・高度・產地を異にする產材四百本に就て調査した結果、平均增周率(A表)及樹周七呎に達するに要する地質別年數(B表)は次の如くである。

A表

胸通樹周	經過年數
呎 時	
三―〇	五八
四―六	九〇
六―〇	一三〇
七―〇	一五五

B表

胸通樹周	所要成長年數	
呎	年	
七	八五	排水良好なる盆地層
七	一三三	石灰岩
七	一六〇	頁岩及砂岩
七	一七〇	變成岩

又相異る情況の下に成長したチーク六〇九本に就き、樹周と樹高との關係を見るに次の如くである。因にチークは樹周四呎以下にては無枝樹幹を形成しない。

胸通樹周	全樹高	枝下高	胸通樹周	全樹高	枝下高
呎 時	呎	呎	呎 時	呎	呎
一―六	五七	一	六―〇	一〇八	五七
三―〇	七九	一	七―〇	一二二	五七
四―六	九六	五四	(右樹數中の最高樹幹の長さ九六呎)		

伐採及輸出　選定及卷枯し―山林局員は自ら伐採すべき借區を搜査して先づ見取圖を作製し、所定樹周以上の樹を選出する。次に右選定樹の地上一・五―二呎の箇所に內外兩皮を通じて木質部に達する幅四―五吋の輪狀刻目を附し、其の儘立枯れとして浮游性を附す。斯くて完枯するには最短二箇年、中には三箇年餘を要す。尤も可伐樹周以上のチークの一部及卷枯し用選定樹の六%以下は結實用及將來の產量調節の爲保存する。

伐木・造材・搬出―雨後の作業は借林權者又は其の下請人が行ふ。伐採作業には以前は殆どカムー人の契約苦力を使用したが、現今は漸次地方在住のラオ人・シヤン人・カリヤン人を使用するに至つた。伐木作業は伐材の毀傷を防ぐ爲、普通土地柔軟となる雨期に行ふ。不健康樹の他は凡て地上二呎以下を鋸にて伐取するが、柚夫は二人宛一組となつて作業し、普通一組が一日三―五樹を伐採する。伐倒すれば直に枝を清掃して樹皮を剝ぎ、必要な長さに橫切にする。丸太は吟味してペケ材は其の場に放棄し、殘餘は象及滑車にて搬出可能な地點に搬出する。丸太の兩端には牽孔を穿つ。滑走を容易にする爲一端は角を取り、その端の牽孔に鎖を通し、一頭以上の象にこの鎖を結付けて河岸又は車道上の集散場に牽出する。此の際集散場迄を約千碼宛に區切つて牽出し、各工程の終點にて更にペケ材を選出して遺棄する。集散場にては最後の檢材を行ひ、通過した丸太は產出借區及所有者を示す印標を附す。若し水路遠き時はラオ人請負師をして乾期に車力にて搬出させる。

浮流搬出―水路に依る浮流搬出は(一)支流及測流を通じて主流に搬出する迄(二)主流に沿うて組筏場に流下する迄　(三)組筏場より盤谷に達する迄の三段に分割される。浮流期は原則として六―十月にて、八―十月が最適である。第一段にては、丸太を水流に平行に川床に置き、次の增水にて流搬する。谷川は彎曲及障害物多く丸太は常に河中に詰るから、水路は數多に區劃し、各區に人及象を配置して常に區內を巡視させ、丸太の堆積を解いて流搬を助成させる。浮流期末にて減水すれば、丸太を河床に整頓して次の增水を待つ。主流に搬出するも約一六〇―四〇〇粁の間は急瀨及障害物多き爲其の儘流下され、急瀨なきに至つて初めて丸太を捕集して組筏する。各主流の組筏場は(一)サルウキーン河にてはモウルメインの北方一一二粁のキョウダン(Kyodan)(二)メー・ピン及メー・ワン兩河にては北緯一七〇度直南のラヘーン(Raheng, Rahaeng―註)(三)メー・ヨム河にてはスワンカローク及スコータイの間　(四)メー・ナーン河にてはウタラディット(Utaradit)にて、近傍の住民が組筏してバークナムポー(Paknampo)に流下する。同市にて政府の檢閱及納稅を濟した丸太は、主として其の大きさを吟味して不向材は其の場で賣却し、殘餘は盤谷上流の貯木場又は直接在盤製材所に搬出する。此の際メー・ピン及メー・ワン兩河の流筏は屢々解體して浮流容易なる小筏に改組する。斯くてチーク丸太が產地より盤谷に到達するには伐採時より四―五年を要す。

搬出助成工事―當國產チークは凡て流搬される爲、借林權者は爆破による河川導修・水道の掘鑿・築堰による水量及水勢の增大等諸種の手段を講じて流搬を助成す。若し流搬すべき河川に遠く且つ車力搬出の不可能な時は、丸太運搬用の軌道を設けて汽罐車又は象力にて搬出し、又は滑材路を準備する等、驚くべき高費を投じて搬出を助成してゐる。

(註) (1)ムアン・タク(Muang Tak)とも呼ぶ。

製材　バークナムポーより流下した筏は、製材所に於て原料丸太の拂底せる場合を除き、盤谷の上流一五―四〇哩間のメーナム・チャオ・プラヤー河岸に設けた貯木場に繫留され、必要に應じて製材所に搬入される(「工業の部」參照)。

遲羅產チーク材の缺點　(一)卷枯し中山火事による燒損　(二)伐倒時に生ずる龜裂其の他の損傷を見るは勿論、(三)成長の不完全に因り、所謂「曲り物」となる彎曲成長、腐朽せる數多の節を見る多枝成長、又は擦損木理を生じ、(四)氣候・火事・動物等による傷損が腐朽して空洞及穴となり、(五)獸鳥蟲によりては蜂穴其の他の傷害を受ける。就中一種の蛾(*Duomitus cervnicius*)の穿つ蜂穴は最も重要にて、同蛾の幼蟲は幼木成木の區別なく其の幹に深孔を穿つ。在盤某製材所にて產地を異にする角材九六本に付調査したのに、角材の外面に一本當り平均五・九箇最多七〇箇の蜂穴を認め、外面に之を認め得ぬ角材は僅に總角材の一二%に過ぎなかつた。此の外啄木鳥は右蛾の幼蟲を捕食する爲に穿孔し、舟食蟲及髒蝟も流筏中及貯木中材を蝕害し、可なりの被害を與へる。

チークの特長　チークは世界隨一の美事な中庸重硬材にて、木材の具有する凡ゆる美點を兼備し、凡ゆる用途に供せられるが、造船用材及鐵道客車建造用材として特に著名である。邊材は小にして白色を呈し、心材は大にして暗黃金色(一年月を經れば漸次褐色、終に黑色となる)を呈す。用材は心材にて高き香氣と一種の油を含有し、耐久性甚大なる外氣溫により變形せず、昆蟲の蝕害少く、鐵に接して腐朽し難く、高度の耐火性を有す。

産量　當國産チークの流撤高は次の如くである。但し次表には借林權者が市場不向材として林中に殘置したペケ材を含有してゐない。ペケ材は森林局が出來得る丈地方にて賣捌くが、斯る材をも含む數を確示することは不可能である。尙一九二六年度以降のサルウキーン及湄公兩河の流撤高は不明である。

チーク丸太水路別搬出本數表

單位千本　出所H. Teak Industry of Siam 及盤谷商況月報

年度		メーナム・チヤオ・プラヤー流下しパークナムポ及盤谷に搬出	サルウキーン河を流下し緬甸のカド及モウルメインに搬出	メーコーン河を流下し西貢に搬出	計
一八九六―九七		七四、五二一	二九、一七四	—	一〇三、七六六
一九〇〇―〇一	五箇年平均	一一、一四一〇	一七、七〇三	—	一二九、一一三
一九〇五―〇六	五箇年平均	一〇四、六五〇	一八、五六二	—	一二三、二一二
一九一一―一二	五箇年平均	八三、二九四	三九、四二一	九九、〇一一	
一九一六―一七	五箇年平均	九四、四七五	一六、七七九	八、二二八	一九四、八二一
一九二〇―二一	五箇年平均	八九、四八〇	一八、四四七一	一二、三七、九八	
一九二六―二七	以上三〇箇年平均	九二、八八四	一八、六二七	一二、八五一八	
一九二六―二七	以上三〇箇年總計	一四一、七五三〇	五三、四八五、九六一	三、四五五、四、九二四	
一九三〇―三一	(2)立方噸丸太一本當り平均材積（立方呎）	一三八、七三三	五四、七〇	一八、三五六、八	一〇〇、三〇五、九六
一九三一―三二	五箇年平均	一三八、七三三	五四、七〇	一八、三五六、八	一〇〇、三〇五、九六
一九三二―三三		一三八、七三三	五四、七〇	一八、三五六、八	一〇〇、三〇五、九六
一九三三―三四		一三八、七三三	五四、七〇	一八、三五六、八	一〇〇、三〇五、九六
一九三四―三五		一三八、七三三	五四、七〇	一八、三五六、八	一〇〇、三〇五、九六
一九三五―三六		一三八、七三三	五四、七〇	一八、三五六、八	一〇〇、三〇五、九六
一九三五―三六	以上五箇年平均	一三八、七三三	五四、七〇	一八、三五六、八	一〇〇、三〇五、九六
一九三六―三七		一三八、七三三	五四、七〇	一八、三五六、八	一〇〇、三〇五、九六

(8)

(6)

(3)

(4)

(5)

(7)

（備考）(1)流撤開始以來　五箇年平均　(2)一立方噸は五〇立方呎　(3)一五箇年平均見積材積　(4)二箇年平均測定材積　(5)一五箇年平均測定材積　(6)十一月及十二月の數不明に付次年度以降五箇年の同月數の平均（兩月計四七、八七三本）を代用　(7)二月及三月數不明に付前年以前五箇年の同月數平均（兩月計二七四本）を代用　(8)一九二六・二七年以降に於ける他の二河の流撤高は不明。

當國チーク林の蓄材狀態を見るに現今一等樹に比し二、三樹著しく少數なると、メナム・チヤオ・プラヤー流域の產材力は年當り五萬本內外と見積られつゝ最近一五箇年平均九萬三千本を伐出せるとは、從來の過剩伐採を物語るものにて、次期伐採周期には或は四〇%に近き減產を見るものと見積られてゐる。因に現今暹羅は世界チーク產量の六五%を占めてゐると云ふ。

內國市場　チーク丸太は其の伐採より製材に至る道程に於て幾度も借林權者の檢查を受け、其の都度撤出不向材は遺棄され又は地方にて販賣される。山林中に遺棄されたペケ材は、山林局が之を極力地方に賣捌き、其の中最良質のものは慥々バークナムボー迄撤出して賣却する。特にバークナムボーは此の種のチーク取引最も殷盛にて、其の取引期たる十二―五月の減水期には、盤谷・アユタヤー等よりも仲買人が蟻集する。仲買人は貰付けた丸太を主として支那人經營の小製材所又は手挽所に轉賣する。是等小製材所は大製材所にて主要輸出向用材を採取した後の屑材と共に之を製材し、造船・建築・指物等諸種の地方消費用材を採集する。斯くてバークナムボー及盤谷にて地方消費用に賣却されるチークは著大なる歩合に上り、一九三五―三六年迄五箇年平均の年當りの丸太撤出高及輸出高に據ると、總撤出丸太の用材見積高（丸太本當り平均五〇立方呎の用材を產するものとして）の六五・一%は國內にて消費される。而も一九三〇―三一年迄五箇年平均の同歩合は五〇・〇%、一九二五―二六年迄五箇年平均の同歩合は三九・五%、遡つて一九一五―一六年迄五箇年平均の同歩合は三二・三%なるに徵し、國內市場は著しく重要性を增しつゝある。右は用材消費量であるが、チークは鉋屑・鋸屑さへ燃料として利用され全く廢棄を見ないから、斯かる微細なる點迄考慮する時は最近五箇年平均年當り總撤出高の七六・七%に達す。而も之には山中にて地方的に處分されるペケ材を含入せぬ點に想到すれば、國內市場は如何に重要なるかを察知し得る。

輸出市場　沿革―當國產チークが世界市場に其の名を博するに至つたのは、一八八五年英國が上緬甸合併後同地のチーク林を閉鎖して以來の事に屬し、爾前本貿易は主に支那人の手中にあつたが、至極く寥々たる需要を見るに過ぎなかつた。然るに緬甸のチーク林閉鎖の當時は、恰も世界造船業の勃興に伴ひチークの市價奔騰した際とて、歐人は直に當國チーク林に着目し、其の伐出及輸出に投資するに至り、次いで林業專門家を雇傭して山林局が創設される等、諸般の狀勢は直に產量の增加と品質の改善を促した。斯くて盤谷のチーク輸出高は一八八七年迄五箇年平均の二萬立方噸（一〇三萬錢）より一九〇九年度迄五箇年平均の八八千立方噸（千二百萬錢）に奔增した。併し其の後運年に亘る市況不良と政府の濫伐嚴禁とに因り四萬立方噸（五百萬錢）內外に減じたが、一九一九年度及其の翌年は大戰の影響にて七萬立方噸（千二、三百萬錢）に達した。爾後再び減退して六萬立方噸（八百萬錢）以內を變動して來たが、一九二七―二八年以降四箇年間は貿易好調期に際會して六六―七六千立方噸（九七四―一、一二四萬錢に）激增すると共に價格も一九二〇年以來の高値を示した。然し爾後世界不況の影響を受けて左表の如く輸出量額共に著減するに至つた。

出所H. 暹羅貿易年報

品名		一九三〇―三一	一九三一―三二	一九三二―三三	一九三三―三四	一九三四―三五	一九三五―三六
角材	立方噸	三〇、〇一七	二一、六二一	一、六五九、三四〇	二〇、一五七	一、四九八、五〇七	九一・三
	鋲噸當錢	三、八一三、五三三	二、三六一、三七	八四〇、一〇	七、三九〇		
立方噸	鋲噸當錢	一二、四八七	五、一八	九二、一七二	一、三七〇		
厚板	鋲噸當錢	二、八九九、八七七	一、〇二六、〇九六	三四四、七一	一五四、九一		
立方噸	鋲噸當錢	三一、八二一	一九、二一三	五一	二四		
屋根板	立方噸	一三、七八〇	五、二五六	三、〇六三	一、九八四		
	鋲噸當錢	一〇、九一九	一〇、一〇七	九六、三四〇	六七五		
丸太・木口	立方噸	二〇一	二〇七	一、七九三	一、四二六		
	鋲噸當錢	一八三、四三五	一三五、一二七	一〇六、一八八	七八、八七〇		
小割材	立方噸	九一、一二	六五、一二	五四、九九	三、七四六		
	鋲噸當錢	一一、八五九	七、二〇八	六、三七六	四九六、八二一		
其他	立方噸	一七〇、三六三	八五、三一七	四七、六二一	九、一八一		
	鋲噸當錢	一四三、三五	八七、六二一	六八、九二一	一四、二七〇		
立方噸		九四、二一	五六、九七五	三一、八五四	八七〇、二		
計		一二、三六、三五	五、二一二、九八	三、一三、一九八	一三、一七、二		
鋲噸當錢		一四七、二七	一五、二六	八、七六〇	一、三七二		

チーク仕向地別輸出高表

A輸出量歩合隔年對照

年度	印度・錫蘭	香港	支那	英本國	日本	其他	其他歐洲
一九二七―二八	一九・七九	二六・四三	八・六四	六・七七	一〇・八九	一一・八七	一五・六一
一九二九―三〇	二四・三九	七・五九	一九・六五	九・三〇	七・三〇	一一・四五	一〇・四〇
一九三一―三二	一六・〇六	一二・四二	三四・七〇	七・一八	八・三四	一一・四〇	一〇・三九
一九三三―三四	二〇・五六	一一・六五	二〇・三九	三・八七	八・八一	一四・四〇	三五・三八
一九三五―三六	二一・二四	五・二五	一五・九三	五・八四	一一・九一		

B品別及地別輸出高（一九三五―三六年）

仕向地	角材	厚板	屋根板	丸太・木口	小割材	其他	計
新嘉坡 立方噸	一四・七三四	九八		一三	七〇〇	三七・五五	三七・七五
鉄	一六・一〇九			二・〇八	九八・四三〇	三三・七五	六〇九
英領印度 立方噸	四二七			一九・一三四	四〇	一四二	六六・九八
鉄	二二・七二九			三・八二六		一四・二一四	七〇・四三
錫蘭 立方噸	三・九八五			一六	一六	二四四	四〇〇
鉄	二八四・二七〇			二・七四・三	一九・六四三	三三・一四一	五六四
香港 立方噸	四・八四五			一〇・八	六八	四九・八三二	一〇〇
鉄	四九・三二五			一〇・〇三四	三五・六四四	七・〇八	一二・〇三〇
支那 立方噸	一・六七八			一〇・七七	三八・六八	四九・八三二	七九
鉄	一四大・〇〇八			一六・一四〇	九〇	一一	一三・五四六
日本 立方噸	二四・一五			三・一六	一〇〇	二・七四・三五	二・八三五
鉄	三一六・三三八			一一・一四九	四三	一一・一四〇	四三・〇三四
伊太利 立方噸	六〇一			一・六二四		二九・一〇三	二〇一
鉄	八一・六二四					二一九	七一
英國 立方噸	二一九					七一	七一
鉄	三七・三九五					一〇九・七三	一〇
丁抹 立方噸	四三					三七・三	四三
鉄	七一九三					四八五五〇	

獨逸	立方噸	一五	三九一	一一	八六三	九五	一一五	一三八・六七	一五九・三五
	鉄	二一・〇四九	五七〇二九	一二・六七六	一一六・三〇四	一四・三七六	一四九・一四	一四・三七六	一五九・三五
南阿聯邦	立方噸								
	鉄	五	一〇一〇	一・三七	一〇・六四四	一〇一〇	二・四一七	一七九・〇五	一七九・〇五
和蘭	立方噸	八一四	二四一・九〇三	一六・三六二	六八九・六一四	二四一・九〇三	二四・一四九	二六二・一一	二六二・一一
	鉄	三六	八五四	一・四	六八九・六一四	八五四	一・六	二・一一	二・一一
其他	立方噸	四一・三五一	一二四・七四四	一一・三三八	三一・六七五	一二四・七四四	一一・三三八	一二・六七五	一二・六七五
	鉄	九〇〇	一一三八	一	三一・六七五	一一三八	一	一・六七五	一・六七五
計	立方噸	一一三・〇四九	一二六・三七九	一一・二一	五六八・六九二	一二六・三七九	一一・二一	一二・六七六	一二・六七六
	鉄	一五六・三七・一七	一、二九一・〇九六	一四・三六	一、四九六・四四一	一、二九一・〇九六	一四・三六	一四九・六四一	一四九・六四一

品別及地別輸出價格表

單位＝立方米當り銖　出所＝暹羅統計年鑑

年度	香港	日本	支那	印度・錫蘭	南阿聯邦	葡領東南阿弗利加	新嘉坡	丁抹	英國
一九三一―三二年―									
角材	一一〇・三四	一一五・九二	八一・〇四	一三八・六七	一五九・三五	一三八・六七	八一・〇四	一一五・九二	一六二・八八
厚板	一一三・七一	一一七・〇五	一七九・〇五	一五九・三五	一七九・〇五	一五九・三五	一七九・〇五	一一七・〇五	一九九・一三三
屋根板									
丸太・木口	一〇九・三〇	一〇・六四四	六九・八四	一五六・五九	六三・九二	一五六・五九	六九・八四	一四二・二四	六九・九二
小割材	一〇〇・一六	一〇・三六	八六・〇五	八二・五九	一一・三九	八二・五九	八六・〇五	一四一・〇四	七一・三〇
其他	一一二・〇五	一一九・一九	一四三・三九	一四二・七九	一四・三七	一四二・七九	一四三・三九	一四・三七	一四・三七
角材	一〇一・三一	一〇一・三一	一四六・二四	一五五・八四	一四六・二四	一五五・八四	一四六・二四	一五三・七四	一五三・七四
厚板	一〇一・三一	一〇一・三一	一四六・二四	一五五・八四	一四六・二四	一五五・八四	一四六・二四	一五三・七四	一五三・七四
屋根板									
丸太・木口	一〇九・三〇	一〇・三六	八一・三五	一五六・五九	八三・〇八	一五六・五九	八一・三五	一四一・〇四	七一・三〇
小割材	一〇〇・一六	一〇・三六	八二・五九	一四二・七九	一一・三九	一四二・七九	八二・五九	一四一・〇四	七一・三〇
其他	一一二・〇五	一一九・一九	一四三・三九	一四二・七九	一四・三七	一四二・七九	一四三・三九	一四・三七	一四・三七
角材	一〇一・三一	一〇一・三一	一四六・二四	一五五・八四	一四六・二四	一五五・八四	一四六・二四	一五三・七四	一五三・七四
厚板	一〇一・三一	一〇一・三一	一四六・二四	一五五・八四	一四六・二四	一五五・八四	一四六・二四	一五三・七四	一五三・七四
屋根板									
丸太・木口	一〇九・三〇	一〇・三六	八一・三五	一五六・五九	八三・〇八	一五六・五九	八一・三五	一四一・〇四	七一・三〇
小割材	一〇〇・一六	一〇・三六	八二・五九	一四二・七九	一一・三九	一四二・七九	八二・五九	一四一・〇四	七一・三〇
其他	一一二・〇五	一一九・一九	一四三・三九	一四二・七九	一四・三七	一四二・七九	一四三・三九	一四・三七	一四・三七
角材	一〇一・三一	一〇一・三一	一四六・二四	一五五・八四	一四六・二四	一五五・八四	一四六・二四	一五三・七四	一五三・七四
厚板	一〇一・三一	一〇一・三一	一四六・二四	一五五・八四	一四六・二四	一五五・八四	一四六・二四	一五三・七四	一五三・七四
屋根板									
丸太・木口	一〇九・三〇	一〇・三六	八一・三五	一五六・五九	八三・〇八	一五六・五九	八一・三五	一四一・〇四	七一・三〇
小割材	一〇〇・一六	一〇・三六	八二・五九	一四二・七九	一一・三九	一四二・七九	八二・五九	一四一・〇四	七一・三〇
其他	一一二・〇五	一一九・一九	一四三・三九	一四二・七九	一四・三七	一四二・七九	一四三・三九	一四・三七	一四・三七
角材	一〇一・三一	一〇一・三一	一四六・二四	一五五・八四	一四六・二四	一五五・八四	一四六・二四	一五三・七四	一五三・七四
厚板	一〇一・三一	一〇一・三一	一四六・二四	一五五・八四	一四六・二四	一五五・八四	一四六・二四	一五三・七四	一五三・七四
屋根板									
丸太・木口	一〇九・三〇	一〇・三六	八一・三五	一五六・五九	八三・〇八	一五六・五九	八一・三五	一四一・〇四	七一・三〇
小割材	一〇〇・一六	一〇・三六	八二・五九	一四二・七九	一一・三九	一四二・七九	八二・五九	一四一・〇四	七一・三〇
其他	一一二・〇五	一一九・一九	一四三・三九	一四二・七九	一四・三七	一四二・七九	一四三・三九	一四・三七	一四・三七

（備考）一九三二―三三年に一〇萬銖以上を輸入した仕向先を順位に採錄した。

輸出市場の將來―歐洲市場は市況不安定の爲英國を除いては殆ど活氣なく、而も大戰時發見されたチーク代用品と、爾後の海軍軍備の縮少とに因りチーク消費量は漸減しつゝある。又印度市場に於ては一五%の高輸入稅を免かれ運賃及爲替の利益を有する緬産品との競走がある。故に當國産チーク

の將來は香港・支那・日本等の東洋市場殊に支那にあるが、香港・支那市場も亦政變及銀相場に因つて著しき障害を受ける。加ふるに、從來可伐樹周の制限が低きに過ぎた爲、將來伐出すべきチークの蓄積過少であるから、再び一九〇五年度前後の如き大量供給を見得るや否やは疑問にて、當國產チークの將來は寧ろ暗澹たるものがある。唯目下世界海軍軍備競爭時代再現の兆あり、茲一兩年市價も上向傾向にあることは、チークの將來に一抹の曙光を投ずるものである。

事業會社　一八八〇年代の終りより一八九〇年代の初に亘りて、外人會社が當國チーク林に進出するに及び、資金豐富にて貿易市場に諸便宜を有する木材會社は、地方借林權者を排して漸次に勢力を占め、最初の十五箇年借林契約（一九一〇年開始）實施の頃には既に借林の大部分に對する伐採權を獲得してゐた。斯くて現行一五箇年契約開始（一九二五年）後は、左表の如く今日全借林の八五％は是等の木材會社に占取され、殘餘夫々一四％及一％を地方借林權者竝に森林局に委讓するに過ぎぬに至つた。

現行借林契約權者及借林所在地別可伐樹數表

出所＝暹羅國情及防暹緬濱使節報告書

借林權者名	借林所在地	可伐樹數 千本	投資額 百万銖
Bombay Burma Trading Co., Ltd.（英國會社）	メー・ピン	三〇	一〇
	メー・チャン	三〇	
Anglo-Siam Corpn., Ltd.（同）	メー・チャン及メー・ルアン	一〇〇	一〇
	計	一三〇	五
Borneo Co., Ltd.（同）	メー・ピン及メー・トン	六〇	五
La Compagnie Est-Asiatique Française（佛國會社）	メー・バイ	一〇	一
East Asiatic Co., Ltd.（丁抹會社）	メー・ヨム	三〇	一
Louis T. Leonowens, Ltd.（英國會社）	メー・ワン及メー・モー	三〇	一
個人權者ラムサム（支那人）	クロン・アンマーク	一五	〇・五
チャオ・ラーヂヤブス（ラオ土侯）	ムアン・ロン	一五	不詳
	メー・チャン	一五	不詳
	計	六〇	
メー・チャヤム	計	八〇	〇・五
メー・ヨム	計	一〇〇	一
ホエーイエ	計	一五	〇・五
メー・ター	計	六〇	不詳

其の他ラオ土侯四人が三萬二千樹、一暹羅官吏が一萬五千樹、其の他が三萬樹・政府保有林一五萬樹がある。

但し爾後多少の變動があり、現今伐採林の八八％は外國商社に、七％は暹羅國籍のものに伐採を特許し、殘餘五％は政府自ら經營してゐる。是等主要林業會社は殆ど伐採のみでなく製材及輸出をも兼營してゐるから、之を後述「工業の部」に讓る。

官營チーク事業成績とチーク業の將來　山林局は目下（メー・ター（Mae Tar）及ムアン・ロン（Muang Long）地方に於て全チーク伐採林の五％を直營し、最近六箇年間に次の如き營業成績を擧げてゐる。

官營チーク事業業績表

單位＝銖
出所＝Pramuan Wan 紙

	摘要	第一期（一九二六―二七＝三〇―三一年）計	第二期（一九三一―三二＝三二―三三年）計	以上六箇年 計
收入		二、七六三、七二七	一、五七四、六一〇	四、三三八、三三七
支出		一、四〇〇、一九二	一、五七、六五三	一、五五七、八一五
純益		一、三六三、五四四	一、四一六、九七七	二、七八〇、五〇一

右純益二七八萬銖は同期間の純山林收入の約一六％に當る。而も純山林收入には他材其の他の純收入を含む點、竝に官營林は全チーク林の僅々五％なる點を想起する時、チーク伐採を民間に特許して之より稅を徵收するよりも、政府直營事業となすを著しく有利と推知せざるを得ない。恰も暹羅に於ける暹民の自主思潮旺盛にて、現政府は、北緯一三度以北には一切新に外國資本を入れず、暹民自ら開發し得るに至る迄その天然資源を子孫の爲保存せんとする方針を堅持すると傳へられてゐる際にてはあり、一九三九年に於ける現行伐採契約滿期後の政府のチーク事業に對する態度は、甚だ興味深き重大問題にて、一九三五年七月五日附「プラムアン・ワン紙」は之に關し「山林局は一九三九―四〇年に更新されるチーク伐採周期に於ては、伐採林の四割は政府直營とし、四割は外國商社に、殘餘二割は之を小區に分つて暹羅人小企業家に特許する案を國務院に提出中で、外國商社には從來通り伐採稅を賦課する他に別に手數料を課すが、小企業家には之を免除するもゝ如くである」と述べてゐる。

四　其他の木材

概要　當國森林にはチーク以外に良材を產する樹種甚だ多く、啻に內國消費に止まらず年々著額の輸出を見るが、併し惜むらくは一般に散在し、交通の發達十分ならざる今日、之が伐出には困難と高經費とを伴ふ關係上、其の伐出及貿易も甚だ變動に富み、市價良好なる時は可なり活潑なる輸出を見るが、一旦下落する時は輸出は激減し又は杜絕するが如き傾向を免かれぬ。故に是等他材（チーク以外の木材の意、以下之に準ず）輸出の發展は交通の發達に俟つ所大にして、其の價値は寧ろ將來に存するものと云ふべきで、啻に硬材のみならず、現今閑却して顧みられざる多種豐富なる軟材を蓄積する當國の森林が、世界注視の的となるも遠き將來ではあるまい。產材の多くは重硬材にて、之が、盤谷搬出は採算し難いが然し其の中少數の貴重材は水路の便あれば之を組筏し―浮游性なきものは竹其の他の浮子を附し―又は舟を以て搬出し、水運なければ車力又は鐵道にて運出し、東洋市場に輸出される。殊に最近に於ける鐵道の開發は、此の種產材の重要性を著しく增大した。

唐木類　種類・名稱・用途・分布―暹羅產唐木には紫檀・黑檀・縞紫檀・鐵刀木・花梨・牛角木があり、暹民は之をマイ・ケーン（Mai Kheng 甘皮を全部剝落せる堅木の意）と總稱するが、其の他堅木には屬しないが、唐木と稱し得るものに沈香・白檀・蘇枋木・黃楊柴等があり、輸出用材として貴重視されてゐる。其の中沈香・白檀・蘇枋木は「其他の林產物」の項に讓り、茲には他の諸種に付詳記する。

(一)紫檀（*Dalbergia cochinchinensis* 暹羅人及東部ラオ人は Payung（パユン）、其の他暹羅人は處により Maipayung Deng chin（マイパユン・ダーンチン）、Pradu lai（プラドゥー・ライ）、Pradu son（プラドゥー・ソーン）と呼び、英人は Rose woof と呼ぶ）は唐木中最も貴重な深褐色重硬材を產出し、その色澤は年を閱するに從ひ增加する。ナコーン・ラーチシマー州下のドン・プラヤー・ファイ山脈及東部佛領印度支那國境地方、バーチンブリー州下の東部佛領との接壤地方、ナコーン・サワン州下の一部、スワンカローク及サラブリー地方を產地とし、環境によつて相異はあるが通常直徑五〇糎樹幹の長さ四―一〇米に達す。又色澤及肌理も產地によつて相異があり、東北產は鮮明な黃褐色を帶び木質堅く肌理が粗いが、北部產は不鮮明な暗褐色を呈し木質柔く肌理密で光澤が强い。主として柱・家具・牛車々輪・遊具の柄・天秤棒・珠盤等に供せられ輸出も最も多額に上る。我國で普通に用ゐられる本紫檀又は古渡紫檀は、實は印度產の紅木紫檀（*P. santalinus*）でなく本種であると云はれる。

(二)縞紫檀（*Dalbergia spp.* 暹名 Ching chan（チン・チャン））は色澤材質共に前者に劣るが、前者の稀少なるに反して熟帶常綠林一般に生育し、且つ前者よりも大木多く、長さ四―一四米に及ぶ。用途は前者に略同じであるが、殊に牛車の製作に應用せられる。產地はナコーン・サワン州、ナコーン・ラーチシマー州、ピサヌローク州及ラーチブリー州の一部、サラブリー地方である。

(三)黑檀（*Diospyros mollis*, Griff, 暹名 Maklua 英名 Ebony wood）はナコーン・ラーチシマー州、ラーチブリー州、ピサヌローク州の西北地方、サラブリ

ー地方の常綠林に產するが豐富でなく、樹幹直長(四ー八米)にて枝梢少く、紫檀に比して大木があるが、甘皮が頗る厚く之を剝離すれば用材とするに足らぬものがある。棚・箱・椅子・卓子の緣・小刀の柄・其の他廣く指物細工に使用され、その果實は染料に供せられる(「其他の林產物の項」參照)。因に市場人間には、本種の心材は多少靑味を帶びた本黑檀即ち靑黑檀で、最も堅硬緻密光澤良好であると云はれる。

(四)花櫚(*Pterocarpus indicus*, Willd, or *P. macrocarpus*, Kurz. 暹名 Pradu(プラドゥー) 北部ラオ名 Du(ドゥー) 英名 Pradu wood) はナコーン・ラーチシマー、ピサヌローク、ナコーン・サワン、バーチンブリーの諸州及サラブリー地方の落葉林に豐產し、前者は英名の Burmese rosewood 日本名の印度紫檀・靑龍木、後者は英名の緬甸パドツクと同材にて、本邦唐木商は本場花梨と稱す。粗林中のものは四ー六米であるが密林中では一五ー一六米に達し、直徑〇・五ー一米に達す。支那人が免許を受けて多量に伐採し汽車にて盤谷に搬出、主として輸出され、國內にては稀に船室の一部・牛車・板橋等に使用されるに過ぎぬが、支枝は農具殊に犁臺に愛用される。因に產地では本材を Pradu holi(支那名柯梨) Pradu tapkoai(油梨)、Pradu hin(硬花梨又は石花梨) Pradu dua(血色花梨) Pradu som(酸花梨) Pradu luan(黃色花梨)等稱々の品種に別けてゐる。

(五)牛角木(*Dalbergia cultrata*, Graham. 北部ラオ名 Ket dam, Kam pi, D. Kerrii, Craib 暹名 Kapi kao kwai(カピ・カオ・クワーイ) はナコーン・サワン、ピサヌローク、ナコーン・ラーチシマー、ラーチブリー、バーチンブリー諸州、殊に北部の落葉林に產し、形態・材質等鐵刀木に酷似する紫黃色材にて柱材として甚だ美麗であり、時折著量の輸出を見る。本材に酷似し時折輸出を見るものにラオ名 Kaydeng(カイ・デン) (*D. dongnaiensis*) がある。

(註)「暹羅產唐木類に關する調査」に據れば牛角木を學名 D. Cultrata 暹名 Kapi kaw kwai とあるも「Florae Siamensis Enumeratio」によればカピ・カオ・クワーイは D. Kerrii とある。

(六)鐵刀木(タウナン) (*Cassia siamea*, Lamk. 暹及ラオ名 Ki lek(キーレック) はナコーン・シータムマラート州、チュムポーン地方、北部等に產し、屢栽培される。長さ四ー一〇米にて、鐵錆色材を產し、建築及造船殊に後者に於て鐵釘代用に重用される。

(七)黃楊柴(ブー) (*Gradenia* sp. 暹名 Pui(プーイ)) は暹羅西岸のチュムポーンより東岸のチャンタブリーに亙る沿岸の山岳及島嶼竝にドン・プラヤー・ファイ山脈熱帶常綠林及半常綠林に產し、玆數十年來日本人の手により日本へ皮付の儘輸出され、割目を生ぜぬ特長から廣く彫刻用に賞用されるが、暹羅國內にては纔に菓子器又は香油入等の蓋物細工に供せられる。材質は環境により大差があり、乾燥せる岩質地產は最も優秀で濕地產は殆ど用をなさぬと云ふ。

有諸唐木は常に雜木林中に點々散生して純林をなすものなく、而もその分布は甚だ廣汎に亙るから、蓄積量の調査及伐木搬出は頗る困難であり、產量は中央市況によりて著しい變動を示す。然しその供給は逐年漸減してゐるもの丶如く、地方官憲は法令を勵行して濫伐防止に腐心しつゝあると云ふ。植林は全くなく、盤谷其他の都市に街路樹として花櫚及鐵刀木を栽植してゐるのを見るのみである。

樹周の制限及稅率ー普通伐採權(「山林行政の項」參照)に於ける課稅率は州により、多少の相異があり、立方米當り八錢(紫檀ノ乃至一・五錢(鐵刀木)としてゐるが、事實は〇・一錢餘を徵收せるに過ぎぬと云ふ。尙可伐樹の樹周は紫檀・縞紫檀・鐵刀木・牛角木は地上一五〇糎、黑檀一七五糎、黃楊柴は六〇糎以上なるを要す。

伐採權者ー唐木伐採は內外人・地方民・外來者の如何を問はず許可されるが、伐採許可樹數は出願者の人格信用の如何に應じて定められる。因に既得權者の多くは支那人で暹羅人は稀である。

伐木及搬出ー伐採業者は中央市場よりの注文品により又はストックとして伐採する他、その多くが併營せる雜貨其他の商品の貸付金回收の爲暹羅人の伐採せる唐木を引取ることも少くない。伐採作業は主として乾期に行はれ、車力搬出に最も不便な七、八、九月(雨期)には休業する。先づ本樹は出來る限り地面に近く鋸斷して倒し、枝梢を拂ひ、適宜の長さ、需要の希望及搬出の便否により相異があるが、大體コーラート地方では二米、北部では二ー四米に切斷した後、外皮及甘皮を剝離して堅硬美麗な心材のみを採取し、北部では象と牛車により其の他にては專ら牛車により最寄りの集散地に搬出する。唐木の集散地は次の諸地である。

(一)東北鐵道沿線ではケーンコーイ(Gengkoi)、バーク・チョン(Pak Djong)、シーキウ(Sikiu)、スーン・プーン(Sung Naen)。

(二)北方鐵道沿線ではスワンカローク、チュム・セーン(Chum Seng)、ウタラディツト、デーン・チヤイ(Den Jaya)、ケーン・ルアン(Geng Luang)、バーン・ピン(Ban Pin)、ラムパーン(Lampang)。

(三)東方鐵道沿線ではクラビン、ター・カセーム(Tha Kasem)、ワタナー(Wadhana)。

(四)半島鐵道沿線ではバーン・ポーン(Ban Pong)、ラーチブリー、ペチヤブリー、コ・ラック、タブ・サケー(Thab Sake)。

右集散地より地方市場、盤谷迄は殆ど鐵道で搬出される。蓋し重量過大で舟搬に不便であり、浮游性なきのみならず水により著しく材質を損ぜられるからである。伐採及搬出に從事する勞働者は暹羅人及ラオ人である。伐木・截斷・甘皮剝離作業の所要賃銀は二米のもの一カム(樹徑平均三吋)に付〇・七五錢內外、象又は牛車運搬費は一日行程三五錢、コーラートより盤谷に汽車輸送すれば一貨車運賃六三錢及揚卸諸掛一〇ー一二錢を要し、此の他前述の稅金、監督費、及利子を算入するを要す。

商習慣ー「商業の部」參照。

唐木商ー一九一五、一六年の好況時代には首都及地方合して數十人の唐木商を見たが、現今は左の如く激減した。

盤谷ー老長發、得茂、萬和盛、大谷洋行、江畑洋行

東北鐵道沿線　チェツグガツク(ケーン・コーイ)、湯源(シーキウ)、茂盛(コーラート)、ドン・プラヤー・ファイ山脈中の鐵道沿線に二、三の支店を、スリーン、シーサケ等に數多の出張所を有す)

北方鐵道沿線　美利棧(スワンカローク)、和合(ウタラディツト)、榮源(ケーン・ルアン)、炳記及振發利(バーン・ピン)、炳利(ラムパーン)

半島鐵道沿線　クン・ビロム(ペチヤブリー)、協源及ナーイ・ギョウ(タブ・サケー)

東方鐵道沿線　芳利(ター・カセーム)、ワタナー合資會社

唐木取扱上の注意ー類似品甚だ多く、例へば紫檀は *Xylia dolabriformis*(後記)、漆の木(後記)、縞紫檀に、黑檀はダムドーンに、花櫚は *Dalbergia oliveri*, Gamble(カイデン) *Acacia* sp. (Katinpiman) に酷似し、黃楊柴の如きは一見鑑別困難な樹種が甚だ多い。之が眞贋は比較的短日月の經驗で容易に判別し得られるが、欺瞞を事とする支那人又は暹羅人相手の取引とて常に注意を要すると云ふ。材內に大なる空洞を有し、又は伐採後時日を經たものには白蟻の被害を受けてゐるものがある。又同一樹種にてもその產地及土質によりてその色澤及木質に特徵ある點も注意を要す。

(註)本稿は主として「暹羅產唐木類に關する調査」に據つたから、從て引用の數字は多く同書發行(昭和七年十月當時のものである。

其他の有用材　唐木の他にも著しく有用材に富み、著量の輸出を見るもの及び莫大な內國消費量を見るものが甚だ多い。その中最も普通且つ有用な產材を拾ふと次の如くである。

(一)ヤーン其他の二羽柿屬ー二羽柿の產材は大部分硬度及耐久力中庸にて通常淡紅か又は灰褐色を呈す。其の豐產と低廉とにより近年其の重要性を著增しつゝあり、安價な建築用材として廣汎且つ著量な國內消費を見てゐると共に對外輸出も可なり發達し、殊にヤーン樹(暹名及ラオ名 Yarng: *Diptero-carpus turbinatus*, Gaertn, *D. alatus*, Rosch.) は輸出用材として著名である。

D. tuberculatus, Roxb. (暹名 Pluang or Kluang(プルアン) ラオ名 Tueg or Kung(トゥーク) 及 *D. obtusifolius*, Teysm.(暹名及ラオ名 Hieng, Yarng hieng, Sabeng(サベーン) Tabeng) も內國消費用材として著名にて、落葉林に豐產する大樹である。その產材は褐色にて乾燥し、建築用殊に板として著量の需要があり、風及白蟻に對し保護を加へれば保存期可成永く、殊に、前者は水中に於ける耐久力甚だ強く、二〇年を經て倘健全である。この外本屬の諸種は優秀な薪材及樹脂の產源と

して重要である。

(三)キエム(遲名 Kiem: *Cotylelobium lanceolatum*)　常綠林に生じ、最も耐久性ある褐色硬材を產し、造舟及枕木に賞用され、屢支那に輸出される。

(三)タベーク(遲名 Tabek or Kabek ラオ名 Pui: *Lagerstroemia calyculata, L. Balansae*)及サラオ(遲羅名 Salao ラオ名 Sao: *L. tomentosa*)タベークは本來 *Lagerstroemia* 屬の樹皮滑な樹種を云ふ。右二種は常綠林に豐生し、甚だ酷似した帶黃色中等品質材を產出する。該兩材は一年乾燥すれば浮游性を生じ、北部よりは組筏して多量に搬出され、屬々輸出を見るが、近年建築用材として國內消費も著量に上る。サラオは本屬中樹皮に割裂あるものを指稱するもゝ如く、その中 *L. tomentosa* は熱帶常綠林の極普通樹にて、硬度及耐久性中庸の灰褐色材を產し、北部より著量に產出される。

(四)タキエン(遲名及北部ラオ名 Takieu 東部ラオ名 Ken: *Hopea odorata, Roxb.*)　熱帶常綠林及半常綠林に生じ、高さ約一〇〇呎、チークに次ぐ美麗且つ耐久性なる黃金褐色の良質硬材を產出し、建築・橋梁材・車輛・農具、殊に淡水用舟船の建造に好適し、著量に消費される。

(五)テン(*Shorea obtusa, Roxb.*)及ラン(*Pentacme siamensis*)落葉林一般に豐生し、兩種は甚だ酷似して判別し難い爲俗にマイ・テンランと總稱される。その內國消費は頗る廣汎且つ著量にて、電柱・架橋材・杭木等の殆どを供給すると共に、建築就中家柱として賞用される外棒・杭・車輛・農具等廣汎なる用途があり、製材に不適なものよりは良質の薪材を豐產し、その產脂は前記プルアンの產油と混じて竹細工及舟の防水塡隙用に供せられる。斯くの如く博用される爲、昔日山林法發布前は兎角濫伐され、現今は人煙稀な地方の他巨大樹は稀であると云ふ。

(六)デーン(遲名及ラオ名 Deng: *Xylia dolabriformis*)　落葉喬樹にて英名を緬甸(ビルマ)鐵木と稱し、國內用材中最良質材の一で、紫檀に酷似する材を產す。材質極めて重硬、暗紅褐色を呈して保存期永く、建築殊に家柱に賞用される他、枕木・架橋材・其の他一般建造用材として使用される。

(七)ルム・ボー(遲名 Lumpoh or Polu: *Afzelia bakeri*)　主として半島の常綠林に生じ黃褐色重硬材を產し、架橋材等として鐵道方面に莫大な需要がある。

(八)クワーオ(土名 Kwao: *Adina cordifolia*)　落葉林に極普通の(半常綠林にも發見)喬木で、材は硬度適度木理均一、黃色を呈し、建築・造舟・家具・彫刻等に供せられる。殆ど地方にて消費されるが、東部よりは時折鐵道にて盤谷に積出される。

(九)ソー(土名 Saw: *Gmelina arborea*)　チーク林に散生する普通樹で、產材は輕くて耐久力及强度に富み、前者と同樣な用途に使用される。

(十)タムサオ(Tamsao: *Fragraea fragrans*)　中型常綠樹にて黃赤色又は黃褐色輕硬材を產し、舟蟲の侵害少く、海中用材又は建築用材に供せられる。

(十一)チェンカン(馬來土名 Chenga batu: *Balanocarpus heimii*)　半島殊にその東岸南部に豐產する常綠喬樹で重硬强靱にて耐久力强き帶褐黃色材を產し、建築・家具・造舟に博用される。

(十二)マングローヴ(紅樹)類　コン・カーン・バイ・ヤイ(遲名は遲羅灣の西岸 Pang (Sang) ka bai yai, Kong kawn, 同北岸 Kong keng, 同東岸 Lan: *Rhizophora mucronata*)及コン・カーン・バイ・レク(遲名は遲羅灣西岸南部 Peng (Sang) ka bai lek, 同東岸及西岸北部 Kong kang, *R. conjugata*)は高さ四〇呎樹周三呎の中形樹で、その產材は重硬にて家柱及魚棚に賞用され、サメー(遲名 Same or Me: *Ceriops Candolleana*)は耐久力ある黃色硬材を產し、諸種の地方用途に供す。タブーン・ダム(遲名 Tabun dam or Taban: *Careya mohucensis*)及タブーン・カーオ(遲名 Tabun kao or Tabun: *C. arborea*)の產材は乾燥及艷出良好な耐久硬材にて、乾燥すれば美麗な暗赤褐色に變じ、家具及建築用材として大需要があり、タム・サオ・タレー(遲名 Tam Sao Nu or Tam Sao Tale: *Lumnitzera coccinea*)も帶黃褐色の耐久硬材を產し廣汎に利用される。

輸出狀況　一九〇九―一〇年、一九一四―一五年、一九一九―二〇年、一九二四―二五年は市價暴落の爲量額共に顯著な萎縮を辿つてゐる。唐木は東洋人の嗜好に適するから、仕向先は殆ど支那、香港及日本である。

チーク以外の木材輸出高及輸出價格表

A 品別輸出高

品別	一九三〇―三一	一九三一―三二	一九三二―三三	一九三三―三四	一九三四―三五	一九三五―三六
ヤーン 立方噸	一八七九	一三五二	一五九七	一二七三	四九二	四六四八
ヤーン 鉄	九〇六九三	四九二四二	五三七九二	四二六九三	一六七九二	一九七九二
花櫚 擔	大六八一九	一一三五一九	一二六九一	一一四八一	八六五一四	一二四八一
花櫚 鉄	一五二八〇六	二四九一九四	二四三一八二	一九四四一	一五六五四三	一三七一
紫檀 擔	七八九〇四	一一七八七	一〇五四一	一〇四一	一〇三二四	一〇三一
紫檀 鉄	五三四一九九	五八八八三四	五三八九	四四九七九	四四七九	四四七九
黑檀 擔	大九四〇	大五四五	大二七〇	大二一〇	一六八一〇	一五一六
黑檀 鉄	二五二八〇	二〇六七〇	三五〇八	三三八四	三八六四	三八六四
黃楊柴 擔	四六七二	四二六三	二一九三	一〇〇一三	七六九	七六九
黃楊柴 鉄	一一三四〇	一一九三	五六九六	大二一〇	一六七六	一六七六
縞紫檀 擔	四〇五七	三六七〇	九七九六七	九七九六七	一六七六	一六七六
縞紫檀 鉄	一〇五五七	一〇五一七	一九五三四	一九五三四	一九五三四	一九五三四
薪 擔	一〇〇五七二一	九四七五六七	一〇三九七二三	一〇三九七二三	一〇三九七二三	一〇三九七二三
薪 鉄	九七六七一八	一六九九三	一六九六〇	一六九六〇	一五八〇七	一五八〇七
其他(鉄)	二五五六三五	四八七六〇	四八七六〇	四八七六〇	四八七六〇	四八七六〇
計	二四九一四六一	三六七九九三	三三七九二四	二六二四七七	二四八一四二	二三四五三七

(備考)　右の中ヤーン材、薪材、及其の他は殆ど盤谷港から輸出され、一九三五―三六年輸出額中ヤーン材一二一、二二九錢、薪材の全額、其他中一一一、九〇一錢が地方港より輸出されてゐる。

B 仕向地別・品別輸出高(一九三五―三六年)

單位＝錢

仕向地別	ヤーン	花櫚	紫檀	黑檀	黃楊柴	縞紫檀	薪材	其他	計
香港	三一〇六六	五四八六一	九三二四三	一一八一三	一一〇六	五一四三六	一三六〇〇一	五六八〇〇	一九一三〇一
彼南	一	一	一	一	一	一	一	一	二六一五五一
馬來諸州	一	一	一	一	一	一	一三七〇七四	四四一七七	二三〇七四

出所＝遲羅貿易年報

日本	五七	一〇〇、七二四	九、八二八	四、五九五	黒檀	同	五・四九	三・九四	三・七五	三・九九	三・七五
英領印度	三八〇九六	—	—	—	黄楊	柴同	一・九六	二・七九	二・一四	二・三九	二・五四
支那	二六〇	—	—	—	縞紫檀	同	大三二	三・一四	二・二三	二・五九	二・一七
錫倫	三四五一	—	—	—							
嘉坡	九四三	—	—	—							
新嘉坡	一、八四〇	—	—	—							
蘭領印度	二〇八	—	—	—							
英國	—	—	—	—							
丁抹	三三、七九二	一五	一二七、七九九	四、五九五							
其他	一、四四三	—	三、八六四	一、六七〇							
計	六八、四〇〇	—	九、八二八	一、八八〇							

C 輸出價格

年度	一九二八—二九	一九三二—三三	一九三三—三四	一九三四—三五	一九三五—三六
ヤーン立方噸當銖	—	三九・三三	三六・一八	三〇・六三	三六・一三
花櫚擔當銖	二七四	二一・一五	一・四五	一・五一	一・八〇
紫檀同	七〇一	四・九九	三・〇〇	三・二七	三・〇六

木材及木製品輸入高表

A 品別連年對照

品別		一九三〇—三一	一九三一—三二	一九三二—三三	一九三三—三四	一九三四—三五	一九三五—三六
木材	板及垂木 立方米	三五、一六	三五、一六	二四、八六八	八三	五・七	五八
	鉄	六、八五五	六、一八五	一、六五三	一、六五二	一、二〇〇	一、二
	其他 立方米	一〇七	九三八	一三、六六三	一、三六二	七九二	七二
	鉄	七、一〇七	七、一〇七	一、九八二	一、九八三	一、四〇八	一、四〇四
	計 立方米	三六、五〇〇	三六、五〇九	二二、七九八	一四、四五〇	一八、六四一	一八、六四一
	鉄	九、八四六五	九、四四六五	三、一九三〇	一、五四二、七九一	一、五三、五七八	三四、一、九二
家具	瓩	一五四、二七九	一五三、五七八	三四、九七三	三四、九七三	四、一四八	三四、一四八
	鉄	一、五三、五七八	三〇九、四七一	一、六三、八六六	一、六三、九四七	一、〇一八五	一、〇一八五
木製品	瓩	三〇九、四七一	五一二、八四五	二九八、一〇三	二九八、一〇三	一九、五三八	一九、五三八
	鉄	五一二、八四五	六六六、四二三	七二一	七二一	二九一	二九一
其他	瓩	六六六、四二三	七六四、八八八	五三、〇九四	五三、〇九四	一、九七二、一二六	一、九七二、一二六
	鉄	七六四、八八八					
總計	鉄						

出所＝同前表

B 仕出地別輸入額表（一九三五—三六年）　單位＝銖

仕出地	板及垂木	其他の木材	家具	其他の木製品	計
新嘉坡	一二九	五、九四三	三、六七六	四、六七〇	五、四三一
香港	—	二九三	二、八三七	四一、三五四	四四、四八四
彼南	五一〇	一一三	一、三〇一	一、七二八	一、九五七三
支那	—	三〇	四七六	一、二八一	一、二八七
日本	—	六、四七九	四、一一三	三四、九七三	三四、五七五
獨逸	—	—	四、一四八	一〇、一八五	一〇、一八五
米國	六、二四七	一、〇〇九	一、二、二八一	一九、五三八	一九、五三八
蘭領印度	—	四二九	—	七二一	七二一
其他	五三八	四、〇三五	一四、三八五	五三、〇九四	五三、〇九四
計	一、二七	二三、五八九	一六六、三三六	四四、七四五	二三五、八三七

事業會社　チークの如く發達を見ぬが、東部に數箇の小借林、東南部に二箇の大借林、半島最北端に一箇の借林があり、其の他は最大一萬本より最小二、三本に亘る大小種々の伐採免許を得て伐採に從事してゐる。其の中大事業會社としては暹羅灣東岸シーラーチヤの Sriracha Co.（暹羅會社）及半島バンドーンの The East Asiatic Co., Ltd.（丁抹會社）の二者がある。共に長距離に亘る運材軌道を敷設し、象又は機械力にて原料丸太又は製材を搬出し共に事業地に完備せる製材所を有してゐる。（「工業の部」參照）。

五　ステイツク・ラツク

概要　ラツクはラツク蟲の分泌物にて、染料と樹脂とを含有し、主として英領印度・暹羅・印度支那等に產出する。

ラツク蟲の生活史—幼蟲は雌の死體より脫出後一二—二〇時間の後に樹枝に定著して樹液を吸食し、樹脂樣物を分泌し、體の周圍を被覆して巢とする。この巢が相集つて終に樹梢を被覆する頃、雄は巢穴を脫出して雌を訪ひ、後者は受胎し胎生幼蟲を育てゝ死滅する。幼蟲は一定時に母體より脫出して定著し、再び右の生活を反覆する。斯くて一年二回即ち五月及年末に脫巢する。

播種法—播種前宿主樹の發育を助ける爲寄生植物及古枝を悉く芟除し、害敵たる蟻の登攀を防止する爲宿主樹と接觸せる他樹の枝や附著植物を除掃し、防火の爲下生を清掃する。次いでラツクが脫巢し始めた時を見計らひ、氣泡を有する帶赤色の最大被殼の附著せる樹梢を切取り、四—七日以內に豫定の樹枝に結著する。此の際被殼が一面に附著してゐない種枝は二、三本宛束ねて接種する。ラツク蟲は接種後二〇—三〇日以內に完全に脫巢し、新枝に定著して樹液を吸食する。

ラツクの採集—被殼を有する枝は切落して一兩日陽干しにする。大被殼よりは枝を拔取り、小被殼は其の儘にし、再び一〇—一五日間乾燥した後納屋に貯藏し又は麻袋に詰める。之が卽ち棒ラツク（スタイツク）（暹名 Khrang（クラン））にて、此の際ラツクのみを洗滌したものを商業上シード・ラツク（Seed-lac）、之を更に沸水にて溶解し冷却凝固した黃褐色半透明の薄片をシェラツク（Shellac）と云ふ。

ラツクの用途—ラツクは染料と蟲膠とを含有する。以前は洋紅の代用物として染料にのみ利用したが、アニリン色素の發見後其の價値を減じ、蟲膠の用途開發と共に後者が却つて甚だ重要なる國際貿易品となつた。國內消費用ラツクは輸出不向品にて、絹絲及綿絲の染色に利用する。輸出市場にては、蓄音器のレコード・ヴニス・封蠟・石版用インキ・砥石・腕輪・玩具・絲絡・梭・電器機具の絕緣材料等廣汎なる用途に蟲膠を供し、色素としては纔に亞麻及絹絲の染色に利用されるに過ぎない。而も蟲膠の利用範圍及消費量は逐年增大しつゝあり、商品の製造簡易にて比較的耐火性强き點より、將來セルロイドに代つてラツク工業は大いに勃興すべく、ラツクの將來は實に洋々たるものがある。

培養狀況　沿革—西曆一五一四年にマラツカ海峽へ來航したフロレンス人 Giovania di Niccola の記錄に「Tenazzari（テナツセリム）及 Sarman（今のアユタヤー）はマルタバン品よりも尙良質のラツクを產す」とあるより推想すれば、當國のラツク培養は當時旣に一廉の產業を成したものゝ如く、右テナツセリム・ラツクも恐らくアユタヤーよりの輸出品であらう。爾來四百有餘年、當國は英領印度に亞ぐ大產地として堅實なる輸出量を示してゐる。

産地及培養業者—主に北部のバーヤップ州及東北部のウドーン州に培養され、ピサヌローク州にも少量の培養を見る。培養者の多くは米作業者にて、栽培樹及野生樹を利用して五—三〇樹を片手間に培養する。之に亞ぐ培養者は小商人にて、四〇—一五〇本の借樹に播種して之を貸樹者に委任培養させ、收量の半分を代償として與へる。當業者は一般に米作者より五〇—四五〇樹の宿主樹を借入れ、勞働者を使用して培養する。ラムパーンの北方には瑞西人 Steiner 氏の培養園がある。

生産費—商務遞信省經濟調査課の調査によれば *Pithecolobium saman* に培養されるラック一擔當りの生産費は次の如くである。

宿主樹一〇〇本の借樹料(本當り二—四・五銖として)	一〇〇—四五〇	銖
種ラック三擔代(擔當り七〇—一〇〇銖として)	二一〇—三〇〇	
勞賃	二五〇—二八〇	
支出計	六六〇—一、〇〇〇	

之よりの總收量は二五—四五擔にて、擔當り生産費は二〇—二六銖となるが借樹料は甚だ高額に上るが故に、宿主樹を自ら栽培する時は生産費は著しく低減する。尤も其他の宿主樹は樹間距離遠く且つ收量は前樹より少量であるから、自然生産費は右より高額となる。

宿主樹—當國にてラック培養に適する植物は約三〇種あり、其の大部は野生樹である。其の中最重要なる樹種は *Butea frondosa*（還名 Tawng Kwrao, Chawm Taung ラオ名 Kao, Kwao, Chan）*Albizzia lucida*（ラオ名 Pan Te, Jake）*Pithecolobium saman*（還名 Chan chu rj, Kan klam ラオ名 Chan cha）*Cajanus indicus*（還名 Tua re, ラオ名 Malie）*Combretum quadrangulare*（還名 Sake, ラオ名 Peng, Ke）にて、其の他 *Dalbergia spp., Schleichera trijugal*（還名 Takrawkai, ラオ名 Machok, makaw, Kaw）*Ficus spp., Zizyphus jujuba*（還名 Put Sa, ラオ名 Makan, Makan Luang）等も好適である。野生樹は樹間距離不規則にて、他樹が日蔭をなすこともあり、黒蟻及野生動物の被害を見るのみならず、ラック採集期には盜難に遭ひ易い等諸種の不便があるので、近來は一般に栽培樹に培養するを有利としてゐる。現今栽培されるものは *Pithecolobium saman*（亞米利加合歡）及 *Cajanus indicus*（木豆）にて、其の他は試驗期にある。前樹は現今廣く（殊にチェンマイ地方にて）利用され、雨種は容易で成長迅速である。殊に水流の沿傍又は地下六米以内に地下水を有する脆弱な土壤なれば、樹枝の發育急速にて、五年以内にて既に使用に堪え、而も爾後毎年使用し得る。該樹は平均本當り二五—四五斤（一〇〇斤＝一擔）のラックを產し、チェンマイにては五、六年樹にて一五—一〇〇斤、九、十年樹以上は五〇—二〇〇斤、十五年以上の老木は五—七擔を產出する。本樹は十年後には約三二米に達する數多の長枝を張るが、ラック蟲は日光及空氣を欲求する關係上、少くとも二〇米の樹間を保つて栽植する必要がある。後者即ち木豆はパーヤップ州にて栽培され、播種容易で、石灰多き輕鬆の土壤を最も好んで生育する。栽培法には、樹間四米を置いて栽植し二、三年以内より一—二年間使用する緬甸式と、樹間二米を置いて栽植し、六—一〇箇月以内に接種して二回培養した後舊樹を切拂つて新樹を栽植するルアン・プラバーン式との二法がある。前者は手入十分なれば喙當り約二擔を、後者は約一〇—二〇斤を產す。

接種期—東部にては十二月に接種を始め、五月幼蟲の脫巢する迄放置して收穫し、九—一〇月迄に再び新樹に接種する。北部にては一年一回即ち十一—十二月に接種し一〇箇月後即ち九—十月に採集する。

產地別還羅ラックの特徵—中心集散市場は盤谷にて、チェンマイ、チェンラーイ、ラムパーン、ウタラデイツト、デーンチヤイ、コーラート、パークナムポー等の地方集散市場より供給を受ける。

種別	生産狀況	宿主樹	特質
チェンマイ品	九〇%はチェンマイ縣內に、殘餘はチェン・トウン（Chiang Tung）、チェンラーイ、メーホーンソーン郡より產出	*Butea frondosa, Pithecolobium saman,* 國外にては其の他 *Cajanus indicus, Dalbergia spp., Ficus spp.* を使用	甚だ入念に採集する爲塵埃及木の混有少く、最良質
チェンラーイ品	地方產地より供給		右より塵埃と木との混有歩合稍大にて、直接又はラムパーン、プレー、ウタラデイツトを經由して盤谷へ移出
ラムパーン品	地方產は約半量、他は大部分チェンラーイ及國外產にて、ラムプーン、チェンマイより少量を供給	地方產は *Albizzia lucida*	直接盤谷へ移出
プレー品	地方產は七五%、殘餘はナーン縣、チェンラーイ縣より供給、產量極めて少量	*Albizzia lucida*（ナーン）*Cajanus indicus*（其の他）	チェンマイ品と品質同樣にして高價
ウタラデイツト品	地方にては培養試驗中、ナーン、佛領のルアン・プラバーン及バークライ產品を中繼	*Albizzia lucida*（ナーン）*Cajanus indicus*（主として）*Combretum quadrangulare, Dalbergia spp., Ficus spp., Zizyphus jujuba.*（其の他）	塵埃及木を多量に混有して最劣質
コーラート品	ウボーン、ローイ・エツト兩縣及ウドーン州より供給		

還羅產ラックの分類—盤谷市場にてはラックを北部ラック及東部ラックの二種に分類し、前者は後者より價格良好である。此の分類はラックの品質及宿主樹には無關係に唯塵埃及木梢の混有歩合に依りて識別する。東部ラックが多量に塵埃及木梢を混有せるは、主に採集の際の不注意によるが、被殼小型にて破碎するから樹梢を拔取り得ない點にもよる。因に被殼の大小は宿主樹に歸因するもので、*Butea frondosa, Pithecolobium saman, Albizzia lucida* より採取する被殼は周圍二吋、*Combretum quadrangulare, Dalbergia spp., Ficus spp.,* よりの被殼は周圍一吋半計り、*Cajanus indicus* の產品は小型及大型にて、樹梢の拔除容易である。

產量及地方消費—一九二四年に終る一〇箇年平均の世界棒ラック年產量は三八六千擔にて、その中一五千擔が還羅產に過ぎなかつたが、爾後五箇年平均世界度產に年產量五三五千擔中四七八千擔は印度產、一七千擔は佛領印度產にて、殘餘四萬擔即ち世界產量の七・五%が還羅產であつた。最近の產量は不明であるが、輸出量より推定して七、八萬擔には達するものと想はれる。

倘「地方集散市場別棒ラック盤谷出廻高」に關しては本年鑑第二回版參照。

輸出狀況　一九二九—三〇年に至る迄は輸出量逐年順調な膨脹を續け、同年は八六、七二九擔（四、七五八、四〇五銖）を輸出して量額共に最高記錄を示したが、爾後世界不況による市價暴落の爲每年著衰し、一九三二—三三年はその極度に達して量は六千擔（一九一六—一七年來の低記錄）、額は七六千銖（二十世紀の最低記錄）に過ぎなかつた。然し最近三年間の輸出量は空前の著量に達し、輸出額も著しく舊位を回復しつゝある。

ステイツク・ラック輸出高表

出所＝還羅貿易年報及統計年鑑

年度	數量（擔）	價額（銖）
一九〇五—〇六＝一九〇〇—一〇（平均）	五三六	三四九、七〇五
一九一〇—一一＝一九一四—一五（平均）	九八七四	二三八、三一九
一九二五—二六＝一九二九—三〇（平均）	二一、一八六	六八八、二四二
一九三〇—三一＝一九三四—三五（平均）	二六二、六〇	二〇一、七七五

一九二五―六＝一九二九―三〇（平均）　四八、二一四
一九三〇―三一＝一九二四―二五（平均）　四九、五〇二

年度	數量	價額	擔當銑
一九三〇―三一	二六、四九五	九〇、三一〇	三四、〇八
一九三一―三二	一〇〇、八五	一八、一三〇	一八、〇八
一九三二―三三	五八、九〇	七、四九六	一二、九
一九三三―三四	七四、五〇九	一、〇〇八、二一五	一三、五三
一九三四―三五	一三〇、五三一	二、八〇六、六八七	二一〇三
一九三五―三六	八七、三八五	一、二三六、九五六	一四、一六

仕向地別ステイック・ラック輸出高表　單位＝千錢　出所＝暹羅貿易年報

仕向地別	一九二五―二六	一九二六―二七	一九二七―二八	一九二八―二九	一九二九―三〇	一九三〇―三一	一九三一―三二	一九三二―三三	一九三三―三四	數量	價額
新嘉坡	六六〇	一、三四四	三、八八八	一、九五	九六二一	八四三、四三八	六〇、三〇五	二〇、六四八
英領印度	三									二〇、六六九	六、六三八
獨逸	一八八	四四六	三九四	一五	八	六三、七二四	四〇三三
英本國	七五	七八	二三五		一	一五、〇〇八	九三〇
和蘭	五四	五三	三五	一	一八	八、二四二	五〇四
白耳義						七、二四〇	三六八
日本					三	五五一	三六一
香港						一、五七二	一二一
米國	一、四八三	二、三二一	一、八五	一	六	一、五一二	八四

往昔輸出ラックは印度支那品と共に悉く英領印度で仲繼されたが、爾後新嘉坡がその地位を奪ひ、英領印度向輸出は最近迄皆無となつた。又米國の地位の著褒と、一九三五・三六年に於ける日本の地位の急進とは特異な現象を示してゐる。因に倫敦及紐育市場にて最良質ラックは一般に劣質品よりも一割方上値にて取引されるが、品質により用途を異にする關係上需給の影響にて屢反對現象を見、Garnetlae（ガーネットラック）及Buttonlae（バトンラック）が、却つて Ti. V. Shellac（ティー・ニス・シェラック）より夫々四五%及二〇%方高値を唱へる事がある。殊に近來蓄音器のレコード及電氣器具の絶緣材料としてラックの普通品及劣質品の需要急に增加し、市價も著しく高騰した。如上の事實は Elellac, Garnetlae の普通品製出に適し、Orange-shellac（オレンヂ・シェラック）一級品製出に適せざる暹羅產ラックには全く偶然にて、當國產ラックの實行良好にて需要多きは實にこの僥倖に所以する。

六　其他の林產物

木材以外の雜林產物は、ラックの外甚だ種類に富み、莫大なる國內消費を見ると共に可なりの輸出額を有し、又將來を矚目されるものも多々ある。其の中主要なるものを列記すれば次の如くである。

薪炭　雜林產物中國內取引及消費の最も發達普及してゐるもので、優秀なる薪炭材を供給する樹種が甚だ多い。就中半島西岸のマングローヴ林は最も著名にて、支那人又は地方在住の暹羅人及馬來人は著量の薪炭を伐出しつゝある。因に一九二八年度にはブーケット林區よりの薪炭夫々二六四、一一三立方米及五六、四一五立方米を輸移出した。

當國鐵道は燃料を薪材に仰ぎ、歲々約三五萬立方米（但し南方線は一九三一年末より急行車にデイーゼル機關採用）を消費し、從て沿線の森林は著しく濫伐され、所要量の供給は年々困難と高經費とを伴ひつゝある。故に政府は最近其の規則的供給を支持する爲、一部森林の組織的伐採をなさんとしてゐる。

竹　竹の莖は家屋・家具・バスケット等無數の用途に、種子は脫殼して米の代用とし、筍は食用に供す。特に半島沿岸にては漁梁として殷盛な地方取引を見、其の兩岸よりは爪哇及スマトラに煙草の貯藏及乾燥用の枠とする竹を筏として著量に輸出する。當國に生ずる竹は二〇種を超え、竹林は北部及西部に於て特に發達し、幾百平方粁に亘る竹林を見ることがあり、古くより製紙用パルプの給源として注目されてゐたが、最近カーンプリーに於て之を原料とする製紙工場の創立を見んとしてゐる（「工業の部」參照）

籐　熱帶常綠林には諸種の籐が極めて豐富に生じ、沼澤地には屢其の叢林を見ることがある。殊に半島には最も蔓延し、今日屬種の決定されたもの

のゝみで少くとも四〇種以上に上り、長は二百碼大を超えるものがある。產籐は殆ど國內消費に充當され、莖のみならず葉及果實迄屋根又は食用に供す。輸出向品は半島に產し、約二〇哩の長さに刻み、大體等級を別つて百本を一束とし、水路又は鐵道にて主に新嘉坡に積送する。其の量額は逐年增大しつゝあるが、一方籐製品の輸入も可なり著額に達してゐる。因に暹羅產籐には麵線籐（細物・細工用）、白籐（太物、荷造用）、香籐（細工用）、水籐（最太・椅子の脚用）、鷄籐（細物・荷造用）、黑籐（細工用）、籐片（黑籐の四つ割物）、紅籐（組筏用）の諸種を含んで居り、その伐出には免許を要しない。

樹膠（ガム）　ガタパーチャ（チクノム）―當國品は商業上所謂 White gutta（ホワイト・ガタ）にて、常綠樹 Chikrom（*Palaquium oboratum*）の幹に螺旋形に切付けて得る乳液より製出する。本樹は暹羅灣西岸南部のバターニー縣及同灣東岸のチャンタブリー縣に散生し、チャーン島は最も著名である。產品は熱及電氣の不良導體で、一見護謨に似て彈力乏しく、加熱すれば粘性となり海底電線の被覆、ゴルフボールの製造等商業價值甚大である。大部分盤谷より輸出する。

安息香（暹名 Kamyan）―*Styrax tonkinense*（カムヤン）屬の諸種殊に *Styrax tonkinense* に切付けて滲出する汁液を凝固したもので、祛痰藥・安息香丁幾・香油等の原料にする。當國は四百餘年前より良品を輸出したが、現今も「暹羅安息香」は香・質共に優良品と認められ他品より上值に取引されてゐる。併し本品は現今漸次河以東に產し、其の一部が盤谷に出廻るのみで、輸出量も少く且つ變動が著しい。

ジエルトン―*Dyera* 屬の一種の乳液を凝固したもので、近年南部諸地にて採集されてゐる。本品はチウインガムの原料及防水布塗付用等として著大なる需要がある。產樹は可なり豐富であるが、凝固法は尙幼稚である。

樹油　ヤーン油―二羽柿屬の諸種殊にヤーン樹に切付けて採取する粘着性油にて、竹細工及籐細工の防水、舟艇の塡隙、松明の滲潤、醫藥等廣汎なる用途及經濟價值を有する爲、斯業は甚だ普及し（半島及東南部最も殷盛）、貧民階級の閑期に於ける主要財源をなす。切付には免許を要し、樹周二米半以下の產樹への切付を禁じてゐる。切付穴は巾・長さ・深さ一〇×三〇×二〇糎の半圓形にて基部を深き壺として滲出油を受け、三、四日毎に採集し（一五―二〇樹の產油にて石油罐一罐量）、採集後は穴中にて可燃物を燒き、刺戟を與へて滲出を促す。斯くて一穴より三年間採油し、湧油が停止すれば新穴を穿つて採油する。一九二八年度の半島に於ける切付免許樹數は四三萬本（五年前には一九七萬本、半島西岸の無免許切付樹數も五萬本以上に上り、夫々九六、九〇二罐（石油罐）及三六三、〇八二束のヤーン油及松明が半島の諸林稅所を通過した。

カユプテ油―東南部及半島殊にバターニー及ナコーン・シータムマラート兩州に普生する小形樹・加那布的樹（暹名 Samet kao or Met：*Melaleuca leucadendron*）の葉を蒸溜して得る帶綠色油にて、新舊兩醫藥に供す。

樟腦―カーンプリー縣の常綠林に散生せる *Cinnamomum* 屬の葉を蒸溜する時は一・二%の良質粗製樟腦を產するが、未だ商業的開發を見ない。從來北部よりは少量の粗製樟腦を產出する。

其他―產油樹は無數に存するが殆ど商業的利用を見てゐない。

樹脂　藤黃（暹名 Rong）―光輝ある黃色樹脂にて、諸種の用途殊に染料として大なる商業的價值を有す。半島南部、東南部及チャーン島に生ずる Rong 樹（*Garcinia hombyrgi*）に切付けて採取し、チャンタブリー縣に最も豐產する。

ダマール―當國にて最も貴重なる樹脂で、二羽柿科植物より產出するが、其の中重要なのは Chiganay（チーガーマット）（*Balanocarpus maximus*）及 Chengal（チェンガン）（*B. heimii*）より採る Chan Takian（チャン・タキエン）並に Shorea 屬の一種より產する Chan Panawng（チャン・パノーン）の二種である。前者の產樹は半島殊にバターニー州に豐富なる關係上同州は其の採集最も盛で、ナコーン・シータムマラート州が之に亞ぐ。此の切付採集は免許制度であるが、本制度はパターニー州にのみ施行されて居り、他州にては唯自然に滲出するダマールを採取するに止まる。切付は地上七五糎の樹周二米以上の產樹に行ふを要し、切付穴は幅・長さ・深さ一〇×一〇×五

糎で、一樹に平均五〇—六〇穴を切付け得る。産脂は放置して乾燥させ、一・五—三箇月を經て採取し（採集遲き程良質）、採集後は切口を更新して採取を續け、滲出停止すれば新穴を堀る。平均年産量は一本當り約四五封度、バターニー州の總産量は年額約一萬擔である。チヤン・パノーンはチヤンタブリー州に少量を産す。兩者共支那人仲買人に依り新嘉坡へ輸出される。其の他 *Shorea obtusa, Pentacme siamensis*（兩種の産脂は樹油と合して舟及籠の塡隙用に供す）*Shorea floribunda, Hopea aborata, Corylobium lanceolatum* 其他ダマールの産樹は數多あるが、産品の多くは地方消費を充足するに過ぎぬ。

漆（遲名 Rak）—*Melanorrhoea usitata*（遲名 Rak, Yai, ラオ名 Hak, Hak luang）より採る油脂で、本樹は落葉林殊に北部に甚だ豐富であるが、現今其の一部に切付採脂をなすに止る。先づ樹皮にV字形切目を附し（良樹は一時に二〇—三〇切目を附す）、七、八日の後受容物内の漆を採集して大容器に詰め、乾燥を防ぐ爲其の上を水の薄層にて被ひ置く。採集直後は帶紅黑色を呈するが乾燥すれば光輝ある純黑色となる。年中採脂するが、暑季の産品（Rak nan mai）が最も良質にて、雨期末の産品（Rak ki kwai）は劣質である。今日漆の商取引は國内に限られ、籠の防水、醫藥等にも供するが大部分は漆細工に使用する。因に遲羅漆は水分多く、吾國産品に劣ると云ふ。

松脂及其他—北部遲羅の松柏科林に豐生する *Pinus merkusii* は輸入良質品に匹敵するテレビン油と頗る良質のロージン（樹脂）を産出するが、今日尙地方民が少量を自家用に供するのみで、商業的開發を見ない。

香料　香木類—當國産香木類中最も著名なのは常綠樹 Hom Krisna（*Aquilaria agallocha*）及 Chan Hom（*Mansonia gagei*）の二樹にて、殊に前者の病害を受けたる心材よりは著名な沈香を産す。遲羅沈香は抹香又は薰香類の原料として、良質を以て著名である。後者は數年間伐倒した儘放置して初めて芳香を發する。此の外 Chan Deng（*Dracaena spp.*）も芳香は劣るが香木を産し、肉桂類も豐富である。

白豆蔻（遲名 Krawan）—當國には野生樹より採取し、著量の野生白豆蔻を輸出する（「農業の部」參照）。

單寧材料　當國には單寧を産する樹種は無數にあるが、今日商業上利用されてゐるのは唯少數に過ぎぬ。

單寧樹皮—マングローヴ樹皮は最も重要で *Ceriops, Rhizophora, Bruguiera* の諸屬より採取し、之より鞣革上及染色上貴重なるマングローヴ・カッチを抽出する。就中 *Ceriops candoleana* の産皮が最も優秀にて、輸出單寧樹皮の大部分を供給してゐる。此の外北部にて單寧材料として多量に利用される Pu Chao（*Terminalia tripteroides*）の樹皮は二〇・九%、咀嚼用として多量の國内消費を見る Kaw Nam（*Quercus sp.*）は二八・八%の單寧を含む。

カッチ（遲名 Bisiat）—北部の落葉林に豐富な Bisiat（*Acacia catechu*）の暗色心材を煮詰めた抽出物にて、北部全地に乾期に製造される。産樹がチェンマイ地方に最も豐富なる關係上同市は殊に本業が盛で、遲羅産カッチの殆どを供給する。殆ど野生樹より採取されるが、ナーン其の他にては産樹の栽培も行はれてゐる。その産品にはⓐシーシアト・デーン（Bisiat deng, 淡色心材産、高價）ⓑシーシアト・ダム（B. dam, 濃色心材産）、ⓒシーシアト・ラク（B. rak, 樹根の心材産、濃暗色にて稍脆弱の劣品）があり、四六・一%の單寧を含み、殆ど國内にて檳榔子と共に咀嚼用に供するが、最近は染色及採革にも利用する。海外にては濃色品を喜ばぬらしく、最近は全然輸出を見ない。

染料　前揭のラック・藤黃・カッチの外に染料として著名なる林産物を列擧すれば次の如くである。

蘇枋木（*Caesalpinia sappan*, Linn. 遲名及ラオ名 Fang）—當國の諸地殊にラーチブリー、ペチャブリー、プラチュアップ諸縣に生ずる常綠有棘灌木にて、材はサパン又はブラジルウッドと稱せられ、心材を煮出せば古來著名なる綿毛染色用の赤色染料を生ずる外、莢・根・樹皮も染料に供す。臺灣にては本樹を機木と稱し、當國より心材を輸入して禮拜紙及赤紙を染色する。

黑檀の漿果—黑檀（*Diospyros mollis*）の漿果は黑色染料を産し、絹物の染色に用ゐるが、纖維を損傷せざると、保色度及堅牢度甚だ高きとにより著名である。染料は青果より採取されるから、之が輸出は不可能であるが、併し特に本染料にて染色する爲輸入して染色後再輸出される絹及綿反物は著額に上る（「工業の部」參照）。

其他—樹皮に多分の赤色々素を含有する前記のサメ、根に赤色及黃色染料を含む Kui（*Morinda tinctoria*）幹及根の心材より赤色染料を産する Kole（*Cudrania sp.*）、心材より法衣の染色用黃色染料を採る *Artocarpus integrifolia* 等、染料の産樹は甚だ種類に富む。

醫藥　大風子（遲名 Luk kabao）—Kabao（*Hydnocarpus anthelmintica* 遲名及ラオ名 Kabao, Kabao Nam）の實にて、太古より皮膚病特に癩病の治療藥として東洋各地に輸出される。本樹は北部・中部・東部諸州の常綠林に普生し、北部及中部には栽培もする。其の果實の産油は眞正チャウルムーグラ油に酷似して同樣の價値を有し、首都に近きターチン及バーサク兩河の沿傍のみにても年平均三萬三千立の本油を採取し得る收穫がある。因に盤谷には本油採取專門の營利會社がある。同屬の *H. ilicifolia*（遲名 Kabao klag, Kabao ling, Kabien, ラオ名 Kom Kwan）は前樹より尙豐富にて、其の産油は目下調査中であるが、同樣の效果あるものと期待されてゐる。若し有效ならば、全世界の癩病患者の治療用油を當國のみにて供給し得ると云ふ。

Nanman Sabu—北部・東部・半島其の他に野生する *Jatropha Curcas* の種子より搾取する黃綠色油にて、吐劑及下劑・石鹼の製造及機械油に供す。

Sadao（*Azadirachita indica*）—本樹は北部・東部・中部等に生じ屢栽培されてゐる。其の種子よりはミンバ油を得、葉及果實のパルプと共に局部刺戟劑として利用され、樹皮は規尼涅の代用とする。

Pungtalai—*Sterculia* 屬の一種の産果にて、清涼飲料劑として輸出される。

其他—前揭白豆蔻・藤黃・カユプテ油・諸種の油脂及後記麁茸及犀角の外無數の藥用林産物を有するも地方消費に止る。

其他　動物性産品—ラックの外穿山甲皮・鹿皮・鹿茸・鹿角・象皮・象牙・グアノ・蜜臘等を産す。其の中鹿皮は牛皮に亞いで重要にて、通常優良品（荒鹿の皮）及普通品（印度鹿の皮）に分つ。皮角は主として東部、殘餘は北部、ナコーン・シータムマラート、プーケット等より産出する。

食料—竹は幾年目かに定期的に（乾期即ち米不足の際に）開花し、米と判別し難い食料を供し、全國常綠林に普生する Yawng（*Pitheolobium lobatum*）よりは佳味なる Kanieng 種子を採取する。茶は野生樹よりも採取し、芋・若芽・花等として食用に供し得る野生樹は枚擧に遑を見ない。

纖維—野生纖維植物中著名なるものに *Sterculia, Hibiscus, Bauhinia, Cordia, Pandanus* 其の他の諸屬がある。之等は森林到る處に散生し著量に採出されるが、主として國内消費用繩索の原料とするに止る。

製紙原料—Khoi（*Streblus asper*）の樹皮及諸所の水流沿岸に饒生する楮の内皮は古來紐紙の製出に用ゐるが、兩樹共に大規模栽培の可能性がある。後者の樹皮は布帛原料として年々日本に輸出され、一九二九年度には一三〇噸の樹皮が輸出用として盤谷へ搬出された。當國の諸所には大面積の竹林があり、メー・クローン及其の支流クェー・ノーイ沿傍の竹林は特に著名にて、殆ど無盡藏の製紙用パルプの給源をなし、何れも五〇—五六・一%の纖維素を含み、古くより河口附近は本種工業の絕好地と見られてゐたが、最近カーンブリー官營製紙會社の出現を見るに至つた。（「工業の部」參照）。

屋根葺材料—木材以外に乾草・棕櫚・ニツパ椰子葉・竹等は屋根葺材料として廣汎に利用されるが、其の中ニツパ椰子葉は著量の地方取引がある。

輸出市場　雜林産品は將來の開發に俟つもの多く、其の輸出高は少量に過ぎぬ。次に「遲羅貿易年報」に明示された品目に付近況を表示する。

雜林產物品別輸出高表

A 連年對照

品名		一九三〇—三一	一九三一—三二	一九三二—三三	一九三三—三四	一九三四—三五	一九三五—三六
ダマール	擔	八、二〇四	七、六三八	八、一八六	一一、三七二	一二、三〇一	一二、三六四
	斤	一、六四、九七九	七八、五二七	五四、九一七	九一、五三一	一二、三六五	一二、三六四
ベスト・カルダモン白豆蔻	擔	一、九二三	二一	二一八	一、〇一八	一、〇一八	一、〇一八
	斤	二九六、三六三	一、三六	一、三六四	一三三、七六四	一三三、七六四	一三三、七六四
バスタード・カルダモン野生白豆蔻	擔	五、二九四	七、〇一九	七、〇一九	八四、一二三	八四、一二三	八四、一二三
	斤	七二〇、五九一	一、〇〇四	一、〇〇四	一二、五九六	一二、五九六	一二、五九六
松明	擔	一一、三〇二	一一、三〇二	一一、三〇二	一二、三七四	一二、三七四	一二、三七四
	斤	七七、九五三	九二、七九八	九二、七九八	一六八、九二七	一六八、九二七	一六八、九二七
鹿皮	擔	二、二七九	二、三〇一	二、三〇一	二、三四九	二、三四九	二、三四九
	斤	九八、五七三	九七、八一二	九七、八一二	一四二、三四一	一四二、三四一	一四二、三四一
ヤーン油	擔	九、六一四	五、九九六	五、八八八	一一、九二一	一一、九二一	一一、九二一
	斤	四九、二四一	三二、六八八	三二、六八八	一六四、九二一	一六四、九二一	一六四、九二一
木炭	擔	八四、八七一	七九、七〇一	七九、七〇一	一一、四二一	一一、四二一	一一、四二一
	斤	九九、八二九	七六、二六九	七六、二六九	一六八、七二〇	一六八、七二〇	一六八、七二〇
マングローヴ樹皮	擔	一、八、六一五	一、七、五五四	一、七、五五四	二、六〇、一三四	二、六〇、一三四	二、六〇、一三四
	斤	四六、四四六	二九、二三四	二九、二三四	三九〇、一六一	三九〇、一六一	三九〇、一六一
藤黃	擔	四一六	三五三	三五三	四七、一四〇	四七、一四〇	四七、一四〇
	斤	一四〇、九六五	四、九九九	四、九九九	六五九、四四六	六五九、四四六	六五九、四四六
穿山甲皮	擔	四四六	四四六	四四六	五八、一四九	五八、一四九	五八、一四九
	斤	三一、一三七	二、一三七	二、一三七	七、六四九	七、六四九	七、六四九
安息香	擔	二四八	三一六	三一六	四、一四〇	四、一四〇	四、一四〇
	斤	五二、六一五	六七、八四七	六七、八四七	一八七、九四〇	一八七、九四〇	一八七、九四〇
鹿角	擔	大六二	四五七	四五七	一、一四一	一、一四一	一、一四一
	斤	五〇、一四一	四七、五五三	四七、五五三	一三、一四一	一三、一四一	一三、一四一
犀角	擔	四	一	一	一	一	一
	斤	四八、三〇〇	一、九〇五	一、九〇五	一、九〇五	一、九〇五	一、九〇五
大風子	擔	一、九〇八	七二	七二	七二	七二	七二
	斤	五八、三七	二、六〇〇	二、六〇〇	二、六〇〇	二、六〇〇	二、六〇〇

藤	擔	一、四四六	一、一三五	一、一三五	一、一三五	七〇四	一、一七八	一、一七四
	斤	一〇、三二三	七、四二一	一、九〇八	一、九〇八	六、〇一五	四、〇二〇	六、八八八
プンタラーイ	擔	九四	一一	一一	一一	九	一一	一一
	斤	一、一三〇	一、一三〇	一、一三〇	一、一三〇	八四〇	一、一三〇	一、一三〇
計	斤	一、三〇九、〇七五	九八四、四六七	九八四、四六七	一、一四二、八九四	九八二、四九九	一、二〇八、一五一	一、二〇九、一五一
鉄	擔	一九	四二	四二	四二	三	四二	四二
	斤	一四二、一三五	五七、一三五	五七、一三五	五七、一三五	四二、一三五	五七、一三五	五七、一三五
※象牙	擔	一、一三五	七〇四	七〇四	七〇四	五二	七〇四	七〇四
	斤	一、一七八、八八八	一、一五一、一四	一、一五一、一四	一、一五一、一四	一、一五一、一四	一、一五一、一四	一、一五一、一四

（備考）※主として畜產品。

B 仕向地別（一九三五—三六年）

單位＝錢

品目	新嘉坡	彼南	馬來諸州	香港	支那	獨逸	米國	日本	其他
ダマール	九三、三一〇	—	—	二三	一〇、四四七	—	—	二、二〇七	英國 七、七八
白豆蔻	七九三	—	—	九〇	八〇	—	—	八、一〇六	—
野生白豆蔻	—	—	—	二	一、九七	—	—	二四、二一八	—
松明	四二、三六六	—	—	一、五一四	—	—	—	三四	—
鹿皮	五、四二八	—	—	一六	—	—	—	二一、〇四〇	—
ヤーン油	一〇、七五三	—	—	二、三八九	六、二六〇	四三、四三五	—	五	英國 九、一九〇
木炭	三三、六三一	—	—	一三、四四八	—	—	—	—	印度支那 六〇
マングローヴ樹皮	二〇、九八五	—	—	一〇七	四、九四〇	—	—	六二	印度、セイロン 二五〇
藤	三、一〇五	—	—	一五	—	—	—	六、七二	—
穿山甲皮	一三、九六三	—	—	三八、七	—	—	—	二六、八六〇	—
安息香	—	—	—	三〇	五、二七五	—	—	八、八五〇	英國、印度 二、九四二
鹿角	三五	—	—	一八	九、一六〇	—	—	一六、四一五	和蘭、英國 六、八六〇
犀角	一〇〇三	—	—	一八	七、五二〇	—	—	九、五四九	—
ルク・カバオ	五八	—	—	三二九	—	—	—	—	—
プンタラーイ種子	一、〇九九	—	—	—	—	—	—	四、八三九	—
象牙	八〇〇	—	—	—	一二〇	—	—	一〇、一九五	緬甸 三六〇
鞣革	四七、七二三	—	—	—	五九二	—	—	三、三八一	關領印度、印度支那 二四二

C 仕出港別（一九三五・三六年）　單位＝錄

品目	盤谷	ナコーン・シータムマラート	計
ダマール	三〇五四	一〇二四七	一三三〇一
松明	八二八三	九九六	九八六五
鹿皮	三六六二	—	三六六三
ヤーン油	八六七	一	八二五〇
マングローヴ樹皮	六二	四〇八九	一三三
	二一〇〇二		二二七四七

（備考）其他は盤谷又は地方港就れかの係數が他品目に含まれ不明である故に前記三表共C表に掲示の品目以外の計は實際高に充たぬものがある筈である。

輸出商社　林產物輸出業者は相當著名なるもの丈みにて約五〇店あり、其の中邦人商社として三井物產盤谷支店の外に、唐木に就て獨特の知識經驗を有し其の對日輸出を殆ど獨占せる大谷洋行、雜木の外チークの製材及輸出にも從事せる川池商事、木材其の他の輸出にも從事する鴛眞機及材料商の江畑洋行等がある。

水產業

總說―水產行政―關係法規―漁場・漁期・漁法―魚類―其他の水產資源―統計

一　總說

暹民は殆ど全部佛教徒にて一般に殺生を戒禁されてゐるが、古來魚類のみは特例として漁撈され、主要副食物としてあらゆる家庭の食膳に上されてゐる。故に漁業は頗る普及し、沿岸民の主要職業をなすと共に政府の重要な財源をなし、その廣況なると重要性とに於て農業に亞ぐ基本產業となつてゐる。當國漁業の一般を窺知する統計を缺くが、永年收稅局々長たりしPhya Indora Montri（プラヤー・インダ・モントリー）氏の見積りに據れば、全國の水產品年產額は約二千五百萬銖に達してゐる。而も之は輸出又は內國貿易に廻りたる額を基礎としたもので、其他漁民間にて地方的に消費されるもの及農民其他の素人により自家用に漁撈せられるものを加算する時は尙遙に大數字となる。最近まで當國の水產物が殆ど保護を講ぜられることなくして、尙國民の全需要を充たし、而も其の餘剩を輸出しつゝある事實は、水產資源の如何に豐富にして、如何に種類に富み、供給を補足する自然力の如何に活潑なるかを物語るもので、將來漁業の管理水產資源の保護及人工養殖等が完成された曉に於ける當國漁業の發展は、蓋し刮目に値するものがあらう。

暹民資本家は佛教思想上より漁業投資を嫌忌する關係上、投資家としては淡水漁業にては安南人及その系統の者多く、鹹水漁業にては可なりの資本を要するから殆ど支那人である。後者には從業者も支那人多く、稀に暹羅人を加へてゐる。一九二九年の國勢調査に據れば、總有職者七百五十萬人中漁業從事者は八二、八五三人（一・一%）であるが、右有職者の八割餘を占める農林業者の大多數は一時的又は副業的に淡水漁業に從事する。

右の如く漁業は頗る普及してはゐるが、然し今日尙甚だ幼稚にて、漁村には一箇の水產組合も金融機關もなく、定置漁業の魚簗の外は簡易な網又は釣具にて沿岸漁業を行ふに過ぎない。蓋し暹民の佛敎思想、外人投資家の無智無經驗、漁民の無智及團結心の缺如、漁民金融機關の皆無に起因するもので、その今後の發達は邦人漁業家の誘導に俟つ所大なりと言ふべきである。

邦人の進出可能性　「總說」に既述の如く、暹羅水產業は著しく幼稚で、その開發は外人殊に日本人に俟つ所大であり、現にライセンス下附方を申請した邦人もあつたが、革命後は之を處理すべき法規がないのを理由にその受理を拒否してゐたが、後揭の「領海漁業法」の實施を以て值に準據すべき法規を得るに至つた。右に據れば、漁業權の下附は暹民と共同經營の場合にのみ外人に許され、而もその外人側の資本持分竝に漁船乘組員の數は二五%に制限され、この方面の進出可能性は大とは云ひ難いが、兎に角關係法規の公布により、合法的發展の準據を得た譯で、之より窮通の對策も講じ得られるに至つた。

因に「海外漁業事情」により專ら暹羅の漁業に利用される魚簗構築費其の他の漁業費を摘記し參考に供すれば次の如くである。

	円		円
櫓用柱（三〇〇〇本）	五〇	簗用竹	五〇
簗用柱（一二〇本）	一五四	簗用籐	五〇
簗用細木	三五	工　賃（五人三箇月）	九七五
雜　費	五〇		
稅　金	三五〇		
計	一七六四		

諸材料購入の便否―海底の深淺等に依て異るが、右は暹羅灣東岸に於ける深さ三二呎の魚簗構築費の見積りで、暹羅灣岸、及西岸地方の漁村に於ては大體二割增見當である。漁獲された生魚は一般に鹽漬・乾魚とされるのであるが、之に要する鹽は天候溫度等に依て多少の差はあるが、生魚三五擔（五六〇貫）當鹽八擔（一二八貫）內外で、生魚より鹽漬乾魚製品の荷造りまでの概算は一擔（一六貫）當約七圓である。漁場に於ける鹽價は生產地の市價と各漁業地間の運賃を加算したものであるが、產地の價格は大體雨期每擔四〇錢、乾期六〇錢內外である。利益の分配は一般に網元と漁夫の歩合制となつて居り、普通網元四分五厘、漁夫（五人）は各一歩宛、殘り五厘は漁夫頭の役得と定められてゐる。雇人制度に於ける普通賃金は、日雇人二圓五錢、月雇四五圓、

漁期中（五箇月）一五〇圓內外（食料雇主持ち）、一箇年契約二五〇圓であるが、之は熟練漁夫であつて、經驗の淺いものは二、三割方低率である。次に製品の運賃であるが、西岸のチュムポーン以西は直接新嘉坡に輸出されるのが普通にして、便船はStraits Steamship Co.の獨占する處で、每擔一弗の運賃を要する。同地以東の各地方は盤谷市宛で、每擔邦貨換算八〇錢、又チャンタブリー以東は一圓である。此の外、各地生產高の三分の一は帆船で撒出され、大體五〇錢見當である。漁獲高は魚簿一箇當り四四〇擔、ブラトーに於て二八〇擔となり、乾魚としては、ブラトー二一〇擔（二、三一〇圓）、雜魚一二一擔（八七一圓）、計三三一擔（三、一八一圓）の收入と計算せられてゐる。此の乾魚の仕向地は新嘉坡であつて、主として護謨園勞働者及土人間に需要があり、又同港を經て爪哇方面へ仕向けられるが、之は砂糖園に働く苦力に依て消費されるもので、其の他香港を經て南支那方面にも相當の需要がある。

二　水產行政

水產課　當國水產業は甚だ重要なるに拘らず、之に對する政府の態度案外冷淡にて、從來大藏省收稅局內に水產收入課（コロム・アーンカーム）を置いて稅務を處理せるに過ぎず、漁業は國家の獨占事業として富有なる支那人に請負はしめ、支那人は更にこの權利を漁民に轉貸して多額の權利金を貪り、屢秩序紊亂の原因となつた。併し西曆一九〇一年新水產法令を發布し、一九二六年勅令を以て農務省內に水產局を置いて米人Hugh Mccormick Smith博士を水產顧問兼局長に任じ、水產調查、留學生の米國派遣、水產法規の統一等、諸般の改善に努力した爲、水產行政は面目を一新するに至つた。革命直後一時新設の經濟省の管下に移されたが、一九三五年三月農務省の獨立と共に同省農務局（コロム・カセート・レ・カーンプラモン）に屬する水產課（パネーク・カーン・プラモン）（文書・漁業・農務・管理・技術の五係を置く）として今日に及んでゐる。

スミス顧問―上記スミス博士は、一九二三年六月淡水魚の供給確保及一般水產業の開發に關する政府顧問として來任、政府に進言せる水產局創設され

るや顧問兼初代局長となり、水產資源の學術的調査のみならず暹羅の水產行政を近代的基礎の上に置き、多大の貢獻をなしたが、四箇年後局長を暹人に讓つて顧問に退き、越えて一九三四年十月退官歸國した。

三　關係法規

一九〇一年に發布されたラタナコーシン曆一二〇年水產稅法の大要を掲げると次の如くである。一、漁獲區域は、水族蕃殖の爲に設ける禁漁區域と一般に許可されたる許可區域との二種とする（第五條）二、水產稅を左の六種とする　㈠市場に於ける鮮魚の賣買價格に從て徵收するもの　㈡漁場の廣狹に據るもの　㈢或る禁獵區域内に或る特定人に限りて許す特許料　㈣或る特許區域に於て特定人に或る特定方法を以て漁業に從事せしむる特許料　㈤規定せられたる漁具に據るもの　㈥規定せられたる各種の漁具を使用する人數に據るもの（第六條）前記㈠の徵稅を行ふ地方にては㈤、㈥の稅を免除する。但し漁場遠く、鮮魚を市場に販賣すること不可能にて、徵稅の途なきときは之を除き、又漁場によりては賣買價格の百分の十九を超えざる範圍内にて適宜に稅率を定むることを得（第七條）又㈢の許可は地方長官の權限にあり、競爭入札に付す（第八條）地方長官又は當該主任官吏は、境界を劃し、漁業方法を定めしめ、漁業區域内に於て一人に漁業を許可する（第一〇條）稅務に關する上長官は百分の十以内の漁具稅を定む（第一一條）其他の漁具を使用するものには人數に從ひ許可稅を定める（第一二條）三、禁漁區域は、寺院の境内又は夫より五尋以内の漁業池（第九條）四、河水氾濫し、若しくは魚族產卵期に於ける產卵場にての特定漁法禁止（第一四條）及漁場に毒藥投入の禁止（第一五條）五、罰則。

然し暹羅領海に於ける外人の漁業取締に關して法制上遺憾の點多きに鑑み、一九三四年十月「暹羅領海漁業法」を公布して卽日之を實施した。その大要を摘記すれば次の如くである。

㈠、左記各號の一に該當する者に對しては漁船又は漁具に對し許可證を發給することを得ず。㈣外國人　㈡社員の全部が暹羅國籍を有せざる合名會社　㈢暹羅國法律に依り設立せられたる株式會社にあらず、且つ其の株式の七五％の引受人が暹羅國臣民に非ざる株式會社、但し現に漁具に對する許可證を有する外國人は許可證取附濟の漁船使用を含む業務を繼續することを得（第四條）㈡、㈣の外國々籍を有する船及㈢資格の如何を論ぜず外國人を乘組員とする暹羅國籍漁船を暹羅領海區内に於ける漁業に使用することを得ず、但し本法施行の日迄五年を下らざる期間引續き暹羅國内に居住する外國人は乘組員の全數二五％を超えざる限度に於て漁船乘組員たることを得、本條に關する限り國務參議又は其の任命する官吏に依り認可せられたる水產教師たる外國人は外國人と看做さず（第五條）㈢、前條（第五條）に規定する船内に於て使用し若しくは該船より使用する漁具に對しては許可證を發給するを得ず（第六條）㈣、臨檢・拿捕・押取・罰則（第七、八、九、一〇條）。

四　漁場・漁期・漁法

漁場　淡水漁場―内陸各地の河川、無數の運河、數多の湖沼及沼澤到る所に行はれ、自家又は地方市場に潤澤なる有用魚の供給をなすのみならず、運送機關がある地方では盤谷其他の都市に著量に積出し、時には大形艀船に水を滿して生魚を搬出する。

鹹水漁場―暹羅領海は各部分共魚類の棲息に好適であるが、然し現今漁撈は全て沿岸のみで行はれ、著數の漁民が之に從事して著量の食料を水揚げし、地方消費量多量に上る他、盤谷其他の都市に積出し、又は外國に輸出する。著名な漁業地は㈠メナム・チャオ・プラヤー河口の⑴バークナム（Paknam）、その西方の⑵ターチーン（Tachin）及東方の⑶バーン・プラーソーイ（Bang Plasoi or Bang Plisroi）、メー・クローン河口の⑷メー・クローン（Meklong）、その直南のバーンレーム（Banlem）㈡暹羅灣東岸のラヨーン（Rayong）及⑸チャンタブリー（Chantaburi, Chandaburi, Chandapuri）等㈢暹羅灣西岸のプラチューアップ・キーリーカン、チュムポーン、ラン・スワン（Rang Suan）、ソンクラーの諸地である。㈢の諸地はプラー・トゥー、小

蝦等の魚類の他に燕巢、鹽等を以て著名で、漁獲は直接輸出し又は盤谷其の他の市場に搬出される。㈡の諸地にてはポー（Poh）魚簿、鮫鰐網其の他諸種の掩網にて漁業をなすが、東風時には水揚高最も多く、大魚は地方生賣し、プラー・トゥー其の他は鹽乾製として盤谷に輸送する。パークナム・バセーは東岸に於けるカピ用小蝦の本場である。㈠の諸地にてはポー魚簿、流し網、四手網、投網にて撈取され、プラー・トゥーが最も多く、其の他プラー・クラウ、鯛・鯧・鱆・鮪等の漁獲があり、鐵道にて盤谷に輸送し、豐漁なれば鹽乾製とする。

（註）⑴公式にはサムット・プラーカーン（Samut Prakan or Samud Praker）⑵はサムット・サーコーン（Samut Sakorn or Samud Sagara）⑶はチョンブリー（Chonburi or Jolpuri）⑷はサムット・ソンクラーム（Samut Songgram）と呼び、⑸はチャンタブーン（Chantaburi）とも稱す。

漁期　淡水漁業では普通減水期より着手し、十二月及一月が最も盛んである。鹹水は溫差少く潮流緩き爲、魚類の移動及多寡を左右するものは潮の干滿と季節風のみである。故に年中漁撈を見るが、乾期卽ち暹羅灣西部では五―八月、中部では九月―十一月、暹羅灣東岸では十一月中旬―二月が、最盛である。

漁法　淡水漁法―勿論使用漁具は水性及魚種により相異する。水流速き場所では水流に直角に二乃至三〇の巾着網（Pongpang）を杙又は浮標に繫いで一連に設置するを常とする。河川の狹隘部又は湖沼の出口等には諸種の魚梁（Kahang 魚巴）を設け、減水期又は旱魃時之に落ち來る魚を捕獲する。投網（Hae）は到る處にて、曳網及刺網（Uan）は好適なる場所にて使用され、諸種の叉手網及掬網（Chon Yai, Chon Pai, Yok Yaw 等）籠・釣鉤・銛等も普く利用される。

鹹水漁法―特長ある漁法は竹竿製魚簿（Poh）の利用にて、深淺を問はず（時には一八米の深海にも）設置される。此の魚簿は竹竿を海底に並立して圓形の柵を造り、柵の兩端を漏斗形に内方に曲げて入口とし、入口の外方には導魚翼柵を放射して魚を入口に導く。本魚簿は毎年數千を算し、好適地にては八幡しいずの如く密接して設置せられる。沖合用の大柵には一柵當り五千―一萬二千錱を要し、其の漁量は主にプラー・トゥーの豐否に左右される。河口其他干潮時强流を生ずる場所にては川口袋網（Pong Pang Pak Nam）が重要なる漁具をなす。本具は杙二本間に細目の袋網を張り、其の入口よりV字形に導魚翼柵を設備したもので、數多の魚及蝦は水流と共に網内に流入する。本具は灣内の諸地に使用されるが、メナム・チャオ・プラヤー河口が最も盛である。大小・網目・使用法を異にする種々の曳網は海岸各地に、等距離に數多の鈎を附した流し鈎（Bet）は底魚類の餌釣又は引掛釣に使用される。ソンクラーに近きタレー・サープ内海は小蝦漁場として最も著名であるが、同地には袋網・挺子にて操縱する大叉手網・曳網等を使用する。日本及歐米にて使用する高級漁具は今日尙當國にては利用されてゐないが、將來漁業の發達と共にその使用を見るに至ること、思はれる。

五　魚　類

暹羅灣は水深が淺くて到る處魚類の生活に適する上、同灣及半島西岸は魚類の食餌たる浮游生物が極めて多種豐富である爲、魚類著しく豐富であり、最佳で最も商業價値ある熱帶魚も多い。是等魚類中には、廣汎且つ不規則に回游して暹羅領海の數箇所に出現するものもあり、季節風に連れて比較的狹範圍内を定期的に移動するものもあり、磯魚又は底魚の如く殆ど移動しないものもある。又暹羅の淡水は魚類の繁殖生育に物理學的竝に生物學的條件が最適であるから、淡水魚も屬種甚だ豐富で、他の熱帶國に比して、著しく有用魚に富む。尙國の大部分は長期の定期的旱魃に襲はれるから之等淡水魚にはこの自然條件に抵抗する特殊の解剖學的竝に生理學的特長が發達してゐる。

橫口亞綱は甚だ豐富で、鮫類にて星鮫科（種類多く、就中鼬鮫屬顯著）、撞木鮫科（暹羅產にて今日迄に記錄されたもの二種、以下種屬數は凡て之と同意）、甚兵衞鮫科（最大魚にて最大記錄約二〇米）、天竺鮫科（トラフザメ及天竺鮫

屬の二種を見る）があり、鱚類には阪田鮫科（數種）、瘤鱚科（*Narke dipterygia*—二〇糎以下）、赤鱚科（鱚の中最も豐富多種）、鳶鱚科（*Aetobatus narinari*—最も普棲）、リノプテラ科（同名屬の一種）の諸科を見、鋸鮫科にはプリステイス屬の二種が河海に棲息し、肉及鰭は食用（殊に後者は鱶鰭より貴用する所がある）に供される。

絲顎目は甚だ豐富にて二〇屬餘（約八〇種）に上り、品種形體習性共に千差を見る。先づ鯰科は六屬一五種を擁し、中八種は *Wallago*, *Belodontichthys*, *Callichrous*, *Kryptopterus* に屬す。バンガシウス科も約一三種を擁し、その中一〇種は同名屬に屬する本科中の最大最値魚にて、三米に達するメーコン產の大鯰プラー・プクも之に屬す。クラリアス科（同名屬に屬する淡水種六種あり、鰓孔の延長に鰓の補助機關がある）、權瑞科（ゴンズキ他一種が普棲）、*Sisoridae*（二屬數種、ナコーン・シータムマラートの谷川特產の *Glyptosternon siamensis* は石への吸着機關を有す）、*Amblyapitidae*（中部產小魚一種）は比較的小科をなすが、アリウス科は二〇種を擁し、中一五種は同名屬にて海岸及大河の下流に普生する重要食用魚で、中には大魚があり、牡は口腔孵卵の習性がある、卽ち雌が產卵すれば雄は直に之を口腔に含み、孵化游泳し得る迄六週間餘絕食して之を保護するもので、半鹹水產鯰オステオゲネイススも同性を有す。*Bagridae* 科も豐富にて一五種に亙り、中一〇種はマクロネス屬の淡水魚で普食される。

眞內鰓目には暹羅の魚綱中最多にして暹羅の淡水魚中最重要な鯉科を含む。同科は小は四・五糎より大は二・五米に及ぶ約三〇屬七五種を含む他、眞鯉及金魚も支那から輸入して飼育され、最も多種に亘る屬には *Puntius*（一三種、內 Pla soi 最も重要）、*Pangia*（六種）、*Cyclocheichthys*（六種）、*Rasbora*（七種）、*Osteochilus*（五種）等がある。泥鰌科は四屬六七種を含み、ボティア屬の二種は形大で市場に上され、*Gyrinocheilidae* 科の二種中一種は暹羅の特種である。

等椎目の鰯科は多種豐富にて、世界にて最も豐富且つ商品價値あるものを含み、就中、產卵の爲河川の下流に遡上する大鮭のヒルサ屬は最も重要且つ豐富である。片口鰯科も七屬一四種に上り暹羅領海の普通魚であると共に淡水にも數種棲む。其の他本目にはドウスミエリア科（二種にて豐量）、鰶科（普通種二種）、沖鰯科（灣內に普棲するサイトオのみ）、メガロプス科（ハイレン一種）、鱖目魚科（廣く分布、ノトプテルス科（二種、淡水種にて一種は最長一米の顯魚）等の諸科を見る。

鱸亞目中重要な大魚は鱸科で、棘鰭目中最佳最大魚をなし、就中 *Lates calcarifer* は二〇瓩を超える大魚で、海灣及潮の影響ある河川の下流にて豐捞され、其の他セラヌス屬（數種）、眞羽太屬（一〇種）も豐富である。海產底魚笛鯛科も豐富で、笛鯛屬及ブープー魚は各一〇種、縞伊佐木屬は四種に上る。鯖科には重要魚甚だ多く、鮪屬（數種）、鯖屬（三種、優秀な食用魚にて灣內に時折豐漁）の外鯖屬の *Scomberkanagurta*（*Pla tu*）の如き著量に漁捞される最重要魚がある。鰺科も多種を擁し、中數種は驚くべき著數に上る。本科の典型魚（殆ど小魚）貝割屬は一二種餘、絲引鰺屬は數種、逆鉤鰶屬は三、四種にて一米に及ぶ大魚もある。鰙科は長さ一米乃至一二糎の諸種があり、大魚は屢群泳し、小魚は礁に豐生する。

無足目には、鰻科（乏し）、海蛇科（鹹水種一、淡水種一、後者は一米にて市場に上さる）、穴子科（二種）、鱔科（四種）を見るが何れも甚だ貧弱である。目は異るがシンブランクス科に二種があり、小形の半鹹水魚で多少食用價値を有し、干潮時には長時間空氣中に棲息する。

鯊は淡鹹兩水に著しく豐生し、三五屬五〇種に上る。殆ど小形であるが、*Oxyeleotris marmoratus* の如く一米に達するものがある。鯒鮋亞目の鯒科は多種豐富にて鮋（カムス）科の普通魚二種中一種は一・五米に及ぶ。平目科及牛の舌科多種に亙るが殆ど海棲する。泥底の淡水に棲む黑魚科（カムルチ）（ライヒイ）には七種（二種は一米に達す）あり、長時間空氣中に棲息し得、著しく豐富にて市場價値甚大である。アナバス科には奇性を以て著名な登り魚（*Anabas scandens*）、池湖魚中最豐魚の一で補助呼吸機關を有するのみならず腹鰭及鰓蓋の棘にて堤又は低木に攀登し又は地上を匍匐する）の他八種を擁し、鯷水魚のグーラミー

科は普棲せず、トウリコガステル屬（四種、內一種は食用貴重魚）最も豐富であるが、鬪魚屬の鬪魚（*Betta splendens*）は暹羅の魚綱中最美にして、トクリテス科の普通淡水種吹矢魚（*Toxotes jaculator*）と共にその奇習を以て著名である。

其の他揚子魚科（中部にて大形種、灣には海馬屬が普棲）、燕鰶科（七種、內一種は一米に及ぶ）、馱津科（同名屬の多種と淡水種一種）、鐵科（鹹水種數種と淡水種二屬）、飛魚科（*Cypselurus oligolepis* 最も普通）、Nandidae 科（湖沼種二種）、黑伊佐木科（四種、小形磯魚にて豐富）、松鯛科（鹹水種の同名屬及淡水種二種）、鯧科（同名屬の二種著名）、眞河豚科（淡鹹兩水に七種）も暹羅魚相を構成するも、比較的重要でない。

淡水有用魚—右暹羅產魚綱中最も有用なのは鯉科にして國內到る處あらゆる漁法にて漁捞され、あらゆる市場に上される。殊にプンテイアス屬のプラー・ソーイ（柳鮠）の回游期には叉手網にて漁捞する者河岸に列をなし、漁獲高誠に豐富にて、生魚又は乾燻製として食用に供し又は抽油される。鯰類は右科に亞いで豐富にて分布も廣く且つ美魚多き爲著量に消費される。次いで黑魚科も驚くべき著量に漁獲され、長時間空中で棲息し得る特性より生魚の儘市場で販賣されるが、就中支那及暹羅特產のライヒイ（Pla chon）が最も普通で、乾・鹽・燻製として病人及幼兒の食用として需要著大にして高價である。グーラミー科トウリコガステル屬の一種 Pla sǎlid は乾製として廣く地方消費に供せられ、重要輸出品をなす。大河の下流に產卵の爲上る鱸科の Pla katpong（*Lates calcarifer*）は地方消費魚中最佳な大魚で需要頗る多く、市價も亦高價であり、同じく產卵の爲十一—二月間に遡江する鯛科の Pla tarumpuk（ヒルサ屬）も最も豐富な大形鮭で、盤谷附近其の他にては浮刺網を以て專門に漁捞され、供給頗る豐富で、盤谷附近にては三〇隻の年當り水揚高一萬尾を超えるが、その生魚及鮨の需要餘りに多き爲市場に廻る事は至極く稀である。

鹹水有用魚—鯛科及片口鰯科は頗る豐富で、現在將來共に重要な屬種が多く、就中クルペア屬の Pla langkio 及 Pla ok kalae は群游し水揚量著量に上る。多種豐富な屬の一ストレフオルス屬（Pla kluey）の如きも現今マカツサー魚として保存性を附したるものを著量に輸入する有樣で右兩科の將來は矚目される。前記の如く鯖科も數多の重要魚を豐產し、就中プラー・トウー（前述）の如きは當國海產魚中最も貴重である。其の他 Pla kabok（鰺屬）、Pla nam dogmai 及 Pla sak（舒屬）、Pla kurao（燕鰶屬）、Pla charamet（鯖屬）、Pla tukae 及 Pla karang（眞羽太屬）、Pla sikun, Pla lang klew, Pla liang keng（貝割屬）、Pla lin ma（馬の舌屬）、平目、Pla kot 及 Pla tukang（アリウス屬）、Pla chalam（鰙屬）、Plr kaben（鱚屬）、Pla chanak（鋸鮫屬）等も重要魚として擧げ得る。

軟體動物　暹羅の軟體動物は海・陸・淡水產共に豐富多種で、水產資源として重要であるが、その相は前述（地理）の如く隣接諸國の相に酷似してゐる。

海產軟體動物中最も豐富且重要なのは貽貝（Hoi nengpu 及 Hoi kapong）で、全海岸に密集繁殖し、人畜の食料として廣く且つ著量に漁捞される。牡蠣（Hoi nang rom）には少くとも二種があり、河口附近の比重小な海水にては冗多に繁殖して大形に達し、風味も亦良好で地方消費に供せられるが、海岸は軟泥多く、大規模養殖には不適であると云ふ。屏風貝科も豐富で、同名屬の約一〇種を產し、沿岸民に重要な食料を提供してゐる。笊貝科、蛤科、馬鹿貝科に屬する海扇貝、蛤等の双殼貝も多種豐富であり、竹蟶科も四、五種繁殖してゐる。船食蟲科（Priang）も少くとも二屬が鹹水又は半鹹水上（時には淡水にも）廣く分布して食膳に賞上され東南部では食用に養殖する。比島で窓硝子に利用する極薄透明な窓貝の殼は海岸到る處に散在し、同樣に薄大で美麗な虹色眞珠母を有する鞍型貝（*Ptawna sella*）を豐產する地方もあり、漢藥に供する小眞珠を採取する。右の他同樣の眞珠母を有し、細工用に供し得る貝類が多數に上るが、殆ど利用されてゐない。其の他無數に上る單殼類中最も普產する屬には、芋貝・管卷貝・枕貝・筆貝・蓑蟲貝・骨貝・籠目貝・空摩・口切貝・都法螺・寶貝・袖貝・蟹守貝・玉貝・拳螺・錦渦・蛋貝等の諸屬がある。

淡水貝の烏貝科は六屬を擁して河川（殊に砂底の）に甚だ豐富であり、物洗

貝科には同名屬及プラノルビス屬の諸種が豐生してゐる。淡水腹足類中最大のアムプラリウス科（パキラプラ屬七種）も顯著で、田螺科も少くとも四種全國に分布してゐる。

章魚及烏賊（總稱して Pla muk）も豐棲し、地方消費用及市場用に漁撈されるが、鰹の輸入も著量に上る。海參は半島西岸に特に豐產し、廣く干物として食用に供せられる。

甲殼類　暹羅の河海は甲殼類に富むが、蟹の外は調査が殆ど行はれてゐない。本綱中特記すべきはクランゴン科（小蝦：Kung）で約二〇種を擁し、全海岸及大河の下流（殊にタレー・サープ內海）に著しく豐富にて、その重要性及水揚高は本綱中隨一である。生・干魚として汎く食用に供せられるのは *Peneus, Palaemon, Crengon* 等の諸屬で、最小種の Kung kuey（一、二糎）は南洋に著名な重要調味料たる Kapi と稱する捏粉製造用として頗る廣汎に漁撈され、メナム・チャオ・プラヤー、バーンパコーン其他の河川にては專門漁業をなす。手長蝦屬の青脚の車蝦（Kung kam krăm）は河川に多種豐富にて、時には二五糎に達し、魚類に亞ぐ重要淡水產物をなし、國內消費も著量に上る。

蟹（Pu）も著しく種に富み、鹹水には銀杏蟹科及蝸蜱科の數屬に屬する巨大な游泳種及底棲種が豐產し、優良なるものが數種ある。就中鋸蝸蜱及臺灣蝸蜱は著名で、前者は大形多肉且つ美味で廣く漁撈され、日々市場に廻り、後者も著量に消費される。その他淡水には澤蟹科が一二種棲み、海岸及洲潟には望潮科、寄居蟹科、其の他諸品種の蟹が巨大な陸蟹と混棲してゐる。

口脚目には暹羅にクロリデラ屬又は螺蛄屬に屬する八種餘が棲み、中には大蝦に匹敵する大さ（三〇糎）に達するものがあり、沿岸漁業の附屬產品として屢々市場に上される。又有用ではないが蔓脚目には藤壺屬・烏帽子介屬・其の他の品種が群棲してゐる。

劍尾綱中暹羅產に二種があり、一は暹羅及馬來產の鱟魚（暹名—Mangda）で、暹羅灣內の砂濱に著產し、涼期に漁獲される。肉は少量であるが、卵は大でその美味を賞せられる。今一種の *Carcinoscorpius rotundicauda*（暹名 Mangda fai, Mangda tuey, Hera）の卵は時季によりては致命的中毒を起す。

爬蟲類及兩棲類　龜—世界的に分布するものも暹羅特產のものもあり、爬蟲類中最も有用な資源である。就中綠蠵龜（暹名 Tao tanu）は最も貴重で、暹羅灣及印度洋の諸島、殊に灣頭東岸、半島東岸の南部、半島西岸の砂濱に產卵する。一尾にて數百產卵し、卵は美味で、殊に安南人之を賞美して需要多く、重要地の採卵權は特許制にて之よりの政府收入は年に五—一一萬銖に上るが、暹羅でも多分に洩れず漸減しつゝある。鼈甲を產する。瑁瑁（暹名 Tao kra, kra）は鹹水一般に普產し、タレイ・サープ內海の砂濱のみに產卵する淡水種の Tao-kra-an（*Batagur basha*）は目下絕滅に瀕してゐる。偕亙大な赤蠵龜及之と同大の筬龜も暹羅の鹹水に棲むが、甚だ少數であり、規則的にも出現せず、經濟價值を有しない。淡水龜及陸龜は九屬（約一五種）を擁して豐富であり、到る處で地方的に賞味されてゐるが、就中鱉（暹名—Tapab-nam）は六〇—八〇糎に達し、內外人を問はず賞味してゐる。

蛙—「地理」の章に既述の如く甚だ豐富にて、中には形體の大なるものがある。殊に Kop と特稱される蛙（殊に其の後肢）は廣く雞肉よりも賞味され、雨期には釣、網等にて著量に捕獲し、屢市場に上される。因に暹羅に於ける食蛙は養龜と共に頗る有望な事業と認められてゐる。

其他—其他の水產に關する重要動物として大蜥蜴及 鰐（共に「地理の部」參照）がある。前者はその肉及卵を食用に供する他に皮は少量の取引があり、鰐はその內陸種を食用に供するのみで、未だ組織的に捕獲されず、捕獲數も少數にて皮革も商業的利用を見ないが、然し地方に依ては有利な鰐皮業を起し得る可能性があると云ふ。

六　其他の水產資源

鹽—鹽は海水・鹽水井及岩鹽より產し、國內消費を充足した餘剩は著量に輸出される。殊に海水よりの採鹽は暹羅灣沿岸各地にて重要なる產業をなしてゐる（「工業の部」參照。

燕巢—燕巢は暹羅灣及印度洋岸の島嶼の石灰岩窟（稀には本土沿海の石灰巖壁）に產し、一年に三回收穫し得る。最初の收穫は最も良質で漸次劣質となるが、其の外產地に依りても品質を異にし、暹羅灣產はプーケット州の沖合に產するものより良質と認められ、殊にプラチュアップ 沖のチャーン島（Ko Chang）に產する燕巢は支那人が世界最良品として賞味すると云ふ。產品は全部支那に輸出され、其の額は著しい額に上る。因に本巢の採取は特許制である。

海綿—バンドーン沖合・サムイ及・パガン兩島附近の暹羅灣には海綿多く、殊に後者にては水深二米以內の海底にすら長さ一粁幅二百米に亙る海綿床がある。而も大なる商業的價值ある良品を產し、水產局の調査に據れば、甚だ重要なる海綿採取業を興し得る可能性十分なるものゝ如くであるが、今日尙商業的利用を見ず地方民が自家用に少量を採取するに止る。

カビ—過小又は骨が過多で食用に供し得ない各種の魚類で製する蝦醬物で、之より製出する辛ソースと共に不可缺な調味料として全國的に常用される。先づ右材料の切屑を擂粉碎に入れて擂煉する。この作業には屢脚を使用する。斯くて擂煉物が半乾狀を呈すれば鹽を加へて擂煉を續けた後放置して醱酵させる。生成物は砂多き灰紫色の擂煉物で、慣れない者は嘔氣を催す臭香を發す。之を扁平な小ケーキとして乾かし、又は濕潤の儘瓶に貯藏し、津々浦々に至る迄愛用されるは勿論、良質品即ち車蝦製無砂カビの如きは上流家庭にても著量に賞用される。

其他—小鯨（Pla wan）は時折暹羅灣に、海豕（Loma）は屢同灣に群をなし、儒艮（Pa-yun 又は Mu nam）は東南部及半島の海岸に發見せられるが、未だ其の漁撈を見ぬ。海草の主なるものには Sarai bai（馬尾藻草）、Sarii Pom nang, Sarai yun, Sarai kuo kwang 等があり、食用に供せられると共にヂエリーを產するものが多い。

七　統　計

水產物輸出高表

出所＝暹羅貿易年報

A　連年對照

品名	一九三一—三二	一九三二—三三	一九三三—三四	一九三四—三五	一九三五—三六
燕巢（擔）	三〇一	二〇六	三二六	三四六	三四六
燕巢（錢）	一九九、〇二三	一〇六、五六六	一五七、八一六	一五五、四八五	二一六、四一〇
生魚（擔）	九六、二三	五五、一八	七、二七七	七、一〇四	九、二三一
生魚（錢）	一二三、四三六	五八、〇九一	七三、一〇三	八八、〇四四	一〇、八一二
鹽魚—擔	三、四四七	六三三	二、九七八	四九二	一、一六一
鹽魚—錢	五三、二九四	一一、二四八	八六、一九〇	九、〇八五	一、一六一
Pla Heng（擔）	八二	一一	一〇	一	一六
Pla Heng（錢）	一、四八〇	一五五	一五三	三七	三七九
Pla Salit（擔）	九七、〇九七	二四五、七一〇	一八七、二八九	二九八、二七四	一〇九、七〇四
Pla Salit（錢）	七〇、一九五六	一〇、九九八、八二	八八六、七〇一	一、一三二、五六六	五六、三五〇〇
Pla Tu（擔）	二一五、二三九	二四〇、九七九	一一八、一一一	二八八、〇七六	三二、五三一
Pla Tu（錢）	一、九二三、三八六	一、九六〇、三八四	八五二、一七六	一、二一二、八一二	一、二一二、八一二
其他（擔）	三一五、八六五	四八、七〇九一	二一六、六九九	五八〇、四九九	三三五、七三六
其他（錢）	二、〇四九、一一六	一、八二四、二一〇	一、四三三、〇五六	一、七八四、八七六	一、六、九五三
計（擔）	一八、三八〇	二一、三五四	二一、二九六	一五、九四一	一六、九五三
計（錢）	三六七、四三七	三九、一四九二	二八七、七一〇	二三三、〇七三	二三八、五〇一
乾淡菜（擔）	三四四、一九九	五一四、一九五	四〇九、四〇〇	六二九、九六五	三七七、六七三
乾淡菜（錢）	二、一四九、〇一二	二、七一七、八一八	二、三四二、九五一	二、八九四、〇五〇	二、三四七、八三一

（備考）其他乾製車蝦・蟾蜍・鼈甲・しびれえひ皮等も多少の輸出がある筈であるが、右貿易年報には別掲してゐない。鹽の輸出入高は「工業の部」參照。

B　仕向地別及仕出港別（一九三五—三六年）

單位＝擔

仕向地及仕出港	燕巢生魚	鹽魚 プラープラー	鹽魚 プラープラーヘーン	鹽魚 サリツト	鹽魚 其他	乾淡菜
仕向地—						
新嘉坡	一	四八四	一一	一〇四、一九三	一三、三六	一、五三六
日本	一	一	一	九、一〇六	一	一
彼南	一	一	一	一二、一八	一四、三四六	一
香港	一	四	一	一、四一一	五五〇九	一、三〇〇
支那	一	四	一	七、一三	三、六六	三〇
英領馬來諸州	一	一	一	八五三	六三三	二六
蘭領印度	一	一	一	六、三〇	四九七	一六
計	三四六	九、二三一	四九二	一六	一〇九、七〇四	一六、九九二一
仕出港—						
盤谷	二六二	四九二	一	一六	四四、二五一	一六、九二六
ブーケット	八四	九〇二	一	三、三三一	一一、七二九	一
ナコン・シータムマラート	一	八、三三〇	一	六、一一三	五七、三六四	二五

水產物輸入高表

出所ll同前表

A 連年對照

品別	一九三一—三二	一九三二—三三	一九三三—三四	一九三四—三五	一九三五—三六
罐詰魚類—					
鰯 瓲	五三三、七八三	七七〇、三四二	一、一〇五、八四九	一、一七六、二四〇	二、一一九、四八二
鉄	一五六、七九六	一九五、七二二	二一三、一八六	二二六、八二二	四二四、九九六
鮭 瓲	九四一	八四九	一、一七九	一、一六一	一、九四〇
鉄	一、一八四	一、一〇三	二、一〇九	一、六五九	一、三〇四
其他 瓲	七〇、八八五	五三、九〇二	七七、三〇〇	一四三、九九五	五六、六六五
鉄	四二、三〇八	三七、三四四	三六、五三四	六六、三一八	二八、〇六七
罐詰以外の魚 瓲	二、二六六、八六九	三、三四四、五四九	三、六四一、六四三	二、六二四、二九二	二、五五〇、一八一
鉄	八九五、三八二	九一七、四三六	九三七、一三五	七二七、九六六	六一五、九五九
計 瓲	二、八七二、四八八	四、二九九、六四二	四、七六〇、七七一	三、九四六、八八九	四、七二八、三一八
鉄	八一八、二二四	一、一二九、四八一	一、一九六、〇五四	一、一〇二、七五五	四、八九五、二九〇

B 仕出國別（一九三五·三六年）

單位ll瓲

仕出地別	罐詰鰯	罐詰鮭	其他の罐詰	罐詰以外の魚
丁抹	八八	五	六八二	四五五
佛蘭西	四二八			
獨逸	三〇三		一七八	
諾威	二四		三五九	
葡萄牙	六四			
西班牙	七七			
英國	一八二	二一	五二〇	
米國		六〇〇		
加奈陀			一〇八	
日本	一、七七二、四七四	九五六		三七四
支那		三一七	一八、〇二二	二三〇〇四四
香港	一六四、四五三		一一二、八七九	
新嘉坡	一四四、七六六	二七、九九八	二七、六八九	
彼南	三七、五五六	八、六三〇	五八〇二〇	五八、五五九
馬來諸州		一、八二六	四七、五八五	
緬甸			六、二二七	
蘭領ボルネオ			一四、五七〇	
蘭領印度支那（KOCHIN を含む）			三	
計	二、一九、四八二	一、九九〇	一、七九四、一二八	
			二、五五〇、一八一	

C 輸入港別（一九三五·三六年）

單位ll錢

品別	盤谷	ブーケット	ナコンシータムマラート	計
罐詰	四三四、五四六	九五一〇	一〇、三一一	四五四、三六七
罐詰以外の魚	五九〇、六八六	二〇、四八一	四、七九二	六一五、九五九

鑛業

總說—鑛山行政—主要鑛產物—輸出入狀況

一 總說

概要　半島には數世紀の昔より時折採鑛が行はれてゐたが、斯業の開拓者は支那人商人なるもゝ如く、彼等は印度への往來に當り、半島の一岸へ上陸し他岸より再び就航するを常としたから、恐らく半島橫斷の際偶然に錫礦を發見し、漸次商業的採掘を見るに至つたものであらうと云はれてゐる。併し當國政府が鑛業を直接管理するに至つたのは十九世紀末で、以前は全權を地方官が僭取して採鑛權及借地權を濫許し、境界其の他に關する係爭が絕えず、從て斯業の發達及鑛山收入の確保を期し得なかつたが、一八九二年一月鑛山局を盤谷に創設し、歐人專門家及技師を招いて組織的管理を始めた。次いで一八九八年ブーケットに、其の後ソンクラー、ナコーン・シータムマラート、パターニー、ヤラー(Yala)、ペトン(Petong)、スラート(Surashtra)、ランスアン(Langsuan)及ラーチブリー諸縣に支署を置いた。一九〇一年には鑛業法を發布し、一九一八年之を修正して今日に及んでゐる。因に右局は最初農務省に屬し、後大藏省に移轉（一八九六年度）したが、一八九九—一九〇〇年に再び農務省に移管した。

此の頃より漸く歐洲鑛業家の注目を引き、一九〇七年一濠洲會社の新式浚渫採鑛開始を劃期として一大進步をなし、大戰當時の好況により益々發達するに至つたが、爾後の錫市場の不況は斯業の著しき沈滯を來した爲、礦石の買收・鑛山勞働者の入國禁止・新規試掘權及採掘權の特許申請不受理等により斯業の救濟に力め、更に一九三一年九月以來國際錫限產協定に加入するに至つた。

錫限產沿革—前述の如く、暹羅は年一萬噸（錫分）の恒久割當量（輸出許可量の制限なし）を以て、一九三一年九月一日以降第一回國際錫限產協定に加入し、更に一九三三年十月二十七日、翌年初より開始された第二回國際協定に九、八〇〇噸の恒久割當量を以て加入した。此の際人民代表議會では、割當量の過少、鑛山收入の減少、協定外諸國の錫業の繁榮等諸種の理由の下に强硬な反對も見たが、暹羅は錫鑛業及錫市場を有たず、凡て之を彼南及新嘉坡に倚賴しつゝある爲、餘儀なく右協定を批准するに至つた。暹羅の產錫は後述の如く、從來悉く原鑛の儘右兩市場に輸出するが、同業保護の見地から課稅上鑛の公定含錫率を七二%に引下げて居り、爾前は右率により錫一萬噸を割當てられたもので、第二回協定に於ける割當量の減落二百噸は含錫率を七四%として計出された結果である。但しボリビア・英領馬來・蘭領印度・ニゼリアの輸出許可量が基準割當量の六五%に達すれば、暹羅の割當量も比例的增加をなす條件を附せられた。

第二回協定は一九三六年末に滿了し、暹羅も翌年初より更新される新協定に再加入方を奬勵されたが、暹羅政府は一·八—二萬噸の恒久割當量を强硬に要求して容れられず、駐英公使他三名の委員及顧問よりなる委員會を任命して國際錫委員會と接衝せしめた結果、一九三六年十一月五日の巴里會議に於て終に最低保證量を一一、一〇〇噸とする一八、五〇〇噸の基準割當量に調印、越えて十二月二十六日召集の臨時議會は同日その批准案を可決すると共にこの「滿足なる協商」を遂行した政府に對する感謝決議を行ひ、次いで同二十八日之に基く國內錫限產法案を可決するに至つた。

地質　當國地質上の主なる特長は砂岩に支へられた廣大な石灰岩層にて該層は到る處（殊に南部に於て）花崗岩及玄武岩の貫入により葉狀となり又は切斷されてゐる。此の貫入が不完全な鎖狀をなして大山脈の側面に連續する嶮峨たる丘陵となり、當國大部分の典型的風景を現出してゐる。石灰岩丘陵と共に、花崗岩貫入の結果たる片麻岩·雲母·粘板岩·片岩の層があり、一方チヤンタブリー及カーンブリー等には玄武岩の露頭があり、其の附近には寶石を含有する砂礫と共に硅酸岩が接續してゐる。砂岩及石灰岩の年代は古世代の泥盆紀·石炭紀系統たる蒼赤砂岩のやうである。當國には活火山はないが、北部にて火山作用の兆候を見たことがある。一般的土地隆起の兆候が多分にあり、近代の貝殼を含む海成層が海岸から遠距離の地表に露出して居り、

一方昔の海岸及門洲が現今遙か内陸に散見される。中部遅羅は殆ど全部沖積層にて、其の北部は石灰岩層上に、中央部は海砂上に沖積してゐる。而してチャイナート、プラバート(Phrabad or Bhrabhudhabat)、クラビン(Krabin or Krabinburi)等諸所には急角度に上斜せる石灰岩層を沖積層中に目撃する。東部遅羅全地は薄き沖積層に被はれ紅土が自由に露出した淺い盆地よりなり、石灰岩及赤砂岩の低い山脈内に圍まれてゐる。右石灰岩は石英及方解石に富み、屢砂岩の露頭がある。

鑛源及鑛業地　當國の鑛源としては錫・タングステン・安質母尼・銅・石炭・金・鐵・銀・鉛・水鉛・滿俺・亞鉛・ルビー・サファイア・風信子等を擧げ得るが、其の中錫礦・タングステン礦及金のみが今日迄商業的に採掘されてゐる。尤も錫鑛は產業として將來を保證されてゐるが、タングステン鑛は大戰時タングステンの市價暴騰した際比較的大規模に採掘されたのみで、爾後は唯錫鑛の副產物として採掘されてゐるに過ぎない。

右の如く遅羅の鑛業は殆ど錫業であるから、從て鑛業地は主としてその產地たる遅羅半島南部の西岸即ちプ！ケット、ナコーン・シータムマラート、パターニーの三州にて行はれるが、ラーチブリー州でも錫・サファイア及風信子が商業的に採掘されてゐる。

一九二七―二八年に於ける採鑛及採鑛面積は夫々四九〇、〇九五噸及一一六、三九六噸で、次年度以降の新規許可・滿期及讓渡・暫定許可の件數及面積は次の如くである。

鑛業權發行・滿期・讓渡件數及面積表　出所『The Record』

年度	件數 新規許可	件數 暫定許可	件數 滿期及讓渡	面積（錬） 新規許可	面積（錬） 暫定許可	面積（錬） 滿期及讓渡
一九二八―二九	一四一	三五	一二八	一五七〇	四四三九	一〇一五〇
一九二九―三〇	二一七	一三	一二九	二二五〇	一五五四	七四六五
一九三〇―三一	一二三	九	一一四	一〇四〇	四一一	一〇一一〇
一九三一―三二	二五	—	一〇九	一八八三	—	七七一三

二　鑛山行政

鑛務局　現今農務省に土地及鑛務局があり、秘書室・地務關係の三課及鑛務局を有し、全國四一箇所に主事を派遣して、地務及鑛務行政を分掌せしめてゐる。尙地方には鑛政上關係ある州・縣に鑛務主事を派して鑛政を分掌せしめてゐる。

鑛山收入の大部分は錫及錫鑛の鑛業稅にて、殘餘が借地料・手數料（農務省令により詳定されてゐる）である。其の中錫稅は新嘉坡駐在遅羅領事の報告する同市場に於ける錫の時價により、スライデイングスケールにて賦課される（鑛山總收入及其の將來に就ては「財政の部」參照）。

而して政府は錫以外の鑛物資源の開發は之を急がず、自力を以て開發し得るに至る迄之を保存せんとする意向あるものゝ如く、從て未だ之が權威ある調査も行はず、外國資本に對しては極めて消極的態度を持してゐると云ふ。

鑛業法　佛曆二四六一年（一九二八―二九年）鑛業法大要―全鑛產物は國王に屬するから、假令自己の所有地にても特許を得なければ探鑛又は採鑛をなし得ない。其の免許の種類を洗滌鑛業免狀、探鑛免狀、獨占探鑛免狀、採鑛免狀の四種とし、採鑛免狀以外は之を他人に讓渡し得ない。

㈠洗滌鑛業は空地（建物なく又は或事業の爲め人の住居することなく、其の利用に對し法律又は慣習上の制限なき土地）に行ふ鑛業にて、免狀は地方鑛山官廳に出願すれば、主務官廳より發行する。出願者は免狀下附の日より一箇年以內に指定の場所にて開業し、免狀には手數料を、營業には稅金を納入するを要す。㈡採鑛免狀は所定の書式に據り、手數料と共に地方鑛山官廳に出願すべく、免狀の效力は主務官廳の裁量により一縣一部又は一縣下の數郡內に亘る。免狀は免許區域內の空地（他人の所有地にては所有者の許可を要す）にて、普通又は指定の採鑛法により、下附の日より滿一箇年間に、或る鑛物を探査するに利用し得る。㈢獨占採鑛免狀の出願は前者同樣であるが、此の際土地の境界・廣袤・隣接鑛區・位置等を細示する地圖を添附するを要す。若し境界線の開通及測量を政府に委任する時は免許下附手數料の外にその費用を前納し、自ら行ふ場合は期限を附せられる。許可面積は一件三千噸以內にて、期限は一箇年であるが、政府は滿期後も前許可面積の半分を限り探鑛繼續を許す、又免狀下附後六箇月以內に着業せれば免狀を褒收し得る。㈣採鑛免狀は鑛山所在州內の當該地方鑛山官廳に願出づべきであるが、㈢と共に他官廳にも出願し得る。この際地圖・鑛種・採掘方法等を正確に記載し、下附手數料竝に測量及境界に關する費用を前納する。境界線の設置及測量に關しては手續㈢と同じ。境界線を設定すれば其の旨を十五日間以上適法に公示し、異議なければ測量し境界目標を建設する。鑛區域は勅許なき限り鑛脈にては百噸以內沖積層にては三百噸以內である。境界目標設立後免狀下附に先ち採鑛せんとせば暫定採鑛許可（期限六箇月）を出願し得る。採鑛免狀は國王の裁可及大臣の副署ありたる時に效力を生じ、期限は二十五箇年である。採鑛權者は免狀面の規定に據り租借料を半年毎に前納し、採鑛に對しては鑛山稅を納付する。採鑛には免狀面所定數以上の常備苦力（勞務負擔は一人二噸以內）を使役するか又は一馬力八人の割にて機械力を代用し、鑛山課の認むる事故なき限り、一年間に半年、二年間に一年以上休業し得ない。免許者の權利は㈠免狀中に許可せる區域內の產鑛の收得所分（他種の採鑛には大臣の許可を要す）㈡所轄鑛山課の許可せる鑛區內空地に於ける家屋・工場竝に勞働者の食料を給する蔬菜園及牧場の設置　㈢採鑛區域內の木材伐採（所有者あれば其の同意を要す）に限られ、土地所有權を附與しない。其の他水路の利用・廢物の遺棄・採鑛禁止區域等も詳細に規定してゐる。

尤も同法は半島のチュムポーン縣以南に限り實施されて居り、其の他の地方にては、鑛業權の出願があれば政府及出願者間の特別契約に依り特許を與へる內規があるものゝ如くであるが、從來その事例を見ないと云ふ。

一九三一年改正法―一九三一年國際錫限產協定に加盟した結果、同年八月右鑛業法の一部を改正し同九月一日より實施した。改正の要點は鑛產物買入の免許制度を新定した點で、㈠各種鑛產物の買入をなさんとする者は豫め縣知事の免許を受け、省令に定める保證金を供託するを要し、㈡免許を受けた者がその買入營業所以外に鑛產物保管場を建てそこにも許可を要し、㈢免許を受けたる者又はその使用人がその營業所以外の場所にて鑛物の買入をなすにも別に寫眞貼付の副免許狀の下附を受け之を所持しなければならぬことゝしてゐる。尙同時に省令を公布して、各種免許交附手數料を㈠鑛產物買入業免許一〇〇銖㈡鑛產物保管場許可二〇銖㈢買入副免許狀五銖㈣鑛產物買入業免許に對する保證金五〇〇銖と定めてゐる。

一九三六年改正法―更に前記鑛業法の一部を改正し、各鑛山に一人の技師を必要とする規定を改めて專屬技師を不要とし、特定の水路に限り錫洗滌物の流業を許した。

錫限產法―一九三一年八月國內錫限產法及之に附隨する省令を公布して同九月一日より實施し、爾後一九三二年五月、一九三六年十二月一部の改正を行つた。同法によると右鑛業權を有する者も別に採鑛・販賣・輸出をなす特許を要し、其の採掘に關しては農務大臣の指定する査定委員會に於て、各營業者の申告する營業規模に基き其の六箇月每に採掘し得べき錫量の割當を査定する。又輸出に關しては鑛產物買入業免許を受けた者が錫を輸出するには、五日前に鑛務局にその輸出量を申告し、之が輸出港稅關の檢査を受けたる後輸出許可され、採掘權者が輸出を行ふには豫め鑛務局に輸出業者として登錄の上右手續を行ふことゝしてゐる。

三　鑛產物

錫　產地及產量―當國の錫鑛業は遅羅半島に限られてゐる。就中半島西岸のプーケット州は最も重要にて、總產量の七割を供給してゐる。州內のプーケット島は以前は斯業の中心地をなしたが、既にその全盛期を越え、產量は漸減しつゝある。然し數層の貴重な鑛層が今尙殘存してゐることは博知されてゐる。同州に亞いで半島東岸のナコーン・シータムマラート州あがり、

一九二六―二七年の錫好況時には盛に試掘が行はれた結果、新たに浚渫及水力法による鑛山が數山開業されるに至り、産量は漸增しつゝある。之に亞ぐ重要産地たるパターニー州は、今日尙甚だ有利な鑛業地をなしてゐない。蓋し錫層への接近困難な點に主因するもので、同地方は土地の起伏及山嶽に富み道路の便を缺いでゐるから、從來試掘は近接容易な土地に限り行はれる有樣であつた。最近州下のヤラー(Yala)郡で鑛脈及碎屑鑛床よりなる一大鑛體が系統的に顯示されたが、右は從來發見された錫層中最大最富なものであることを立證するものと主張されてゐる。この性質の層は恐らく全縣下の鑛業に相當な變革を齎らし、將來主要産錫國としての暹羅の地位に著しい改變を生ずるであらう。北上して半島頭部のラーチブリー縣(同名州內)にも産錫地が點在し、一九二三―二四年以來少量の産量を見るが、將來大なる發展をなす見込は薄い。

採鑛法―(一)浚渫法　環鎖に鐵桶を連結して浚渫する方法で、一九〇七年 Tungkah Harbour Tin Dredging Co., No Liability. が本法を創用して、暹羅の鑛業史に一大變化を來したことは前述の如くである。この採錫法は東南亞細亞最初のもので、その成功を見るに及び各社が競つて本法を採用した爲、現今約六八臺が國內で作業して居り、この他數地で官許あり次第之を採用する用意を有してゐる。(二)狹掘り　カラン(含錫地層)に達する迄上層を剝ぎ取り、カランを洗滌して採鑛する方法である。(三)流鑛法　水溝に鑛を含有する泥を壞きて落し、之を攪拌する時は、泥は流下され鑛のみが沈澱する簡易採鑛法である。(四)砂礫吸上法　前者の改良法にて、ノツズルにて放射した水の壓力又は手力にてカランを壞き、砂礫吸上ポムプにて之を流鑛槽に吸上げる法、甚だ迅速且つ經濟的で支那人採鑛者の好んで採用する方法である。(五)竪坑採鑛法　表土を剝取することなく地下作業にてカランを採取する法である。(六)水力法　壓水を以て土地を壞き之を桶に導いて洗滌し、錫を分取する方法で、馬來半島に盛である。(七)椀掛法　淺鍋に砂礫と水とを入れて搖り錫を分取する方法である。

産量―前記の如く一九三一年九月以降國際錫限産協定に加入し、最初一萬噸、次いで九、八〇〇噸の恒久割當量を受け、一九三七年一月よりは最低輸出許可保證量を一一、一〇〇噸とする一八、五〇〇噸の基準割當量(純錫量)を受けてゐるが、右協定加盟前は採鑛法の改善により年々産量を增大しつゝあつた。

州別・採鑛法別純錫生産高及平均價格推移表

單位‖擔
出所‖暹羅統計年鑑及訪遠經濟使節報告書

年度	州別	ナコーン・シータムマラート	パターニー	ブーケット	ラーチブリー	計	採鑛法別 浚渫	其他	擔當り年平均價格(銖)
一九〇七―〇八		七、四九六	七〇、八七九			八二、三七五			
一九一二―一三		四、八七二	九七一三	一一、三二〇		一六、九一三			
一九一七―一八			九、二三六	一〇、九三五		二〇、一六二			
一九二二―二三			八〇七七	九七、九七一		一〇五、七七八			
一九二七―二八			三六、二六〇	九八、八八六	四〇四四	一七九、七九九			
(1)一九三〇―三一		四三〇七	一〇、六四一	一四六、八〇	一、七六八	一六二、四五五	一六二、四五五		未詳
(2)一九三二―三三		四〇、一九五	(3)	一三、九〇四	一〇三、一一〇	一六三、一二二	一六三、一二二		七一三
一九三三―三四		四六、三九五	(3)	一二九、四五五	一一〇、四一四	一七八、三九四	一七八、三九四		六七、九八〇

(備考)　右表は錫鑛を錫に換算したもの、(1)以上二七箇年最高記錄　(2)國際限産協定加入後　(3)ナコーンシータムマラート州に合併。

錫鑛生産高表

單位‖擔　出所‖同前表

年度	州別 ナコーン・シータムマラート	パターニー	ブーケット	ラーチブリー	計	採鑛法別 浚渫	其他
一九二九―三〇	六五、四二八	二、一七九	一七六、二六四	三、六一一	一八七、二八二	一三二、七四九	五四、五三三
一九三〇―三一	五九、八〇一	二四、七七九	一〇三、〇二八	一、九〇〇	一六七、三〇八	一一六、三四一	五〇、九六七
一九三一―三二	四〇、〇二四	二〇、五三八	二〇〇、八七七	一、一四七	二六二、五八六	一九九、三一一	六二、七七五
一九三二―三三	五五、八二七		一六九、三一一	一、四五七	二二六、五四五	一四三、一二二	八三、三二三
一九三三―三四	六四、四三七		一七九、七九九	三、五三四	二五七、七二〇	一五三、三五三	九四、四一七

錫鑛業より見たる暹羅の世界的地位　出所‖國際聯盟統計年鑑

摘要						
世界(千噸)	一九三一―三二	一九三二―三三	一九三三―三四	一九三四―三五	一九三五―三六	
亞細亞(千噸)	一五一・〇	一〇一・〇	八八・〇	一一四・〇	一三七・〇	
暹羅(千噸)	一〇七・七	六八・九	六一・五	八三・一	九〇・三	
暹羅{世界に對する百分比(%)}	一二・七	九・四	一〇・五	一〇・三	九・九	
	八・四	九・三	一一・九	八・三	七・二	

錫市場―鑛業者は各錫鑛業中心地に代理商を有して原料礦を買集する。其の他仲買人が居り、時には鑛業者に前貸をなして買占を行ふ。其の主なるものは Straits Trading Co., Ltd. 及 Eastern Smelting Co. にて、前者は新嘉坡に本店を、ブーケット其の他諸所に支店を持ち、後者は其の工場を彼南に、トウンソン及ブーケットに代理店を有してゐる。暹羅は國內に鑛業を有せず、産鑛は全部原礦の儘輸出される。以前は悉く彼南及新嘉坡へ輸出されたが、最近一兩年は其他の諸地殊に日本へ少量の輸出を見るに至つた。

政府は限産上錫鑛の輸出港には輸出地として左の五箇所を指定し、輸出許可證を有しない者よりの買鑛を嚴禁してゐる。

(一)トウンソン驛(カンタン港)　トウンソン以上及以西の産錫三千噸(前同限産協定に基く割當量、以下同じ)が出廻り、同地に本店を有する葉賢才公司(Eastern Siam Tin Trading Co. の代理店)及福英公司(Straits Trading Co. の代理店)の二大仲買商の手にてクアンタン港へ陸送、同港より海路彼南へ積送。

(二)ブーケット港　同島産錫二千五百噸を輸出。

(三)ハートヤイ驛　同地及サトウーン附近の産錫二千噸を葉賢才公司、珍美公司等の仲買商により輸出。

(四)パターニー港　同地ヤラー、タンジョン・マス附近の産錫を和源等の仲買商により集め、之を新嘉坡に積出。

(五)ソンクラー港　同港附近の産錫八〇〇噸を集散。

錫及錫鑛輸出高表

A 連年對照

摘要		一九三〇―三一	一九三一―三二	一九三二―三三	一九三三―三四	一九三四―三五	一九三五―三六
錫	噸	一	一	〇	〇	〇	七
	鉄	七四	四〇	三〇	一四四	六三	一、〇〇二
錫鑛	噸	二七九、五〇九	二三五、五八七	二三六、九五二、二四四	二三五、三四六	二三五、二四七	二三七、五七一
	鉄	二六、九五二、二四四	二三五、四三三、二三七	二四六、三四六、五四七	二四五、二四六	二三三、二四二、一〇三	二三七、五七八、一〇五
計	噸	二七九、五〇九	二三六、二八八	二四六、三四六、五四七	二四五、二四六	二三三、二四二、一〇三	二三七、五七八、一〇五
	鉄	二六、八五二、二四四	二三五、四三三、二三七	二四六、三四六、五四七	二四五、二四六	二三三、二四二、一〇三	二三七、五七八、一〇五
	計	二七、八五二、二八八	二三五、四三三、二三七	二四六、三四六、五四七	二四五、二四六	二三三、二四二、一〇三	二三七、五七八、一〇五

B 仕向地別錫鑛輸出（一九三五―三六年）　單位＝錄

仕向地別	一九三三―三四	一九三四―三五	一九三五―三六
南	二四〇、一八八、一四	二三七、九六七、二五六	二三七、九六六、八二
新嘉坡	五三三、九七七	六二三、四九一	四〇〇、五九九
日本	―	―	六、四一三
英國・獨逸・丁抹・瑞典	―	五七七	九一七
馬來諸州・香港	―	（香）一一三	（馬）三一
計	二四、五四二、二四九）	二六、三四六、五四七	二三、三七四、二〇三

（備考）錫は悉く彼南に仕向けられる。

C 仕出港別（一九三五―三六年）　單位＝錄

	ブーケット	ナコーン・シータムマラート	地方港計	盤谷	
錫鑛	一九二、九四五	四、一四七、四一四	三三、三七四、二〇三	七、三三〇	
錫	一、〇〇二	―	一、〇〇二	―	

四　其他の鑛物

金―錫に亞ぐ鑛源で、暹民が建築其他の美術工藝に金を冗用せる點より暹羅は古來金を豐產したものと想はれるが、鑛業としては尙初期にあり、支那人及暹民により全國諸所の河床を洗滌して餘暇的に小規模採取が行はれるに過ぎない。以前歐洲人會社が Tomoh, Bangtaplan, Wattana, Kabin 等に大資本を投じて採金を企圖したが失敗し、ペチャブーンの ロムサク及ロブリーの Pu Kiriu にも小資本を投ぜられたが失敗に歸した。其の原因は鑛源の貧弱よりも寧ろ事業管理の失敗にあるもの〻如くである。トモにては冲積層は殆ど採取されたが鑛脈もあり支那人が之を採掘してゐる。然し一、三年前より一佛國シンヂケートがパターニーの Litcho で採金の特許を受け、高費を以て難作業を行つてゐるが、金脈は甚だ豐富且つ廣大なるもの〻如く、一九三六年一―四月間の產金高一五一瓩に上る點より甚だ有望視されて居り、廣況な試掘が今尙盛んに行はれてゐる。

銅―バーンパーチー連絡線―コーラート間の Chantuk, Kahong, Phra 及ロブリー等に銅脈があり、品位相當に高く、永年地方民が採掘してゐるが、現今尙試掘期にあり、市況と相俟つて有望なる企業をなすものと期待されてゐる。嘗て丁抹資本家がチャントウクの銅山を採掘して失敗した事がある。

五　輸出入狀況

輸出高　錫以外の鑛物輸出高は左の如くである。

錫以外の鑛物輸出高表

出所＝暹羅貿易年報

A 連年對照

品別		一九三二―三三	一九三三―三四	一九三四―三五	一九三五―三六
ウオルフラム鑛	噸	―	―	―	九五八
	鉄	四八四	―	四六、二八六	六四、二七三
ルビー（カットせぬもの）（鉄）		五六五〇	三〇、二〇〇	二、七四五	九、三八八
サファイア（同右）（鉄）		九三、七五〇	一四七、九〇〇	二三、五六五	三三、一五三
寶石計（鉄）		九八、四〇〇	一七八、一〇〇	二八、三一〇	四二、五四一

B 仕向地別（一九三五―三六年）

品別	英本國	其他	
ウオルフラム鑛（噸）	二七、九三七	（彼南）	三六、三三六
ルビー（カットせぬもの）（鉄）	八、七五〇	（佛）	二四、二五
サファイア（同右）（鉄）	三二、二四八	（佛・米）	一八、六二〇

ウオルフラム―歐洲大戰當時、ナコーン・シータムマラート及サムイ島に優秀なる鑛床が發見されたが、戰後市價暴落の爲斯業は休止され、最近はプーケット及ソンクラー地方で錫採鑛の副產物として採取されるに過ぎず、その產量も些少である。

鉛―バターニー州ヤラーに錫と結合して存在し、水選法で分離し難いので地方にて鎔鑛して一種の白鑞とし、鉛及錫の含有歩合に依て五品等に分類する。

輸入高

鑛產物輸入高表

A 連年對照

品名		一九三一―三二	一九三二―三三	一九三三―三四	一九三四―三五	一九三五―三六
金屬（原料）―	瓩	三六、六四四	五三、三二四	五三、三二四	三四、九八八	二三四、九八五
	鉄	二一、二七七	二四、一〇一	二四、九五九	九一、七一六	九一、七一六
銅	瓩	四〇、六九二	二三、一〇六	二三、一〇六	二三四、九八五	二三四、九八五
	鉄	二一、二七七	二四、一〇一	二四、九五九	九一、七一六	九一、七一六

| | | |

金屬製品（機械を含まず）（銖）

| 品名 | B仕出地別（一九三五―三六年） | | |

工業

一 總說

暹羅の經濟に於て工業の占むる位置は頗る貧弱である。一九二九年の國勢調査に於て工業勞働者として記錄されたものは一六四、五二六人、(即ち全職業人口の二・一九%に過ぎず、)職人及手工業者として記錄さたるものを加へても二五八、四九三人、(三・四四%)に過ぎない狀態であつて、而もその大半は支那人、印度人其他の外國人である。暹羅の主要天産物の簡易な加工業として一般に普及してゐるものを擧ぐれば、夫々精米・製材・製鹽・染色・機械・籠細工・漆細工・マット製造・陶器製造業等であるが、以上の中精米・製材業を除いては殆ど企業と言ひ得べきものはない。暹羅に工業の興らない原因として擧げられるのは、(一)一般住民に科學的知識乏しく、勞働能率上らず、職工の賃金が割高であること (二)資本の缺乏せること (三)國内に石炭の産出なく、電力も少く、頗る高價であること (四)國内交通不便で、鐵道運賃・沿岸航路運賃共に高率なること (五)國内物産單調にして、加工原料少きこと等である。尤も立憲革命以後政府は此の方面にも相當の關心を呈示して居り、國内産業の育成保護の色彩を帶びるに至つたことは注目に價する處であつて、先づ歐洲資本に依て石鹼製造を手始めに燐寸製造及煙草製造が盤谷で工業化され、次いで暹羅資本に依て麥酒會社が一九三四年から作業を開始した。更に軍隊用布地の製造の爲紡績及織物工場及製紙會社が創設され、一九三六年には資本金百萬銖の製糖會社が設立されるに至つた。是等の近代的工業は何れも政府の後援又は資金融通を背景として成立したものであるが、然し總て未だ小規模のものばかりであつて、今後如何なる程度の發展を示し得るかは未知數に屬する。

暹民は緻密なる業務を嫌ふ爲工業勞働者は多く華僑で、過般來再三の輸入關稅引上を行ひ漸く工業奬勵を企圖するに至つた一班を窺ひ得られるが、今日工業尚幼稚にして勞資の爭議もなく、從て何等工業に關する法律又は施設を見ない。尚工業助成機關としては首都に美術工藝學校を置く外、地方小工業の發達助成の爲時折品評會等が催される程度のものである。

二 精米業

概要 米作は當國産業の大宗を爲すを以て自然精米業は最も發達普及し、首都と地方とを問はず鉾立する煙突は殆ど精米所にて、精米業は當國唯一の工業たるの觀がある。一八八五年盤谷のメナム・チヤオ・プラヤー河岸に創設された蒸氣精米所(同所は一九一八年火災にて燒失)を嚆矢として爾後續々建設され、一時首都は精米業を獨占してゐたが、輓近の鐵道及道路の發達は地方精米業の發達を促進し、現今全國に約六百七十箇所、地方のみにて彼此六百箇所を算する。當國精米所は唯に工業上重要なるのみならず、輸出米の殆ど全部を加工し、在盤製米所の如きは更に新嘉坡及香港の支店又は米商と連絡して精米の大部分を自ら輸出し、之が決濟の爲輸入する雜貨は總輸入の半に近く、而も原料籾の買付手段として金融をも兼營する有樣にて、其の影響は實に廣汎に及んでゐる。

精米業者及從業員 在盤製米所の多くは組合組織にて、大部分は所有者經營者共に支那人である。大戰後當國官邊及暹民有力者も之に投資する者を生じたが、其の經營者は殆ど支那人であつて、大工場では歐人技師を使用するが、其他の雇用者は殆ど支那人であつて、籾及米の積入積出に携はる苦力も凡て支那人、原料籾の仲買人も亦支那人にて、當國輸出米は生産を暹民に委ねる外は殆ど支那人の手にて取扱はれる。併し支那人は斯業を甚だしく、投機視するもの丶如く、破産・休業・經營者の更迭等常時の如く行はれてゐる。

工場設備 在盤製米所は當市の上下五哩に亙つて河岸又は堀割沿ひに建設され、工場及幾棟かの倉庫の外、工場の前には木造棧橋を、倉庫の周圍にはコンクリートの籾工場を備へ、凡て木造・亜鉛板葺にて、工場は四階乃至五階建とする。其の最上層に揚げられた籾は、自己の重量にて精米機を潜りつゝ最下層に下降し精米となる。その諸工程を簡記すれば、次の如くである。(一)除塵裝置 工場に搬入された籾は篩機に掛けて土砂其他の雜物を取り、煽風機にて塵埃を吹き去り、秤量して脫殼機に入れる。(二)脫殼裝置 直徑約五呎の一對の鑄鐵圓盤にて、其の相對向する各面には金剛砂及セメントの混合物を塗布し、上盤を固定して下盤を急回轉し、籾は其の間隙にて脫殼される、(三)風選裝置 分離器及風選器を以て籾殼を除き、完粒(玄米)及碎米を分離する。(四)磨穀裝置 表面を金剛砂及セメント(又は護謨細線)にて被覆し急回轉をなす獨樂樣圓筒を、多少接觸する樣定置蓋圍に嵌入したもので、其の間隙にて玄米を磨精する。斯くして生ずる完粒及碎粒は篩仕掛にて、大小により各別所に流出する樣裝置され、樋口にて一定量毎にガンニー袋に塡充される。この完粒は即ち商品用の白米にて、碎粒は副産物たる白碎米及白粉米である。

動力・燃料・能力・資本 動力は蒸氣・發動機・電氣に仰いでゐる。地方精米所は凡て蒸氣及發動機にて運轉されてゐるが、首都にては電力によるものが少數ある。燃料には凡て籾殼を用ゐる。(現在電力會社、セメント會社等多數の工場にても籾殼を燃料としてゐる。)在盤精米所の精米能力は白米にして一日平均約七千噸であるが、一時的休業、半休業、籾出廻り減等に依る操短等もあつて、全能力を擧ぐるといふことは無いから、實際の精米能力は白米にして一日平均四千噸乃至四千五百噸程度と推定される。地方精米所は一箇所平均約二六馬力、一時間當り平均精米能力は一噸にて凡て小規模である。之に對する投資額を窺知することは困難であるが、在盤製米所は能力一噸當り平均二千銖内外の固定資本を要すると云ふ。

盤谷主要精米所表

出所=暹羅及盤谷ディレクトリー及防遏經濟使節報告書

名稱	一日の精米能力(籾)噸	名稱	一日の精米能力(籾)噸
Chin Seng	三六〇	Chiang Seng Huat	一六〇
Chin Seng Chan	三〇〇	Chiang Heng Lee	一三〇
Chiang Seng Hong	二三〇	E. Too Chiang	一三〇
		East Asiatic Co. Rice Mill	三〇〇
Guan Seng Lee	三〇〇	Lim Heng Chan	二六〇
Guen Chiang Lee	三〇〇	Ljang Huat Lee	一六〇
Guan Hong Lee (2 mill)	三〇〇	Liang Heng Lee	一三〇
Guan Chiang Seng	二三〇	Liang Seng Lee	一〇〇
Guan Kim Seng	一六〇	Long Heng Lee	四三〇
Guan Thye	一三〇	Long Ann	一三五
Hoa Heng Chan	一三〇	Meng Hah Long	一三〇
Hoa Too Seng	一一五	Nam Seng Hong	三〇〇
Hock Hoa	一一〇	Nam Seng Long	一一〇
Kian Lee Chan (2 mill)	二六〇	Soon Heng Lee	八五
Kwang Heng Thye	二一〇	Siang Hoa Long	二四五
Kwang Soon Thye	一一〇	Thye Guan Hong	一六〇
Kwang Soon Lee	一一〇	Thye Guan	三六〇
Kwang Gek Long	一〇〇	Thye Hoa Heng	一二五
Krang Gek Long Chan	一一〇	Yong Tit Lee	一一〇
Long Heng Chan	一六〇		

(備考) 精米能力籾百屯以上のもの、但し一九三六年現在。

尚「盤谷以外の地方精米所數」に就ては本年鑑第二回版參照。

原料籾の買付 輓近精米所の簇立に連れて原料籾の供給不足勝となり、其の買付には激甚なる競爭を生じて來た。爲に精米所は或は在盤仲買人を派して農民又は地方小口仲買人より籾を買取り、或はメナム・チヤオ・プラヤー下流地方に地方仲買人の搬集する籾舟の籾を買取る等、互に秘策を盡して買付をなす。從來籾の賣買は殆ど小口又は大口仲買人の手にて仲介される。籾仲買は甚だ難業にて悉く支那人之に當り、其の買付人と米作者との間に介在し、自己の計算を以て取引する純仲介業者である。是等仲買人は平常農家相手に雜貨商又は金貸業を營み、籾出廻り期になれば仲買人に變ず。農民は一般に貧困にて、收穫と同時に市況如何に拘らず籾を賣却するから、仲買人は至極安價に之を買取る。中には豫め收穫籾にて決濟する約束にて雜貨・種籾・金錢等を貸付け、其の間驚くべき暴利を貪る者が多い。而も籾は精米所又は其の買付人に齎して籾價の吊上を行ふから、栽培及精米により生ずべき利

益も大部分は是等仲買人が着服する。從來在盤精米所も再三結束して仲買人の專横に對抗せんとしたが、精米所が國籍を異にし、相互間に信用を缺ける爲悉く失敗に歸したと云ふ。因に最近官邊は籾仲買を官營にせんとの意嚮を有してゐる。（原料籾の供給量・區域、籾及米の分類等は「農業の部」、商習慣に就ては「商業の部」參照）。

三　製材業

概況　盤谷附近の河岸には多數の製材工場があり、地方にも所々に小製材所を見る。精米業に亞いで最も普及せる工業である。暹羅にはチーク以外にも各種の唐木類を產し、全國には大小約一千の製材所があり、大多數は支那人經營の小規模且つ幼稚なる工場にて、大工場は殆どチーク事業會社の工場である。盤谷市に存在するものは合計約七十で、この內稍完備せるものは三四である。主なる製材所は次の如くである。

(一) The Bombay Burma Trading Corpn., Ltd.（英國會社）　チーク林の約三分の一に對する伐採權を有し、在盤製材所中最大規模の工場を有す。月當り製材能力二百—三千噸、在庫品常に豐富にて、製材は歐・印・米・日等へ直輸出する。製材の優秀と寸法の大とにより本邦にては大いに賞用されると云ふ。日本にては範多商會を一手販賣店とする。

(二) The Borneo Co., Ltd.（英國會社）　當國最古のチーク林業會社にて、盤谷最古の製材所を有す。工場能力は八百—一千噸にて小角材を製出するに止まり、自社の借林產原木は大部分を支那人製材所に賣込んでゐる。而も製材は印度品級の不良材にて、不拔の市場を有する印度の外は需要僅少である。

(三) The Anglo-Siam Corpn., Ltd.（前の Siam Forest Co., Ltd.—英國會社）　借林狹少であるから、地方借林權者のチークを買付けて製材能力（六百噸）を滿足さす。以前は製材可なり優良にて歐米及日本に相當積出したが、現今は品質、輸出共に低落した。

(四) The East Asiatic Co., Ltd.（丁抹會社）　商賣の敏活と資產の堅實とを以て著名である。在盤工場は能力一千五百—二千噸で、近來同社のチーク借林より優秀材の產出減じた爲、政府及地方借林權者の產材又は競賣材を買付けて原料丸太を補足する。自社製材の外更に支那人小製材所の優良材を一手に買付け、又は之に資金を貸與して其の製材を每月納入せしめる等の手段により常に著量の在荷を有し、主に歐洲へ輸出する。因に本邦とは個人商店と直取引をなす。本社は半島のバーンドーン河口より約一〇粁の地點にも雜木製材工場を有し、其の年當り原料丸太搬入高は一萬噸、製材高は五千七百噸である。製材の種類はヤーン類（七五%）、キェム、ルムボー等にて、汽船にて盤谷に積送し其の中著量は更に輸出される。

(五) Wing Seng Long & Co.（永成隆有限公司）及 Nam Heng Long & Co.（南興隆公司）　共にチークの製材に從事する。前者は支那人製材所中經營振り最も堅固にて信用最も大である。新舊二工場を有し、月當り能力約五百噸、產材は優良にて歐人製材所の產材に比して遜色なく、歐洲及日本市場にも向くと云ふ。後者は月當り三五〇噸の能力を有し、歐人商社又は政府より原料丸太を買付けて製材してゐる。

(六) Sriracha Co.（暹羅會社）　本社及製材所を暹羅灣東岸のシーラーチヤに置き、資本金七五萬銖である。一九一五年に二〇箇年の契約にて二縣に亘る借林權を得、伐木製材に從事してゐるが、工場裝置竝に原木及製材の運搬裝置は甚だ完備し、年々數割の利益を見てゐる。製材はヤーン類（六〇%）、タベツク等にて、汽船にて盤谷に積出し、一部は同地より印度に輸出される。

(七) Bandon Forest Co. Ltd.　資本金五〇萬銖、バーンドーン河流域のコンチヤン森林（九九五平方粁）の伐採權を獲得、一九三七年中に事業開始の筈で、每年製材能力は百萬立方呎である。

(八) 其の他二流の支那人製材所としては盧金隆・廣金隆・成元豐・泰興・裕茂・公記・瓊茂・瓊南興・森茂・順興隆等多數あるが、能力僅少にて主に現物賣買をなす。尙邦人經營の昭和製材所もチーク其他の雜木を製材し、日當り能力三〇—四〇噸（原料丸太）であると云ふ。

チーク製材狀況　暹羅產チークは形質共に不均齊であるから、原木は愼重に吟味して各箇の得失を判定の上製材する必要があり、其の製材には自ら熟練と經驗とを要す。一流製材所は出來る丈多數の大材積角材（スクエア）を製出する。元來暹羅チークの重要顧客は殆ど造船會社又は鐵道會社にて、各自製材所を有し要求通りの寸法材を經濟的に挽出し得る關係上、寧ろ好んで角材を購入するからである。主要製材所は角材に亞いで出來る丈長大なる厚板（プランク）・薄板（ボード）及小割材（スキャントリング）の製出を目的とする。右諸材は角材を挽出した後の背板（シングル）及角材を製出し得ない大丸太より製出する。更に其の屑材より、は屋根板及鐵道キイの如き小寸法材を、輸出直前に切除する角材の木口よりは短き厚板・薄板又は小割材を挽出する。尤も製材所の慣例により引續き右の如き小寸法材を挽出する工場と、小割材の採取に止めて殘餘の屑材は其の場で馬來人の仲買人又は支那人等の營む小製材所に賣拂ふ工場とがある。故に丸太よりの採材步合は製材所により著しき相違がある。既に木材として賣行なきか又は之以上採材し得ぬものは燃料又は板疋用に賣却し、鋸屑は工場燃料に使用するから、廢屑は甚だ微量に過ぎぬ。一般製材法を示せば、次の如くである。貯木地より滑材路に牽上げた丸太は愼重に檢査し、工場に運んで四側を剝ぎ、品質格付別に堆積して置く。船積の際は兩木口を切除し、原荷印・船積荷印・格付品質荷印を印して積出する。板等の製出も大體大差を見ない。製材には圓鋸及絃掛鋸を用ひ、未だ一般には普及せぬが帶鋸も最近使用されて來た。動力は一般に鋸屑を燃料とする蒸氣機關に依り運轉して居る。

四　電氣事業

暹羅の電源は水力の利用すべきもの殆どなく、主として火力に依るものであるが、石炭の產出殆ど皆無なる爲、粗穀及重油を燃料としてゐる。盤谷には官營發電所及暹羅電氣會社（サイアムエレクトリックコーポレイション）（白耳義人、丁抹人及暹羅人の共同經營にして、大半は白耳義人の出資、資本金二二、五六三、二〇〇銖、全額拂込濟）がある。前者は郊外サームセーンにあり、一九二六年より創業して相當の成績をあげてゐる。近時鐵道電化計畫の實施と共に規模を擴張しつゝある（「財政の部—官營事業の項」參照）。後者は一九二七年暹羅電氣會社を解散し、特許を得て新たに創設されたもので、前二社の事業即ち首都及其の郊外の電燈供給及電車事業を買收すると共に電氣材料及電動機の販賣をも併營することゝし、本邦古河系諸會社の電氣材料をも取扱つて居り、又發電所に接して電車の修繕場がある。設備としては六、二五〇—七、八〇〇K・V・Aユングストローム發電機二臺、二、五〇〇〇K・Wユ式發電機二臺、合計約一五、〇〇〇K・Wの能力あるも、常時は約三分の一乃至二分の一を發電してゐる。燃料としては籾殼を使用し、一日の消費約一、〇〇〇噸、噸當り價格は約五銖で、發電量は一噸＝三、〇〇〇カロリーといふ。電力料金は左の如く非常に高價である。

(一) 動力又は電熱用

一箇月の使用量（キロワット時）	料金（銖）
一—八〇〇	〇・一八
八〇一—一、二五〇	〇・一七
一、二五一—一、七五〇	〇・一六
一、七五一—二、二五〇	〇・一五
二、二五一—二、七五〇	〇・一四
二、七五一—三、二五〇	〇・一三
三、二五一—三、七五〇	〇・一二

一箇月の使用量（キロワット時）	料金（銖）
三、七五一—四、五〇〇	〇・一一
四、五〇一—五、五〇〇	〇・一〇
五、五〇一—七、五〇〇	〇・〇九
七、五〇一—一〇、〇〇〇	〇・〇八
一〇、〇〇一—一五、〇〇〇	〇・〇七
一五、〇〇一—三〇、〇〇〇	〇・〇六
三〇、〇〇〇—以上	〇・〇五 1/2

(二) 電燈用

一箇月の使用量（キロワット時）	料金（銖）
一—一五〇	〇・二四
一五一—三〇〇	〇・二三
三〇一—七〇〇	〇・二二
七〇一—一、五〇〇	〇・二一
一、五〇一—以上	〇・二

地方には未だ斯業の發達を見ないが、最近 Changvad Lampang Electric Co., Ltd., Kwang Hoa Provincial Electric Co., Ltd.（共に資本金二〇萬銖以下）其の他少數の小規模火力發電所が創設され、專門的或は副業的に電力の供給をなしつゝある。

五 燐寸業

暹羅にある燐寸工場は、㊀The Siam Match Factory, Ltd.(瑞典系資本、英國系のボルネオ會社經營、資本金二百萬銖、月產能力九千函、一函＝小箱六百打入)、㈡民生火柴廠(華僑經營、一九二九年創立、資本金二十萬銖、月產能力四千五百函―現在の生產高は月六百函位)、㈢東亞火柴廠(華僑經營、一九三三年創立、資本金二十萬銖、月產能力二千百函―現在生產し居るは月二百五十函)の三であるが、後二者も前者の管理の下にある。元來、燐寸は數年前迄は最重要輸入品の一であつたが、近年輸入稅を引上げた結果、輸入忽ち激減して一九三五―三六年度に至つては、僅に二、六三一銖に過ぎなくなつた。國內消費は直接に調査することは不可能であるが、大體右三工場の製造庫出高を以て消費高と見做して良いと考へられる。尙、倉出高に對しては一函七十二銖の高率消費稅が課さるゝ上に、前記の如く三會社とも瑞典資本に屬する爲附近の海外市場に進出することは差控へる仕組となつてゐる。

燐寸輸出入高表　　單位＝銖　出所＝暹羅貿易年報

	一九三一―三二	一九三二―三三	一九三三―三四	一九三四―三五	一九三五―三六
輸入	四八、二〇一	二七、四七六	七、〇四八	三、九八六	二、六三一
輸出(再)	三四〇	三〇〇	―	―	七

六 麥酒釀造業

麥酒は最近迄全然外國品の輸入に依て來たのであるが、一九三四年六月暹羅資本に依る Boon Rawd Brewery Co., Ltd. が創立された。資本金六十萬銖、暹羅の有力實業家暹羅商業會議所會頭プラヤー・ビロム氏を社長とするもので、製造能力は一箇月四千箱乃至五千箱で、現在三種の麥酒を賣出してゐるが、最上等品は質及價格に於て歐洲品及馬來の製品に匹敵すると言はれ、未だ國內需要の全部を充すに足らないが、近來盛んに國產愛用熱を煽つて居り、軍隊又は俱樂部では國產品を强要するの傾向さへあり、遠からずして國內ビール消費の五分の三を供給するに至るであらうと期待されてゐる。

麥酒年別及國別輸入高表　　出所＝同前表

	一九三一―三二	一九三二―三三	一九三三―三四	一九三四―三五	一九三五―三六
摘要	一九三一―三二	一九三二―三三	一九三三―三四	一九三四―三五	一九三五―三六
數量(立)	一、三三二、三九七	一、〇八九、三〇九	一、四三七、九七	一、三三五、一〇一	一、三五五、四三五
價額(銖)	五五八、六八二	三九〇、九二三	三七二、三七	三二五、五八三	三三六、四七八
日本	一、〇二一、七五二	一、三九、八六一	六四四、六〇	五二、五四四	一〇〇、五四四
新嘉坡	三九、八八	五四、一六四	一五、五六二	一七、六七一	五二、九〇五
丁抹	六四四、六〇	一五、五六二	一七、六七一		
支那	一〇〇、五四四	五二、九〇五			
其他					
計	一、九六一、七六				

七 其他の工業

製鹽業　沿革―多年鹽業者に高稅を課してゐた爲、絕好の天惠を有し乍ら斯業は發達せず、唯食用及鹽魚用として土人が小規模の製造をなすに止まつたが、一九二七年の稅制改革に當つて鹽稅を全廢してより、經營狀態及品質共に急に刷新され、著額の輸出を見るに至つた。

製鹽地―暹羅灣の東岸及西岸には海水よりの天日鹽を產し、北部及東部には數多の鹽水井より、又東北部のウボーン及ウドーン縣の諸地にては岩鹽より產鹽し、是等諸地には數多の製鹽工場を見る、尤も其の中大部分は海水よりの製鹽で、一箇月に一度海水の瀰滿する時滸を通じて貯潮地に海水を引き、蒸發程度に應じて順次移田を行ひ、最後に固結せしめるが、產地地方は㈠沿岸が粘土質遠淺にて㈡半箇年に亘る乾期には降雨全然なき爲海水の食鹽濃度甚だ高い等鹽業上絕好の條件に惠まれてゐるから、將來の發展を矚目されてゐる。

銘柄・健値・相場―鹽は收穫の順序により大體上層鹽・中層鹽・下層鹽の三種に分類し、上層程良質である。上層鹽は原鹽の儘食用に、中層鹽及下層鹽は鹽魚用に供し、下層鹽は又椰子の肥料とする。建値は一車(一六〇タクエン)にて新鹽は二八〇斤、舊鹽は三〇〇斤)幾何とし、右三種間には各々約一割方の値開きがある。

年平均鹽小賣值段及指數表　　單位＝銖　出所＝暹羅統計年鑑

	一九二六―二七	一九二七―二八	一九二八―二九	一九二九―三〇	一九三〇―三一	一九三一―三二	一九三二―三三
小賣價格(二封度入)	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三
一九一四―一九年度價格を一〇〇とせる指數	〇・五	〇・六〇	〇・五〇	〇・五六	〇・六〇	〇・六五	〇・六五
	七七	七一	五五	七一	七七	七七	

輸出入―當國は最近五箇年平均一、六九三、七一八擔(四七三、六三二銖)の鹽を輸出し、一方特種の用途に供する爲外國鹽を僅少輸入しつゝあるが、近年銀暴落による香港市場の需要減少と、不況による一般需要殊に馬來半島に於ける椰子の施肥激減し、輸出量は著減を示したが、一般經濟界の恢復につれて、一九三四―三五年以後稍恢復の傾向にある。

鹽輸出入高表

A 連年對照　　出所＝暹羅貿易年報

	一九三一―三二	一九三二―三三	一九三三―三四	一九三四―三五	一九三五―三六
輸出(擔)	一、三四九、四五八	一、五五五、三〇〇	一、五五九、〇〇〇	一、三一三、三六九	二、〇三四、四一五
銖	五七四、二九一	三二八、六二四	三九、一〇九五	五六、三〇三一	五一、一一八
輸入(疋)	一、六三八、六七三	一、二〇三、四〇三	一、三六一、一〇九七	一、三〇〇、七四八	一、三〇〇、五四六
銖	四一、〇四〇	三〇、八〇	三一、九九六	四一、九一四	三五、一五三

B 仕向地及仕出地別(一九三五―三六年)

輸出仕向地及仕出港

仕向地	數量(擔)	仕出港	數量(擔)
馬來諸州	一、三二、六五九	盤谷	一、九九、二〇二三
香港	一、九二、四五九	ブーケット	三〇、〇〇〇
日本	三〇、〇〇〇	ナコーン・シータムマラート	四二、三九三
新嘉坡	九八八、七七二		
支那・南阿・聯邦・英國	五二八		
計	二、〇三四、四一五	計	二、〇三四、四一五

輸入仕出地

仕出地	數量(疋)
彼南	一、五八四、二三八
馬來諸州	一〇〇、九八
英國	一、九〇七
丁抹	一、八八九
緬甸	一、一〇九
獨逸・英印・日本・米國	一、一〇五
計	一、三〇〇、五四六

製糖業

往昔當國は產糖國として世界に名を馳せ、著量の砂糖を輸出したが、其の後蔗作面積の減少、甜菜糖及爪哇糖の進出等の爲、十九世紀の中葉より漸次衰微し、近年に於ては當國の諸所(殊にチョンブリー縣)に小工場を見るに過ぎぬ狀態で、產糖は粗糖にて、大部分は國內にて消費されるが一部は尙輸出されてゐる。甘蔗の外古々椰子・パルマイラ椰子・砂糖椰子・ニツパ椰子の樹液よりも製糖してゐるが、其の中甘蔗よりの產糖量が最も大である。製糖法は頗る幼稚で、甘蔗を先づ凹凹ある木製の垂直ローラに噛ませて二回搾汁し(動力は水牛)、汁液は土器に受けて煮沸室に運び、石灰にて清澄した後五種の煮沸器にかけ、適宜の濃度として淺き鍋(パン)に移せば褐色の粘着性ある砂糖狀となる。ナコン・チャイシーでは更に原始的精製を加へて黃白色糖を採る。尤も斯かる製法であるから糖分の損失甚だしく、壓搾工程のみにて四割を損失すると云ふ。然るに暹羅政府は最近に至つて砂糖業の復活を企圖し、その第一着手として盤谷西北五百粁のラムパーン縣コカー(Ko-ka)に官營製糖工場を設立することゝなり、糖業更生の第一步を踏出した。第一年經費として十五萬銖支出が昨年の議會に於て承認され、既に工場建設竝に所要機械の入札を終り、一九三七年末には操業開始の豫定である。尙、一九三六年五月に資本金百萬銖の暹羅會社が計畫され、日產能力八百四十擔の壓搾機械を以て年額約十萬擔を精製する筈であつたが、各種事情の爲實現に至らなかつた。右官營工場に於ては大體右會社の計畫を繼承するもので、地方の群小甘蔗栽培業者を糾合統制して、原料に關しては、㈠農家より購入する㈡農家との共同栽培を行ふ㈢自作㈣良質の種苗を各地栽培業者に配給して、品種の改善を計る等であつて、本官營工場の實現は將來の暹羅糖業に對する劃期的指標である。因に、チョンブリ縣に於て同縣下の資產家及商人に依つて日產五百噸の製糖工場が計畫中で資本金二〇萬銖、一九三七年中に事業開始の豫定で、暹羅に於ける糖業熱勃興の一現象として注目さるべきである。

染上げた絹は、こわ、こわした冷き手觸りにて、其の堅牢度は如何なる人工染料にも優り、染色による纖維の弱りを余り認めないから、特に本染料にて染色するも多量の絹及綿反物が輸入され、染色後再輸出されるが、其の數量は年々著しき變動があり、絹反物のみにて最近五箇年平均三五、九七〇俵（四一一、五八八鉄）であるが、以前には三百萬鉄に達したことがある。

右繭糸は六月乃至九月に採取するの關係上、染色作業は雨に妨害される。先づ未熟の繭を、あらかじめ厭煮し、之に水を加へて煮沸して揚げ、地上に擴げて天日にて乾す。染色の進行は甚だ緩徐にて、完成には煮沸及乾燥工程を百回以上反覆する必要がある。斯天には一日約一〇回煮沸をなし得るが、其の稀薄なる抽出液（最後に少量の石灰を加へる）中に絹を浸して揚げ、地上に擴げて天日にて乾す。染色の進行は甚だ緩徐にて、完成には煮沸及乾燥工程を百回以上反覆する必要がある。斯天には一日約一〇回煮沸をなし得るが、

絹織業

絹織業は一時國中に普及してゐたが、低廉なる外國品の輸入に壓倒されて漸次衰退し、今日は僅か數地方に其の殘影を見るに過ぎぬ。併し大戰時多數の華僑は緬甸其他の都市にて手織業を開始したが、用機は從來使用せし原始機なりし爲、現今も依然に行はれてゐる。

絹織業は右支那人の外北部、東部、チャンタブーン、クラート、アーンヒン（Anghin）等に於ても行はれる。北部及東部にては輸入纖絲及地方の産糸より紡いだ纖絲の兩者を使用し、産布は組織にて耐久力に富む。滿中カーキ色の纖維を産する地方産布の一種よりは著名なるカーキ布を製出する。尚、近代式紡織業として擧げらるべきは、國防者の試驗工場であつて、紡績二千錘を据付け、獨逸の機械にて獨逸人技師に依り作業し、カーキ染軍服地と製織に從事してゐる。（絹絲布の輸出入に關しては「農業の部」參照）。

織物業

織物業は一時國中に普及してゐたが、低廉なる外國品の輸入に壓倒されて漸次衰退し、今日は僅か數地方に其の殘影を見るに過ぎぬ。併し大戰時多數の華僑は緬甸其他の都市にて手織業を開始したが、用機は從來使用せし原始機なりし爲、現今も依然に行はれてゐる。

織物業は右支那人の外北部、東部、チャンタブーン、クラート、アーンヒン（Anghin）等に於ても行はれる。北部及東部にては輸入纖絲及地方の産糸より紡いだ纖絲の兩者を使用し、産布は組織にて耐久力に富む。滿中カーキ色の纖維を産する地方産布の一種よりは著名なるカーキ布を製出する。尚、近代式紡織業として擧げらるべきは、國防者の試驗工場であつて、紡績二千錘を据付け、獨逸の機械にて獨逸人技師に依り作業し、カーキ染軍服地と製織に從事してゐる。（絹絲布の輸出入に關しては「農業の部」參照）。

黒染絹反物輸出高表

出所＝通關貿易年報

仕向地（一九三五—三六年）別	順位	運年別照	一九三一—三二	一九三二—三三	一九三三—三四	一九三四—三五	一九三五—三六
新嘉坡	一	俵	三、四一二	三、〇二九	三、五〇二	三、四一二	三、四一二
		鉄	一、三五六	一、二〇九	一、四〇一	一、三五六	一、三五六
彼南	二	俵	二、八四〇	二、五〇九	二、八四〇	二、八四〇	二、八四〇
		鉄	一、一三六	一、〇〇四	一、一三六	一、一三六	一、一三六
香港	三	俵	三、三二六	三、三二六	三、三二六	三、三二六	三、三二六
		鉄	一、三三〇	一、三三〇	一、三三〇	一、三三〇	一、三三〇
支那	四	俵	一、三四二	一、三四二	一、三四二	一、三四二	一、三四二
		鉄	五三七	五三七	五三七	五三七	五三七
馬來諸州	五	俵	二、一一一	二、一一一	二、一一一	二、一一一	二、一一一
		鉄	八四四	八四四	八四四	八四四	八四四

B 仕出地別（一九三五—三六年）

仕出地	生絲	※バタン等反物	※其他
馬來諸州	一	二、八四〇	九四
香港	三四	三	一、〇四一
英領印度	一、三五三	四	三四
本領印度	一	一	三四
彼南	一	二、八四〇	八四
新嘉坡	一	九四	二、一一一
支那	一	三四	一、三四二
佛領印度支那	一	一	一、〇四一
獨逸	一	一	一、三五三
西洋諸國	一	一	一、三四二
英米	一	一	一、三四二
其他	一、〇四一	三四	八四
計	二、八四〇	二、八四〇	八、四一二

（注）※人絹製品を含む。

B 仕出地別（一九三五—三六年）

仕出地	絹反物	※其他（※其他絹製品を含まず）	計
馬來諸州	一、三五三	一、三四二	二、六九五
香港	一、三四二	一、三四二	二、六九五
英領印度	一、三四二	一、三四二	二、六九五
本領印度	一、三四二	一、三四二	二、六九五
彼南	一、三四二	一、三四二	二、六九五
新嘉坡	一、三四二	一、三四二	二、六九五
支那	一、三四二	一、三四二	二、六九五
佛領印度支那	一、三四二	一、三四二	二、六九五
獨逸	一、三四二	一、三四二	二、六九五
西洋諸國	一、三四二	一、三四二	二、六九五
英米	一、三四二	一、三四二	二、六九五
其他	一、三四二	一、三四二	二、六九五
計	一、三四二	一、三四二	二、六九五

（注）※人絹製品を含む。

A 連年對照

品名	一九三一—三二	一九三二—三三	一九三三—三四	一九三四—三五	一九三五—三六
絲（生絲及絹製品輸入高表出所＝通關貿易年報）					
價額（俵）	一、九三二	一、九三二	一、九三二	一、九三二	一、九三二
數量（俵）	一	一	一	一	一
數量（鉄）	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
（備考）一九三五—三六年の仕向先は綿甸のみ。					

生絲輸出高表

出所＝通關貿易年報

仕向地	一九三一—三二	一九三二—三三	一九三三—三四	一九三四—三五	一九三五—三六
馬來諸州	一、三五三	一、三四二	一、三四二	一、三四二	一、三四二
香港	一、三四二	一、三四二	一、三四二	一、三四二	一、三四二
英領印度	一、三四二	一、三四二	一、三四二	一、三四二	一、三四二
本領印度	一、三四二	一、三四二	一、三四二	一、三四二	一、三四二
彼南	一、三四二	一、三四二	一、三四二	一、三四二	一、三四二
新嘉坡	一、三四二	一、三四二	一、三四二	一、三四二	一、三四二
支那	一、三四二	一、三四二	一、三四二	一、三四二	一、三四二
佛領印度支那	一、三四二	一、三四二	一、三四二	一、三四二	一、三四二
獨逸	一、三四二	一、三四二	一、三四二	一、三四二	一、三四二
西洋諸國	一、三四二	一、三四二	一、三四二	一、三四二	一、三四二
英米	一、三四二	一、三四二	一、三四二	一、三四二	一、三四二
其他	一、三四二	一、三四二	一、三四二	一、三四二	一、三四二
計	一、三四二	一、三四二	一、三四二	一、三四二	一、三四二

絹織業

絹織業は古來比較的閑暇ある婦人間に行はれたが、現今はラ本主に緬甸の初め政府は蠶絲業の獎勵に努力し、邦人技師の活躍を見たが、斯業が當國の風土民情に適せざる爲か終に失敗に歸した（農業の部參照）。

近經濟者に依て骨幹絹工場が建設されることとなり、工場機械及建設の入札も終了（一九三七年一月）、同年中に操業開始の運びに至る筈である。本計畫は蠶蠶に適する地方に於て農業の副業として生絲の生産を奬勵し、一方原料買入れに出來るだけの斡旋を行はんとするもので、同工場は開業に當り原料約三萬五千廷の乾燥品、又は十萬廷の不乾燥品を要するといふ。

各村に紡織及紡織が行はれ、極貧民も絹衣を不斷着物、として居る。現今原料生絲は國産品のみならず印度支那よりも輸入する。國産生絲は色附不揃にて粗製品多く、支那人は之を買取つて整谷の印度人に賣却し、後者は之を印度に送つて土産の下等品に混合して用ゐる。邊民は斯業に優秀なる技術を有し居て、從來の機具を以て華麗なる布を製出する。東部殊にコーラブリ及プリーラムの縣よりは一時著意の絹布を陸路緬甸に輸出したが、緬甸が絹の輸入に課稅して以來衰微した。北部殊にチェンマイ附近にても絹織業を見るが、生絲は急落した。

婦人により東部に行はれる。同地方の主幹交通路より隔なる場所にては

C 輸入港別（一九三五・三六年度）　單位＝銖

品目	盤谷	ブーケット	ナコーン・シータムマラート	計
バヌン、バカマイ、サロン等	四〇、三五九	三八八	一一、四四〇	五一、一八七
絹反物	九五、一八九	一、一三五	一五、一一八	九九、四二
其他の絹製品	八四、三七四	四二	五四七	八五、三三
計	一〇七、九六三	二、九三五	二七、一三五	一一〇、六六三

（備考）緬甸及印度支那間の國境貿易は不明にて、右諸表には之を含まぬ。

籠細工及マット製造業　竹の粗製籠及マットは殆ど全國各村に製造されるが、水漬した竹を材料とし之に假漆をかけた美麗にて耐久力ある竹籠も到る處に製出される。籐も製籠用に多量使用されるが、諸種の草・七面鳥の羽莖（ウボーン地方）、攀登羊齒 *Lygodium salicifolium*（半島）等よりも煙草入其他の珍奇な細工をなし、殊に後者の籠細工は最も美麗である。マットには諸種の材料を用ゐるが、竹製のものが最も普通である。籐のみ又は之と蔓草 Bauhinia の繊維とを混織したマットも普通に使用され、*Schumanniathus dichotomus*（泥地に生じ白花をつける植物）の莖、棕櫚屬の葉・蘭・其の他諸草の葉及莖よりもマットを製造する。就中チャンタブーンの安南人が製出する蘭の花莚は「チヤンタブーン莫產」として著名である。右は悉く國内消費に充當され、尙多額の同種品を輸入する。

莚及籐・竹・麥稈製品輸入高表　出所＝暹羅貿易年報

A 連年對照

項目	一九三一―三二	一九三二―三三	一九三三―三四	一九三四―三五	一九三五―三六
數量（瓩）	四、〇〇三、三〇〇	四、二二六、八四四	三、八四八、九三二	四、八七、九六二	五、〇一、九〇八六
價額（銖）	九〇二、四〇一	七九九、八三六	六六、一六三二	九九九、二一五	七四四、七八〇

B 仕出地別及輸入港別（一九三五―三六年）　銖位＝百

仕出地	價額	仕出地	價額	輸入港	價額
新嘉坡	二三、七一九	印度支那	一、六〇一	盤谷	七一九、一六三
馬來諸州	一、三〇五七	彼南	二一、四三八	ブーケット	一、四四〇
香港	一、三二七、五九二	其他	一、一〇四	ナコーン・シータムマラート	二六、二七七
支那	三九、一五五	計	七四七、九〇二		
日本	四六、一五五				

漆器製造業　以前盤谷は多額の漆器を產出したが、現今は北部チエンマイ地方が最も盛で、國内諸都市に之を供給してゐる。チエンマイ產は殆ど綱代を生地とし、之に漆・籾殼・微砂の混合塡料を數回施して表面を平滑にし、其の上に數層の漆を塗付して磨く。更に小細工物（殊に綱代地のもの）にては、其の上に下層の灰色塡料に達する深さに圖案を彫り、之に密陀僧・漆・油の混合物又は（今一度漆をかけた後）金箔を塡充する。木地の大細工物にては、最後に漆を現はすべき部分には一種の黃色顏料を塗布し（即ち陰畫とする）、乾けば全面に薄く漆をかけ、其の上に金箔を置いて全面を一樣に壓付け、之を洗つて顏料を施したる部分の金箔及顏料を剝取する。盤谷にては普通後者の方法を採用する。勿論當國產漆器は、本邦物・福州物等に比して甚だ損色がある。

製紙業　王室測量局は一九二二年製紙工場を設立し、反古及襤褸を原料として官廳用紙を製造してゐる。此の外北部及盤谷にては副業的に無光澤粗紙を製造する。前地にては原料に Koi（コイ）(1) を用ゐ、產紙は支那人商人に賣却する。價格は一帖（約七×二呎の型より剝取した紙五枚）約四〇乃至五〇士丹である。北部にては楮(2)より製紙するが、製品は前者よりも强靱で柔く且つ白い(1)(2)は「林業の部」參照）。

尙、一九三五年四月、資本金百萬銖の The Siam Paper Co., Ltd. が設立され、工場をメクローン河とクエー・ノーイ河との合流點にあるカーンチャナブリーに建設される筈にて、無盡藏に產出する原料竹材を得る爲同地方に國有地二四萬㰱の拂下を受けてゐる。本會社は暹羅政府が總株式の五一％を引受け、民間にて四九％を公募したものであるが、當初の豫算に違算を生じ、機械購入費（獨逸製品）のみにて既に百萬銖を超過し、更に五十萬銖を要することゝなつたが、銀行よりの借入れ出來ず、遂に全株式を政府の手に移し、經濟省監督下に官營事業として當初の計畫を踏襲する事となつたものである。建設中の工場は製紙能力一日十噸にして、一箇年約三、二〇三、〇〇〇瓩の印刷用紙及包裝用紙の製造をなす筈である。生產費は盤谷渡し一瓩當り約二〇士丹内外の見込である。

紙の輸入高は一九二九年度迄の五箇年平均年二、五七二、九〇〇銖に達するが、其の中印刷せぬ紙の輸入高は次の如くである(1)(2)は「林業の部」參照）。

紙（印刷せざる）輸入高表　出所＝同前表

A 連年對照

	一九三一―三二	一九三二―三三	一九三三―三四	一九三四―三五	一九三五―三六
數量（瓩）	四、二九六、二四七	五、五四一、八六一	三、九六、七四〇三	七、五一三、八五	六〇三九、三〇四
價額（銖）	九三二、九六三	一〇三一、四八七	七四五、八三五	一、三五六、五五二	一〇一、九〇五一

B 仕出地別輸入高（一九三五―三六年）

仕出地	數量	仕出地	數量	仕出地	數量
支那	大四九六、二九五	蘭領印度	一〇一、九二一	其他	七六、九六四
獨逸	一〇〇七、五九六	瑞典	一三九、三〇三	計	六〇三九、三〇四
香港	三三一、五六三	英國	五三七、七三〇		
日本	※三〇九、三二四九	和蘭	二〇八、五九三		

（註）※臺灣からの一八〇瓩を含む。

陶器製造業　本業は最古に發達した製造業の一で、原始民も既に其の知識を有つてゐた。北部に於ける古都の廢墟よりは十七世紀時代の堅牢なる赤土燒の素燒物が屢發見される。スコータイ王朝時代に多數の支那人陶工がカムヘン王に招聘されてスコータイ近郊に窯爐を設けてより、十八世紀の中頃迄約六、七百年間は、斯業は可なり發達したが、原料の缺乏と緬甸軍の侵入とにより衰微した。同時代のスワンカローク燒は薄き灰綠色又は帶黃色の釉燒、スコータイ燒は灰白色にて斯業の發達と共に盛んに輸出され、當時本邦にも支那及和蘭商人の手を經て數多輸入され、寸古及寸古錄と稱して茶人間に珍重された。併し爾後は斯業甚だ振はず、安價なる陶器類迄供給を支那に仰ぐ有樣にて、彼のベンチャロン燒の如きも當國にて意匠を工夫して支那にて製作し、之を再輸入したものである。

現今赤土の素燒は多くの地方に製作されるが、殆ど地方消費に充當され唯盤谷の北部に於て製作される壺のみが少量輸出されてゐる。チエンマイでは光澤ある綠色陶器を產出して可なり廣汎に販賣され、ウボーンにも白色無光澤品を產す。美麗なる作品も製作されるが、需要が殆ど無い爲市場に現はれることは至極く稀である。原料たる白色粘土はチエンマイ、ウボーン等諸地方に發見されるが、此種の美術品に適するや否やは不明である。現今寺院又は王城等の屋根に使用される赤瓦は殆ど支那よりの輸入品である。

陶器輸出高表　出所＝同前表

	一九三一―三二	一九三二―三三	一九三三―三四	一九三四―三五	一九三五―三六
價額（銖）	一、七九六	六三、四六一	一、三五六	一、三五	九一四

（備考）仕向地は新嘉坡、印度支那、英國等である。

陶器輸入高表　出所＝同前表

A 連年對照

年度	粗製	精製	計
	錢	錢	錢
一九三一―三二	五一六、七二九	六三六、三四一	一、一五三、〇七〇
一九三二―三三	四〇七、一二七	四五一、七五七	八五九、八八四
一九三三―三四	五五〇、三七六	四〇七、七三一	九五八、一〇八
一九三四―三五	五七九、九一一	二四五、五一五	八〇三、四〇六
一九三五―三六	六二五、八七五	二〇、五四七	六四六、四二三

B 仕出地別（一九三五―三六年）

支那	粗製 錢	精製 錢	計 錢
	二五二、六〇八	一、九三四	二五四、五四二
獨逸	九三、三六	四、七五九	一、二一五
香港	一八、一三二	三四、一八二	五二、三一四

日本	二四一、五五〇	四七、五二一	二四五、九二三	
彼南	一九、七九七	一、六四	一九、九六一	
新嘉坡	四八、〇〇四	一、五七四	四九、五七八	
英國	一八、九九五	三、八〇三	三二、七九八	
其他	二、五五三	一、七四八	四、三〇一	
計	二九五、八七五	二〇、五四七	六四六、四二三	

金屬細工業　暹民は簡單なる器具にてよく高級金屬細工を製し、赤色金（ナームマリ）、黑色青銅等の如き美事な合金を作る。鑄は主に鐵鉢・農具・武器用に供するが、多數の僧侶は出家の際必ず新鉢を用意する關係上鐵鉢の需要は相當大である。青銅は佛像・銅像・鐘・銅鑼・鉢の鑄造に用ひ、打出眞鑄鉢は小數印度支那及馬來へ輸出される。著名なる金銀の打出細工は盤谷其他二、三の都市にて行はれ、主に盤谷及ナコーン・シータムマラートにて行はれる黑金象眼細工（銀に鉛・硫黃・銅・銀の黑色合金を象眼したもの）も亦有名である。

眞鍮鉢輸出高表　　出所＝暹羅貿易年報

價額（鉢）	一九三一―三三	一九三二―三三	一九三三―三四	一九三四―三五	一九三五―三六
	一〇〇	八八〇	一、六八〇	五七五	

造船及機械業　十九世紀の初期には國王及商人が大商船を造つて支那と貿易し今より八、九十年前迄は、快速の大海賊船を以て暹羅灣西岸を横行した者もある。暹民は由來造船に巧にて、現今も優秀なる商用スクーナー、漁船、カヌー等を製作する。造船材にはヤーン、タキエン、チーク等を用ゐ、硬木の釘を以て締付けるから、甚だ堅牢である。

當國の近代的機械工業と言はるべきもの微々たるものにして皆無と言つても差支へなく、極めて小規模なる町工場式のもの二、三盤谷市中にあるばかりであるが、之も自轉車又は自轉車の修繕をなす程度のものである。近代式造船所としては只一つ英國人經營の盤谷船渠會社があり、資本金百萬銖、一八六六五年に創立されたものにして盤谷市の南部チャオ・プラヤー河の左岸にある。本社は殆ど獨占事業であつて、固定資本消却、擴張工事費、積立金を控除して、尙二割以上の純益を擧げてゐる。設備として ⑤ Dock No. I.―長さ（キール・ブロック上にて）三二五呎、深さ（船渠入口に於て）一一呎六吋、巾（同上）四二呎、⑥ Dock No. II.―長さ（同前）三六七呎、深さ（同前）一六呎九吋、巾（同前）五二呎、造船臺―No. I.（建造し得べき船の大きさ）七六呎ランチ、No. II.（同上）五〇呎ランチ、No. III.（同上）四〇呎、以上の外二五噸の合掌起重機及造船・造機工場がある。

右の外、海軍所屬の海軍工廠があるが、之も前記盤谷船渠會社と略類似の規模である（「國防の部」參照）。

煉瓦製造業　原料產地の農民は副業的に煉瓦を製作する。主產地は盤谷―アユタヤ間の河岸にて、往時捕虜となり斯業を强制されたモーン人の子孫が之に從事してゐるが、近時製品粗惡となり、一方、プラトゥムターニー縣下バーンボートンには近代式煉瓦工場が生れ、暹羅セメント會社もセメント瓦を製出して博く各種建造用に用ひらるに至り、一般土民の斯業は漸衰しつゝある。

鞣皮業　當國は可なり著量の水牛・黃牛・鹿・象・犀等の生皮及鞣皮を輸出してゐる。鞣皮業は主として盤谷に行はれ、地方にも少數の鞣皮工場があるが、盤谷の外は殆ど地方消費品を生產するに過ぎない。

鞣革及同製品輸出入高表　　出所＝同前表

A 連年對照

品名	一九三一―三二	一九三二―三三	一九三三―三四	一九三四―三五	一九三五―三六
輸出―					
鞣皮（擔）	三、一〇八	二、一一九	一、八八三	一、二八八	九九四
鞣皮（鉄）	一四六、七五一	九九、七四三	九八、八三三	七二、六一三	五四、〇〇八
鞣皮製品（鉄）	三、一〇五	三、一〇七	九八二	一四七	一〇五六
計	一四九、九五六	八二、九五〇	九九、八一五	七二、七六〇	五五、〇六四

輸入―

	鞣革及鞣皮（砧）	鉄	七九、二三七	七一、七九五	四二、九九六	四七、七〇九	四八、三五五
	鞣革製品（鉄）		一八二、八二五	一三〇、四七七	七四、七〇六	八〇、六一	四八、二七七
	計		二八八、〇九一	二六四、七六六	二五六、〇九六	二五六、〇一八	二四九、七五六
			四八〇、九一六	四一五、二三三	三三二、八〇二	三三六、九九九	三一九、〇三三

B 仕向地及仕出地別（一九三五・三六年）

仕向及仕出地	輸出	輸入	仕向及仕出地	輸出	輸入
濠洲	九、九五〇		蘭領印度	二、四〇〇	三〇四
支那	二、四六三		彼南	七一四	一二、六七五
獨逸	一八、五六〇		新嘉坡	四八、五三七	四〇、五一四
香港	三、三〇一		英國	二、一八一	二六、〇三一
印度	七六、四〇六		其他	一一	一、八六一
日本	六七、七二五		計	五五、〇六四	三一九、〇三三

セメント製造業　從前セメントは新嘉坡より輸入して不斷に激增する需要を充してゐたが、一九一三年國內原料の發見と共に盤谷直北 Bangsue（バンシー）に舊王族と丁抹人との共同事業にて暹羅セメント會社（The Siam Cement Co., Ltd.）の創設を見た。革命後政府が之を引繼ぎ、現在の資本金二百六十萬銖中政府及民間にて七五%、丁抹人側二五%を出資して居り、技術的指導は全丁抹人に依て爲されてゐる。同社の製品は到底本邦品及丁抹品に及ばぬが、近時は技術の改良に依り可なり優秀なものとなり、良好なる事業成績をあげてゐる。製品は殆ど國內にて消費されるが、一部は近國に輸出される。併し現今尙外國產優秀品の輸入を見つゝあるから、同社は玆數年來能力を倍加し、高率關稅を設けて輸入を驅逐すると共に輸出の發展を期すべく努力しつゝあるが、未だ所期の成功を收めてゐない。因に最近同社は年當り能力七十萬樽（約一億二千砧）と言はれ、原料たる粘土及泥板岩は國內に、用炭は海外に仰いでゐるが、斯業は當國製造業中最も有望視されてゐる。

セメント輸出高　　出所＝同前表

摘要	一九三一―三二	一九三二―三三	一九三三―三四	一九三四―三五	一九三五―三六
數量（砧）	三〇〇〇	一四三、六七二	一七四、六七〇	八五	二八四、九二〇
價額（鉄）	六、三三五	二六、五二四	三〇、七二	二	九、三九〇

（備考）一九三五・三六年の仕向地は印度支那のみであつた。

セメント輸入高及仕出地・輸入港別表　　出所＝同前表

數量（砧）	一九三一―三二	一九三二―三三	一九三三―三四	一九三四―三五	一九三五―三六
	八、四七六、〇五二	六、一七九、四三四	九、七二四、三四	九、八〇四、三一九	一一、二八四、二四
價額（鉄）	一九二、七一〇	一一九、四九二	一五〇、三二一	一六四、九九八	一六三、八九九
仕出地	數量	仕出地	數量	輸入港	價額
丁抹	四、四九四、二七二	英國	八三、八一三	盤谷	一三六、一二三
日本	五、三五、三三七	其他	三二、七三五	ブーケツト	一九、五九三
彼南	一〇〇、〇六三	計	一九三五・六年計一、二八四、二八四	ナコーン・シータムマラート	八、一五四
新嘉坡	七七、五〇五			計	一六三、八六九

其他　製氷及清涼飲料製造―盤谷市內に十四軒、地方に約五十軒あり、傍ら清涼飲料の製造を行つてゐるものがある。暹羅人經營のものは前項麥酒會社兼營のものとナーイ・ラート（Nai Lert）氏經營のものがあり、歐人會社としては The Bangkok Manufacturing Co. があり、他は全部華僑の經營に係るものである。

採油業―椰子油を製造する工場が盤谷に七箇所あり、此の內 The Siam Industry Co., Ltd. が英國人の經營で、他は總て華僑經營に係り、以下振華興（日產四〇噸）、正成（同二〇噸）、錦源（同五〇噸）、利民（同二五噸）、謙得（同二五噸）、源發（同二五噸）の如く小規模のものみである。

以上の外、蠟燭・石鹼・煙草・乾電池・菓子・硝子瓶・皮革等の製造が何れも家內工業として行はれ居るも、概して小規模で、僅かに地方的需要の一部を充して居るに過ぎぬ狀態である。

勞働

概說　當國は人口密度方粁當り二五・五人（一九三六年三月現在）にて甚だ稀薄であるから、勞働力の供給は豐富とは言ひ難く、而も暹羅人の大多數は主として自給自足を目的とする粗放且つ幼稚なる米作に從事し居るが故に、新企業の開設に際しては、多數の熟練勞働者を直ちに徵募することは稍困難な事情にある。唯、東北部の高地等に住むラオ人は人口比較的稠密にて而も交通不便の爲生產品の市場搬出困難なるが故に、年々出稼をなす者も相當數あり、其の他年々支那及馬來地方より流入する支那人苦力があり、又緬甸人、印度人等も雇傭し得る利便がある。

農園勞働者　往時は近隣相援けて共同的に農作に從事する風習があつたが、大地主の出現と農民の經濟知識の發達は、現今主としてラオ人を農業勞働者に使用するやうになつた。ラオ人は主として湄公河及其の支流に居住するが、上記の理由にて歲々隊をなし農業勞働者として中部に出稼する。彼等は農業殊に米作に習熟するもの多く、而も勞銀安く性質悠長從順謹直にして、農作勞働者として最も好適で、之に水牛一頭及所要農具を給すれば、一人當り能く移植米田にて二〇噸を、直播米田にて三〇噸を耕作し得ると云ふ。普通家族共雇傭され、家人も亦農作に從事し、女も水牛を使役する。此の外緬甸人・印度人・支那人等の勞働者も得られるが、農作勞働者としてはラオ人に遠く及ばぬと云ふ。東北部がラオ人勞働者の主要給源である關係上、東海岸及半島にては他地方よりも之が募集に困難である。

當國の農作は殆ど米作であるが、當國の氣象柄其の植付期間甚だ長期に亘る爲一時に勞働の需要增大する事なく、從て勞銀は甚だ低廉である。右ラオ人苦力は普通五月より翌年一、二月に至る一米作期極めの年期奉公をなし、其の勞銀は十箇月年期契約として熟練苦力にて九〇―一二〇銖、平均百銖にて、比較的年少なれば七〇―九〇銖（平均八〇銖）內外である。其の他衣食住を給與する必要があるが、當國の氣象柄衣食費八、九〇銖にて足るべく、住居は各自最寄りの材料を物色して自身造營すると云ふ。臨時苦力としては暹羅人の供給があるが、其の日雇賃銀は一日食費込にて七五―一〇〇士丹である。尙婦人の勞銀は普通男の五分の三である。

因に暹羅農村に於て副業的に從事さるる勞働に關する調査が行はれたが、之に據つて調査戶數約一、四八〇戶の年收平均額を表示すれば、次の如くである。

暹羅農家勞働收入平均額表　單位＝銖　出所＝Siam: 2nd Rural Economic Survey

地方別	農業	道路鐵道	其他	計	總收入に對する割合 %
東北部(1)	〇・九三	〇・二六	〇・二六	一・二五九	五二・二〇
南部(2)	一・二三	二・一三	一・五八	五・九三	八・〇〇
北部(3)	二・二三	一・八六	一・四四	五・五三	八・四七
中部(4)	六・二六	〇・九二	一・三四	八・四二	四・五五

（註）(1)三二〇戶平均　(2)二八〇戶平均　(3)四四〇戶平均　(4)四四〇戶平均
（備考）本調査は一九三四・三五年度に行はれたものである。

其他の勞働者　林業中チーク事業勞働者としては、以前は大抵森林勞務に習熟せる印度支那のカムー人を年期契約にて雇傭したが、現今は地方在住のラオ、シヤン、カリヤン等を使役してゐる。其他の林業には暹民・支那人・馬來人等が從事し、鑛業・水產業・工業・其の他は支那人の勞力に負ふ所が多い。

チョンブリー地方の蔗農は何れも北部のラオ人を多く使用して居り、その供給は請負制度で、苦力頭の如き者があり、苦力を集め、彼等を使つて蔗作を請負ふ習慣となつてゐる爲、此の地方に於ては是等苦力頭を通じて勞力を集めることはさして困難ではないやうである。

尙、バーヤップ、ビサヌローク、ウドーン、ナコーン・ラーチシマー四州の棉作奬勵豫定地域の農民を棉作に從事せしむるとすれば、將來約百萬町歩の棉作を可能とする勞力があると算定されてゐる。

賃銀　盤谷勞働者賃銀表　單位＝銖　出所＝暹羅統計年鑑

種別	一九一四―一五	一九二六―二七	一九三〇―三一	一九三一―三二	一九三二―三三	一週當り平均勞働延時間
日給―						
苦力	〇・七五	一・〇〇	一・〇〇	〇・八〇	〇・八〇	五〇
造帆工	一・〇〇	一・二五	一・二五	―	一・〇〇	五〇
大工	一・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	一・四五	一・四五	五〇
塡隙者	一・三〇	二・〇〇	二・〇〇	一・四五	一・四五	五〇
ボイラ製造工	二・一〇	二・三五	二・五五	―	―	五〇
鍛冶工	二・一〇	三・二五	三・〇〇	二・五九	二・三〇	五〇
轆轤工	―	―	三・〇〇	二・七九	二・四五	五〇
組立工	―	―	二・九〇	二・一三	二・一〇	五〇
月給―						
苦力頭	―	―	九〇・〇〇	七〇・〇〇	三六・〇〇	五〇
舵手	―	―	三五・〇〇	三一・三〇	三一・三〇	五〇
ランチ機關手	―	―	四五・〇〇	四〇・五〇	四〇・五〇	五〇
印度人ウオッチマン	―	三三・〇〇	三五・〇〇	二八・〇〇	二四・〇〇	一六八
事務員	―	―	―	四〇・〇〇	三六・〇〇	五〇
	―	―	―	九五・〇〇	八五・〇〇	四四½

商業

總說（概要……商業行政……內國商業……保險業……商工會議所……邦商）
商習慣―外國商品輸入徑路及市場販賣組織

一　總說

概要　十五世紀末迄は支那人及印度人が暹領半島の兩岸に來航して交易し、後には首都アユタヤーに北進して商權を收め、同市には多數の移住者を見た。當時の暹・支貿易に於ては主として絹織物及陶器等を輸入し、暹羅から林產物、嗜好料等を輸出せるものであつた。十六世紀の初葉（一五一一年）に至り、初めて葡萄牙人が來暹して先着の支・印人と商權を爭ひ、パターニー及首都には多數の居留者を見、一時暹羅市場の商權を支配するに至つたが、彼等の武斷的、侵略的行爲は忽て暹人の信用を失ひ、後來の蘭人及英人はその機に乘じて當國の貿易に割込み、三者鼎立して激甚なる競爭を開始した。

爾前古くより當國の外國貿易は國王の獨占事業であつて、國王は爲に特別の大臣を任命し、租稅としても國內各產地より納付した物產を或は官船にて輸出し或は外商に賣却してゐた。故に是等外商は、國王竝に大臣の知遇を得て商利を壟斷せんとし、賄賂請託が行はれ互に秘策を盡したが、終に蘭人は葡・英人を排して商權を收め、一六六四年には當國をして最初の對外條約を締結せしめた。當時の貿易商品として記錄されてゐるのは、安息香・ラック・蘇枋・丁香・胡椒・象牙・肉荳蔻・砂糖が輸出され、カリコ・金巾等の各種布類が輸入されて居り、その內砂糖は暹羅の最重要輸出品として記錄されてゐる。

佛蘭西人の暹羅渡來は一六六二年で、同商人の渡航は一六八〇年頃のことであつたが、次第に勢力を扶植した。然るに間もなくファウルコン及ルキ十四世の陰謀露顯するに及び、歐人は國外に驅逐され支那人のみ通商を許された。之が爲東洋諸國との通商大いに發達し、國王は自ら商船を建造して遠く日本に迄交易を求むるに至つた。其の後十八世紀の初に至つて支那の暹羅米輸入關稅が撤廢された結果、暹羅米の對支輸出は急激に增進し、一七二二年

には三〇萬ハーブ(1 Hap=60.48瓩)に上つてゐる。

越えて一八二六年には英國東印度會社と、一八三三年には米國と最初の通商條約が締結されるに及び、再度對歐通商は復活され、當國よりは茶・砂糖・象牙・樹脂・染料・木材・錫・香料等を輸出し、彼よりは綿絲布其他の雜貨を輸入したが、併し貿易の大部分は尙國王の商船及支那船にて行はれ、而も支那人は英人の如く條約による諸種の制限を受けることなく當國の內外に自由に活躍を許されてゐた爲、支那人は遂に牢固たる商權を確立するに至つた。

併しラーマ四世は歐人に多大の同情を寄せ、一八五五年に對英條約を改訂して英人の自由を擴大してより、各國も之に倣つて同樣なる條約を締結した爲、歐人貿易は大いに興り、從前賄賂政策によつて商利を占めた支那船竝に國王所有船の貿易は漸次衰落するに至つた。十九世紀末の佛暹事件により對外貿易は一時順調を缺いたが、併し直ちに回復して異常なる發達を辿り、一八九六年には輸入三、四六萬鍊輸出四、七五〇萬鍊に達し、九年後(一九〇九年には夫々七、八三一九萬鍊及一〇、一三九萬鍊に膨脹し、更に十年後(一九一三年度)には夫々九、〇七九萬鍊及一一、五五二萬鍊に激增した。次いで二箇年は大戰の打擊を受けたが早くも翌年より日本・米國との通商增進により て回復され、十年後即ち一九二三年度には輸入一四、九八六萬鍊、輸出二〇、一五五萬鍊を示し、更に四年後(一九二七―二八年)には夫々二〇、一〇八萬鍊及二七、六二七萬鍊なる未曾有の膨脹を示した。併し爾後世界的恐慌の影響は免れ難く一九二八―二九年には總貿易額四二、六四八萬鍊に減落した、一九三〇・三一―三四・三五年に至る五ヶ年平均は三六、〇八五萬鍊、一九三五―三六年は二六、六九二萬と爾來更に漸減の傾向を示してゐる。(最近の對外貿易の趨勢に就ては「貿易の部」參照)。

商業行政　商業行政の主務省として一九一九―二〇年に大藏省の一局が獨立して商務省が創設され、更に一九二六年の官制改革に於て遞信省を合せて商務遞信省となり、一九三二年八月末、今度は農務省と合併して農商務省となり、後經濟省の創設を見るや、商業行政も同省の管轄に移つてゐる。商政機關としては商業登錄局(秘書官室・度量衡課・會社組合課・商標特許課・コロムマーシャル)商務局(秘書官室・情報課・商業促進課・勞働課)がある。尙文部省管下に商業學校(盤谷に官立の二校がある)及工藝學校があり、特に前者は南方支那語を敎授し實際的商務を習得せしめてゐる。兩者とも本邦のそれに比して程度は低いが、何れも暹民の商業卑下思想の排除に努力してゐる。

內國商業　暹民が由來經濟的能力に乏しきは他の熱帶國土民と殆ど擇ぶ所なく、彼等は農民か僧侶か、でなければ官吏にて、古來商業は之を外人殊に支那人に委託して殆ど關心しない。其の所以は上層階級の商業に對する賤蔑の情にも因るが、恐らく熱帶特有の氣候竝に生活の安易に主因するものと思はれる。故に支那人は人口過剩による赤貧より遁れて當國に蝟集し、商業階級を完全に占領して商權を確握し、內外に不拔の配給網を張つて國內商業を獨占すると共に外國貿易の著量を取扱つてゐる。華僑に亞いで歐人及印度人があるが、前者には英人が勢力を占め、特に輸出入貿易に從事し(對歐貿易を殆ど獨占してゐる)、後者は寶石・反物・雜貨の小賣に於て僅に支那人の間隙を充してゐる。然し官界も不斷に增加する暹人知識階級を無制限に吸收し得る筈なく、是等青年は何れかに自活の途を開く必要に迫られ居り、爲に華僑の商權も自國民の手に回收せんと努力しつゝあるが、其の基礎牢固として一朝には拔き得ざるもの丶如くである。因に一九二九年の國勢調査に據れば、有職者七百五十二萬中商業從事者は五〇三、八三九人(六・七%)である。

當國民は、貨殖の念薄く從て貧困にて購買力乏しき爲、國內商業は一般に振はず、盤谷其の他二三の小消費地を見るのみで、今日尙自給に近き狀態にある。國內に於ける貨物の移動狀況を窺知し得る資料がないから、左に鐵道搭載貨物の量額を掲示して其の大體を推知することゝする。

國有鐵道貨物運送高表

出所=暹羅統計年報

品別	一九二八―二九	一九二九―三〇	一九三〇―三一	一九三一―三二	一九三二―三三
籾(噸)	三九〇、八三〇	三三〇、二〇四〇	二二五、六二三	二七〇、八八八	三二五、四二三
木材(同)	八五、九三七	八九、九三七	六七、四六五	七三、五五一	八一、九〇七
中部(4)	四〇四	七九三	一二九七	六八三
---	---	---	---	---
小包(同)	一五九、四二一	一八〇、六四四	一三九、七九二	四四、九七四
商品(同)	一一三、四六四	一〇八、一六八	九六、五六二	九七、七二七	八九、六八四
炭(石炭を含む)(同)	二一、九一七	二〇、九七	一、八五一	六二一	四〇〇
其他	二七、四四九	三〇、四二五	二六、四七九	一五、九五二	一七、二八
貨物計 噸	六〇三、三五五	七〇九、三三〇	六七六、〇九一	五六四、〇七	五〇六、二六
貨物計 錢	一四〇、二四、三四一	一四三、一六八	一二八、一五三	一〇九、一四五	一〇五、四二
有角家畜(頭)(同)	九七、七四五	八二、四三九	八〇、九〇七	五一、一四九	五一、七一
馬(同)	二、九八〇	三、七〇四	一、三八	三九
豚(同)	二九八、六二一	三一四、八一五	二六二、〇五四	二三九、五九五	二三四、二七二
其他(同)	一、〇二七	七三一	九九三	七八七	八五八
家畜・家禽計 頭	三三、二四五、七	三五、四、七六	二八〇、五〇一	二五一、八四八	二六、九一四
家畜・家禽計 錢	七八七、八〇二	九三四、七四四	六四七、三八〇	四三七、七三三	四八、七九一
收入總計	一一、五二九、一四四	一〇、六八七、四八九	八、七四六、四五九	五、五六二、七一四	六、一〇九、六九〇

尙、農村に於て行はれてゐる副業としての商業があるが、之は各國農村に於て見らるるところで、自家或は近隣產出の野菜、鮮魚その他の物產を近隣都市或は集散地の市場へ搬出・賣却して歸ることが行はれて居り、稀に屋臺或は家屋の一部を店舖として鷄肉、干蕃椒、檳榔子、乾鹽魚、鹽、木炭、卵等の日常品を販賣してゐるものがある。是等の商賣に從事してゐるものは、主として婦女子であるが、之が暹羅農家の收入中如何なる位置を占むるかは、略次表に依て推知すること得る。

暹羅農村に於ける純商業收入表　單位=錢　出所=Siam, 2nd Rural Economic Survey.

地方別	擔ひ賣	店賣	計	年收に對する割合%
東北部(1)	一〇八	一七一	二七九	五・六七
南部(2)	四七九	一三一	一八一〇	二四・四二
北部(3)	三一三	九三〇	一三五三	一九・一八

保險業　一九二九年七月の保險業取締規則が制定せられ、同取締規則により一九三〇年度現在正式に認可されたる保險會社に就ては本年鑑第二回版參照。

尙同規則に據れば、當國に營業する斯業會社は資本金二十萬鍊以上(其の中火災保險會社は十萬鍊、生命保險會社は五萬鍊を政府に供託すること)たるべく規定してゐるが、殆ど當國主要商社が外國會社の代理店として斯業に從事するに止まる。

盤谷に代理店を有する日本の保險會社としては明治火災保險會社(火災保險)、東京海上火災保險會社(海上・火災・自動車保險)、日本火災保險會社(火災保險)、東京海上火災保險會社(海上保險)及明治生命保險會社の四社にて、東京海上火災保險會社の自動車保險(代理店—Borneo Co.)、明治生命(代理店—江畑洋行)を除き悉く同地の三井物產會社出張所を代理店としてゐる。

尙右以外の保險暹羅會社としては Ching Sieng Ins. Co., Ltd.(火災)、Hua Ann Po Hiem, Ltd.(火災)、Hua Keo Lin Hah Kongsi, Ltd.(火災)、Seng Chiang Lee Ins. Co., Ltd.(火災)、Shiang Ann Fire & Marine Ins. Co., Ltd.(火災)、Teo Ann Po Hiem Ins. Co., Ltd.(火災・海上)、Yong AnnPo Hiem, Ltd.(火災・海上)の七社がある。

商工會議所　暹羅人商業會議所—一九三四年の創立にかゝり、會頭はプラヤー・ビロム・パックデイ(Phya Bhiromga Bhakde)氏、副會頭ナーイ・キム・セン・キマスワーン(Nai Kim Seng Kimsuvarna)氏で、其他の會員二五名を擁してゐる。

日本人商工會議所—一九三三年、邦人輸出入業者の意志の疏通を計ると共に、貿易上の利益を擁護し、其の統制を圖る目的を以て在留有力邦商を會員とする暹羅貿業協和會が創設されたが、其の後日暹貿易の急激なる進展に伴ひ、之が改組强化の議が唱へられ、一九三六年九月、三井物產・三商事及菱

其他の在盤谷有力邦商に依て暹羅日本人商工會議所が正式成立を見るに至つた。英名を Japanese Chamber of Commerce & Industry, Siam"（暹名—ホー・カーソカー・レ・ウサカム・ヂープン・（ーソ・サヤーム）と稱し、事務所を盤谷市シーカク・ビアシー二四號に置いてゐる。目的とするところは、㈠産業竝に通商貿易の助長發達 ㈡商・工・農業者の利益を擁護・增進し且つ相互の親睦を計るに存し、尙事業として ㈠各種企業に關する調査・研究・報告 ㈡各種交涉及應答 ㈢日暹商品の陳列・紹介及取引上の斡旋 ㈣日暹商品の登錄・特許に關する斡旋 ㈤各種紛爭の調停及裁定等を行ふことゝなつてゐる。尙、一九三七年四月現在の主要役員は、會頭—三井物產會社 理事—三菱商事會社、橫濱正金銀行、大谷洋行である。

盤谷國際商業會議所—歐米商社を會員とせるもので、每月一回委員會を開き、輸出米の品質證明を行ふ外、"Bangkok Market Report"（英文—盤谷商況月報）を發刊してゐる。一九三六年度の役員は、會頭 W. Siegenfuter (Diethelm Co., Ltd.)、副會頭 K. H. Simpson(The Borneo Co. Ltd.)、同 J. G. Jekyll (The Anglo-Siam Corporation Ltd.)である。

華僑總商會—在留華僑は本國政府から直接保護を受けてゐることが尠い爲、早くより各自組合・團體等を作つて自らの利益の擁護を計つて居り、華僑總商會が是等の同業組合の統一機關として、實權と勢力を握つてゐる。總商會の一九三六年度主要役員は會頭 Hia Kwang Yam、主事 Tan Chong Kwang、書記 Vee Ek Poi 等であり、隷屬する團體の主なるものは、火襄公會（襄材組合）、米行公局（精米所組合）、米商公所（米商組合）、三勉公所（香港、新嘉坡、汕頭間の貿易業組合）、華益公會（綿布商組合）、聯益公局（二流雜貨商組合）、中華商會（本國黨部及僑務委員會等との聯絡機關）及其の他で、各組合は各々同業商店を網羅し、組合代表者及幹部は事件毎に役員會議を開き、各種の決議をなして、之を實行してゐる。

邦商 在暹邦商の大部分は雜貨商であり、他は藥品及醫療器械商・寫眞材料商等である。其の中重要なる商店を列記すれば次の如くである。

三井物產支店　支店長—平野郡司氏　米・チーク等の輸出、諸雜貨を輸入する外、船舶・保險代理業を兼營す

山口洋行　店主—山口萬吉氏　明治三十八年開業にして店主は在留邦人の元老にて、綿布・綿織物・陶磁器・硝子・鐵器・藥品其他一般雜貨の輸入

伊藤洋行　店主—伊藤太郎助氏　明治三十八年開業、名古屋に仕入部を有し、綿布・綿織物・陶磁器・藥品其他一般雜貨を輸入し、森永製菓、日本陶器、東洋陶器、三重硝子等諸會社の代理店

江畑洋行　代表者—本田寬次郎氏　明治四十四年開業、新嘉坡に本店を置き、メダン、彼南、吉隆坡等に支店を有し、寫眞材料商として著名であるが、其他紙類・化學藥品・陶器・硝子製品等をも輸入し、木材・主として唐木類を輸出し、明治生命の代理店を兼營してゐる

大谷洋行　店主—大谷長三氏　大正十五年開業、唐木類の對日輸出を殆ど獨占してゐる他、ダマール・護謨・棉花・其他一般物品の輸出

三菱商事出張所　所長—新田義實氏　綿布・毛織物・絹布類の輸入

伊藤忠洋行　代表者—大西德信氏　陶磁器・硝子・鐵器・化粧品・其他一般雜貨の輸入

南洋商行　代表者—吉谷重次氏　電氣器具輸入

細田貿易會社　代表者—武居芳郎氏　海陸食料品輸入

神戶海陸物產輸出組合　代表者—大宇平雄氏　海陸食料品輸入

溝上洋行　店主—溝上政憲氏　食料品一般・印刷インク・日用雜貨化粧品類の輸入

日高洋行　店主—日高秋雄氏　一般雜貨・麥酒輸入、牛皮其他の輸出

豐勝洋行　代表者—中溝勝治氏　陶器・工業藥品・其他諸雜貨輸入

三和洋行　代表者—瓜生修一氏　陶器、一般雜貨の輸入

日出藥房　代表者—鹽田厚氏　藥品一般・化粧品醫療器具の輸入、卸及小賣業

東源洋行　代表者—張春木氏　一般雜貨・食料品の輸入、牛皮其他の輸出

日暹貿易商會　代表者—一川秀雄氏　一般雜貨輸入

東洋商行　代表者—北庄司昇太郎氏　一般雜貨輸入

耶士茄洋行　代表者—磯好溫氏　廢量衡器・一般雜貨輸入及羊皮輸出

日華公司支店　代表者—宮川岩二氏　一般雜貨・藥品輸入及木材輸出

川池商事　倘、外に鐘淵紡績及東洋棉花會社が駐在員を置いて業務に當つてゐる。

商取引上の注意 本邦の輸出商殊に旅商・派遣員等が兎角目先に捕はれ、互に競爭をなす爲、自然邦品は濫造粗惡の非難があり、歐米品を無條件にて賞用する風がある。故に本邦輸出商は徒らに目先の注文にのみ捉はれず、當國民間に適する價格の範圍内にて輸出品の品質向上に力め邦品の聲價を高める必要がある。又當國の風俗・人情・習慣及其の變遷等に留意することは勿論氣象等の影響等も研究しなければならぬ。

二 商習慣

米 取引單位—國内に於ける籾取引量目には通常クキエン（Kwien）（大牛車の名稱にて其の搭載量を云ひ、轉訛してコーヤン（Coyan）とも呼ぶ）を使用するが、地方及量器により其の實量には著しき差違がある。

暹羅標準量田のもの	1 Kwien = 80 Sat = 100 Tuan = 籾 16 噸 = 玄米 22 噸 = 白米 23 噸

暹羅籾米所謂田のもの 1クキエン = 82サト = 40坪庭×82 = 3,280坪庭
1923年公布の度量衡法による標準クキエン及標準噸

1クキエン = 2 ペン = 100サト = 2,000タナン = 11,08704石
= 籾2,300坪庭 = 278.203354噸
1噸 = 100標準斤 = 60粍 = 16兩 = 籾63.76258升瓲

籾相場の建方—農家との取引に於ては農家の提出する籠により一クキエン幾何とし、精米所との取引には豫め約定した量目による一クキエン建とす。

精米の取引及建値—内地市場に於ける卸取引は價格・品質・引渡時期及數量を定めた約定にて行ひ、通常賣手が米を引渡す。輸出米の賣捌には精米所自身にて香港・新嘉坡の代理商に委託販賣するものと、支那人買辦を通じて在盤米輸出業者に賣付け、其の手により輸出せしめるものとある。後者の場合には米商及精米所間に約定成立すれば前者は代金の二五%を先拂し、期日中精米完了と共に檢査して精米所倉庫に於て現品の受渡しをなし、同時に殘額代金を支拂ふ。故に爾後の責任は米商側の負擔となるが、價格は常に精米所棧橋渡にて、棧橋迄の諸掛は精米所が負擔する。尙對歐取引は見本により先物で約定するを常とする。輸出米の建値は輸出稅及麻袋（歐洲向二重袋は内袋のみ）を精米所持とし、精米所棧橋渡し一擔何銖とする。

包裝及容量—通常青筋麻袋（四三×二九吋、重量二・五封度）にて包裝し、歐洲向は特に H. C. plain（四二×二八吋）を使用し二重袋とする。其の容量は東洋向1俵（白・玄・碎米共に）= 正味224坪庭とする風習であると云ふ。歐洲向1俵（同上）= 正味240坪庭+風袋2.5坪庭 = 242.5坪庭とし、歐洲向1俵

倉庫設備—㈠物產の大宗たる米は精米業者に於て各自倉庫を有し、㈡家賃安き爲各商人は多く倉庫用に建物を賃借し、㈢水運の發達せる爲大商社は河岸に在つて貨物は多く本船より直にライターにて自家又は其の倉庫に運ぶ等諸種の理由にて、一般商人は殆ど倉庫業者の倉庫を利用しないから、從て從來貨物保管業者なく、受荷主の便宜上要求ある場合船會社に於て船貨倉庫の一部又は近接せる倉庫に通關濟貨物の保管を引受け、その保管に對して簡單なる貨物預證を發行することゝなつてゐる。主要なる船貨陸揚倉庫として擧げらるゝのは B・I・倉庫八棟—收容力約八千噸、ボルネオ會社倉庫八棟—收容力約一萬噸、其の他 East Asiatic Co.—收容力約五千噸、Anglo-Siam Co. 收容力約二千噸、Bombay Burmah Trading Co.—收容力約五千噸、Siam Steam Navigation Co.—收容力約千噸があるが、近來入貨中輻輳するのは殆ど本邦品に限らるゝ狀況である爲、香港・新嘉坡方面よりの船貨倉庫は空庫多

く、不振の狀態に在る。

チーク　チークの原木は現金取引を原則とするから、資金少き小製材所は仲買人を介して原料木を買取る。丸太の建値は從來ピカト（Pikat）建にて筏を標準として行はれる。故に買方は豫め筏の丸太數・材質・採材具合等の諸點を吟味して後商談する。右ピカトは太さの比率によりて價格を定める單位にて、先づワー（Wah：七八―八〇吋、標準は八〇吋）及ソーク（Sawk：四分の一ワー）の度目單位にて、長さをカム（Kam：四1/16―四1/4吋、標準四1/8吋）單位にて丸太中央部の半周を算出する。斯くて、七ワー×八カムありとすれば（時價一〇ピカトとして）、B表の七ワーの欄を看下して八カムの線との會點の數字卽ち一二が一ピカトの價格（銖）にて、同丸太は一二〇銖となる。

チークのピカト價格見積表　出所＝The Teak Industry of Siam

A表

ソーク／カム	四	五	六	七	八	九	一〇
四	—	〇・三五	〇・五〇	〇・七五	一・〇〇	一・二五	一・五〇
五	〇・三五	〇・五〇	〇・七五	一・〇〇	一・二五	一・五〇	一・七五
六	〇・五〇	〇・七五	一・〇〇	一・二五	一・五〇	一・七五	二・〇〇
七	〇・七五	一・〇〇	一・二五	一・五〇	一・七五	二・〇〇	二・二五
八	一・〇〇	一・二五	一・五〇	一・七五	二・〇〇	二・二五	二・五〇
九	一・二五	一・五〇	一・七五	二・〇〇	二・二五	二・五〇	二・七五
一〇	一・五〇	一・七五	二・〇〇	二・二五	二・五〇	二・七五	三・〇〇
一一	一・七五	二・〇〇	二・二五	二・五〇	二・七五	三・〇〇	三・二五
一二	二・〇〇	二・二五	二・五〇	二・七五	三・〇〇	三・二五	三・五〇

B表

ワー／カム	三	四	五	六	七	八	九
五	〇・五〇	一・〇〇	一・五〇	二・〇〇	二・五〇	三・〇〇	三・五〇
六	一・〇〇	一・五〇	二・〇〇	二・五〇	三・〇〇	三・五〇	四・〇〇
七	一・〇〇	二・〇〇	二・五〇	三・〇〇	三・五〇	四・〇〇	四・五〇
八	一・五〇	二・〇〇	三・〇〇	三・五〇	四・〇〇	四・五〇	五・〇〇
九	二・〇〇	二・五〇	三・〇〇	四・〇〇	四・五〇	五・〇〇	五・五〇
一〇	二・〇〇	三・〇〇	四・〇〇	四・五〇	五・〇〇	五・五〇	六・〇〇
一一	二・五〇	三・〇〇	四・〇〇	五・〇〇	五・五〇	六・〇〇	六・五〇
一二	三・〇〇	四・〇〇	五・〇〇	五・五〇	六・〇〇	六・五〇	七・〇〇
一三	三・〇〇	四・〇〇	五・〇〇	六・〇〇	六・五〇	七・〇〇	七・五〇
一四	三・五〇	四・五〇	五・五〇	六・五〇	七・〇〇	七・五〇	八・〇〇
一五	四・〇〇	五・〇〇	六・〇〇	七・〇〇	七・五〇	八・〇〇	八・五〇
一六	四・〇〇	五・〇〇	六・〇〇	七・〇〇	八・〇〇	九・〇〇	一〇・〇〇
一七	四・五〇	五・五〇	六・五〇	七・五〇	八・五〇	九・五〇	一〇・五〇
一八	五・〇〇	六・〇〇	七・〇〇	八・〇〇	九・〇〇	一〇・〇〇	一一・〇〇
一九	五・〇〇	六・〇〇	七・〇〇	八・〇〇	九・〇〇	一〇・〇〇	一一・〇〇
二〇	五・五〇	六・五〇	七・五〇	八・五〇	九・五〇	一〇・五〇	一一・五〇
二一	六・〇〇	七・〇〇	八・〇〇	九・〇〇	一〇・〇〇	一一・〇〇	一二・〇〇
二二	六・〇〇	七・〇〇	八・〇〇	九・〇〇	一〇・〇〇	一一・〇〇	一二・〇〇
二三	六・五〇	七・五〇	八・五〇	九・五〇	一〇・五〇	一一・五〇	一二・五〇
二四	七・〇〇	八・〇〇	九・〇〇	一〇・〇〇	一一・〇〇	一二・〇〇	一三・〇〇
二五	七・〇〇	八・〇〇	九・〇〇	一〇・〇〇	一一・〇〇	一二・〇〇	一三・〇〇
二六	七・五〇	八・五〇	九・五〇	一〇・五〇	一一・五〇	一二・五〇	一三・五〇
二七	八・〇〇	九・〇〇	一〇・〇〇	一一・〇〇	一二・〇〇	一三・〇〇	一四・〇〇
二八	八・〇〇	九・〇〇	一〇・〇〇	一一・〇〇	一二・〇〇	一三・〇〇	一四・〇〇
二九	八・五〇	九・五〇	一〇・五〇	一一・五〇	一二・五〇	一三・五〇	一四・五〇
三〇	九・〇〇	一〇・〇〇	一一・〇〇	一二・〇〇	一三・〇〇	一四・〇〇	一五・〇〇
三一	九・〇〇	一〇・〇〇	一一・〇〇	一二・〇〇	一三・〇〇	一四・〇〇	一五・〇〇
三二	九・五〇	一〇・五〇	一一・五〇	一二・五〇	一三・五〇	一四・五〇	一五・五〇
三三	一〇・〇〇	一一・〇〇	一二・〇〇	一三・〇〇	一四・〇〇	一五・〇〇	一六・〇〇
三四	一〇・〇〇	一一・〇〇	一二・〇〇	一三・〇〇	一四・〇〇	一五・〇〇	一六・〇〇
三五	一〇・五〇	一一・五〇	一二・五〇	一三・五〇	一四・五〇	一五・五〇	一六・五〇
三六	一一・〇〇	一二・〇〇	一三・〇〇	一四・〇〇	一五・〇〇	一六・〇〇	一七・〇〇

尙製材の取引に慣用される單位 Koh は、長さ一六ワー幅一ソーク厚さ一ニウ（一一・一四立方呎）を云ふ。

歐洲市場には當國木材商の代理商があり、之と豫約した先物賣買に對してチークを積出するを原則とし、代理商は仲買人又は直接消費者と取引する。印度へは委託形式の積送を普通とし、日本及支那へも委託輸出を異常とせぬが、角材は殆ど代理商との豫約賣買に對して積出する。

遥羅産チークは丸太と製材とを問はず貿易上何等一定の格付標準なく、各商社は自社專用の格付標準を一定するに過ぎぬ。爲に引合上甚だ不便であるが、各輸出商社は各々相異る市場を有する爲、之が統一困難であると云ふ。然し原則として角材は歐洲向は之を二等級に、印度其の他東洋向は之を三等級として歐洲一等品（蜂穴及節は小なるもの二つ以下・龜裂二吋以下にて幅狹く、角材の儘にて使用し得るもの）、同二等品（蜂穴及節四つ以下、蜂穴の深さ三吋以下、龜裂は幅三分、長さ五吋內外、深さ三吋以下の眞直材）印度一等品（龜裂蜂穴、節等は歐洲二等品より稍大・多少曲りあるも可）、同二等品（龜裂は長さ・幅・奥行夫々一吋・五吋・三吋位にて多少曲り蜂穴及節各六あるも可）、同三等品（右より劣質材）としてゐる。我が國に輸入するチーク材は歐洲二等品と印度二等品級が多く、格差は日本沖着相場で五十銖內外の開きである。

錫鑛石　遥羅の錫鑛石の品位は英領馬來と同じく主に洪積鑛床より採集する砂錫で、錫の含有純分は地方に依て多少の相違があるが、七四%乃至七五%のものが多い。荷造りは同じ容積の麻袋に六五%品位のものは約八〇斤、七四%品位のものは九〇斤、七五%品位のものは九五斤詰める。買付値段は每日の新嘉坡公定建値に依り買付けるもので、卽ち新嘉坡の錫相場が百斤＝一一四弗、品位が七五%であれば、錫鑛石百斤の買値は次の如くである。

（114×0.75）―（彼岸差額＋精鍊費＋口錢）＝錫鑛石買付値段

護謨　品質はタラン及ナコーン・シータムマラート方面のものは Smoked Sheet 多く、ハート・ヤイ方面は燻製・未燻製共あるが、バターニー方面のものは未燻製が多い。產地で普通使用する品級名を擧ぐれば次の如くである。

燻花片二號（F. A. Q.）　燻花片三號（Low F. A. Q.）　燻花片四號（off sheet）

白花片（較片又は較縞とも言ふ―unsmoked diamond sheet）

白光片（plain unsmoked sheet）　乳絲（loose scrap）

荷造りは裸百斤を針金括りとする。バターニーに產する白光片は五、六百斤箱詰とする。仲買の買付方法は主として現金にて買ひ、前貸或は手附金等をなさず、產地建値は百斤建である。彼南、新嘉坡、紐育、倫敦の護謨相場（封度建）が每日產地の仲買人に電信され、之に應じて產地買付相場が決定される。遥羅產の護謨は英領馬來產のものに比し一體に割安に買付けられるが、之は(a)產地仲買人が製品の選別が不十分で、大概 F・A・Q として取扱ふので、再選せねばならぬ。(b)燻り方不叮嚀で、殊にバターニー方面のものは燻製せぬばかりでなく、厚さも不同である等の事情ある爲と言はれる。

尙、產地に於て最も有力な護謨の仲買人は南遥公司と福美公司（地方に依り珍美公司の名を用ふ）で、彼南の仲買人は順記、福成、源豐、建利、東益等の華商であつて、產地に買付機關を持つてゐる。但し、バターニー地方のものは海路新嘉坡に積出される。

ステイツク・ラツク　遥羅にはシエラツク工場は無いから全部ステイツクの儘輸出する。大部分は新嘉坡向輸出であるが、新嘉坡は全部仲繼で、主として英領印度へ再輸出する。相場は百斤に付二〇銖見當で、チエンマイ、チエンライ、ランプーン、ランバン等が集散地である。尙、本邦に於けるシエラツクの需要は逐年增加の傾向にあり、その大部分を英領印度より輸入するもので、若し遥羅に於て簡單な加工業を興し、シエラツクとして輸出するに至れば、現在英印よりの輸入の一部を遥羅產のものに依て充すことが出來ると思考される。

三　商品の輸入徑路及市場販賣組織

旣述の如く遥羅は全國民日常必要の製造品の大部分を、外國からの輸入に仰がねばならぬのであり、而して其國は東・西・南洋の中間に位して居る關係から多種多樣の製品が東西各國から此の國に輸入せられて居る。而して是等多種多樣の外國製品は、輸出國の有する特異の市場事情や商習慣を基として見るときは、大體歐米商品、支那商品及日本商品の三者に分つて觀察することが出來る。先づ第一に歐米商品の輸入に就て見ると、是等は其の殆ど全部が盤谷に在る當該輸出國商社の支店、又は歐米人たる其の代理店を經て輸入せられたる上にて、盤谷の華商に賣渡さるゝことゝなつて居る。歐米商品は多くは斯かる比較的局限せられた徑路に依りて輸入せられ、素りに契約代理店以外の取引開始を肯んぜないのが普通である。之は歐米の商業道德上代理店制度が尊重せられるのに基くと同時に、遥羅の商業信用制度不備による取引の不安に主として由來するものゝ如くである。尙玆に見逃すべからざることは遥羅の華僑の素質である。遥羅國內の商權の殆ど全部が華僑の掌握する所であることは周知の事實で、華僑を除いては遥羅の商業は成立せずと稱するも過言でない程であるが、元來是等華僑の大商人でも其の多くは苦力上りの頭家に過ぎぬ。彼等は毫も近代式なる商事經營上の知識を有することなく、歐米諸國との通信に必要なる語學の素養あるもの〻如きは稀であつて、從て歐米諸國との直接取引の道に暗いのであるから彼等が香港又は新嘉坡から歐米品を輸入する場合でも、夫は其地の華商の手を經るを常とするのである。斯くの如き事情の下に歐米商品は比較的單純なる徑路を辿つて、各々本國より又は其の屬領地を經て當地に輸入せらるゝものであるが、此の徑路局限の結果として歐米品取引商間には相互諒解の成立が比較的容易であり、信用も比較的圓滑なるもの〻如くであつて、而して此關係が自然代金決濟方法の上に反映する。卽ち彼等の間には非常に長期の信用が與へらるゝのが普通であつて、輸入爲替に六箇月のサイトを附するが如きも敢て珍らしくない。斯か

る長期の爲替決濟は又當地の歐米輸入商と華僑卸商との取引關係に順次反映し、其の間の代金決濟には長期三箇月の期限を與ふることが普通である。銀行制度や倉庫業等の發達なく、取引上貸賣を原則とする當國市場の實情の下にては、此の長期決濟の慣行は薄資なる華僑の經營上融資上非常なる便宜を與ふるものなることは勿論であつて、實は此の事實こそ過去に於て、歐米筋の商人と歐米の商品が當國の市場に於て壓倒的の勢力を占め來りたる最大の原因であつたと云ひ得るとすら考へられる。然し近年に至りては、漸次に從來の長期信用制度を革めて、現金取引に非ざれば一箇月の短期決濟を普通とするに至つて居るやうである。商品の種類や取引先の信用如何により、今尚三箇月決濟の慣行を持續せるものが皆無ではないこと勿論である。

次に支那商品の輸入に就て見るに、是は前者に比して更に單純なる徑路に依て居る。即ち專ら華僑の手に依て其の本國及香港から直輸入せられるのが、只此の外に新嘉坡の華僑を通じて同地から轉輸せられるゝものが多少ある。支那品の取扱が華僑に限定せられて居るのは支那人相互間の民族的了解に出發する傳統的商慣習や特異信用制度の存在に由來するもので、從て容易に他國商人の其の間に介在することを許さゞるものがある。殊に華僑相互間の輸入代金の決濟に就ては、輸出爲替を以てカヴァーするとか、又は支那銀行を通じて爲替送金する等の方法も、何程か行はれて居るには相違ないが、夫は主として在外華僑相互間の取引に就て行はるゝものに過ぎぬ。本國（香港を含む）の支那商人との取引、殊に雜貨類の取引に就ては今尚主として舊慣に依て、一年一回即ち年關相殺勘定の方法に依るものが多いのである。出荷に際して爲替取組を行ふ場合でも其の大部分は彼の舊式なる所謂信局を通ずるものである。夫故に近代式經營の基礎に立つ他國商人としては到底支那商品の取引に手出しをすることが不可能である。

次に本邦商品の輸入徑路を見ると、盤谷と本邦間に邦船又は外國船の直通航路なかりし過去にては勿論、直通航路の開設せられた後とても其の回數が少かつた時代には本邦商品の暹羅直輸入は比較的僅少にして、香港及新嘉坡の兩地から轉輸せらるゝものが多かつた。七、八年前に於てすら直輸入と轉輸入とは相半すと云はれて居たのである。國別輸入（「貿易の部」參照）に於て示す如く、日本からの輸入は一九一〇―一一年に於て僅に一分八厘、一九二〇―二一年に於て四分五厘に過ぎなかつたが、當時と雖此の外に香港及新嘉坡から華僑の手によつて轉輸せられた日本品が相當あつた筈なのである。然し乍ら當時は其轉輸入品の原産地別數字を求むることが不可能であつたが、三井物産會社船舶部と大阪商船會社とが各々數隻の所屬船を盤谷航路に配して、每月六回或は夫以上の邦船廻航を見るに至りたる今日にては、香港及新嘉坡の兩地からの本邦商品轉輸入は次第に減退して、其の重要度を失ひ、夫が直輸入に轉ずるに至つたのである。今日も尚此の兩地からの轉輸入を見るものあるは全く爲替關係から來るものゝみと稱して大過が無い。加ふるに邦船直通航路の發達は單に轉輸を直輸に轉じ得たるのみに止まらず、日本商品の暹羅市場進出に貢獻する所亦頗る大なるものがあつたことを認めねばならぬ。

暹羅市場の本邦商品輸入業者の色別を見ると、前記歐米商品及支那商品の場合と異なりて相當複雜なる關係が存在する。此の複雜なる關係を成立せしむるに至りたる所以は、從來暹羅の市場が本邦商工業者に依りて最近迄甚しく閉却せられて居たことに存する。換言すれば暹羅市場に對する邦商の活躍が、日本品需要の進展狀態に伴はざりしことである。今日迄日本品の暹羅市場への輸入は、本邦內地及當地に在る本邦商人に依て取扱はるゝもの丶外に、本邦在留華僑に依り或は香港及新嘉坡在留華僑に依りて盤谷華僑を通じて行はるゝものが頗る多量であつた。其の當時の實情にては本邦商工業者の眼界には、阪神在留の華僑と香港及新嘉坡在留の華僑があつたのみで、暹羅市場其のものは、彼等の注意の水準線以下にあつたものゝ如くである。勿論當時と雖暹羅在留の邦商は存在して居たのであるが、夫は僅に五指を屈するに足らざる少數であつて、而も寧ろ微力小規模のものに過ぎなかつた。

本邦商品の輸入徑路を見ると、盤谷と本邦間に邦船又は外國船の直通航路なかりし過去にては勿論、直通航路の開設せられた後とても其の回數が少かつた時代には本邦商品の暹羅直輸入は比較的僅少にして、香港及新嘉坡の兩地から轉輸せらるゝものが多かつた。七、八年前に於てすら直輸入と轉輸入とは相半すと云はれて居たのである。國別輸入（「貿易の部」參照）に於て示す如く、日本からの輸入は一九一〇―一一年に於て僅に一分八厘、一九二〇―二一年に於て四分五厘に過ぎなかつたが、當時と雖此の外に香港及新嘉坡から華僑の手によつて轉輸せられた日本品が相當あつた筈なのである。然し乍ら當時は其轉輸入品の原産地別數字を求むることが不可能であつたが、三井物産會社船舶部と大阪商船會社とが各々數隻の所屬船を盤谷航路に配して、每月六回或は夫以上の邦船廻航を見るに至りたる今日にては、香港及新嘉坡の兩地からの本邦商品轉輸入は次第に減退して、其の重要度を失ひ、夫が直輸入に轉ずるに至つたのである。今日も尚此の兩地からの轉輸入を見るものあるは全く爲替關係から來るものゝみと稱して大過が無い。加ふるに邦船直通航路の發達は單に轉輸を直輸に轉じ得たるのみに止まらず、日本商品の暹羅市場進出に貢獻する所亦頗る大なるものがあつたことを認めねばならぬ。

暹羅市場の本邦商品輸入業者の色別を見ると、前記歐米商品及支那商品の場合と異なりて相當複雜なる關係が存在する。此の複雜なる關係を成立せしむるに至りたる所以は、從來暹羅の市場が本邦商工業者に依りて最近迄甚しく閉却せられて居たことに存する。換言すれば暹羅市場に對する邦商の活躍が、日本品需要の進展狀態に伴はざりしことである。今日迄日本品の暹羅市場への輸入は、本邦內地及當地に在る本邦商人に依て取扱はるゝもの丶外に、本邦在留華僑に依り或は香港及新嘉坡在留華僑に依りて盤谷華僑を通じて行はるゝものが頗る多量であつた。其の當時の實情にては本邦商工業者の眼界には、阪神在留の華僑と香港及新嘉坡在留の華僑があつたのみで、暹羅市場其のものは、彼等の注意の水準線以下にあつたものゝ如くである。勿論當時と雖暹羅在留の邦商は存在して居たのであるが、夫は僅に五指を屈するに足らざる少數であつて、而も寧ろ微力小規模のものに過ぎなかつた。

本邦商品の輸入徑路を見ると、盤谷と本邦間に邦船又は外國船の直通航路なかりし過去にては勿論、直通航路の開設せられた後とても其の回數が少かつた時代には本邦商品の暹羅直輸入は比較的僅少にして、香港及新嘉坡の兩地から轉輸せらるゝものが多かつた。七、八年前に於てすら直輸入と轉

右の內㈠內地仲繼業者を介する輸入と云ふのは、內地の邦人輸出商又は在留華僑を介して行はるゝ輸入の總稱であつて、盤谷の邦人輸入商の大部分は前者を介し、又華僑の殆ど全部は後者を通じて夫々日本商品を輸入して居る。而して日本品輸入貿易の大部分は現在の此の部類に屬する。蓋し暹羅の一般市場組織の現狀と商人の實力は、未だ商品の分科的取扱を許すべき程度に進んで居らぬ。卽ち各商店は少數品種の商品を選擇して、專門的營業を維持することは困難である。夫故彼等は必然多岐多樣の商品に亘りて取扱ふことゝなり、從て日本の關係取引先が頗る廣範圍に亘ることを免れざる次第にして、事實煩雜に堪へぬことゝなるから寧ろ適當な仲繼業者を選擇して、專ら之を介して多種商品の取引を一手に纏めることを便宜とするに至つたのである。而して此の場合の代金決濟はD・P・に依りて行はるゝのが普通であつて、D・Aに依るものは極めて稀である。又其の取引は華僑は普通二歩の買付口錢を支拂ふて內地仲繼支那商を通じて行はれ又邦商に在りてはC・I・F・建値を以て內地輸出商を通じて行ふを普通とする。㈡內地製造家へ直接註文を發して輸入せらるゝのは多くは商品が特種品に屬する場合なるか、又は製造家と當地商店との間に、代理店關係が設定せられて居る場合である。此の場合の代金決濟も亦前者と同樣D・P・に依ることを普通とするのであるが、此の取引の性質上彼我相互の間に特殊の諒解が成立する場合も少からずして、自然D・Aに依るものも決して少くは無い。尙內地製造家の特派する派出員と當地華僑との間に商談の成立する場合も近來稀でないのであるが、斯かる場合でも華僑側は多くは阪神在留の華僑仲繼業者を自己の代表者に指命して、取引を內地に於て完了するものが多いやうである。次に㈢日本內地の本支店又は仕入部を通じて行ふ買付輸入は大體邦商關係に限るもの丶如くである。此の徑路に依る日本品の輸入を營む邦商は過去は僅に一、二を數ふるに過ぎなかつたが、最近日本と暹羅間の直接貿易の發達に伴ひ新商社の當地進出となり、從て本支店關係に依る輸入を增加する傾向を示しつゝあり、將來此の傾向は益々顯著となるであらうと考へられる。又過去に於て日本商品の當市場進出が未だ今日の如くならず、且つ邦商の數も亦僅に五指を屈するに過ぎず、其の營業規模一、二の例外を除くの外大體に於て小賣業の域を出でずして、取引總額も比較的少額であつた時代にては、是等邦商の主たる競爭相手は日本內地の市場事情に不案內なる華僑であつて、邦商相互間の競爭意識は今日の如く熾烈なるものでは無かつたから、在暹邦商としても特に仕入部を內地に設けて商戰の鎬を削る程の必要も無く、又其の經營の規模から見ても斯かる組織の新設を許す程のものでなかつたのである。然るに近年の日本と暹羅貿易の進展は一方では是等在來の邦商をして漸次進んで問屋業の地步を獲得せしむるに至つてゐるが、同時に他方に新たなる邦商の進出となり、加ふるに華僑及諸外國商社の侮り難き活躍も開始せらるゝに至つたが爲に茲に日本品を廻る當地の商戰は日に月に深刻化して、其の結果勝敗の決は一に仕入の巧拙に係ると見らるゝに至つたから、在來の邦商も多くは本邦內地に仕入部を設けて、製造家又は輸出商人と密接なる關係を開拓せんと試むることゝなつた。斯の場合の取引代金決濟は、彼此兩者の關係が大體本支店の關係に立つもなるが故に、無爲替又はD・A・爲替に依るを普通とすることは勿論である。最後に㈣內地製造家が隨時其代表者を當地方に送つて註文を受けて輸入する方法は近來稍頻繁に見る所であるが、其の代表者を常駐せしむるものは未だ甚だ稀である。將來は隨時常時を問はず製造家が其の代表員を直接當方面市場に直接派出し來ることは漸次增加すべきものと觀られて居る。

暹羅市場に輸入せられたる各種の外國商品は如何なる組織に依て國內消費者に配給せられつゝあるやと云ふに、元來暹羅の國內商業機構は華僑の壟斷する處であつて、歐米人・印度人等の諸外國商人は恐らく僅に一%にも當らぬであらう。全體の九割九分は實に華僑の占むる處である。暹羅の國內商業とは卽ち是等華僑の商業的活動に外ならぬのである。然らば暹羅全國到る處に商業網を張つてゐる華僑は、如何なる組織に依て輸入物資を國內に配給して居るかと云ふに、是等華僑の商業的活動は大體に於て㈠輸入商、㈡盤谷市內の問屋業、㈢地方散在の中間屋、㈣船舶行商者、㈤盤谷市內及各地方に散在する小賣業者の五種に分類することが出來る。而して右の內㈡㈢及㈣に屬するものは同時に小賣業を兼營することが普通である。今華僑に依る物資配

給の順序を圖示すれば次の如くである。

日
華
歐　輸入商―盤谷問屋業―┬船舶行商者―┬地方中間屋―┬地方小賣業者
米　　　　　　　　　　　└盤谷小賣業者
印

右の如く輸入商品は、第一段階として輸入商から市内問屋業者の手に移る。此の場合代金の決濟は食料品、機械工具、綿絲布其他或種の商品が現金取引を以て行はれる以外は凡て掛賣を原則とし、其の期限は一箇月を普通とする。尤も稀に二箇月乃至三箇月に及ぶのもある。次に第二段階に於て市内問屋業から一方には市内小賣業者に對して卸賣せらるゝと共に、他方地方中間屋と船舶行商の手に移る。地方中間屋とは盤谷との間に鐵道又は汽船聯絡ある地方諸都邑に店舗を有する問屋業者にして、其の間の取引には特に記すべき程の特異な點を見ないが、代金の決濟に就て特種の習慣がある。即ち暹羅では銀行制度の發達が甚だ幼稚で、地方都邑にして銀行の開設あるものは、僅に三、四を數ふるに過ぎぬ。從て首府と地方相互間の送金は高率の郵便爲替に依るか、支那人の經營する信局に依るか、然らざれば現金に依るより外ないのである。斯の如き送金機關の不備は地方取引に於て送金決濟を困難ならしむるが故に、多くの場合相殺勘定に依て取引の決濟を行ふことになつてゐる。即ち盤谷よりの送荷に對して地方より盤谷への送荷代金を以て決濟するのである。尤も右は必ずしも兩當事者間直接の相殺たることを要しない。例へば盤谷の甲より地方の乙に送荷した場合乙は己が盤谷の丙に送付せし物資代金を以て甲への支拂に充當するのである。即ち乙は甲に對して直接送金する代りに、丙に對して甲への支拂依賴書を發行することによりて決濟を行ふのである。而して此の相殺勘定は半年毎に又は一箇年の終に於て行はれる。次の船舶行商者なるものは、暹羅に於て最も古くから發達した商業機關として暹羅の國内商業上重大なる任務を負擔してゐるものである。而して夫は此の國の交通發達の現狀を以てしては將來相當長き生命を有すべきであると思はれる。暹羅と云ふ國は普通吾人の陸に就て有する概念を以てしては想像し得ざるものがある。普通の觀念を以てすれば陸の續く所に交通があり、連絡があるのであるが、暹羅では陸はジヤングルであり、猛獸毒蛇の巢窟であつて、決して安全容易なる交通路を人類に提供するものではない。されば一般住民の交通は國内を網の目の如くに流れて居る河川に依る場合の方が遙に多い。此の事實は地方の都邑に於てすら之を實證し得る。即ち市街を貫流する河の兩岸に河身に向つて、繫留せられたる水上店舖が櫛比して顧客は小舟に乘つて是等水上店舖に來往するのである。只奥地の河川に惠まれざる地方では止むを得ず牛馬又は象背に依て地方的聯絡を取つて居るに過ぎぬ。最近十數年以來暹羅政府も漸く地方交通機關發達の必要に著目するに至つたが、現在國道の總延長は全國を通じて僅に二、〇〇〇粁に達せず、首都盤谷に於てすら市街を外れては一條の自動車道すらないと云ふ現狀である。故に此の船舶行商なるものは暹羅國内の最重要なる商業機關の一であつて、前述の如く其の重要度は今後と雖、陸上交通路が相當の發達を遂げざる限り依然たるものであらうと思はれる。盤谷市内の問屋業者は何れも專屬的の船舶行商者を各々獨立の經濟を以て經營して居り、問屋業から各種の商品を掛にて仕入、河流沿岸の都邑の間を巡業する。大約一箇月乃至二箇月を經て盤谷に歸還して前同の債務を決濟し、更に新規の仕入を爲して再び行商の旅に上るのである。盤谷問屋業者の事業の盛衰は一に是等船舶行商者の信用と勤勉に依據して居ると云ふものすらある。輸入商品移行の第三段階としては前記中間屋及船舶行商者より、地方小賣業者への轉移であるが、此の關係に於ては何等特記すべき程のものがない。

貿易

總說―輸出貿易―輸入貿易―國別貿易―港別貿易―對日本貿易―

一　總說

十六世紀の初め葡・蘭・英人が來航して先着の支・印人と商權を爭ひ、一六六九年には當國最初の對外條約が締結され、後日本も之に割込み、相互に盛衰を重ねつゝ、當國對外貿易は概して順調な發達を辿つて來た（貿易の沿革に就ては「商業の部」參照）。

然るに十九世紀末に佛暹事件があり、貿易は一時停頓を見せたが、間もなく同復して一八九六年には貿易額八二百萬銖となり、一九〇一年以降は一億銖を超え、大戰の前年即ち一九一三―一四年度には二億銖を超えた。次の二箇年は大戰の爲輸出入共に減退したが、一九一六―一七年度より日・米品の進出と輸出の增進に依て同復し、爾後逐年飛躍を見せ、一九一九―二〇年度には三一六百萬銖に上つた。然るに翌一九二〇―二一年度は米作不良の爲非常な不振を見せ、未曾有の輸入超過となり、爾後三箇年は戰後反動の餘波を受けて不況であつたが一九二四―二五年度には既に舊位に復し、爾後逐年顯著な膨脹を辿り、一九二七―二八年度には總額四七七百萬銖といふ當國未曾有の記錄を示した。然るに一九二八―二九年度以後は世界不況の影響を受けて急速に萎縮し、殊に米價の急落した一九三〇―三一年度及その次年に於ける減退は最も著しく、何れも前年より二六%方急落し、一九三一―三二年度の如きは前記最高記錄の半額以下となつた。右兩年に於ける輸入額の急衰は輸出價格の激落に伴ふ購買力の著しい萎縮を物語るもので、次年には輸出の增進に依り三%餘の增加を示し、更に次年度には米の輸出は減退したが、錫鑛、チーク、護謨、家畜等の輸出好調に依り尙一九三一―三二年度の輸入額を超えた。一九三四―三五年度には、チーク以外の木材を除く重要物産の輸出が好轉し、殊に米の輸出量及錫鑛、護謨の輸出額は未曾有の記錄を示し、輸出額は前年に比して二七百萬銖を激增し、從て輸入も促進されて、前年より八・八百萬銖を增加した爲、總輸出額は前年に比し一五・六%、一九三一―三二年度より一六・六%の增加を示した。一九三五―三六年は輸入は、七百萬銖の增加であつたが、輸出に於てチーク及護謨が更に躍進を示して記錄を更新した以外は、米、錫鑛等が何れも不振を示し前年より一四百萬銖を減退、總額に於て九百萬銖を減少した。

外國貿易額表

單位＝千銖　出所＝暹羅貿易年報

年度	總貿易額	輸入額		輸出額			輸入に對する輸出の割合
		總額	政府輸入	總額	國產品輸出額	再輸出額	
一八九九―一九〇〇（平均）	八二、一九〇	三四、六九〇	―	四七、五〇〇	四七、五〇〇	―	%
一九〇七―〇八（平均）	一四九、七七〇	六三、七六〇	―	八五、九一〇	八五、九一〇	―	一三五・九
一九一〇―一一（平均）	一八九、六〇一	一一三、一一〇	―	七六、四九一	七六、四九一	―	一三四・七
一九一三―一四	二〇五、三一〇	一三三、九三〇	―	七二、八四〇	九五、七七〇	―	一三一・四
一九二〇―二一	二五〇、二八	一五九、六七六	―	九〇、七四〇	一二五、五二〇	―	一二四・三
一九二一―二二	二三八、二一	一四四、五四二	（二、八九八）	九九、一八三	九九、一八三	―	一二八・一
一九二二―二三	二三八、一一	一四四、五四二	（二、八九八）	九九、一八三	九九、一八三	―	一二八・一
一九二三―二四	二三八、一一	一四四、五四二	（二、八九八）	九九、一八三	九九、一八三	―	一二八・一
一九二四―二五	二三八、一一	一四四、五四二	（二、八九八）	九九、一八三	九九、一八三	―	一二八・一
一九二五―二六	二三八、一一	一四四、五四二	（二、八九八）	九九、一八三	九九、一八三	―	一二八・一
一九二六―二七	二三八、一一	一四四、五四二	（二、八九八）	九九、一八三	九九、一八三	―	一二八・一
一九二七―二八	二三八、一一	一四四、五四二	（二、八九八）	九九、一八三	九九、一八三	―	一二八・一
一九二八―二九	二三八、一一	一四四、五四二	（二、八九八）	九九、一八三	九九、一八三	―	一二八・一
一九二九―三〇	二三八、一一	一四四、五四二	（二、八九八）	九九、一八三	九九、一八三	―	一二八・一
一九三〇―三一	二三八、一一	一四四、五四二	（二、八九八）	九九、一八三	九九、一八三	―	一二八・一
一九三一―三二	二三八、一一	一四四、五四二	（二、八九八）	九九、一八三	九九、一八三	―	一二八・一
一九三二―三三	二三八、一一	一四四、五四二	（二、八九八）	九九、一八三	九九、一八三	―	一二八・一
一九三三―三四	二三八、一一	一四四、五四二	（二、八九八）	九九、一八三	九九、一八三	―	一二八・一
一九三四―三五	二三八、一一	一四四、五四二	（二、八九八）	九九、一八三	九九、一八三	―	一二八・一
一九三五―三六	二三八、一一	一四四、五四二	（二、八九八）	九九、一八三	九九、一八三	―	一二八・一

一九二二―二三	三一四七一〇	(三四四二五一)	(三四四二〇)	(三四四二〇)	(三四四二〇)	(三四四二〇)	(三四四二〇)	(三四四二〇)	(三四四二〇)	(三四四二〇)	(三四四二〇)
一九二三―二四	三五一四一三	(四九八六一)	(四三九二)	(四三九二)	(四三九二)	(四三九二)	(四三九二)	(四三九二)	(四三九二)	(四三九二)	(四三九二)
一九二四―二五	三七二四五〇	一六九二七〇	一六九二七〇	一六九二七〇	一六九二七〇	一六九二七〇	一六九二七〇	一六九二七〇	一六九二七〇	一六九二七〇	一六九二七〇
一九二五―二六	四一二六一〇八	一八一三七七	一八一三七七	一八一三七七	一八一三七七	一八一三七七	一八一三七七	一八一三七七	一八一三七七	一八一三七七	一八一三七七
一九二六―二七	四三五七八六	一九六一五一〇	一九六一五一〇	一九六一五一〇	一九六一五一〇	一九六一五一〇	一九六一五一〇	一九六一五一〇	一九六一五一〇	一九六一五一〇	一九六一五一〇
一九二七―二八	四七七一三五四	(一〇六五四)	(七七一七)	(七七一七)	(七七一七)	(七七一七)	(七七一七)	(七七一七)	(七七一七)	(七七一七)	(七七一七)
一九二八―二九	四四二一六五〇	二〇四一〇八一	一八九一七九〇	一八九一七九〇	一八九一七九〇	一八九一七九〇	一八九一七九〇	一八九一七九〇	一八九一七九〇	一八九一七九〇	一八九一七九〇
一九二九―三〇	四二六五三八	二〇六七一三	(一一四四四)	(一一四四四)	(一一四四四)	(一一四四四)	(一一四四四)	(一一四四四)	(一一四四四)	(一一四四四)	(一一四四四)
一九三〇―三一	三二四一一六	一五五〇〇九	(七〇三四)	(七〇三四)	(七〇三四)	(七〇三四)	(七〇三四)	(七〇三四)	(七〇三四)	(七〇三四)	(七〇三四)
一九三一―三二	二四二〇四一	九九、九〇九	(一六六〇)	(一六六〇)	(一六六〇)	(一六六〇)	(一六六〇)	(一六六〇)	(一六六〇)	(一六六〇)	(一六六〇)
一九三二―三三	二三七〇四一	八九、四九九	(四、六六二)	(四、六六二)	(四、六六二)	(四、六六二)	(四、六六二)	(四、六六二)	(四、六六二)	(四、六六二)	(四、六六二)
一九三三―三四	二七九七一一	九二、九六三	(一、二三六)	(一、二三六)	(一、二三六)	(一、二三六)	(一、二三六)	(一、二三六)	(一、二三六)	(一、二三六)	(一、二三六)
一九三四―三五	二七四三二二	一〇二、七二七	(一、九六八)	(一、九六八)	(一、九六八)	(一、九六八)	(一、九六八)	(一、九六八)	(一、九六八)	(一、九六八)	(一、九六八)
一九三五―三六	二六八一三六	一〇八、七五四	四九、四六四	四九、四六四	四九、四六四	四九、四六四	四九、四六四	四九、四六四	四九、四六四	四九、四六四	四九、四六四

（備考）一九一九―二〇年以前は盤谷港係數のみ。

國產品輸出額との比率を示せるものである。

尙當國の再輸出品は凡て委託品の積戻及賣殘品の返途であるが故に、輸入に對する輸出の割合は輸入總額より再輸出額を控除したるものと、

右は銖貨に依る趨勢を示したもので、之を舊米弗に換算してその趨勢を見れば次の如くである。

舊米金弗換算暹羅輸出入額表

單位＝百萬舊米金弗　出所＝國際聯盟統計年鑑

摘要	一九一三	一九二六―二七	一九二七―二八	一九二八―二九	一九二九―三〇	一九三〇―三一	一九三一―三二	一九三二―三三	一九三三―三四	一九三四―三五	一九三五―三六
輸出	四三・〇	八四・〇	一〇四・〇	一〇九・〇	九三・九	九八・一	九四・七	三七・九	四二・七	三九・四	三九・四
輸入	三三・〇	六九・〇	七四・〇	七九・〇	六七・一	六四・一	四〇・四	二八・五	二六・六	二六・四	二六・四
總額	七六・〇	一五三・〇	一七八・〇	一八八・〇	一六〇・〇	一五九・〇	八九・〇	六四・八	六九・三	六九・三	六九・三

右に依て見れば、一九二八―二九年を最高とし、以後漸落して一九三三―三四年に最低を示してゐるが、之は一九三二年五月に於け金本位停止に依る銖貨下落及世界物價指數低下に基くもので、貿易數量は一九三〇―三一年を別とすれば、逐年膨脹して居り、一九三二―三三年竝にその次年の如きは一九二九―三〇年に比して三二%方の增加を見せてゐる。

當國は其他の南洋諸國と同樣に食料又は原料品を輸出し、製品を輸入する農業國で、政府は近來國內工業を保護奬勵しつゝあるが、未だ精米業、製材業の如き重要輸出品の商品化工業の外は、國內需要の一部を充足しつゝある麥酒・セメント・燐寸の三種に於て稍見るべきものある以外には殆ど何物も存在せずと稱して大過なき狀態である。從て暹羅市場に於て需要せらるゝ各種

各樣の製造品は其の殆ど全部を外國よりの輸入に俟つもので約六〇%を占めてゐる。殊に當國の輸出貿易は從來著しく米に偏し、以前は八割近い高率を示したのであるが、近來錫鑛業と護謨栽培の發達に依り米の占むる部分は稍低下したが、其他の食料品を加へた輸出額は尙六割を超え、一方、製造品の輸出は近來一%內外の少額に過ぎぬ。

類別輸出入額表

單位＝千銖　出所＝暹羅貿易年報

類別	一九三〇―三一 價額	(%)	一九三一―三二 價額	(%)	一九三二―三三 價額	(%)	一九三三―三四 價額	(%)	一九三四―三五 價額	(%)	一九三五―三六 價額	(%)
輸入												
生動物	一三一	〇・一	三〇	—	三〇	—	三一	—	三一	—	三一	—
原料品	一七、一九一	一一・一	一三、三〇三	一三・三	一四、九五八	一三・七	一三、四一三	一三・三	一三、九五八	一三・七	一四、九五八	一三・七
飲食料品	三〇、〇九八	一九・四	一九、〇八〇	一九・一	一七、一三〇	一七・三	一六、〇一一	一五・七	一七、一三〇	一七・三	一七、一三〇	一七・三
製造品	九八、五四五	六三・五	六一、四二八	六一・一	五九、五四二	五九・三	七二、五七四	六七・二	七六、六六二	七六・四	七六、六六二	七六・四
阿片	三、四九七	二・二	三、三二八	三・三	—	—	—	—	—	—	—	—
金箔・地金銀・正貨	五、五四八	三・六	二、七三〇	二・七	一、八〇六	一・七	一、二三六	一・一	一、九六二	一・八	一、九六二	一・八
計	一五五、〇〇九	一〇〇・〇	九九、九〇九	一〇〇・〇	一〇四、七二六	一〇〇・〇	一〇八、七五四	一〇〇・〇	一〇八、七五四	一〇〇・〇	一〇八、七五四	一〇〇・〇
輸出												
生動物	四、〇五五	二・五	一、八五九	一・三	二、九〇六	二・二	一、三四八	〇・八	一、九七九	一・三	一、九七九	一・三
飲食料品	一〇、六二七	六八・五	八二、九九七	六一・八	七九、一四八	六〇・九	九九、二八二	九六・八	九九、二八二	九六・八	九九、二八二	九六・八
原料品	三九、九七一	二五・〇	二四、一二三	一八・〇	二七、五二〇	二一・二	三〇、一四八	二九・四	三〇、一四八	二九・四	三〇、一四八	二九・四
製造品	四、三五四	二・九	二、三七二	一・七	四、四九九	三・四	四、三七四	四・二	四、三七四	四・二	四、三七四	四・二
地金銀及正貨	一、六二八	一・〇	二、七一一	二・〇	一、七六七	一・四	一、九六八	一・九	一、九六八	一・九	一、九六八	一・九
再輸出	四、五六四	二・八	一三四、二〇七	九九・〇	一三四、二〇七	九九・〇	一〇一、七二六	九八・〇	一〇一、七二六	九八・〇	一〇一、七二六	九八・〇
計	一六、一五一・九	一〇〇・〇	一三四、二〇七	一〇〇・〇	一三四、二〇七	一〇〇・〇	一〇三、一四四	一〇〇・〇	一〇三、一四四	一〇〇・〇	一〇三、一四四	一〇〇・〇

次に當國貿易に於て注意さるべき事實は、輸出入共英帝國ブロックに著しく偏してゐることであるが、之は交通上の關係と資本的支配力に依るものと解釋される。然し新嘉坡、彼南及香港は何れも仲繼港であるからその點考慮さるゝ必要がある（「國別貿易の項」參照）。

尙、暹羅は貿易外勘定に於ては支拂勘定のみを有する爲、年々多額の出超をなして國際貨借を決算する一方、之を以て金銀及貨幣を輸入するのを立前とし、從て商品に於ては出超を、金銀に於ては入超を示すを例とした。然るに一九二九―三〇年以降商品出超額が減退したのが直接原因となつて、一九三一―三二年には遂に金銀の出超を見る奇現象を呈し、翌年五月金本位を停止し、爾後相當の商品出超を示しながら依然金銀出超の現象を續けてゐるが、之は暹羅の經濟界を支配せる華僑其の他外國商館の本國に對する送金がその一因をなしてゐると思はれる。

商品及金銀貿易尻表

	一九一三―一四	一九二七―一二八	一九二八―一二九	一九二九―一三〇	一九三〇―一三一	一九三一―一三二	一九三二―一三三	一九三三―一三四	一九三四―一三五	一九三五―一三六
一般商品	(十)二七、六七八	(十)七九、六四六	(十)六六、八五九	(十)七七、五六七	(十)九一三七	(十)一九、四四九	(十)一四、五三八	(十)三七、三七二	(十)五八、七九四	(十)四〇、七五九
地金銀及正貨	(一)二、九四七	(一)四、四五八	(一)四、一七五	(一)四、五〇七	(一)二、六二七	(十)一四、八五〇	(十)二三、四八七	(十)一三、七四四	(十)一一、一八三	(十)八、七五〇

二　輸出貿易

重要品の輸出狀況に就ては各章下に詳述したから、茲には重要品目の輸出額、類別輸出商品の各數量・價額及價格の推移指數を掲げ、大體の比較對照に資することゝする（重要物産の仕向地別輸出狀況に就ては當該「各産業の部」參照）。

重要品輸出額表

單位＝千錢　出所＝還羅貿易年報

品名	一九三〇―三一	一九三一―三二	一九三二―三三	一九三三―三四	一九三四―三五	一九三五―三六
米	一九三、〇三一 (一七、一一七、三五〇擔)	一九三、一三二 (一七、三〇〇、四五三擔)	一九三、三二一 (二七、八六七、二一〇擔)	一九三、三四一 (二七、七二一、五〇擔)	一九三、三五一 (二五、〇一九、七六六擔)	一九三、三六一 (二七、五六〇、七二五擔)
錫及錫鑛	一六、八五二、二八九	一三、四三五、一七七	四、九五〇、一七三	一九、〇九五、七五六	五三、三七五、一〇五	三、三二一、一〇五
チーク	九、七三八、二四四	四、九五〇、一七三	一、四四四、四四三	一、二六九、一四〇	一、二六九、一四〇	一、一一七、五六一
其他の木材	一、五八四、四〇八	一、四四四、四四三	五三八、一六七	四九、九〇〇	四九、九〇〇	三九、六六一
護謨・屑護謨及代用物	一、三一九、三九四	五三八、一六七	四九、九〇〇	一四九、九〇〇	一四九、九〇〇	二八、〇〇一
水牛	四八六、六七六	四九、九〇〇	一四九、九〇〇	四九、二六一	三四、七四三	三三、七四三
牛	八三一、三五六	一四九、九〇〇	四九、二六一	三四、七四三	三四、七四三	四四、七四三
家禽	一、一四四、一五一	四九、二六一	三四、七四三	一、一一八、一四七	一、一一八、一四七	一、一一八、一四七
豚	一、五九八、八四八	三四、七四三	一、一一八、一四七	五四四、一一五	五四四、一一五	四九八、三五九
ブラ	二、三二一、九九九	一、一一八、一四七	五四四、一一五	一、六四〇、一〇二	一、六四〇、一〇二	二五三、五一〇
コ	八五一、三六三	五四四、一一五	一、六四〇、一〇二	五四〇、〇八	五四〇、〇八	一、六四〇、一〇二
獸皮	二〇〇、四六五	一、六四〇、一〇二	五四〇、〇八	七七、七五一	七七、七五一	五四〇、〇八
鞣革	一四八、〇〇〇	五四〇、〇八	七七、七五一	九八、四〇〇	九八、四〇〇	七七、七五一
ルビー・サファイア（加工せざるもの）	九〇三、〇一〇	九八、四〇〇	九八、四〇〇	一八八、二〇六	一八八、二〇六	九八、四〇〇
ステイツクラック	六五七、二九三	一八八、二〇六	一八八、二〇六	三四五、〇九九	三四五、〇九九	一八八、二〇六
煙草	二四二、九三一	三四五、〇九九	三四五、〇九九	一四一、三一五	一四一、三一五	三四五、〇九九
松火及ダマール	八六二、五四一	一四一、三一五	一四一、三一五	一〇、一一八	一〇、一一八	一四一、三一五
乾淡菜（乾胎貝）		三六、七三七	一〇、一一八	三五、九二四	三五、九二四	一〇、一一八
魚	二、四八五、九二二	三五、九二四	三五、九二四	四、六七三、三七二	四、六七三、三七二	三五、九二四
青果	七五九、〇五一	四、六七三、三七二	四、六七三、三七二	二、八六一、六三九	二、八六一、六三九	四、六七三、三七二
葱	六三七、九二四	二、八六一、六三九	二、八六一、六三九	一二九、三六九	一二九、三六九	二、八六一、六三九
胡椒	三五九、五〇五	一二九、三六九	一二九、三六九	八、九〇〇	八、九〇〇	一二九、三六九
鹽	五四五、〇四八	八、九〇〇	八、九〇〇	一、六三〇、七〇二	一、六三〇、七〇二	八、九〇〇
砂糖	七四七、三二八	一、六三〇、七〇二	一、六三〇、七〇二	一、一九、六八一	一、一九、六八一	一、六三〇、七〇二
絹反物（黒）	一、四四	一、一九、六八一	一、一九、六八一	一四六、七五一	一四六、七五一	一、一九、六八一
其他の反物	六、一九、九六一	一四六、七五一	一四六、七五一	一四、三五五	一四、三五五	一四六、七五一
其他の商品	六、七三三、九八二	一四、三五五	一四、三五五	九八、四〇〇	九八、四〇〇	一四、三五五
內國品計	一五五、三一七、七二七	九八、四〇〇	九八、四〇〇	九〇三、〇一〇	九〇三、〇一〇	九八、四〇〇
再輸出品	四、五六三、九二三	九〇三、〇一〇	九〇三、〇一〇	一八八、二〇六	一八八、二〇六	九〇三、〇一〇
商品計	一五九、八八一、六五〇	一八八、二〇六	一八八、二〇六	三四五、〇九九	三四五、〇九九	一八八、二〇六
地金銀及正貨	一、六三七、二四一	三四五、〇九九	三四五、〇九九	一四一、三一五	一四一、三一五	三四五、〇九九
輸出總額	一六一、五一八、八九一	一四一、三一五	一四一、三一五	一〇、一一八	一〇、一一八	一四一、三一五
		一〇、一一八	一〇、一一八	三五、九二四	三五、九二四	一〇、一一八
		三五、九二四	三五、九二四	四、六七三、三七二	四、六七三、三七二	三五、九二四
		四、六七三、三七二	四、六七三、三七二	二、八六一、六三九	二、八六一、六三九	四、六七三、三七二
		二、八六一、六三九	二、八六一、六三九	一二九、三六九	一二九、三六九	二、八六一、六三九
		一二九、三六九	一二九、三六九	八、九〇〇	八、九〇〇	一二九、三六九
		八、九〇〇	八、九〇〇	一、六三〇、七〇二	一、六三〇、七〇二	八、九〇〇
		一、六三〇、七〇二	一、六三〇、七〇二	一、一九、六八一	一、一九、六八一	一、六三〇、七〇二
		一、一九、六八一	一、一九、六八一	一四六、七五一	一四六、七五一	一、一九、六八一
		一四六、七五一	一四六、七五一	一四、三五五	一四、三五五	一四六、七五一
		一四、三五五	一四、三五五	九八、四〇〇	九八、四〇〇	一四、三五五
		九八、四〇〇	九八、四〇〇	九〇三、〇一〇	九〇三、〇一〇	九八、四〇〇
		九〇三、〇一〇	九〇三、〇一〇	一八八、二〇六	一八八、二〇六	九〇三、〇一〇
		一八八、二〇六	一八八、二〇六	三四五、〇九九	三四五、〇九九	一八八、二〇六
		三四五、〇九九	三四五、〇九九	一四一、三一五	一四一、三一五	三四五、〇九九

れ、その種類も亦非常に多岐に亘り、從て首位を占むる綿絲布さへ總額の二〇%に過ぎぬ狀態である。又特記さるべきは、當國には米の外食料品の產出が少い爲食料品の輸入も著額に上り、製造品に亞ぐ重要輸入品となつてゐることである。

主要輸入品價額表

單位＝錄　出所＝羅羅貿易年報

品目	一九三〇—三一	一九三一—三二	一九三二—三三	一九三三—三四	一九三四—三五	一九三五—三六	五箇年平均
穀類	一、二〇九、三五〇	七三四、六一六	一二五、八九六	一、二〇七、八四〇	一、二〇九、八六〇	一、二〇七、八四〇	一、一〇九、三四三
砂糖	大、七九八、二五八	四、八九一、四三五	五、一七九、七六〇	一、八九一、六四七	二、一三八、七六四	二、五二〇、三九九	二、一七二、九一六
蔬菜	三、五三三、七〇七	二、一三八、七六四	二、五二〇、三九九	二、五二四、三九九	二、五二四、三九九	二、五二四、三九九	二、四一九、三九九
罐詰ミルク	二、九九七、二三〇	二、五二四、三九九	二、一九二、九四八	一、九五三、五四六	一、九五九、四一一	九五三、五八九	一、八五二、四四四
罐詰及其他の魚類	一、九一四、四六八	八一八、二二四	九五九、四一一	九二四、〇五二	九二四、〇五二	九二四、〇五二	九二四、〇五二
穀粉	一、二四四、七四〇	九二四、〇五二	九二四、〇五二	九二四、〇五二	九二四、〇五二	九二四、〇五二	九二四、〇五二
茶	七二一、六八一	九二四、〇五二	九二四、〇五二	九二四、〇五二	九二四、〇五二	九二四、〇五二	九二四、〇五二
罐詰及罐詰以外の果實	五三六、五三四	九二四、〇五二	九二四、〇五二	九二四、〇五二	九二四、〇五二	九二四、〇五二	九二四、〇五二
藥味料	四七五、九二〇	九二四、〇五二	九二四、〇五二	九二四、〇五二	九二四、〇五二	九二四、〇五二	九二四、〇五二
其他食料品及非酒精飲料計	二、七、〇九九、七〇五	一、七八二、〇、八〇〇	一、八〇、九九九、七〇七	一、九六、〇九九、九七七	一、九六、〇九九、九七七	一、九六、〇九九、九七七	一、九六、〇九九、九七七
サロン	一、〇六五、四四四	五六一、九七〇	五六一、九七〇	五六一、九七〇	五六一、九七〇	五六一、九七〇	五六一、九七〇
金巾	大、八四四、五五五	四四二、八、九六	四四二、八、九六	四四二、八、九六	四四二、八、九六	四四二、八、九六	四四二、八、九六
プランケット	一、二〇〇、一六一	六八五、一一一	五〇九、八二一	五〇九、八二一	五〇九、八二一	五〇九、八二一	五〇九、八二一
ヴオイル	九、八〇四、九五一	三三、三一〇	七七、三七七	七七、三七七	七七、三七七	七七、三七七	七七、三七七
其他綿織製品計	一、九、五三四、九九二	五、四四〇、九〇六	九、九三九、四三一	九、九三九、四三一	九、九三九、四三一	九、九三九、四三一	九、九三九、四三一
燈油	五、四三六、六八三	四、九五四、二三七	一、九二四、二一五	一、九二四、二一五	一、九二四、二一五	一、九二四、二一五	一、九二四、二一五
ベンヂン	四、九五四、二三七	一、七三四、二七九	八六〇、二五二	八六〇、二五二	八六〇、二五二	八六〇、二五二	八六〇、二五二
液體燃料	一、七三四、二七九	八六〇、二五二	大四四、八七二	大四四、八七二	大四四、八七二	大四四、八七二	大四四、八七二
潤滑油	八六〇、二五二	大四四、八七二	一、二三九、九二六	一、二三九、九二六	一、二三九、九二六	一、二三九、九二六	一、二三九、九二六
鑛油計	大四四、八七二	一、二三九、九二六	四、四七二、四九九	四、四七二、四九九	四、四七二、四九九	四、四七二、四九九	四、四七二、四九九
電鍍板(平及波)	一、二三九、九二六	四、四七二、四九九	一、五四六、八八八	一、五四六、八八八	一、五四六、八八八	一、五四六、八八八	一、五四六、八八八
弦鋼鐵器	四、四七二、四九九	一、五四六、八八八	四三六、四三三	四三六、四三三	四三六、四三三	四三六、四三三	四三六、四三三
鐵・鋼條及片	一、五四六、八八八	四三六、四三三	五八〇、四九一	五八〇、四九一	五八〇、四九一	五八〇、四九一	五八〇、四九一

品目	一九二九	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
	一一四	一二〇	一三二	一三二	一三二	一三五	一三六
其他の鋼及鐵製品	五、六四〇、〇二七	三、五八九、五四五	三、六二四、四二二	三、四二九、六七五	三、四二九、六七五	三、四二九、六七五	三、四二九、六七五
其他の金屬製品	一、八六七、七八七	八五二、二四四	九三一、四四〇	八三三、八一四	八三三、八一四	八三三、八一四	八三三、八一四
金屬製品計	一、一、九二九、四三九	七二、二四四、九二五	七二、二四四、九二五	八三三、八一四	八三三、八一四	八三三、八一四	八三三、八一四
機械	五、四七四、四五〇	二、九五七、一九〇	二、四五五、〇一五	二、四五五、〇一五	二、四五五、〇一五	二、四五五、〇一五	二、四五五、〇一五
煙草	七、五九三、五九七	四、八三二、二〇一	四、八三二、二〇一	四、八三二、二〇一	四、八三二、二〇一	四、八三二、二〇一	四、八三二、二〇一
ガンニー袋	三、四二七、三九四	三、六〇五、二二四	三、六〇五、二二四	三、六〇五、二二四	三、六〇五、二二四	三、六〇五、二二四	三、六〇五、二二四
絲	五、一五〇、〇五五	二、九、一四、八一	二、九、一四、八一	二、九、一四、八一	二、九、一四、八一	二、九、一四、八一	二、九、一四、八一
織物	三、七五一、六八五	一、六二、一四六	一、六二、一四六	一、六二、一四六	一、六二、一四六	一、六二、一四六	一、六二、一四六
絹織製品	四、二六一、七七九	一、六二、一四六	一、六二、一四六	一、六二、一四六	一、六二、一四六	一、六二、一四六	一、六二、一四六
電氣材料品(機械を含む)	一、四四七、一四七	一、四四七、一四七	一、四四七、一四七	一、四四七、一四七	一、四四七、一四七	一、四四七、一四七	一、四四七、一四七
紙	三、六五八、五七五	二、一四〇、三一八	二、一四〇、三一八	二、一四〇、三一八	二、一四〇、三一八	二、一四〇、三一八	二、一四〇、三一八
醫藥及賣藥	一、九九七、九七四	一、五二二、九一八	一、三二、九一八	一、三二、九一八	一、三二、九一八	一、三二、九一八	一、三二、九一八
護謨製品	一、三二、九一八	一、〇一一、〇四〇	一、〇一一、〇四〇	一、〇一一、〇四〇	一、〇一一、〇四〇	一、〇一一、〇四〇	一、〇一一、〇四〇
陶磁器	二、八、六五八、三九二	一、四三五、四四二	一、四三五、四四二	一、四三五、四四二	一、四三五、四四二	一、四三五、四四二	一、四三五、四四二
寶石(嵌入せざる)	一、四三五、四四二	一、四三五、四四二	一、四三五、四四二	一、四三五、四四二	一、四三五、四四二	一、四三五、四四二	一、四三五、四四二
其他の一般商品	八七、一四九、九〇九	一〇〇、六七五、四〇〇	一〇〇、六七五、四〇〇	一〇〇、六七五、四〇〇	一〇〇、六七五、四〇〇	一〇〇、六七五、四〇〇	一〇〇、六七五、四〇〇
累計	一、一二四、八七五	一、一二四、八七五	一、一二四、八七五	一、一二四、八七五	一、一二四、八七五	一、一二四、八七五	一、一二四、八七五
酒精飲料	四、〇六六、一〇九	三、四九七、一六五	三、四九七、一六五	三、四九七、一六五	三、四九七、一六五	三、四九七、一六五	三、四九七、一六五
阿片	九二四、二一五、二一	九二四、二一五、二一	九二四、二一五、二一	九二四、二一五、二一	九二四、二一五、二一	九二四、二一五、二一	九二四、二一五、二一
累計	一四九、四四二、三五八	一四九、四四二、三五八	一四九、四四二、三五八	一四九、四四二、三五八	一四九、四四二、三五八	一四九、四四二、三五八	一四九、四四二、三五八
地金銀及正貨	四、二六四、三六三	四九、二三五	四九、二三五	四九、二三五	四九、二三五	四九、二三五	四九、二三五
金	一、二八四、〇六六	三七、七一八	三七、七一八	三七、七一八	三七、七一八	三七、七一八	三七、七一八
總輸入高	一五五、〇〇八、八八七	一一、七三六、七二一	一〇、七三六、七二一	一〇、七三六、七二一	一〇、七三六、七二一	一〇、七三六、七二一	一〇、七三六、七二一

主要輸入品價格推移指數表

出所＝羅羅統計年鑑及貿易年報

品別	一九二九	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
	一一四	一二〇	一三二	一三二	一三二	一三五	一三六
(1)砂糖	四四四·九	一〇〇·〇	八八·一	六三·四	六三·四	五二·五	五四·五
(1)野菜	四〇·〇	一〇〇·〇	九二·〇	四九·七	三九·三	四二·三	四七·六
(1)罐詰ミルク	一一·〇	一〇〇·〇	九五·〇	八〇·〇	八〇·〇	七一·九	九九·三
※食料品	三七·六	一〇〇·〇	八三·八	五五·二	四九·八	四五·七	四九·〇
(2)金巾	不詳	一〇〇·〇	八四·二	五四·四	四七·四	四五·七	四九·〇
※綿織製品	大三·八	一〇〇·〇	八八·三	五四·〇	五二·二	五六·〇	五九·八
(3)燈油	不詳	一〇〇·〇	七五·二	五七·五	五〇·二	六一·八	六九·八
※ベンジン	不詳	一〇〇·〇	八四·七	五二·九	五九·一	七三·八	二五·五
※鑛油	一六·七	一〇〇·〇	八三·二	七一·九	六一·九	六四·三	八四·〇
(4)電鍍板	不詳	一〇〇·〇	五九·四	三九·五	三五·四	三三·四	八一·三

品別	日本	英領馬來	蘭領印度	香港	英國	英領印度	支那	獨逸	米國	和蘭	總輸入額
(1)砂糖	二四一・八	五四一・二	三・二	八・四	一・八	四四・九	一四五				四一〇五三・八二七
(1)野菜	二三六・四二	四七七・八	二七・八	五・三	七八四	三四四・八	四四五				一三九・五二
(1)罐詰ミルク	一・五五四・一五九	一三九・四八一	三四・九		一九・〇〇三	三四四・九	一〇三				三五三・三二七
※食料品	二・八一二・九五〇	二・六三五・六四一	三四五・三〇五五		一・五七八・一〇七	二一一・七六二	一〇三九・三一				四九八・八五五
(2)金巾	二・三〇二・七六一	二・八三六・八九二	一〇三九・三六一		一・五六七	一一・九二三	二八九・一二				二八九・五一八
※綿織製品	五四・五〇三	三・七八八・一七三	七・二四九・四五七		一・三五〇・〇五五	二一八・九一二	四一五・三八〇				八八六・九四三
鐵	二・二〇三・六五七	一九五・八二一	三三一〇・一三		三三〇二・八七四	三九・八六	五七五六				二・五四七・三五一
(4)電鍍板	四・五四六・八二七	二一一・六七八	三三一〇・一三		三三〇二・八七四	三九・八六	五七五六				二・五四七・三五一
※金屬製品	九三〇〇四	一・八三・七八三	七六・八五五		一・二四〇	六二・三二七	一〇二・五七				九七七・四四四
機械	五	四二・二〇四六	三一九・一八九		四・一四二・一一	五四・一二〇五	三八・三三				四二・六
煙草		二・五七六・四三六	四・一五		一						一・三五・〇
ガンニー袋	一	四八九・八七二	一・一五六・五八九								
織絲	九七〇・一五	四八九・九三一	四・七五六								
車輛	八八八・四三	七八六・九三一	一七七・一〇七								
絹織製品	一三九・一五六	五〇・一八一	八四六・〇七								
電氣材料(機械を含む)	二七五・〇一二	二三三・五二五	六〇三八								

（註）※夫々(1)・(2)・(4)を含む。

四　國別貿易

遷羅はその位置が世界の公道に沿はぬ爲輸出の七〇%乃至七五%、輸入の三〇%乃至三五%は新嘉坡及香港と貿易され、その殆ど全部は右兩港にて仲繼さるゝものである。一九三〇―三一年度以來遷羅政府は右兩港よりの盤谷輸入品に原產國證明書を要することゝ定めた爲、茲四箇年は右兩港の仲繼內容が判明するに至つた。その內香港からの輸入は其の全部が盤谷港への輸入であつて、從て香港からの輸入は其の全部に就て原產地を明にする事が出來るが、新嘉坡からのものは南遲半島地方への輸入もあるので、此の部分に就ては原產地が明にされて居らぬ。然し此の部分は少額であつて、新嘉坡から

遷羅への輸入は總額の大體一割見當である。故に香港及新嘉坡からの輸入額を原產地別に夫々加算すれば、大體に於て遷羅の原產國別輸入額の比較が出來る。故に茲には國別直貿易額及歩合表と右兩港の仲繼額を含む輸入額及歩合表を揭示してその推移を見ることゝする。

主要國別直輸出入價額及歩合推移表

單位＝千銖　出所＝遷羅貿易年報

	一九二二―二四 輸出	一九二二―二四 輸入	一九二七―二八 輸出	一九二七―二八 輸入	一九二九―三〇 輸出	一九二九―三〇 輸入	一九三三―三四 輸出	一九三三―三四 輸入	一九三四―三五 輸出	一九三四―三五 輸入	一九三五―三六 輸出	一九三五―三六 輸入
日本 額	四、四二一	二・六	一四、〇七七	六・一	一六、六四八	一九、九二七	一四、一六四	一四、六四八	九四、〇五五	一九、六四八	一三、一二六	二七、八八三
日本 %	二・六		一・五		一・五		一・五		〇・五		一・五	二・五
香港 額	三、四三一	七九、六九八	三七、九〇一	六九、二一六	三、八三六	八六、三七九	三、八三六	八六、三七九	二、七四〇	七六、八五五	二、五四五	八八、八五四
香港 %	三・〇	四六・五	三・四	四・一	三・四	四・三	三・四	四・三	二・四	四・三	二・四	四・三
支那 額	一、三六一	二、六六〇	二、二六一	三、一	一、三六一	二、六六〇	一、三六一	二、六六〇	一、三六一	二、六六〇	一、三六一	二、六六〇
支那 %	一・二	一・二	二・〇	〇・一	一・二	一・二	一・二	一・二	一・二	一・二	一・二	一・二
佛領印度支那 額	八六五	一、四六三	一、一八六	一、三〇	二、三〇	一、四六三	二、三〇	一、四六三	二、三〇	一、四六三	二、三〇	一、四六三
佛領印度支那 %	〇・五	〇・一	〇・四	〇・一	二・〇	〇・一	二・〇	〇・一	二・〇	〇・一	二・〇	〇・一
英領馬來 額	五六、四七五	一二、四一三	一四三、六九六	一六・五	一二三、九七五	一四一、〇三八	一二三、九七五	一四一、〇三八	一二三、九七五	一四一、〇三八	一二三、九七五	一四一、〇三八
英領馬來 %	三二・九	一・六	五八・〇	一・九	四〇・一	一・六	四〇・一	一・六	四〇・一	一・六	四〇・一	一・六
蘭領印度 額	五八、八〇一	一二、一四一	一四、〇一一	一、六一	一四、〇一一	一、六一	一四、〇一一	一、六一	一四、〇一一	一、六一	一四、〇一一	一、六一
蘭領印度 %	三三・四	一・四	五・九	〇・一	四・九	〇・一	四・九	〇・一	四・九	〇・一	四・九	〇・一
英領印度 額	一三、七四九	一〇一	一九、一五八	一四〇	一九、一五八	一四〇	一九、一五八	一四〇	一九、一五八	一四〇	一九、一五八	一四〇
英領印度 %	七・七	〇・一	七・九	〇・一	七・九	〇・一	七・九	〇・一	七・九	〇・一	七・九	〇・一
比律賓 額	一一	一一	一三五	一、三三三	一三五	一、三三三	一三五	一、三三三	一三五	一、三三三	一三五	一、三三三
比律賓 %	〇・〇	〇・〇	〇・一	一・三	〇・一	一・三	〇・一	一・三	〇・一	一・三	〇・一	一・三
英國 額	一、〇八一	一一、三五九	一、一八〇	一一、九六四	一、一八〇	一一、九六四	一、一八〇	一一、九六四	一、一八〇	一一、九六四	一、一八〇	一一、九六四
英國 %	〇・八	一・一	〇・八	一・一	〇・八	一・一	〇・八	一・一	〇・八	一・一	〇・八	一・一
和蘭 額	九六	一、〇一一	一、一二六	一、〇一一	一、一二六	一、〇一一	一、一二六	一、〇一一	一、一二六	一、〇一一	一、一二六	一、〇一一
和蘭 %	〇・一	一・〇	〇・一	一・〇	〇・一	一・〇	〇・一	一・〇	〇・一	一・〇	〇・一	一・〇
佛蘭西 額	一、三五四	一、三五四	一、三五四	一、三五四	一、三五四	一、三五四	一、三五四	一、三五四	一、三五四	一、三五四	一、三五四	一、三五四
佛蘭西 %	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一
瑞西 額	四五九	一、六九八	一、〇一一	一、六九八	一、〇一一	一、六九八	一、〇一一	一、六九八	一、〇一一	一、六九八	一、〇一一	一、六九八
瑞西 %	〇・三	一・一	〇・九	一・一	〇・九	一・一	〇・九	一・一	〇・九	一・一	〇・九	一・一
丁抹 額	一、五八	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一	一、〇二一
丁抹 %	一・二	一・五	一・二	一・五	一・二	一・五	一・二	一・五	一・二	一・五	一・二	一・五

| | | |

向上の路を辿つてゐる。唯、一九三三―三四年に於て香港への輸出は異常なる増加を示して二七%に上り、英領馬來は反對に衰退して五〇%に低下した。

英領馬來よりの輸入額の約六二%（最近三箇年平均）は新嘉坡より仕出され、殘餘の大部分は彼南より仕出される。香港及英領馬來は、暹羅總輸入額の三〇―四〇%を供給するのであるが、その殆ど全部は各地よりの仲繼である。輸出の場合と反對に、暹羅の輸入總額に對する香港よりの輸入額歩合は變動が少く、大戰前の一六%より一九二三―二四年には二四%に增進し、爾後は落勢を辿り、一九三五―三六年度は九%弱を占むるに過ぎぬ。英領馬來よりの輸入額は可なり變動があり、戰前の一七%が戰後の一九二三―二四年に至つて一六・五%となり、最近は增大の傾向を辿り、一九三五―三六年は一二%となつてゐる。大戰後に香港が著しく增進し、英領馬來の減退せるは、前者は大戰を轉機として進出せる日本・支那・米國の商品を、後者は歐洲品を多分に仲繼せる爲であるが、近來日本商品は直接暹羅へ仕向けらるゝものが多い爲、香港の位置が再び低下する傾向を生ぜるものである。

盤谷輸入品香港及新嘉坡仲繼狀況表

單位‖千銖　出所‖暹羅貿易年報

國別		一九三〇―三一	一九三一―三二	一九三二―三三	一九三三―三四	一九三四―三五	一九三五―三六
日本	香港	五、五九九	四、五二一	三、三六四	四、三六六	五、七六一	一、三三六
	新嘉坡	四五二	五四一	一、七三八	一、八四八	一、三五五	一、八一五
支那	香港	二〇、〇九三	九二	八二	一三、九四八	二、三〇五	二、四四四
	新嘉坡	三四六	九二	八四七九	五	二、三〇五	二、四四四
蘭領印度		六四	三五	八	一	一	五
佛領印度支那		一、四九四	三五	三、二六二	一三	一、八三四	一、三四一
英領印度		一	一、九〇八	一	三三	一	五
英國		四三五	一、二〇七	一、二五一	三三	一、八三四	一、三四一
米國		一、八五一	一、七三三	一、三四四	一、五一五	一、二四一	三三三
原產國不明		五八四	二、九三〇	九二	一、五一三	八四一	九四五
其他		四九八	一、〇九八	一、〇五八	不明	一、二四七	三一五
仲繼額總計		三〇、六二〇	一二、〇六三	一、七四九	一、七七〇	七三	一三五
仕出額總計		三〇、六二〇	一三、九八九	一、八〇六九	八、九〇八	一五、三七九	一三、七九
日本の地位		第二位	第五位	第二位	第五位	第二位	第二位
		第三位	第二位	第三位	第二位	第二位	第三位

（備考）一九三四・三五年は「海外經濟事情」に據る。

六　對日本貿易

日暹貿易の過去を顧る場合、我が國は永年入超の立場にあつた。一八九六年以來四十年間に於て我が國が出超を記錄されてゐるのは、一九一八年、一九二〇年及一九三三年以後のことに過ぎず、出超に轉換したのは極めて最近の事であるが、之は從來暹羅よりの輸入額中九割を占めてゐた米の輸入が一九三三年十月以後禁止されたが爲と、他面、工業の急速なる發達に依て良品廉價の邦品が遽に進出を初めた事情に依る。最近に於ける日暹貿易の推移を示せば次の如くである。

日暹貿易推移考察表

年度	對日本總貿易額	總貿易額に對する割合 %	日本への輸出		總輸出額に對する割合 %	日本よりの輸入		總輸入額に對する割合 %	差額	
一九三〇―三一	二五、九五	八・二	臺灣	八、二八九	二五・二	臺灣	一七、五〇六	一一・三	(―)	九、三一七
			朝鮮	(一)		朝鮮	(一)			
一九三一―三二	一六、四八三	七・〇	臺灣	八、〇一二	一五・一	臺灣	八、四七一	八・四	(―)	四、〇五〇
			朝鮮	(一)		朝鮮	(一)			
一九三二―三三	二二、〇一一	九・〇	臺灣	九、〇九九	一七・九	臺灣	一二、九一二	一四・五	(―)	三、八一三
			朝鮮	(七)		朝鮮	(五)			
一九三三―三四	一七、三四九	七・三	臺灣	七、五一三	一三・〇	臺灣	一三、〇七七	一四・二	(―)	八、八四五
			朝鮮	(一)		朝鮮	(一)			
一九三四―三五	二六、七〇一	九・七	臺灣	九四一	二五・三	臺灣	二四、八一九	二四・八	(―)	二四、八一九
			朝鮮	(一)		朝鮮	(一)			
一九三五―三六	三一、〇五八	一二・六	臺灣	九、三五二	二五・六	臺灣	二四、五四六	二四・七	(―)	二四、五四六
			朝鮮	(四三)		朝鮮	(一)			

對日本重要品別輸出入額表

A　輸　入

品別	一九二九―三〇	一九三〇―三一	一九三一―三二	一九三二―三三	一九三三―三四	一九三四―三五	一九三五―三六
サロン更紗	五〇、六五〇	三一、七九五	三五、七七〇	三八、六三一	四一、九、六四九	四九、二、五六二	九四、八〇七
晒金巾	二六四、三九七	三一、三九七一	九四、八〇七	一、三七〇、六六	一、三七〇、六六	一、三七〇、六六	二六八、二六八
生金巾	三九、五〇八	一四八、九〇六	二六八、二六八	九、一〇三	四七、四七四	五七、六六二	四七、四七四
色金巾	二六九、四七四	九六、一〇三	四七、四七四	四三六、三七一	九四、一一九	九四、一一九	一五八、四三七
緋金巾	九五、二三〇	六〇、二三〇	一五八、四三七	一九四、二四五	一六四、四五七	一六四、四五七	四五、五八六
紋織及柄物人絹布(1)	一六八、三七五	二五、五六〇	四五、五八六	六三、一五五	六三、〇四〇	六三、〇四〇	一五六、七五〇
綿及絹柄物	二五五、五五九	八四、七三三	六三、〇四〇	一八、一五八	一六五、七四九	一六五、七四九	八〇、八四三
細綾綿布	二九三、五五九	二三一、四一四	一八、一五八	二三三、八七四	二三三、八七四	二三三、八七四	一一五、八七四
無地人絹布(1)	八七三、二三五	一〇、九〇一	二三三、八七四	一、五三七、一七六	一、七三九、二六〇	一、七三九、二六〇	四七〇、一四一
其他の綿反物	一〇、九〇一	一六六、九四八	一、五三七、一七六	一、九八〇、〇三四	一、三三一、三一六	一、三三一、三一六	三三〇、二一九
綿ブランケット	一五九、八二九	四一三、七三四	一、九八〇、〇三四	七九〇、八八八	七九〇、八八八	七九〇、八八八	四九、八二〇

浴巾	一九三、一三五	一三五、二五九	四三六、三〇五	三一七、六四〇	二九八、五〇六	六一、九四	二三四、一六六
其他の綿織製品	五三一、五五一	三五四、二一六	三、八七三、九七九	四四、六二、六三二	二、四二七、六三二	一二六、五四二	一五八、八一四
綿織製品計	六、六三六、四五一	四、一六九、四六七	一、三六五、三九四	七、四二七、九〇〇	一、六五三、〇九一	一、二〇七、五二四	四、五四一、二四五
電・鍍板(平及波)	三、〇一二、〇三六	二、一二五、五一五	一、五〇四、〇九九	一、六五四、〇二二	一、三〇〇、三五七	一、三五〇、九二九	一、五五〇、三九九
琺瑯製品	九七六、七八〇	四三六、三七七	五四七、三八七	五三六、九五七	四三、三五七	一、二四一、一四四	一、三四一、一四五
其他の鋼及鐵製品	五五、三七八	一二七、三〇四	五六四、七八二	五四、三七八	一、二七三、〇四	二、四四一、一九〇	二、一七九、一四五
其他の金屬製品	二三九、九五一	一、六二、一四四	八二〇、二〇一	一、九七、九三八	一、六二、一四四	六六三、二四九	九四、五八一
金屬品計	四、二七四、一四五	二、八四一、一九〇	一、九七、三二九	三、五一三、三八〇	三、〇四九、九五六	四、五四六、六二七	二一、八四三、二
魚類	一、五〇、九二九	九四、五八一	二一四、七九九	二一、八四三、二	四三、七四〇、九	四、五四六、六二七	三二、八四三、二
其他の食料品	二一四、七九九	一九、一三七四	三〇四、一八七	三三、三二〇	一九八、六四六	四三〇、八七〇	三、八四三、二
護謨製品	一九、一三七四	三〇四、一八七	一九八、六四六	四三〇、八七〇	二九七、七四〇	一九、四三一	一、九四三、二
陶磁器	三〇四、一八七	一九八、六四六	四三〇、八七〇	四一八、三四一	一〇、八二五	一、九四三、二	一、九四三、二
電氣材料(機械を含む)	一九八、六四六	四三〇、八七〇	四一八、三四一	一〇、八二五	一、九四三、二	一、九四三、二	一、九四三、二
硝子製品	四三〇、八七〇	四一八、三四一	一〇、八二五	一、九四三、二	一、九四三、二	一、九四三、二	一、九四三、二
帽子類	四一八、三四一	一〇、八二五	一、九四三、二	一、九四三、二	一、九四三、二	一、九四三、二	一、九四三、二
皮革及同製品	一〇、八二五	一、九四三、二	一、九四三、二	一、九四三、二	一、九四三、二	一、九四三、二	一、九四三、二
醫藥及賣藥	二七七、九六四	一、九四三、二	一、九四三、二	一、九四三、二	一、九四三、二	一、九四三、二	一、九四三、二
(朝鮮)	三三、六四七	一、九四三、二	一、九四三、二	一、九四三、二	一、九四三、二	一、九四三、二	一、九四三、二
紙	九四、四七七	一、九四三、二	一、九四三、二	一、九四三、二	一、九四三、二	一、九四三、二	一、九四三、二
絹織製品(2)	一、二九六、三九四	一、九四三、二	一、九四三、二	一、九四三、二	一、九四三、二	一、九四三、二	一、九四三、二
玩具	一五八、七五四	一、九四三、二	一、九四三、二	一、九四三、二	一、九四三、二	一、九四三、二	一、九四三、二
綿絲	二一六、八一四	一、九四三、二	一、九四三、二	一、九四三、二	一、九四三、二	一、九四三、二	一、九四三、二
麥酒其他の酒性飲料	三七、一四七	一、九四三、二	一、九四三、二	一、九四三、二	一、九四三、二	一、九四三、二	一、九四三、二
其他	一、七一三、五五〇	一、九四三、二	一、九四三、二	一、九四三、二	一、九四三、二	一、九四三、二	一、九四三、二
總計	一六、九八一、六三八	一、九四三、二	一、九四三、二	一、九四三、二	一、九四三、二	一、九四三、二	一、九四三、二

(註) (1)一九三五・三六年度には人絹製品中に掲出されし居るも、本表に於ては從前との比較の便宜上從來通りとした (2)一部製品中に人絹を含む。

B 輸出

品名	一九二九―三〇	一九三〇―三一	一九三一―三二	一九三二―三三	一九三三―三四	一九三四―三五	一九三五―三六
普通一等米	三、一四三、九九九	七八五、五五三	一八	九、三四四	六九	六五三	一八
(臺灣)	三、一四三、九九九	七八五、五五三	一八	九、三四四	六九	六五三	一八

單位＝錢

白糯米	七九九、四三四	五一二、五一七	一六七三	一六、四四九	二五九、九六四	二三四、一六六	三一七、六四〇
其他の白米	一二二、八三七	一五、一九九	一、三四〇、九七〇	一、三四〇、九七〇	一、三四〇、九七〇	一、三四〇、九七〇	一、三四〇、九七〇
白米計	四〇六、四三〇	四〇六、四三〇	四〇六、四三〇	四〇六、四三〇	四〇六、四三〇	四〇六、四三〇	四〇六、四三〇
(臺灣)	四〇六、四三〇	四〇六、四三〇	四〇六、四三〇	四〇六、四三〇	四〇六、四三〇	四〇六、四三〇	四〇六、四三〇
白碎米A1	一、三八九、二二四	三三五、八三六	二、一八五、六四二	一〇六、〇三三	二五、九五三	七九、〇一九	一、四七五、八一〇
同C1	七七二、九五九、七六	四一、一八五、六四二	一〇六、〇三三	二五、九五三	七九、〇一九	一、四七五、八一〇	三三、六七三
(臺灣)	四一、一八〇	一〇六、〇三三	二五、九五三	七九、〇一九	一、四七五、八一〇	三三、六七三	一、四七五、八一〇
(朝鮮)	七七、一五二)	二、九六、九九〇)	七九、〇一九)	一、四七五、八一〇)	三三、六七三)	一、四七五、八一〇)	三三、六七三)
同C3	七六〇、〇〇八	六六、四八五	—	五、〇〇〇	二、七二六	三九〇、三八三	一、九四七、九五六
白糯碎米	一、一三三、〇一三	九二四、三〇二	五、七七一、四五三	一、九四七、九三八	一、九四七、九三八	一、九四七、九三八	一、九四七、九三八
白碎米計	一〇、四八九、九一一	五、七七一、四五三	一、九四七、九三八	一、九四七、九三八	一、九四七、九三八	一、九四七、九三八	一、九四七、九三八
(臺灣)	四、一八〇)	一、九四七、九三八	一、九四七、九三八	一、九四七、九三八	一、九四七、九三八	一、九四七、九三八	一、九四七、九三八
(朝鮮)	七七、一五二)	四、七六〇、二四四	三、五二七、九七七	四九、五五二	一、九四四、九五六	一、九四四、九五六	一、九四四、九五六
米粟計	一四、五五三、三六一	一、九四四、九五六	一、九四四、九五六	一、九四四、九五六	一、九四四、九五六	一、九四四、九五六	一、九四四、九五六
(臺灣)	八九、〇四二)	一、九四四、九五六	一、九四四、九五六	一、九四四、九五六	一、九四四、九五六	一、九四四、九五六	一、九四四、九五六
(朝鮮)	七七、一五二)	一、九四四、九五六	一、九四四、九五六	一、九四四、九五六	一、九四四、九五六	一、九四四、九五六	一、九四四、九五六
チーク角材	六三二、七六六	四三七、一五四	一、九四四、九五六	一、九四四、九五六	一、九四四、九五六	一、九四四、九五六	一、九四四、九五六
同厚板	四四一、七二二	一四二、九九九	三四六、三九三	三四六、三九三	三四六、三九三	三四六、三九三	三四六、三九三
其他のチーク	一四二、九九九	五六、二四九	二三八、九八二	二三八、九八二	二三八、九八二	二三八、九八二	二三八、九八二
チーク計	一、二一七、四八六	八四〇、一八三	一、九六七	一、九六七	一、九六七	一、九六七	一、九六七
花梨	一一三、一三一	八三、三二九	四九、五二一	四九、五二一	四九、五二一	四九、五二一	四九、五二一
其他のチーク以外の木材	三七、六九四	三三、三三九	一、六、六八	一、六、六八	一、六、六八	一、六、六八	一、六、六八
チーク以外の木材計	一五〇、八三五	一、六、六八	九九、六〇〇	九九、六〇〇	九九、六〇〇	九九、六〇〇	九九、六〇〇
其他の商品	一五二、五七七	(朝鮮 一、七三〇)	(朝鮮 一、四五〇)	(朝鮮 一、四五〇)	(朝鮮 一、四五〇)	(朝鮮 一、四五〇)	(朝鮮 一、四五〇)
(朝鮮)	一、七三〇)	二一、五三〇	一九、八二一	一九、八二一	一九、八二一	一九、八二一	一九、八二一
再輸出品	二一、五三〇	(朝鮮 二四六)	八、一八八、七五五	八、一八八、七五五	八、一八八、七五五	八、一八八、七五五	八、一八八、七五五
(朝鮮)	(朝鮮 二四六)	一、六〇九、九〇〇九	四、二五三、三九九	四、二五三、三九九	四、二五三、三九九	四、二五三、三九九	四、二五三、三九九
總計	一、六〇九、九〇〇九						

遥羅の輸出貿易に於ける日本の地位は大戰後多少增進したとは言へ、一九三一―三二年に於て六%前記日本が米の輸入を禁止した爲その翌年に於ては三%に減落、一九三四―三五年度に於ては〇・五%となつたが、一九三五―三六年に至つて特定用途に供する一定量の遥羅碎米の輸入を許可した爲二%と稍持直してゐる。然るに一方遥羅の輸入貿易の地位は順調なる發展を辿り大戰前には輸入額の僅々二%内外を占むるに過ぎなかつたのが、大戰後殊に最近の飛躍眼覺しく、一九三〇―三一年には仲繼品を含めて一一%餘に上り、一九三三―三四年には一五・八%を占め、一擧に支那、蘭領印度、英國を凌いで英領馬來に次ぎ、其の後更に躍進を續け、一九三五―三六年に於ては二五・六%を占めて、遂に遥羅輸入貿易界に君臨するに至つた。日本品が斯くの如き優勢の地位を占むる外國市場は其の例全く稀有であると考へられる。而も既述せる如く遥羅は今日猶原始産業國である爲日本商品にして遥羅國内の製造品と競爭の立場に立つべきものは僅かに二、三種に過ぎぬ。之は近隣の歐米諸國隷屬植民地に於て日本品が其の本國と競爭せざるべからざる困難な立場にあるのに比して多大の相違である。右二つの事情に依て遥羅に於ける日本商品進出の餘地は未だ尙大いに殘されてゐると言ふことが出來る。次に一九三四―三五年の遥羅市場に於て日本品が五〇%以上を占むる商品（A表）、一〇%以上五〇%以下を占むる商品（B表）を表示して、その趨勢を見ることゝする。

遥羅輸入市場に於ける邦品の地位考察表

A 五〇%以上を占むる商品

	一九三〇―三一		一九三一―三二		一九三二―三三		一九三三―三四		一九三四―三五		一九三五―三六		單位＝千銖 出所＝遥羅貿易年報
	價額	%	價額	%	價額	%	價額	%	價額	%	價額	%	
罐詰鰯	一六	—	二七	〇・六	二五	〇・六	一〇六	二・五	二一五	四・〇	三一〇	五・一	主要競爭國（供給額）
玩具	二三七	六〇	一四	六・六	一七	六・六	一五四	三・六	一五四	二・七	一五四	二・五	新嘉坡（四）
人絹製品	一、一三三	四〇一	五五八	九二・六	九二六	九二・六	二、三二五	五四・一	二、三二五	四二・五	二、三二五	三八・六	獨逸（七） 英國（五）
セルロイド製品	八一	二七	七六	四七	一〇二	四・七	一〇二	二・四	一〇二	一・八	一〇二	一・七	支那（九二） 英國（一二）
帽子	三一六	八〇	三一四	四六・一	四六・一	一〇・七	四六・一	一・〇	四六・一	〇・八	四六・一	〇・八	獨逸（九）
綿製品	七一三六	二、四一六	八、一四五	八、七九一	二、四一〇	二七・六	二、四一〇	二七・八	二、四一〇	二七・八	二、四一〇	二七・八	蘭印（四九） 支那（三四）
メリヤス製品	四二	二五	五〇	二三一	一八〇	四・二	一八〇	四・二	一八〇	三・〇	一八〇	三・〇	英國（八、七九一）
硝子製品（タイヤを除く）	三三七	一二六	二四九	二四六	三一九	四四四	三一九	四四四	三一九	四四四	三一九	四四四	支那（一、〇一三）
鰯以外の罐詰魚	二七三	一二六	三一九	二四八	四三	一・〇	四三	一・〇	四三	一・〇	四三	一・〇	英國（八）
麥酒	四二	一〇	二四	二四	一九二	二四七	一九二	二・四	一九二	二・四	一九二	二・四	支那（一、〇一三）
時計	一七	四	一七	大四	一五〇	一九二	一五〇	一九二	一五〇	一九二	一五〇	一九二	英國（八）
													支那（一、〇一三）
													英國（八）
													支那（一、〇一三）
													英國（八）
													支那（一、〇一三）
													英國（八）
													支那（一、〇一三）
													英國（八）
													支那（一、〇一三）
													英國（八）

一九三四―三五

品名	價額	%	主要競爭國（供給額）
自轉車及同部分品	三四	九・六	英國（一四六）
ラムプ及同部分品	六〇	四・二	彼南（一二九）
馬鈴薯	二	二	獨逸（一一四）
自轉車タイヤ	一九	一・七	支那（一七）
紙	一二七	一五〇	彼南（一一）
皮革及同製品	一三三	八二	佛國（二一一）
粗製陶器	一三一	大大	支那（諸威夫々（一〇六）
文房具	四四	一大	獨逸（一六五）
鐵製品	二、八五一	一、五五五	支那（七九） 新嘉坡（三〇） 英國（一四四）
絹製及綿製洋傘	二三〇	一五	支那（二八三）
茶	一三四	一二	彼南（三三〇）
洋灰	一五八	九	英國（一、一五〇、八）
刺繍及レース	一三	九	彼南（九四四）
毛製品	一三	五	支那（三七九）
喫烟用具	二九	一一	彼南（三〇）
石鹼	一三	七	丁抹（四九）
綿絲	三〇九	九九	英國（二五）
反物	三〇	一〇	支那（七九）

一九三四―三五

品名	價額	%	主要競爭國（供給額）
英國（四六）	四〇〇	一二・七	英國（一五九）
獨逸（一一四）	七九	二・五	獨逸（八六）
支那（一七）	一四	四・三	獨逸（二〇二）
佛國（二一一）	七九	二・五	支那（一七）
支那（諸威夫々（一〇六）	三五一	一一・五	獨逸（五八） 英國（三一）
獨逸（一六五）	一一五	三六・一	佛國（二一一） 獨逸（一八七） 支那（一八七） 諸威（一一一）
新嘉坡（一四）	一〇四	三・三	支那（八一） 英國（一七） 獨逸（二四） 新嘉坡（一六）
英國（七二）	八二	二・六	支那（二八七） 英國（四八）
獨逸（六四）	一二七	四・一	獨逸（六八） 英國（五七）
英國（一、一五〇、八）	四、四八八	一四・二	英國（一七五九） 獨逸（五〇六） 彼南（八五一） 獨逸（五九）
彼南（九四四）	八七	二・八	支那（五九） 獨逸（五九）
支那（三七九）	一八七	五・九	支那（三八五）
彼南（三〇）	九二	二・九	彼南（九二）
丁抹（四九）	四九	一・五	丁抹（五四） 英國（三一）
英國（二五）	三五	一・一	彼南（二六）
英國（四）	九	〇・三	英國（九）
英國（八七）	一二	三・九	英國（九三） 支那（二七）
支那（一〇）	一九	六・一	獨逸（一四）
獨逸（一七）	一〇	三・二	獨逸（一九）
蘭印（六四）	八八	二・八	蘭印（四七） 英國（三九）
英國（五二）	一四	四・六	支那（一四）
支那（一、〇一〇）（五九六）	一、四八三	四七・二	英國（一、〇一〇） 印度（三三六）
獨逸（六六）	一九	六・一	獨逸（六六）

B 四九%以下一〇%以上を占むる商品

品名	一九三〇―三一	一九三一―三二	一九三二―三三	一九三三―三四	一九三四―三五	一九三五―三六	單位＝千銖
毛ニツケル製品	四二	二二	四四	二七	三四	五八・三	支那（一五）
服飾品	三八	一四	三五	四七	四五	四七・二	獨逸（二八）
罐詰外以の魚	一五	六	一三	五九	四五	六四・一	英國（九） 新嘉坡（六）
	四五	一七	四八	四四	三四	三四・五	印度支那（一三八） 支那（五九）
	五四・〇	支那（一四）					
	五三・三	獨逸（一三）					
	五二・九	英國（七）					
	五二・三	印度支那（一一三） 支那（八三）					